官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一四）　三
○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（同一五）　四
○一時保護委託者の登録等に関する基準（同一六）　五〇
〔府令・省令〕
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　五三
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　五五
○特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学五）　五六
〔省　令〕
○統計法施行規則の一部を改正する省令（総務三七）　五七
○資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業四）　五八
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二）　六〇
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働四九）　六二
○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（同五〇）　六三
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産二一）　六五
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（同二二）　六七
○森林法施行規則の一部を改正する省令（同二三）　一二九
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（経済産業二五）　一三〇
○金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同二六）　一三二
○特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境六）　一三二
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一〇）　一三三
○防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を廃止する省令（防衛八）　一三四
〔法規的告示〕
○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示（文部科学六七）　一三四
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（厚生労働一二七）　一四一
○令和八年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（同一二八）　一四二
○健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十二号、厚生年金保険法施行規則第九条の六第三項第三十二号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程の一部を改正する件（同一二九）　一四三
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（農林水産四五）　一四三
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤の一部を改正する件（同四五五）　一四四
○飼料の公定規格の一部を改正する件（同四五六）　一四五
○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同四五七）　一四五
○農業保険法施行規則第四十条第一号の牛の出生後第五月の月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の年の末日前の日を定める件の一部を改正する件（同四五八）　一四六
○種畜の等級の判定基準を定める等の件の一部を改正する告示（同四五九）　一四七
○森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件（同四六〇）　一四九
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示（経済産業二七）　一五〇
○脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準の一部を改正する告示（同二八）　一五〇
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針（同二九）　一五〇

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示（**経済産業・国土交通**一）　二四

○旅客輸送密度及び旅客営業キロの算定に関し必要な事項を定める告示（**同**二）　二四

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（**国土交通**四二七）　二五

〔**その他告示**〕

○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（**金融庁・法務**一）　二五

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**一）　二六

○個人企業経済調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件（**総務**一二四）　二七

○経済センサス活動調査規則に基づき、調査票の様式を定める件（**総務・経済産業**一）　二九

○経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件（**同**二）　三八

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**二）　三八

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（**同**三）　三九

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（**同**四）　三一

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**五）　三四

○特定事業者責任比率の一部を改正する件（**同**六）　三六

○再商品化義務総量の一部を改正する件（**同**七）　三七

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**同**八）　三八

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**四六一）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（**経済産業・環境**三）　三三

○係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する告示（**海上保安庁**一一）　三五

府令

○内閣府令第十四号

保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第百条の二の二第一項及び第二項、第百八十六条第二項、第百九十三条の二第一項、第二百七十一条の二十一の三第一項、第二百九十条第一項第八号、第二百九十四条の四、第三百条第一項第五号及び第八号（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十条において準用する場合を含む。）、第三百一条各号、第三百一条の二各号、第三百三条並びに第三百四条並びに保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第三十九条の二及び第四十条の規定に基づき、並びに保険業法を実施するため、保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（保険業法施行規則の一部改正）

第一条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一編・第二編　略］	［第一編・第二編　同上］
第三編　保険募集	第三編　［同上］
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　保険募集人及び所属保険会社等	第二章　［同上］
第一節　保険募集人（第二百十二条の七―第二百十五条の四）	第一節　保険募集人（第二百十二条の七―第二百十五条の二）
第二節　［略］	第二節　［同上］
［第三章～第五章　略］	［第三章～第五章　同上］
［第四編・第五編　略］	［第四編・第五編　同上］
附則	附則
（人の重度の障害の状態）	（人の重度の障害の状態）
第一条の二の三　令第一条の六第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第一条の二の三**　令第一条の六第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）	（銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置）
第五十三条の三の三　保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八、第五十三条の十一第一項及び第五十三条の十三において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。	**第五十三条の三の三**　保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八及び第五十三条の十一第一項において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

（委託方針の策定）

第五十三条の十三　生命保険会社は、特定大規模乗合生命保険募集人（生命保険募集人のうち、二以上の所属保険会社等を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。第五十三条の十四の二第一項第一号及び第百三十三条の五第一項第一号において同じ。）に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が第二百十五条の三第一項に規定する額以上であることその他同条第二項各号のいずれか又は第三項の規定に該当するものをいう。以下同じ。）に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合生命保険募集人による保険募集の事業の規模を背景とする当該生命保険会社に対する影響力により当該生命保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、当該特定大規模乗合生命保険募集人から第二百十五条の四第一項第八号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合生命保険募集人への委託に関して方針を定めなければならない。

2　損害保険会社は、特定大規模乗合損害保険代理店（法第二百九十四条の四に規定する特定大規模乗合損害保険代理店をいう。以下同じ。）に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合損害保険代理店による保険募集の事業の規模を背景とする当該損害保険会社に対する影響力により当該損害保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、当該特定大規模乗合損害保険代理店から第二百二十七条の二十一第一項第五号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合損害保険代理店への委託に関して方針を定めなければならない。

（管理責任者の設置）

第五十三条の十三の二　生命保険会社は、特定大規模乗合生命保険募集人に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合生命保険募集人の業務の適切な運営を確保するため、当該特定大規模乗合生命保険募集人から第二百十五条の四第一項第八号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合生命保険募集人における法その他保険募集に係る法令等（法令又は法令に基づく行政官庁の処分をいう。次項において同じ。）の遵守状況を検証するための責任者を設置しなければならない。

2　損害保険会社は、特定大規模乗合損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該特定大規模乗合損害保険代理店の業務の適切な運営を確保するため、当該特定大規模乗合損害保険代理店から第二百二十七条の二十一第一項第五号に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、当該特定大規模乗合損害保険代理店における法その他保険募集に係る法令等の遵守状況を検証するための責任者を設置しなければならない。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第五十三条の十四　保険会社は、当該保険会社又はその親金融機関等（法第百条の二の二第三項に規定する親金融機関等をいう。第三項において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第四項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務（法第百条の二の二第一項に規定する保険関連業務をいう。以下同じ。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　略］

［2・3　略］

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第五十三条の十三　法第百条の二の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険会社が行うことができる業務（以下「保険関連業務」という。）とする。

［条を加える。］

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第五十三条の十四　保険会社は、当該保険会社又はその親金融機関等（法第百条の二の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　同上］

［2・3　同上］

［条を加える。］

第五十三条の十四の二　損害保険会社は、対象保険募集人（当該損害保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人（法第百条の二の二第二項に規定する兼業特定保険募集人をいう。以下同じ。）をいう。以下この項において同じ。）が行う取引に伴い、当該損害保険会社又は対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客（対象保険募集人にあっては、当該損害保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置（当該対象保険募集人から第二百二十七条の二十一第一項第五号に規定する通知を受けた日（当該損害保険会社を所属保険会社等とする特定大規模乗合損害保険代理店が新たに兼業特定保険募集人に該当することとなった場合にあっては、当該損害保険会社がその事実を知った日）から起算して三月を経過する日までの間においては、第五号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一　対象保険募集人が行う保険募集の業務以外の業務（次条に規定する業務に限る。第百三十三条の五第一項第一号、第二百二十七条の二十第一項第一号及び第二百二十七条の二十一第一項第六号において同じ。）のうち、当該業務に関して当該損害保険会社が次号から第五号まで及び次項に規定する措置を講ずべき業務（第四号イ及び第五号イにおいて「対象業務」という。）を特定するための体制の整備

二　当該損害保険会社における保険金の支払に関する業務を行う部門と対象保険募集人と保険募集に関して取引を行う部門を適切に分離する方法その他の方法により保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制の整備

三　前号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四　次に掲げる記録の保存

イ　第一号の体制の下で実施した対象業務を特定するための措置に係る記録

ロ　第二号の体制の下で実施した保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための措置に係る記録

五　対象保険募集人が特定大規模乗合損害保険代理店である場合にあっては、次に掲げる措置

イ　対象業務に関して当該対象保険募集人が講ずる措置（法第二百九十四条の四第四号に掲げるもの及び第二百二十七条の二十一第一項第六号に掲げるものに限る。ロにおいて同じ。）の状況を監視するための体制の整備

ロ　イの体制の下で実施した監視により、当該対象保険募集人が講ずる措置の適切性に疑義が生じた場合にあっては、当該対象保険募集人が関与する保険金の支払の請求に関する保険金の支払査定の手続を通常よりも厳格に行う方法その他の方法により保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制の整備

ハ　イ及びロに掲げる措置の実施の方針の策定並びにその概要の適切な方法による公表

ニ　次に掲げる記録の保存

(1)　イの体制の下で実施した特定大規模乗合損害保険代理店が講ずる措置の状況を監視するための措置に係る記録

(2)　ロの体制の下で実施した保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための措置に係る記録

2　前項第四号及び第五号ニに規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

（保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務）

第五十三条の十四の三　法第百条の二の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、自動車の修理業務及びこれに付随する業務とする。

（保険契約の申込みの許可の申請）

第百十七条　［略］

２　［略］

３　第一項の許可申請書には、別紙様式第十号の二により作成した保険仲立人意見書を添付することができる。

［条を削る。］

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第百三十三条の四　外国保険会社等は、当該外国保険会社等又はその親金融機関等（法第百九十三条の二第二項に規定する親金融機関等をいう。第三項において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該外国保険会社等又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　略］

［２・３　略］

第百三十三条の五　外国損害保険会社等は、対象保険募集人（当該外国損害保険会社等を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人をいう。以下この項において同じ。）が行う取引に伴い、当該外国損害保険会社等又は対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客（対象保険募集人にあっては、当該外国損害保険会社等から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置（当該対象保険募集人から第二百二十七条の二十一第一項第五号に規定する通知を受けた日（当該外国損害保険会社等を所属保険会社等とする特定大規模乗合損害保険代理店が新たに兼業特定保険募集人に該当することとなった場合にあっては、当該外国損害保険会社等がその事実を知った日）から起算して三月を経過する日までの間においては、第五号（イ及びロに係る部分に限る。）に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一　対象保険募集人が行う保険募集の業務以外の業務のうち、当該業務に関して当該外国損害保険会社等が次号から第五号まで及び次項に規定する措置を講ずべき業務（第四号イ及び第五号イにおいて「対象業務」という。）を特定するための体制の整備

二　当該外国損害保険会社等における保険金の支払に関する業務を行う部門と対象保険募集人と保険募集に関して取引を行う部門を適切に分離する方法その他の方法により保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制の整備

三　前号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四　次に掲げる記録の保存

イ　第一号の体制の下で実施した対象業務を特定するための措置に係る記録

ロ　第二号の体制の下で実施した保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための措置に係る記録

五　対象保険募集人が特定大規模乗合損害保険代理店である場合にあっては、次に掲げる措置

イ　対象業務に関して当該対象保険募集人が講ずる措置（法第二百九十四条の四第四号に掲げるもの及び第二百二十七条の二十一第一項第六号に掲げるものに限る。ロにおいて同じ。）の状況を監視するための体制の整備

［条を加える。］

（保険契約の申込みの許可の申請）

第百十七条　［同上］

２　［同上］

［項を加える。］

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第百三十三条の四　法第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第百三十三条の五　外国保険会社等は、当該外国保険会社等又はその親金融機関等（法第百九十三条の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該外国保険会社等又はその子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　同上］

［２・３　同上］

［条を加える。］

ロ　イの体制の下で実施した監視により、当該対象保険募集人が講ずる措置の適切性に疑義が生じた場合にあっては、当該対象保険募集人が関与する保険金の支払の請求に関する保険金の支払査定の手続を通常よりも厳格に行う方法その他の方法により保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制の整備

ハ　イ及びロに掲げる措置の実施の方針の策定並びにその概要の適切な方法による公表

ニ　次に掲げる記録の保存

(1)　イの体制の下で実施した特定大規模乗合損害保険代理店が講ずる措置の状況を監視するための措置に係る記録

(2)　ロの体制の下で実施した保険金の支払に関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための措置に係る記録

2　前項第四号及び第五号ニに規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

（業務、経理に関する規定の準用）

第百六十条　第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十三の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第百三十九条及び第百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第百三十九条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条

（業務、経理に関する規定の準用）

第百六十条　第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第百三十九条及び第百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第百三十九条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条

又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であって」とあるのは「日本における保険業に係る保険であって」と、第五十三条の八及び第五十三条の八の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十三条の十三第一項中「生命保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等」と、「業務の」とあるのは「日本における業務の」と、同条第二項中「損害保険会社」とあるのは「外国損害保険会社等」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の十三の二第一項中「生命保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等」と、同条第二項中「損害保険会社」とあるのは「外国損害保険会社等」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、「当該保険会社及びその子会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条第一項中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、同条第一項から第三項までの規定中「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約者」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

［条を削る。］

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二百十条の六の六　法第二百七十一条の二十一の三第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二百十条の六　保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等（法第二百七十一条の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。第三項において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険会社又は当該子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　略］

［2・3　略］

第二百十条の六の七　保険持株会社は、対象保険募集人（当該保険持株会社の子会社である損害保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該損害保険会社又は対象保険募集人が行う保険関連業務に係る顧客（対象保険募集人にあっては、当該損害保険会社から委託を受けた業務に係る顧客に限る。）の利益が不当に害されることのないよう、当該損害保険会社が第五十三条の十四の二第一項各号及び第二項に規定する措置を講ずることを確保するための体制を整備しなければならない。

（保険仲立人等が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約）

第二百十二条の六　令第三十九条の二に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　法第百八十六条第二項の規定による許可に係る保険契約

（特定大規模乗合生命保険募集人の要件）

第二百十五条の三　令第四十条に規定する内閣府令で定める額は、二十億円（第三項の規定が適用される場合にあっては、十億円）とする。

2　令第四十条に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該生命保険募集人が損害保険代理店でない場合にあっては、当該事業年度の直前の事業年度（次号及び次項において「判定事業年度」という。）における二以上の所属生命保険会社等（所属保険会社等のうち生命保険会社又は外国生命保険会社等をいう。同号、第二百二十七条の十六第二項第二号ロ及び第二百三十六条の二第一号において同じ。）から保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。以下この編において同じ。）に関して受領した手数料、報酬その他の対価（次号において「手数料等」という。）の額が前項に規定する額以上であること。

二　当該生命保険募集人が損害保険代理店である場合にあっては、判定事業年度における二以上の所属生命保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額が十億円以上であり、かつ、次のイ及びロに掲げる額の総額が前項に規定する額以上であること。

イ　当該手数料等の額

ロ　判定事業年度における二以上の所属損害保険会社等（所属保険会社等のうち損害保険会社又は外国損害保険会社等をいう。第二百二十七条の十六第二項及び第二百三十六条の二第二号において同じ。）から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額

3　当該事業年度（以下この項において「対象事業年度」という。）に係る判定事業年度において前項各号のいずれかに該当する生命保険募集人は、対象事業年度の翌事業年度及び翌々事業年度に係る各判定事業年度において同項各号のいずれにも該当しない場合であっても、第二百三十六条の二第一号ロに該当するとき（当該翌々事業年度に係る判定事業年度にあっては、当該翌事業年度に係る判定事業年度において同号ロに該当したときに限る。）は、当該各判定事業年度において同項各号のいずれかに該当するものとみなす。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二百十条の六の七　保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等（法第二百七十一条の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　同上］

［2・3　同上］

［条を加える。］

（保険仲立人等が保険募集を行うことのできる外国保険会社等以外の外国保険業者に係る保険契約）

第二百十二条の六　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

［条を加える。］

（特定大規模乗合生命保険募集人の業務運営に関する措置）

第二百十五条の四　令第四十条に規定する法第二百九十四条の四各号に掲げる措置に相当するものとして内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。次号において同じ。）を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（以下この号において「法令等遵守責任者」という。）を、次に掲げるところにより設置すること。

イ　新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなった日から起算して六月以内に法令等遵守責任者を設置すること。

ロ　法令等遵守責任者として設置した者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに法令等遵守責任者を設置すること。

ハ　法令等遵守責任者は、その業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。

ニ　法令等遵守責任者は、他の営業所又は事務所の法令等遵守責任者でないこと。ただし、法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。

二　本店又は主たる事務所に、前号に規定する法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合生命保険募集人の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（以下この号において「統括責任者」という。）を、次に掲げるところにより設置すること。

イ　新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなった日から起算して六月以内に統括責任者を設置すること。

ロ　統括責任者として設置した者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに統括責任者を設置すること。

ハ　統括責任者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1)　統括責任者としての業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

(2)　統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にあること。

(3)　保険募集に現に従事していないこと。

(4)　前号又は第二百二十七条の十七に規定する法令等遵守責任者でないこと。

三　次に掲げるところにより、その行う保険募集の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保すること。

イ　苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として、次に掲げる措置を講ずること。

(1)　苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。

(2)　(1)の規定による原因の究明の結果に基づき、改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

(3)　苦情を申し立てた者から求めがあった場合には、(1)の規定による原因の究明の結果及び(2)の規定により講じた措置について説明を行うこと。

(4)　苦情を受け付けるための窓口を設置し、その連絡先を公表すること。

［条を加える。］

ロ　イ(1)から(4)までの規定により苦情を処理したときは、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、その作成の日から五年間保存すること。

(1)　苦情を申し立てた者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）

(2)　苦情を受け付けた日時及び場所並びに苦情を受け付けた者の氏名

(3)　苦情の内容

(4)　苦情に係る事項の原因の究明のための調査の内容及び結果

(5)　苦情の受付から申し立てた者への説明に至るまでのやり取りの経緯

(6)　イ(2)の規定により講じた措置の内容

(7)　イ(3)の規定により苦情を申し立てた者に説明したときは、当該者に説明した内容及び日時

ハ　イ及びロの措置に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。第五号及び第六号において同じ。）を整備すること。

四　保険募集の公正を確保するため、保険募集に係る保険契約の引受けを行う保険会社の商号又は名称の明示、保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講ずること。

五　保険募集の業務に係る内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備

六　特定大規模乗合生命保険募集人の役員又は使用人による保険募集の業務に係る通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備

七　特定大規模乗合生命保険募集人は、所属保険会社等が当該特定大規模乗合生命保険募集人に委託する業務において発生した不祥事件（第八十五条第八項、第百六十六条第四項及び第二百十一条の五十五第四項に規定する不祥事件をいい、新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなった日以後に発生したものに限る。以下この号において同じ。）について、当該所属保険会社等が第八十五条第一項第二十五号、第百六十六条第一項第七号又は第二百十一条の五十五第一項第十四号の規定による不祥事件の届出を行ったことを知ったときは、遅滞なく、当該所属保険会社等を除く当該特定大規模乗合生命保険募集人の所属保険会社等（以下この号において「非届出所属保険会社等」という。）の全てに対して、当該不祥事件の概要を通知するとともに、当該非届出所属保険会社等が当該特定大規模乗合生命保険募集人に委託する業務において、当該不祥事件を惹起（じゃっき）した者が当該不祥事件と類似の不祥事件を惹起した疑いがあると思料するときは、当該非届出所属保険会社等に対し、遅滞なく、当該不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項を通知すること。

八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者に対し、遅滞なく、特定大規模乗合生命保険募集人である旨を通知すること。

イ　新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなったとき　当該特定大規模乗合生命保険募集人の全ての所属保険会社等

ロ　特定大規模乗合生命保険募集人が新たに所属保険会社等を有することとなったとき　当該所属保険会社等

2　前項の規定にかかわらず、同項第三号（ロを除く。）から第六号までに掲げる措置にあっては、新たに特定大規模乗合生命保険募集人に該当することとなった日から起算して六月間は、当該措置を講じなくてもよい。

（変更等の届出）

第二百二十条　法第二百九十条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該届出が第三項に規定する不祥事件に係るものである場合　当該不祥事件の概要その他の事項を記載した届出書

2　［略］

3　法第二百九十条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるときは、不祥事件が発生したことを知ったときとし、同号に規定する内閣府令で定める者は、当該保険仲立人とする。

4　前項に規定する不祥事件とは、保険仲立人である個人又は保険仲立人である法人の役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一　保険仲立人の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為

三　法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四　現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、保険仲立人の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五　海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの

六　その他保険仲立人の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

（社内規則等）

第二百二十七条の七　保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに顧客の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定大規模乗合損害保険代理店の要件）

第二百二十七条の十六　法第二百九十四条の四に規定する内閣府令で定める額は、二十億円（第三項の規定が適用される場合にあっては、十億円）とする。

2　法第二百九十四条の四に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該損害保険代理店が生命保険募集人でない場合にあっては、当該事業年度の直前の事業年度（次号及び次項において「判定事業年度」という。）における二以上の所属損害保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価（同号において「手数料等」という。）の額が前項に規定する額以上であること。

（変更等の届出）

第二百二十条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（社内規則等）

第二百二十七条の七　保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。以下この章において同じ。）を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに顧客の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

［条を加える。］

二　当該損害保険代理店が生命保険募集人である場合にあっては、判定事業年度における二以上の所属損害保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額が十億円以上であり、かつ、次のイ及びロに掲げる額の総額が前項に規定する額以上であること。

イ　当該手数料等の額

ロ　判定事業年度における二以上の所属生命保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料等の額

3　当該事業年度（以下この項において「対象事業年度」という。）に係る判定事業年度において前項各号のいずれかに該当する損害保険代理店は、対象事業年度の翌事業年度及び翌々事業年度に係る各判定事業年度において同項各号のいずれにも該当しない場合であっても、第二百三十六条の二第二号ロに該当するとき（当該翌々事業年度に係る判定事業年度にあっては、当該翌事業年度に係る判定事業年度において同号ロに該当したときに限る。）は、当該各判定事業年度において同項各号のいずれかに該当するものとみなす。

（特定大規模乗合損害保険代理店における法令等遵守責任者の設置）

第二百二十七条の十七　特定大規模乗合損害保険代理店は、法令等遵守責任者（法第二百九十四条の四第一号に規定する法令等遵守責任者をいう。以下この条において同じ。）を、次の各号に掲げるところにより設置しなければならない。

一　新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日から起算して六月以内に法令等遵守責任者を設置すること。

二　法令等遵守責任者として設置した者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに法令等遵守責任者を設置すること。

三　法令等遵守責任者は、その業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。

四　法令等遵守責任者は、他の営業所又は事務所の法令等遵守責任者でないこと。ただし、法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。

［条を加える。］

（特定大規模乗合損害保険代理店における統括責任者の設置）

第二百二十七条の十八　特定大規模乗合損害保険代理店は統括責任者（法第二百九十四条の四第二号の助言又は指導を行う者をいう。以下この条において同じ。）を、次の各号に掲げるところにより設置しなければならない。

一　新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日から起算して六月以内に統括責任者を設置すること。

二　統括責任者として設置した者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から起算して三月以内に新たに統括責任者を設置すること。

三　統括責任者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

イ　統括責任者としての業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

ロ　統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にあること。

ハ　保険募集に現に従事していないこと。

ニ　第二百十五条の四第一項第一号又は前条に規定する法令等遵守責任者でないこと。

［条を加える。］

（特定大規模乗合損害保険代理店における苦情の処理に関する措置）

第二百二十七条の十九　法第二百九十四条の四第三号及び第四号ロに規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。

二　前号の規定による原因の究明の結果に基づき、改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

三　苦情を申し立てた者から求めがあった場合には、第一号の規定による原因の究明の結果及び前号の規定により講じた措置について説明を行うこと。

四　苦情を受け付けるための窓口を設置し、その連絡先を公表すること。

2　特定大規模乗合損害保険代理店は、前項各号の規定により苦情を処理したときは、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、その作成の日から五年間保存しなければならない。

一　苦情を申し立てた者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）

二　苦情を受け付けた日時及び場所並びに苦情を受け付けた者の氏名

三　苦情の内容

四　苦情に係る事項の原因の究明のための調査の内容及び結果

五　苦情の受付から申し立てた者への説明に至るまでのやり取りの経緯

六　前項第二号の規定により講じた措置の内容

七　前項第三号の規定により苦情を申し立てた者に説明したときは、当該者に説明した内容及び日時

3　特定大規模乗合損害保険代理店は、前二項の措置に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を整備しなければならない。

4　第一項及び前項の規定にかかわらず、第一項及び前項の措置にあっては、新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日から起算して六月間は、当該措置を講じなくてもよい。

［条を加える。］

（特定大規模乗合損害保険代理店における保険募集の業務以外の業務により顧客の利益が害されることを防止するための措置）

第二百二十七条の二十　法第二百九十四条の四第四号イに規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　対象業務（当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う保険募集の業務以外の業務（保険金の支払の請求に関するものに限る。次条第一項第六号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）を特定するための体制の整備

二　対象業務がその所属保険会社等による保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう適切に監視すること。

三　前号の監視のための責任者の設置、社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）の整備その他の体制の整備

四　対象業務の全部又は一部を委託する場合は、その委託先の監督に際して、当該特定大規模乗合損害保険代理店又はその所属保険会社等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するための体制の整備

五　第二号から前号までに掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

［条を加える。］

六　次に掲げる記録の保存

イ　第一号の体制の下で実施した対象業務の特定に係る記録

ロ　第二号の対象業務の監視に係る記録

ハ　第三号及び第四号の体制の整備に係る記録

2　前項第六号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3　第一項の規定にかかわらず、同項（第六号を除く。）の措置にあっては、新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日から起算して六月間は、当該措置を講じなくてもよい。

（その他特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する措置）

第二百二十七条の二十一　法第二百九十四条の四第五号に規定する内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　保険募集の公正を確保するため、保険募集に係る保険契約の引受けを行う保険会社の商号又は名称の明示、保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講ずること。

二　保険募集の業務に係る内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。次号及び第六号において同じ。）の整備その他の体制の整備

三　特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人による保険募集の業務に係る通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備

四　特定大規模乗合損害保険代理店は、所属保険会社等が当該特定大規模乗合損害保険代理店に委託する業務において発生した不祥事件（第八十五条第八項、第百六十六条第四項及び第二百十一条の五十五第四項に規定する不祥事件をいい、新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日以後に発生したものに限る。以下この号において同じ。）について、当該所属保険会社等が第八十五条第一項第二十五号、第百六十六条第一項第七号又は第二百十一条の五十五第一項第十四号の規定による不祥事件の届出を行ったことを知ったときは、遅滞なく、当該所属保険会社等を除く当該特定大規模乗合損害保険代理店の所属保険会社等（以下この号において「非届出所属保険会社等」という。）の全てに対して、当該不祥事件の概要を通知するとともに、当該非届出所属保険会社等が当該特定大規模乗合損害保険代理店に委託する業務において、当該不祥事件を惹起した者が当該不祥事件と類似の不祥事件を惹起した疑いがあると思料するときは、当該非届出所属保険会社等に対し、遅滞なく、当該不祥事件を惹起した者の氏名及び役職名その他参考となるべき事項を通知すること。

五　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者に対し、遅滞なく、特定大規模乗合損害保険代理店である旨を通知すること。

イ　新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなったとき　当該特定大規模乗合損害保険代理店の全ての所属保険会社等

ロ　特定大規模乗合損害保険代理店が新たに所属保険会社等を有することとなったとき　当該所属保険会社等

［条を加える。］

六　兼業特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店にあっては、次に掲げる措置
イ　保険募集の業務以外の業務に係る内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備
ロ　特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人による保険募集の業務以外の業務に係る通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制の整備

2　前項の規定にかかわらず、同項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる措置にあっては、新たに特定大規模乗合損害保険代理店に該当することとなった日から起算して六月間は、当該措置を講じなくてもよい。

（保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者）

第二百三十二条の二　法第三百条第一項第五号及び第八号、第三百一条各号並びに第三百一条の二各号に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

一　当該保険契約者又は被保険者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人（当該法人と実質的に同一と認められる者に限る。）

二　当該保険契約者又は被保険者の子法人等

三　当該保険契約者又は被保険者を子法人等（令第十三条の五の二第三項後段の規定により子法人等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。）とする親法人等（同項後段の規定により親法人等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。）

四　当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の親法人等

五　当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険契約者又は被保険者を除く。）

六　当該保険契約者又は被保険者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（第一号に掲げる者を除く。）

（規模が大きい特定保険募集人）

第二百三十六条の二　法第三百三条に規定する内閣府令で定めるものは、毎事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　次のイ又はロに該当するもの
イ　所属生命保険会社等の数が十五以上であるもの
ロ　当該事業年度において二以上の所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

二　次のイ又はロに該当するもの
イ　所属損害保険会社等の数が十五以上であるもの
ロ　当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

三　次のイ又はロに該当するもの
イ　所属保険会社等のうち少額短期保険業者（ロにおいて「所属少額短期保険業者」という。）の数が十五以上であるもの
ロ　当該事業年度において二以上の所属少額短期保険業者から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの

［条を加える。］

（規模が大きい特定保険募集人）

第二百三十六条の二　［同上］

一　所属保険会社等のうち生命保険会社及び外国生命保険会社等（以下この号において「所属生命保険会社等」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

二　所属保険会社等のうち損害保険会社及び外国損害保険会社等（以下この号において「所属損害保険会社等」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

三　所属保険会社等のうち少額短期保険業者（以下この号において「所属少額短期保険業者」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属少額短期保険業者から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

別紙様式第９号（第117条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
特定生命保険契約の申込みの許可申請書

年　月　日

金融庁長官　殿

住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
商号又は名称
氏名
（法人等にあっては、代表者の氏名）

保険業法第186条第２項及び保険業法施行規則第117条第１項の規定により、下記の内容の特定生命保険契約の申込みの許可を申請します。

記

［１～15　略］

（備考）

［１～５　略］

別紙様式第10号（第117条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
特定損害保険契約の申込みの許可申請書

年　月　日

金融庁長官　殿

住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
商号又は名称
氏名
（法人等にあっては、代表者の氏名）

保険業法第186条第２項及び保険業法施行規則第117条第１項の規定により、下記の内容の特定損害保険契約の申込みの許可を申請します。

記

［１～14　略］

（備考）

［１～４　略］

別紙様式第10号の２（第117条第３項関係）　（日本産業規格Ａ４）

保険仲立人意見書
（日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
保険契約の申込みの許可申請用）

年　月　日

金融庁長官　殿

意見者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号
住所
商号又は名称
氏名
（法人等にあっては、代表者又は管理人の氏名）

別紙様式第９号（第117条関係）　（日本産業規格Ａ４）

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
特定生命保険契約の申込みの許可申請書

年　月　日

金融庁長官　殿

住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
商号又は名称
氏名
（法人等にあっては、代表者の氏名）

保険業法第186条第２項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の特定生命保険契約の申込みの許可を申請します。

記

［１～15　同左］

（備考）

［１～５　同左］

別紙様式第10号（第117条関係）　（日本産業規格Ａ４）

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する
特定損害保険契約の申込みの許可申請書

年　月　日

金融庁長官　殿

住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
商号又は名称
氏名
（法人等にあっては、代表者の氏名）

保険業法第186条第２項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の特定損害保険契約の申込みの許可を申請します。

記

［１～14　同左］

（備考）

［１～４　同左］

［様式を加える。］

下記申請者の保険契約に係る　　年　　月　　日付けの許可申請について、下記のとおり、保険業法第186条第３項各号に該当しない旨、意見いたします。

記

1　申請者

⑴　住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

⑵　商号又は名称

⑶　氏名

（法人等にあっては、代表者の氏名）

2　保険業法第186条第３項各号に該当しない理由

第１号事由	
第２号事由	
第３号事由	
第４号事由	
第５号事由	

（備考）

1　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2　申請者が外国人又は外国法人であって、日本に居所又は事務所を有する場合には、そのうち主たるものを付記すること。

3　保険金その他の給付金の額及び保険料を記載する場合には、いずれの国の通貨による表示であるかを明記し、外貨表示である場合にはその邦貨換算額を、また、外貨表示であっても保険金その他の給付金が邦貨で支払われる場合又は邦貨表示であっても保険金その他の給付金が外貨で支払われる場合には、その旨をそれぞれ付記すること。

別紙様式第25号の２（第238条第１項関係）（法人の場合）

（日本産業規格Ａ４）

事　業　報　告　書（　　年度）

（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

財務（支）局長　殿

郵便番号　　（　　―　　）

住　　所

電話番号（　　）　　―

商号又は名称

代表者又は管理人の氏名

1．事業概要

⑴　保険代理店登録年月日

［略］

（記載上の注意）

1．法第276条の規定による登録を受けた日を記載すること。

2．該当しないものについては、空欄とすること。

別紙様式第25号の２（第238条第１項関係）（法人の場合）

（日本産業規格Ａ４）

事　業　報　告　書（　　年度）

（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

財務（支）局長　殿

郵便番号　　（　　―　　）

住　　所

電話番号（　　）　　―

商号又は名称

代表者又は管理人の氏名

1．事業概要

⑴　保険代理店登録年月日

［同左］

［加える。］

⑵　代理申請会社（業者）名

［略］

（記載上の注意）

該当しないものについては、空欄とすること。

⑶　「特定大規模乗合生命保険募集人」及び「特定大規模乗合損害保険代理店」への該当状況（直近３か年度）

区分	該当		
	年度	年度	年度
特定大規模乗合生命保険募集人			
特定大規模乗合損害保険代理店			

（記載上の注意）

１．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。ただし、「年度」欄については判定事業年度単位で記載すること。

２．第215条の３第３項又は第227条の16第３項に規定する要件に合致する場合も、○を記載すること。

⑷　専業・兼業業務の状況

ア．専業・兼業の別

専業・兼業の別	該当
専業	
兼業	

（記載上の注意）

１．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

２．日本標準産業分類の中分類における、保険業の業種のみに該当する場合には、「専業」とすること。

イ．兼業特定保険募集人の該当の有無

兼業特定保険募集人の該当の有無	該当	有の場合には、兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況
有		
無		

⑵　代理申請会社（業者）名

［同左］

［加える。］

［加える。］

⑶　専業・兼業の状況

［加える。］

専業・兼業の別	該当	兼業の場合には、主たる業種名
専業		
兼業		

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

［加える。］

（記載上の注意）

１．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

２．「兼業特定保険募集人」に該当する場合には、「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を必ず記載すること。ただし、兼業業務の監視に関する社内規則等又は「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」の記載を省略することができる。

ウ．兼業特定保険募集人に係る兼業業務以外の兼業業務を行う場合

兼業する業種名	兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況

（記載上の注意）

１．ア．において「兼業」に該当する場合には、記載すること。ただし、イ．に記載するものは除く。

２．「兼業する業種名」は、日本標準産業分類の中分類に基づき記載すること。

３．兼業する業種が複数ある場合には、行を追加してそのうち主な兼業する業種名について３業種まで記載すること。

４．「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」については、体制整備を行っている場合のみ記載すること。

５．兼業業務の監視に関する社内規則等又は「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」の記載を省略することができる。

(5)・(6)　［略］

(7)　役員及び使用人の状況

ア．法人における役員及び使用人の人数

役員				使用人		合計
常勤	非常勤	小計	うち、保険会社等の職務経験者		うち、短時間・嘱託・契約社員	
名	名	名	名	名	名	名

（記載上の注意）

１．当年度末の状況を記載すること。

２．該当する者がいないものについては、空欄とすること。

イ．保険募集を行う者として登録又は届出をしている人数

［略］

［加える。］

(4)・(5)　［同左］

(6)　役員及び使用人の状況

ア．法人における役員及び使用人の人数

役員			使用人		合計
常勤	非常勤	小計		うち、短時間・嘱託・契約社員	
名	名	名	名	名	名

［加える。］

イ．保険募集を行う者として登録又は届出をしている人数

［同左］

⑻　保険募集に係る募集人の給与・報酬の形態

（記載上の注意）

販売する商品等によって給与・報酬の形態が異なる場合、又は固定給及び歩合制のいずれも採用している等複数の給与・報酬の形態を採用している場合には、その割合を含めて詳細に記載すること。

⑼　会社業績の状況（直近３か年度）　（単位：千円）

［表略］

（記載上の注意）

１．区分欄の各項目の数値を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって各項目の記載を省略することができる。

２．単位未満は切り捨てる。

⑽　［略］

⑾　保険募集におけるフランチャイズ制の実施状況等

ア．フランチャイズ制

①　フランチャイズ制の有無

フランチャイズ制の有無	該当
有	
無	

（記載上の注意）

［略］

②　フランチャイズ事業の概要

⑺　保険募集に係る募集人の給与・報酬の形態

給与・報酬の形態	該当
１　固定給	
２　歩合制	
３　固定給＋歩合制	
４　その他	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑻　会社業績の状況　（単位：千円）

［同左］

［加える。］

⑼　［同左］

⑽　保険募集人指導事業の実施状況等

ア．保険募集人指導事業の実施状況

［加える。］

保険募集人指導事業の有無	該当	有の場合には、事業概要
有		
無		

（記載上の注意）

［同左］

［加える。］

（記載上の注意）

フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

③　フランチャイジー

［加える。］

	フランチャイジーの名称	加盟店の名称	所在地	募集手数料（基本・継続・品質含む）（百万円）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

（記載上の注意）

1．フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

2．「募集手数料」については、把握している場合のみ記載すること。

3．フランチャイズ事業として、保険募集業務を行っているフランチャイジーのみ記載すること。

4．当年度末における全てのフランチャイジー・加盟店の状況を記載すること。フランチャイジー・加盟店の数が11以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、記入欄の各項目を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって各項目の記載を省略することができる。

5．金額欄は当年度分を記入し、単位未満は切り捨てる。

④　フランチャイザー

［加える。］

フランチャイザーの名称	所在地

（記載上の注意）

フランチャイジーに該当する場合のみ記載すること。

［削る。］

イ．フランチャイズ制の特性を踏まえた募集人等に対する教育・管理・指導の状況

①　教育・管理・指導に関する規程等の策定の有無

［表略］

（記載上の注意）

１．フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

２．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

②　規程等に則った指導・モニタリングの実施頻度

［表略］

（記載上の注意）

フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

③　教育・管理・指導の内容

［表略］

（記載上の注意）

１．フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

２．保険募集の業務の指導の実施方針等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって教育・管理・指導の内容の記載を省略することができる。

⑿～⒁　［略］

⒂　委託を受けている保険会社等の数の推移（直近３か年度）

［表略］

⒃　［略］

⒄　募集関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合		
		提供元の事業者名	有償・無償の別	被紹介者数
有				
無				

（記載上の注意）

１．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

２．見込客の紹介等の提供元の事業者の数が６社以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、記入欄の各項目を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって表中の「有の場合」における各項目の記載を省略することができる。

イ．加盟店数の推移の状況（直近３ヵ年度）　（単位：店）

年度	年度	年度

（記載上の注意）

加盟店数は、全ての加盟店の数を記載すること。

ウ．フランチャイズ制の特性を踏まえた募集人等に対する教育・管理・指導の状況

①　教育・管理・指導に関する規程等の策定の有無

［同左］

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

②　規程等にのっとった指導・モニタリングの実施頻度

［同左］

［加える。］

③　教育・管理・指導の内容

［同左］

（記載上の注意）

保険募集の業務の指導の実施方針等を記載した適切な書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

⑾～⒀　［同左］

⒁　委託を受けている保険会社数・少額短期保険業者数の推移（直近３ヵ年度）

［同左］

⒂　［同左］

⒃　募集関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合には、被紹介者数
有		
無		

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑱　保険募集を除く保険会社等との取引の状況

ア．保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等を整備している場合には、その内容

（記載上の注意）

保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等の内容の記載を省略することができる。

イ．保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況

①　保険会社等からの出向（該当する場合のみ記入）

出向元の保険会社等	出向の内容（出向者の人数や担当業務等）

（記載上の注意）

複数の保険会社等から出向者を受け入れている場合には、行を追加して記載すること。

②　保険募集に関する事務の代行（該当する場合のみ記入）

事務を代行している保険会社等	代行する事務の内容、費用等

（記載上の注意）

複数の保険会社等が事務を代行している場合には、行を追加して記載すること。

③　広告出稿（該当する場合のみ記入）

広告出稿している保険会社等	広告出稿の内容、費用等

（記載上の注意）

複数の保険会社等が広告出稿している場合には、行を追加して記載すること。

④　研修費用（該当する場合のみ記入）

研修費用を支出している保険会社等	研修の内容、費用等

（記載上の注意）

複数の保険会社等が研修費用を支出している場合には、行を追加して記載すること。

［加える。］

⑤　システム費用（該当する場合のみ記入）

システム費用を支出している保険会社等	システムの使用用途、費用等

（記載上の注意）

複数の保険会社等がシステム費用を支出している場合には、行を追加して記載すること。

⑥　その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等

保険会社等	取引等の内容

（記載上の注意）

複数の保険会社等と取引等を行っている場合には、行を追加して記載すること。

ウ．保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法

（記載上の注意）

保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法に関する社内規則等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法の記載を省略することができる。

⑲　保険会社等から支払われている募集手数料以外の金銭の状況　［加える。］

	保険会社等の名称	金銭の名目	金額（千円）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

11			
12			
13			
14			
15			
合計			

（記載上の注意）

１．金額欄は当年度分を記入し、単位未満は切り捨てる。

２．「金銭の名目」には、募集手数料以外にどのような名目で使用されている金銭であるか分かるように具体的に記載すること。

３．⑱イ．で記載した費用は除く。

４．「保険会社等の名称」及び「金銭の名目」ごとに記載することとし、その件数が16件以上ある場合には、行を追加して記載すること。

⑳　保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況

	システムの名称	運営会社	導入（更新）時期	使用用途
1				
2				
3				
4				
5				

（記載上の注意）

１．保険会社等が提供するシステム以外の代理店独自で保険募集、契約管理又は共同募集に関して使用しているシステムの名称、運営会社、導入（更新）時期及び使用用途を記載すること。

２．６以上の保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムを導入している場合には、行を追加して記載すること。

㉑・㉒　［略］

㉓　苦情処理に関する事項

ア．苦情の定義

イ．苦情の把握に関する事項

（記載上の注意）

苦情の把握から解決までの流れを網羅的に記載すること。

⑰　保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況

	システムの名称	運営会社	使用用途
1			
2			
3			
4			
5			

（記載上の注意）

保険会社が提供するシステム以外の代理店独自で保険募集、契約管理又は共同募集に関して使用しているシステムの名称及び使用用途を記載すること。

⑱・⑲　［同左］

⑳　保険募集に係る苦情処理に関する事項

ア．苦情の把握に関する事項

報告の流れ

イ．苦情の件数　（単位：件）

	年度	年度	年度
生　命　保　険			

ウ．苦情の受付件数（直近３か年度）　（単位：件）

	苦情の内訳	年度	年度	年度
１．生命保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合計			
２．損害保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合計			
３．少額短期保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合計			
４．その他				

（記載上の注意）

１．「苦情の内訳」については、各項目の件数を把握している場合にはその内訳ごとの件数を記載し、不明の場合には「合計」にその件数の合計数を記載すること。

２．「４．その他」については、「１．生命保険」から「３．少額短期保険」までのうち、いずれかに分類される苦情以外の苦情の受付件数について、集計している場合のみ記載すること。

損害保険			
少額短期保険			

ウ．苦情の定義

⑵④　保険募集の業務に係る内部通報制度に関する事項

ア．内部通報制度の整備状況

［加える。］

（記載上の注意）

１．保険募集の業務に関する通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。

２．特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部通報制度を整備しているときは、記載すること。

３．保険募集の業務に係る内部通報制度の整備状況に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報制度の整備状況の記載を省略することができる。

イ．内部通報の処理に関する事項

（記載上の注意）

１．保険募集の業務に係る内部通報の把握から処理完了までの流れを網羅的に記載すること。

２．特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部通報制度を整備しているときは、記載すること。

３．保険募集の業務に係る内部通報の処理に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報の処理に関する事項の記載を省略することができる。

ウ．内部通報の件数（直近３か年度）　（単位：件）

	年度	年度	年度
生　命　保　険			
損　害　保　険			
少額短期保険			

（記載上の注意）

特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部通報制度を整備しているときは、記載すること。

⑵⑸　保険募集の業務に係る内部監査体制に関する事項　［加える。］

（記載上の注意）

１．保険募集の業務について内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。

２．特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集の業務に係る内部監査体制を整備しているときは、記載すること。

３．保険募集の業務に係る内部監査体制の整備状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険募集の業務に係る内部監査体制の整備状況の記載を省略することができる。

⑵⑹　保険会社等による代理店監査の実施状況　［加える。］

保険会社等の名称	監査実施時期

（記載上の注意）

１．当年度における実施状況を記載すること。

２．保険会社等による代理店監査を４社以上実施している場合には、行を追加して記載すること。

⑵⑺　「法令等遵守責任者」及び「統括責任者」の設置状況　［加える。］

ア．法令等遵守責任者の設置状況

支店又は従たる事務所の名称	法令等遵守責任者の氏名	他の業務の兼務状況

（記載上の注意）

１．法令等遵守責任者とは、第215条の４第１項第１号又は法第294条の４第１号に規定する法令等遵守責任者をいう。

２．「法令等遵守責任者の氏名」について、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

３．特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、法令等遵守責任者を設置しているときは、記載すること。

４．法令等遵守責任者を設置している支店又は従たる事務所が11か所以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、法令等遵守責任者の設置状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって法令等遵守責任者の設置状況の記載を省略することができる。

５．「他の業務の兼務状況」は他の業務を兼務している場合のみ、兼務している業務（営業推進業務、管理業務等）を記載すること。

イ．統括責任者の設置状況

主たる営業所又は事務所の名称	統括責任者の役職	統括責任者の氏名

（記載上の注意）

１．統括責任者とは、第215条の４第１項第２号又は第227条の18に規定する統括責任者をいう。

２．「統括責任者の氏名」について、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。

３．特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には、必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、統括責任者を設置しているときは、記載すること。

㉘　コンプライアンスに関する研修の実施状況

ア．コンプライアンスに関する教育を担当する部門

イ．コンプライアンスに関する研修について

当年度のコンプライアンスに関する研修の有無	該当	研修名	研修講師
有			
無			

㉑　コンプライアンスに関する教育体制

コンプライアンスに関する教育を担当する部門及びコンプライアンスに関する教育責任者の設置の有無	該当
有	
無	

直近１年内のコンプライアンスに関する研修の有無	該当
有	
無	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

（記載上の注意）
１．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
２．「コンプライアンスに関する研修」とは、コンプライアンスのみを扱う研修をいう。
３．「研修講師」欄には、外部講師の場合には当該外部講師が所属する組織（保険会社等を含む。）の社名等を記載し、内部講師の場合には当該内部講師の役職名を記載すること。
４．「コンプライアンスに関する研修」を年４回以上実施している場合には、行を追加して記載すること。

⑵⑼　保険募集指針の策定状況

保険募集指針の策定の有無	該当	有の場合には、公表の方法
有		
無		

（記載上の注意）
１．「保険募集指針」とは、第215条の４第１項第４号又は第227条の21第１項第１号に規定する指針をいう。
２．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
３．特定大規模乗合生命保険募集人又は特定大規模乗合損害保険代理店に該当する場合には必ず記載すること。ただし、どちらにも該当しない場合であっても、保険募集指針を策定しているときは、記載すること。

２．取扱保険契約等の状況
⑴　［略］
⑵　取扱保険契約（直近３か年度）
ア．取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法
［略］
（記載上の注意）
１．保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース、保険会社等からの提供ベースのいずれかで記載すること。
２．［略］
イ．保険契約の内訳等
①　法第300条の２に規定する特定保険契約の販売の有無（直近３か年度）
［略］
②　保険契約の内訳　（単位：件、百万円）

	区　分	年度	年度	年度
生　命　保　険	新契約件数			
	手数料総額			

［加える。］

２．取扱保険契約等の状況
⑴　［同左］
⑵　取扱保険契約の内訳等（直近３ヵ年度）
ア．取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法
［同左］
（記載上の注意）
１．保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース、保険会社からの提供ベースのいずれかで記載すること。
２．［同左］
イ．生命保険契約の内訳等
①　法第300条の２に規定する特定保険契約の販売の有無（直近３ヵ年度）
［同左］
②　生命保険契約の内訳

区　分	保　険　種　類	生　命　保　険			備　考
		年度	年度	年度	
		合計	合計	合計	
	（死亡保険）				
	（生死混合保険）				

損害保険	契約件数			
	手数料総額			
少額短期保険	契約件数			
	手数料総額			

（記載上の注意）
１．「手数料総額」については、新契約と継続契約の総額を記載すること。
２．第三分野における保険期間が１年超の契約については、損害保険会社又は少額短期保険業者が元受であっても、「生命保険」に数値を記載すること。
３．「損害保険」には、自賠責保険及び海上保険（船舶・貨物）を除いた数値を記載すること。
４．単位未満は切り捨てる。

［削る。］

［削る。］

新契約件数（件）	（生存保険）				
	（第三分野）				
	（年金）				
	（その他）				
	合計				

（記載上の注意）
１．特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
２．複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「その他」欄に記載すること。また、その場合には、「備考」欄に概要を簡潔に記載すること。
３．「第三分野」欄には、損害保険の第三分野における保険期間が１年超の契約についても合算して記載すること。
４．行数が足りない場合には、適宜追加すること。

ウ．損害保険契約の内訳

区分	保険種類	損害保険			備考
		年度	年度	年度	
		合計	合計	合計	
契約件数（件）	（自動車保険）				
	（火災保険）				
	（傷害保険）				
	((その他）新種）				
	合計				

（記載上の注意）
１．第三分野における保険期間が１年超の契約については、損害保険会社が元受であっても、イ．②の「第三分野」欄に数値を記載すること。
２．「(その他）新種」欄には、自賠責保険及び海上保険（船舶・貨物）を除いた数値を記載すること。
３．行数が足りない場合には、適宜追加すること。

エ．少額短期保険契約の内訳

区分	保険種類	少額短期保険			備考
		年度	年度	年度	
		合計	合計	合計	
契約件数（件）	（生命保険）				
	（損害保険）				
	（第三分野）				
	（その他）				
	合計				

⑶　取扱保険商品の販売状況（前年度・当年度）

ア．取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

［表略］

（記載上の注意）

１．保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース又は保険会社等からの提供ベースのいずれかで記載すること。

２．［略］

イ．生命保険

［①～⑥　略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。

４．複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「⑥（その他）」に記載すること。また、その場合には、「（備考）」欄に概要を簡潔に記載すること。

５．「④（第三分野）」には、損害保険の第三分野における保険期間が１年超の契約についても合算して記載すること。

ウ．損害保険

［①～④　略］

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

４．第三分野における保険期間が１年超の契約については、損害保険会社が元受であっても、イ．「④（第三分野）」に数値を記載すること。

５．「④（（その他）新種）」には、自賠責保険及び海上保険（船舶・貨物）を除いた数値を記載すること。

エ．少額短期保険

［①～④　略］

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

４．特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。

５．複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「④（その他）」に記載すること。また、その場合には、「（備考）」欄に概要を簡潔に記載すること。

（記載上の注意）

［略］

（記載上の注意）

１．特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。

２．複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「その他」欄に記載すること。また、その場合には、「備考」欄に概要を簡潔に記載すること。

⑶　取扱保険商品の販売状況（前年度・当年度）

ア．取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

［同左］

（記載上の注意）

１．保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース又は保険会社からの提供ベースのいずれかで記載すること。

２．［同左］

イ．生命保険

［①～⑥　同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．「⑵　取扱保険契約の内訳等（直近３ヵ年度）」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。

［加える。］

［加える。］

ウ．損害保険

［①～④　同左］

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

４．「⑵　取扱保険契約の内訳等（直近３ヵ年度）」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。

［加える。］

エ．少額短期保険

［①～④　同左］

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

４．「⑵　取扱保険契約の内訳等（直近３ヵ年度）」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。

［加える。］

（記載上の注意）

［同左］

別紙様式第25号の３（第238条第１項関係）（個人の場合）

（日本産業規格Ａ４）

事　業　報　告　書（　　年度）

（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

財務（支）局長　殿

郵便番号　（　―　）

住　所

電話番号（　　）　―

氏　名

１．事業概要

⑴　保険代理店登録年月日

［略］

（記載上の注意）

１．法第276条の規定による登録を受けた日を記載すること。

２．該当しないものについては、空欄とすること。

⑵　代理申請会社（業者）名

［略］

（記載上の注意）

該当しないものについては、空欄とすること。

⑶　専業・兼業業務の状況

ア．専業・兼業の別

専業・兼業の別	該当
専業	
兼業	

（記載上の注意）

１．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

２．日本標準産業分類の中分類における、保険業の業種のみに該当する場合には、「専業」とすること。

イ．兼業特定保険募集人の該当の有無

兼業特定保険募集人の該当の有無	該当	有の場合には、兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況
有		
無		

別紙様式第25号の３（第238条第１項関係）（個人の場合）

（日本産業規格Ａ４）

事　業　報　告　書（　　年度）

（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

財務（支）局長　殿

郵便番号　（　―　）

住　所

電話番号（　　）　―

氏　名

１．事業概要

⑴　保険代理店登録年月日

［同左］

［加える。］

⑵　代理申請会社（業者）名

［同左］

［加える。］

⑶　専業・兼業の状況

［加える。］

専業・兼業の別	該当	兼業の場合には、主たる業種名
専業		
兼業		

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

［加える。］

（記載上の注意）
１．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。
２．「兼業特定保険募集人」に該当する場合には、「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を必ず記載すること。ただし、兼業業務の監視に関する社内規則等又は「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」の記載を省略することができる。

ウ．兼業特定保険募集人に係る兼業業務以外の兼業業務を行う場合

［加える。］

兼業する業種名	兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況

（記載上の注意）
１．ア．において「兼業」に該当する場合には、記載すること。ただし、イ．に記載するものは除く。
２．「兼業する業種名」は、日本標準産業分類の中分類に基づき記載すること。
３．兼業する業種が複数ある場合には、行を追加してそのうち主な兼業する業種名について３業種まで記載すること。
４．「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」については、体制整備を行っている場合のみ記載すること。
５．兼業業務の監視に関する社内規則等又は「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって「兼業業務を適切に監視するための体制の整備状況」の記載を省略することができる。

⑷　使用人の状況

［略］

⑷　使用人の状況

［同左］

（記載上の注意）
１．当年度末の状況を記載すること。
２．該当する者がいないものについては、空欄とすること。
３．「使用人」欄は、生命保険、損害保険又は少額短期保険のうち一つ以上の保険募集人として登録又は届出をしている人数を記載すること。

（記載上の注意）
「使用人」欄は、生命保険、損害保険又は少額短期保険のうち一つ以上の保険募集人として登録又は届出をしている人数を記載すること。

⑸　保険募集に係る募集人の給与・報酬の形態

⑸　保険募集に係る募集人の給与・報酬の形態

給与・報酬の形態	該当
１　固定給	
２　歩合制	
３　固定給＋歩合制	
４　その他	

（記載上の注意）
販売する商品等によって給与・報酬の形態が異なる場合、又は固定給及び歩合制のいずれも採用している等複数の給与・報酬の形態を採用している場合には、その割合を含めて詳細に記載すること。

（記載上の注意）
「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

⑹　保険募集におけるフランチャイズ制の実施状況等

ア．フランチャイズ制

①　フランチャイズ制の有無

フランチャイズ制の有無	該当
有	
無	

（記載上の注意）

［略］

②　フランチャイズ事業の概要

（記載上の注意）

フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

③　フランチャイジー

	フランチャイジーの名称	加盟店の名称	所在地	募集手数料（基本・継続・品質含む）（百万円）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

⑹　保険募集人指導事業の実施状況等

ア．保険募集人指導事業の実施状況

［加える。］

保険募集人指導事業の有無	該当	有の場合には、事業概要
有		
無		

（記載上の注意）

［同左］

［加える。］

［加える。］

（記載上の注意）
１．フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。
２．「募集手数料」については、把握している場合のみ記載すること。
３．フランチャイズ事業として、保険募集業務を行っているフランチャイジーのみ記載すること。
４．当年度末における全てのフランチャイジー・加盟店の状況を記載すること。フランチャイジー・加盟店の数が11以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、記入欄の各項目を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって各項目の記載を省略することができる。
５．金額欄は当年度分を記入し、単位未満は切り捨てる。

④　フランチャイザー

フランチャイザーの名称	所在地

（記載上の注意）
フランチャイジーに該当する場合のみ記載すること。

［削る。］

イ．フランチャイズ制の特性を踏まえた募集人等に対する教育・管理・指導の状況

①　教育・管理・指導に関する規程等の策定の有無

［表略］

（記載上の注意）
１．フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。
２．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

②　規程等に則った指導・モニタリングの実施頻度

［表略］

（記載上の注意）
フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。

③　教育・管理・指導の内容

［表略］

（記載上の注意）
１．フランチャイザーに該当する場合のみ記載すること。
２．保険募集の業務の指導の実施方針等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって教育・管理・指導の内容の記載を省略することができる。

［(7)～(9)　略］

［加える。］

イ．加盟店数の推移の状況（直近３ヵ年度）　（単位：店）

年度	年度	年度

（記載上の注意）
加盟店数は、全ての加盟店の数を記載すること。

ウ．フランチャイズ制の特性を踏まえた募集人等に対する教育・管理・指導の状況

①　教育・管理・指導に関する規程等の策定の有無

［同左］

（記載上の注意）
「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

②　規程等にのっとった指導・モニタリングの実施頻度

［同左］

［加える。］

③　教育・管理・指導の内容

［同左］

（記載上の注意）
保険募集の業務の指導の実施方針等を記載した適切な書面がある場合には、その書面の添付をもって記載を省略することができる。

［(7)～(9)　同左］

⑽　委託を受けている保険会社等の数の推移（直近３か年度）

［表略］

⑾　［略］

⑿　募集関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合		
		提供元の事業者名	有償・無償の別	被紹介者数
有				
無				

（記載上の注意）

１．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

２．見込客の紹介等の提供元の事業者の数が６社以上ある場合には、行を追加して記載すること。ただし、記入欄の各項目を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって表中の「有の場合」における各項目の記載を省略することができる。

⒀　保険募集を除く保険会社等との取引の状況

ア．保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等を整備している場合には、その内容

（記載上の注意）

保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険会社等からの便宜供与に関する社内規則・基準等の内容の記載を省略することができる。

イ．保険会社等から受けている主な経営支援を目的とした取引等の状況

①　保険会社等からの出向（該当する場合のみ記入）

出向元保険会社等	出向の内容（出向者の人数や担当業務等）

（記載上の注意）

複数の保険会社等から出向者を受け入れている場合には、行を追加して記載すること。

⑽　委託を受けている保険会社数・少額短期保険業者数の移転（直近３ヵ年度）

［同左］

⑾　［同左］

⑿　募集関連行為従事者等を通じた見込客の紹介等の有無

見込客の紹介等の有無	該当	有の場合には、被紹介者数
有		
無		

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

［加える。］

②　保険募集に関する事務の代行（該当する場合のみ記入）

事務を代行している保険会社等	代行する事務の内容、費用等

（記載上の注意）

複数の保険会社等が事務を代行している場合には、行を追加して記載すること。

③　広告出稿（該当する場合のみ記入）

広告出稿している保険会社等	広告出稿の内容、費用等

（記載上の注意）

複数の保険会社等が広告出稿している場合には、行を追加して記載すること。

④　研修費用（該当する場合のみ記入）

研修費用を支出している保険会社等	研修の内容、費用等

（記載上の注意）

複数の保険会社等が研修費用を支出している場合には、行を追加して記載すること。

⑤　システム費用（該当する場合のみ記入）

システム費用を支出している保険会社等	システムの使用用途、費用等

（記載上の注意）

複数の保険会社等がシステム費用を支出している場合には、行を追加して記載すること。

⑥　その他保険会社等と行っている経営支援を目的とした取引等

保険会社等	取引等の内容

（記載上の注意）

複数の保険会社等と取引等を行っている場合には、行を追加して記載すること。

ウ．保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法

（記載上の注意）

保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法に関する社内規則等の内容を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険会社等との取引等が比較・推奨販売に与える影響の確認・検証方法の記載を省略することができる。

⑭　保険会社等から支払われている募集手数料以外の金銭の状況

	保険会社等の名称	金銭の名目	金額（千円）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合計			

（記載上の注意）

１．金額欄は当年度分を記入し、単位未満は切り捨てる。

２．「金銭の名目」には、募集手数料以外にどのような名目で使用されている金銭であるか分かるように具体的に記載すること。

３．⑬イ．で記載した費用は除く。

４．「保険会社等の名称」及び「金銭の名目」ごとに記載することとし、その件数が16件以上ある場合には、行を追加して記載すること。

［加える。］

⒂　保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況

	システムの名称	運営会社	導入（更新）時期	使用用途
1				
2				
3				
4				
5				

（記載上の注意）

１．保険会社等が提供するシステム以外の代理店独自で保険募集、契約管理又は共同募集に関して使用しているシステムの名称、運営会社、導入（更新）時期及び使用用途を記載すること。

２．６以上の保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムを導入している場合には、行を追加して記載すること。

⒃・⒄　［略］

⒅　苦情処理に関する事項

ア．苦情の定義

イ．苦情の把握に関する事項

（記載上の注意）

苦情の把握から解決までの流れを網羅的に記載すること。

ウ．苦情の受付件数（直近３か年度）　（単位：件）

	苦情の内訳	年度	年度	年度
１．生命保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合　計			

⒀　保険募集・契約管理・共同募集に関するシステムの導入状況

	システムの名称	運営会社	使用用途
1			
2			
3			
4			
5			

（記載上の注意）

保険会社が提供するシステム以外の代理店独自で保険募集、契約管理又は共同募集に関して使用しているシステムの名称及び使用用途を記載すること。

⒁・⒂　［同左］

⒃　保険募集に係る苦情処理に関する事項

ア．苦情の把握に関する事項

報告の流れ

イ．苦情の件数　（単位：件）

	年度	年度	年度
生　命　保　険			
損　害　保　険			
少　額　短　期　保　険			

ウ．苦情の定義

２．損害保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合　計			
３．少額短期保険	保険募集関係			
	保険金支払関係			
	解約関係			
	その他			
	合　計			
４．その他				

（記載上の注意）

１．「苦情の内訳」については、各項目の件数を把握している場合にはその内訳ごとの件数を記載し、不明の場合には「合計」にその件数の合計数を記載すること。

２．「４．その他」については、「１．生命保険」から「３．少額短期保険」までのうち、いずれかに分類される苦情以外の苦情の受付件数について、集計している場合のみ記載すること。

⑲　保険募集の業務に係る内部通報制度に関する事項　［加える。］

ア．内部通報制度の整備状況

（記載上の注意）

１．保険募集の業務に関する通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。

２．保険募集の業務に係る内部通報制度を整備している場合には、記載すること。

３．保険募集の業務に係る内部通報制度の整備状況に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報制度の整備状況の記載を省略することができる。

イ．内部通報の処理に関する事項

（記載上の注意）

１．保険募集の業務に係る内部通報の把握から処理完了までの流れを網羅的に記載すること。

２．保険募集の業務に係る内部通報制度を整備している場合には、記載すること。

３．保険募集の業務に係る内部通報の処理に関して記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって内部通報の処理に関する事項の記載を省略することができる。

ウ．内部通報の件数（直近３か年度）　（単位：件）

	年度	年度	年度
生　命　保　険			
損　害　保　険			
少額短期保険			

（記載上の注意）

保険募集の業務に係る内部通報制度を整備している場合には、記載すること。

⑳　保険募集の業務に係る内部監査体制に関する事項　［加える。］

（記載上の注意）

１．保険募集の業務について内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備状況等を記載すること。

２．保険募集の業務に係る内部監査体制を整備している場合には、記載すること。

３．保険募集の業務に係る内部監査体制の整備状況を記載した書面がある場合には、その書面の添付をもって保険募集の業務に係る内部監査体制の整備状況の記載を省略することができる。

㉑　保険会社等による代理店監査の実施状況　［加える。］

保険会社等の名称	監査実施時期

（記載上の注意）

１．当年度における実施状況を記載すること。

２．保険会社等による代理店監査を４社以上実施している場合には、行を追加して記載すること。

⑵2　コンプライアンスに関する研修の実施状況

ア．コンプライアンスに関する教育を担当する部門

イ．コンプライアンスに関する研修について

当年度のコンプライアンスに関する研修の有無	該当	研修名	研修講師
有			
無			

（記載上の注意）

１．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

２．「コンプライアンスに関する研修」とは、コンプライアンスのみを扱う研修をいう。

３．「研修講師」欄には、外部講師の場合には当該外部講師が所属する組織（保険会社等を含む。）の社名等を記載し、内部講師の場合には当該内部講師の役職名を記載すること。

４．「コンプライアンスに関する研修」を年４回以上実施している場合には、行を追加して記載すること。

⑵3　保険募集指針の策定状況

保険募集指針の策定の有無	該当	有の場合には、公表の方法
有		
無		

（記載上の注意）

１．「保険募集指針」とは、第215条の４第１項第４号又は第227条の21第１項第１号に規定する指針をいう。

２．「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

３．保険募集指針を策定しているときは、記載すること。

２．取扱保険契約等の状況

⑴　［略］

⑵　取扱保険契約（直近３か年度）

ア．取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

［略］

（記載上の注意）

１．保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース、保険会社等からの提供ベースのいずれかで記載すること。

２．［略］

イ．保険契約の内訳等

①　法第300条の２に規定する特定保険契約の販売の有無（直近３か年度）

⑴7　コンプライアンスに関する教育体制

コンプライアンスに関する教育を担当する部門及びコンプライアンスに関する教育責任者の設置の有無	該当
有	
無	

直近１年内のコンプライアンスに関する研修の有無	該当
有	
無	

（記載上の注意）

「該当」欄は、該当する箇所に○を記載すること。

［加える。］

２．取扱保険契約等の状況

⑴　［同左］

⑵　取扱保険契約の内訳等（直近３ヵ年度）

ア．取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

［同左］

（記載上の注意）

１．保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース、保険会社からの提供ベースのいずれかで記載すること。

２．［同左］

イ．生命保険契約の内訳等

①　法第300条の２に規定する特定保険契約の販売の有無（直近３ヵ年度）

［略］

② 保険契約の内訳　（単位：件、百万円）

	区　分	年度	年度	年度
生命保険	新契約件数			
	手数料総額			
損害保険	契約件数			
	手数料総額			
少額短期保険	契約件数			
	手数料総額			

（記載上の注意）

１．「手数料総額」については、新契約と継続契約の総額を記載すること。

２．第三分野における保険期間が１年超の契約については、損害保険会社又は少額短期保険業者が元受であっても、「生命保険」に数値を記載すること。

３．「損害保険」には、自賠責保険及び海上保険（船舶・貨物）を除いた数値を記載すること。

４．単位未満は切り捨てる。

［削る。］

［同左］

② 生命保険契約の内訳

区　分	保険種類	生命保険			備考
		年度	年度	年度	
		合計	合計	合計	
新契約件数（件）	（死亡保険）				
	（生死混合保険）				
	（生存保険）				
	（第三分野）				
	（年金）				
	（その他）				
	合計				

（記載上の注意）

１．特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。

２．複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「その他」欄に記載すること。また、その場合には、「備考」欄に概要を簡潔に記載すること。

３．「第三分野」欄には、損害保険の第三分野における保険期間が１年超の契約についても合算して記載すること。

４．行数が足りない場合には、適宜追加すること。

ウ．損害保険契約の内訳

区　分	保険種類	損害保険			備考
		年度	年度	年度	
		合計	合計	合計	
契約件数（件）	（自動車保険）				
	（火災保険）				
	（傷害保険）				
	（（その他）新種）				
	合計				

（記載上の注意）

１．第三分野における保険期間が１年超の契約については、損害保険会社が元受であっても、イ．②の「第三分野」欄に数値を記載すること。

２．「（その他）新種」欄には、自賠責保険及び海上保険（船舶・貨物）を除いた数値を記載すること。

３．行数が足りない場合には、適宜追加すること。

［削る。］

⑶　取扱保険商品の販売状況（前年度・当年度）

ア．取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

［表略］

（記載上の注意）

１．保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース又は保険会社等からの提供ベースのいずれかで記載すること。

２．［略］

イ．生命保険

［①～⑥　略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。

４．複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「⑥（その他）」に記載すること。また、その場合には、「（備考）」欄に概要を簡潔に記載すること。

５．「④（第三分野）」には、損害保険の第三分野における保険期間が１年超の契約についても合算して記載すること。

ウ．損害保険

［①～④　略］

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

エ．少額短期保険契約の内訳

区　　分	保　険　種　類	少　額　短　期　保　険			備　考
		年度	年度	年度	
		合計	合計	合計	
契　約　件　数（件）	（生命保険）				
	（損害保険）				
	（第三分野）				
	（その他）				
	合計				

（記載上の注意）

１．特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。

２．複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「その他」欄に記載すること。また、その場合には、「備考」欄に概要を簡潔に記載すること。

⑶　取扱保険商品の販売状況（前年度・当年度）

ア．取扱保険契約の種類、件数等の具体的な内容又は算出の方法

［同左］

（記載上の注意）

１．保険種類の区分、件数の計上のタイミング、件数のカウント及び募集手数料の具体的な方法又は内容を、代理店独自の管理ベース又は保険会社からの提供ベースのいずれかで記載すること。

２．［略］

イ．生命保険

［①～⑥　同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．「⑵　取扱保険契約の内訳等（直近３ヵ年度）」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。

［加える。］

［加える。］

ウ．損害保険

［①～④　同左］

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

4．第三分野における保険期間が１年超の契約については、損害保険会社が元受であっても、イ．「④（第三分野）」に数値を記載すること。 5．「④（(その他) 新種)」には、自賠責保険及び海上保険（船舶・貨物）を除いた数値を記載すること。 エ．少額短期保険 ［①～④　略］ （記載上の注意） ［１．～３．　略］ ４．特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。 5．複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合には、「④（その他）」に記載すること。また、その場合には、「（備考）」欄に概要を簡潔に記載すること。 （記載上の注意） ［略］	4．「(2)　取扱保険契約の内訳等（直近３ヵ年度）」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。 ［加える。］ エ．少額短期保険 ［①～④　同左］ （記載上の注意） ［１．～３．　同左］ ４．「(2)　取扱保険契約の内訳等（直近３ヵ年度）」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。 ［加える。］ （記載上の注意） ［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者） **第六十条の二**　準用保険業法第三百条第一項第五号及び第八号に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。 一　当該保険契約者又は被保険者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人（当該法人と実質的に同一と認められる者に限る。） 二　当該保険契約者又は被保険者の子会社等 三　当該保険契約者又は被保険者を子会社等（令第三十条第四項後段の規定により子会社等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。）とする親会社等（同項に規定する親会社等をいい、同項後段の規定により親会社等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。） 四　当該保険契約者又は被保険者を子会社等とする親会社等の親会社等 五　当該保険契約者又は被保険者を子会社等とする親会社等の子会社等（当該保険契約者又は被保険者を除く。） 六　当該保険契約者又は被保険者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（第一号に掲げる者を除く。）	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　保険業法第三百四条の規定により事業報告書を作成し、これを提出しようとする者は、この府令の施行前においても、第一条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第二十五号の二及び別紙様式第二十五号の三によりその作成及び提出をすることができる。

3　この府令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の保険業法施行規則別紙様式第九号及び別紙様式第十号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第十五号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに同法による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条第一項第二号及び第二十一項、第三十四条の二十二第一項及び第五項、第三十四条の二十三並びに第四十九条の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第三条の二　令第二条第二項の規定により、一時保護施設（法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）の設置に関して報告すべき事項は、入所定員及び事業開始の年月日とする。	**第三条の二**　令第二条第二項の規定により、一時保護施設（法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設をいう。次項及び第三十六条の三十第一項において同じ。）の設置に関して報告すべき事項は、入所定員及び事業開始の年月日とする。
［②　略］	［②　同上］
第三十五条の三の二　法第三十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。	［条を加える。］
一　一時保護施設（児童を委託しようとする都道府県が設置するものを除く。）、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業者又は里親	
二　病院又は診療所	
第三十五条の三の三　児童相談所長は、法第三十三条第二十一項の規定に基づき、登録一時保護委託者等以外の者（以下この条において「緊急一時保護委託者」という。）に一時保護を委託しようとするときは、次に掲げる事項を確認しなければならない。	［条を加える。］
一　緊急一時保護委託者と当該児童又は保護延長者との関係性	
二　緊急一時保護委託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
三　緊急一時保護委託者が個人である場合にあつては、当該緊急一時保護委託者及びその同居人の性別、生年月日及び健康状態	
四　一時保護を行う場所の所在地	
五　一時保護を行う施設又は住居の設備及び施設である場合にあつては、当該施設の名称	
六　法第三十四条の二十二第四項各号の規定に該当しない旨	
七　その他児童相談所長が必要と認める事項	
［②　児童相談所長は、経済的に困窮している個人（児童の親族である場合を除く。）に対して法第三十三条第二十一項の規定に基づく一時保護を委託することができない。	
［③　児童相談所長は、緊急その他やむを得ない事由により、引き続き同一の緊急一時保護委託者に緊急一時保護委託を行うことが適当であると認める場合は、当該委託が適当であるかどうか、第一項に定める事項を二週間ごとに確認しなければならない。	
［④　前三項の規定は、法第三十三条第二十二項に基づく一時保護について準用する。	
第三十六条の四十八　法第三十四条の二十二第一項の登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、同項の申請書を一時保護委託を受けることを希望する管轄の都道府県知事に提出しなければならない。	
［②　法第三十四条の二十二第一項第二号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。	
一　定款その他の基本約款（登録申請者が個人である場合を除く。）	
二　職員の定数及び職務の内容	
三　主な職員の氏名及び経歴	
四　一時保護を行う施設の名称及び所在地	

第三十六条の四十九　法第三十四条の二十二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、同条第二項に規定する基準で定める事項とする。

第三十六条の五十　登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第五項に規定する事項を変更するときは、その二週間前までに、法第三十四条の二十二第五項に規定する登録一時保護委託者登録簿に記載した事項（変更する事項に限る。）及びその変更の理由を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十六条の五十一　都道府県知事は、登録一時保護委託者からその登録の消除の申出があつた場合には、当該登録一時保護委託者の登録を消除することができる。ただし、当該登録の消除の申出が、法第三十四条の二十五に基づく報告の求め、質問、立入検査、改善勧告、登録の取消等の実施を妨げる目的その他の不正の目的であつた場合には、この限りでない。

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［略］		
第三十四条の二 第三十四条の三	市町村長を経て、都道府県知事に	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長に
第三十五条の三の二第一号	都道府県	指定都市又は児童相談所設置市
［略］		
第三十六条の四十一第四項及び第六項 第三十六条の四十二 第三十六条の四十三 第三十六条の四十四 第三十六条の四十六第二項及び第四項 第三十六条の四十七 第三十六条の四十八第一項 第三十六条の五十 第三十六条の五十一	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
［略］		

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［同上］		
第三十四条の二 第三十四条の三	市町村長を経て、都道府県知事に	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長に
［項を加える。］		
［同上］		
第三十六条の四十一第四項及び第六項 第三十六条の四十二 第三十六条の四十三 第三十六条の四十四 第三十六条の四十六第二項及び第四項 第三十六条の四十七	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
第三十五条の三の二　法第三十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者（以下「児童自立生活援助事業者」という。）又は障害児に対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所を行うもの（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第二十二条に規定する認定等を受けたものに限る。）	**第三十五条の三の二**　法第三十三条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］
第三十六条の三　児童自立生活援助事業は、児童自立生活援助対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、児童自立生活援助を行い、あわせて、児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行うものでなければならない。	**第三十六条の三**　法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業は、児童自立生活援助対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、児童自立生活援助を行い、あわせて、児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行うものでなければならない。
第三十六条の四　児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業の利用者（児童自立生活援助事業を行う住居等（以下「児童自立生活援助事業所」という。）に入居している者（以下「入居者」という。）及び児童自立生活援助の実施を解除された者であつて相談その他の援助を受ける者をいう。以下同じ。）に対し、就業に関する相談、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な指導その他の必要な支援を行うものとする。	**第三十六条の四**　児童自立生活援助事業を行う者（以下「児童自立生活援助事業者」という。）は、児童自立生活援助事業の利用者（児童自立生活援助事業所に入居している者（以下「入居者」という。）及び児童自立生活援助の実施を解除された者であつて相談その他の援助を受ける者をいう。以下同じ。）に対し、就業に関する相談、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な指導その他の必要な支援を行うものとする。
［②　略］	［②　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の施行の日（令和八年十二月二十五日）から施行する。

○内閣府令第十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の二十二第三項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を次のように定める。

令和八年三月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一時保護委託者の登録等に関する基準

（趣旨）

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第三項の内閣府令で定める基準（以下この条において「一時保護委託者登録等基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十三条及び第十五条第二項（入所している児童の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十二条第二号及び第八号並びに第十五条第二項（入所している児童の居室及び法第三十三条第一項に規定する登録一時保護委託者（以下「登録一時保護委託者」という。）が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に特有の設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十七条、第二十条第三項及び第二十三条の規定による基準

四　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

２　一時保護委託者登録等基準は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び登録一時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

３　内閣総理大臣は、一時保護委託者登録等基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的等）

第二条　法第三十四条の二十二第二項の規定により都道府県が条例で定める基準（次項において「最低基準」という。）は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

２　都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（登録一時保護委託者の一般原則）

第三条　登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

３　登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（児童の権利の制限）

第四条　登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

２　登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第五条　登録一時保護委託者は、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第六条　登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第七条　登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第八条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

２　登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第九条　登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第十条　登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（児童の所持品等）

第十一条　登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一　合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

二　前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は都道府県知事に相談すること。

三　第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は都道府県知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は都道府県知事に協力するよう努めること。

四　児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第十二条　登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

二　児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

三　児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四　入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

五　浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

六　居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

七　三十人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。

八　児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第十三条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第十四条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十五条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

２　前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第十六条　登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

二　当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。

三　入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこと。

四　入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。

五　必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第十七条　登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。

二　児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第十八条　児童相談所長又は都道府県知事は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は都道府県知事に相談する体制を整備しなければならない。

２　前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は都道府県知事に勧告しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第十九条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

２　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

４　登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

５　登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第二十一条　登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一　入所する児童の支援に関する事項

二　その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第二十二条　登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第二十三条　登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十四条　都道府県知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第二十五条　登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（大都市等の特例）

第二十六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあっては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第十条、第十一条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

２　法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下この項において「児童相談所設置市」という。）にあっては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、第十条、第十一条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二項並びに第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と読み替えるものとする。

附　則

この府令は、令和八年十月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省、令第一号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条の二において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条第一項第五号及び第八号の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、法務省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この命令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「総株主等の議決権」又は「少額短期保険業者」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、総株主等の議決権又は少額短期保険業者をいう。 ２　［略］ （当該認可特定保険業者と特殊の関係のある者） **第五十九条**　改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十二条第一項に規定する主務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。 一　当該認可特定保険業者の子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。第六十五条及び第九十四条の二第二号から第五号までにおいて同じ。） 二　［略］ （保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者） **第九十四条の二**　改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百条第一項第五号及び第八号の主務省令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。 一　当該保険契約者又は被保険者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人（当該法人と実質的に同一と認められる者に限る。） 二　当該保険契約者又は被保険者の子法人等 三　当該保険契約者又は被保険者を子法人等（令第十三条の五の二第三項後段の規定により子法人等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。）とする親法人等（同項に規定する親法人等をいい、同項後段の規定により親法人等とみなされる者を除く。次号及び第五号において同じ。） 四　当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の親法人等 五　当該保険契約者又は被保険者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険契約者又は被保険者を除く。） 六　当該保険契約者又は被保険者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（第一号に掲げる者を除く。）	（定義） **第一条**　この命令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」又は「少額短期保険業者」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等又は少額短期保険業者をいう。 ２　［同上］ （当該認可特定保険業者と特殊の関係のある者） **第五十九条**　［同上］ 一　当該認可特定保険業者の子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。第六十五条において同じ。） 二　［同上］ ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十二条第二項第四号イ及びロ並びに第七十三条の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令を次のように定める。

令和八年三月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令

（用語）

第一条　この命令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第三号）において使用する用語の例による。

（主務省令で定める事業分野及び事業活動）

第二条　法第三十二条第二項第四号イに規定する主務省令で定める事業分野は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　洋紙製造業（主として木材パルプ、古紙パルプその他の繊維から洋紙（新聞巻取紙、印刷用紙、情報用紙、包装用紙、衛生用紙及び雑種紙をいう。）を製造する事業をいう。次項において同じ。）

二　板紙製造業（主として木材パルプ、古紙パルプその他の繊維から板紙（ライナー、中しん紙、白板紙、黄板紙、色板紙及び雑板紙をいう。）を製造する事業をいう。次項において同じ。）

三　ソーダ工業（塩水を電気分解し、か性ソーダ、塩素及び水素を製造する電解ソーダ事業並びにソーダ灰及び塩化カルシウムを製造する事業をいう。次項において同じ。）

四　カーボンブラック製造業（オイルファーネス法によりカーボンブラックを製造する事業をいう。次項において同じ。）

五　有機化学工業製品製造業（主としてナフサから石油化学系基礎製品及びその誘導品を製造する事業（発酵工業を除く。）をいう。次項において同じ。）

六　石油精製業（石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業をいう。次項において同じ。）

七　ゴム製品製造業（主として天然ゴム、合成ゴム、配合剤又は構造材からゴム製品を製造する事業をいう。次項において同じ。）

八　板ガラス製造業（主として珪砂、ソーダ灰又は苦灰石からフロートガラス、型板ガラス、磨き板ガラス、合わせガラス、強化ガラスその他加工ガラスを製造する事業をいう。次項において同じ。）

九　ガラスびん製造業（主として珪砂、ソーダ灰、石灰石又はカレットからガラスびん（中身を密封、保存及び輸送するためのもの（ホウ素又は鉛を含有するものを除く。）に限る。）を製造する事業をいう。次項において同じ。）

十　セメント製造業（ポルトランドセメント（ＪＩＳＲ五二一〇）、高炉セメント（ＪＩＳＲ五二一一）、シリカセメント（ＪＩＳＲ五二一二）又はフライアッシュセメント（ＪＩＳＲ五二一三）を製造する事業をいう。次項において同じ。）

十一　石灰製造業（主として石灰石又はドロマイトから生石灰、消石灰、軽焼ドロマイトその他石灰を製造する事業をいう。次項において同じ。）

十二　高炉による製鉄業（高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業をいう。次項において同じ。）

十三　電気炉による普通鋼製造業（電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業（高炉による製鉄業を除く。）をいう。次項において同じ。）

十四　電気炉による特殊鋼製造業（電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品及び特殊鋼鋳鋼品をいう。次項において同じ。）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く。）をいう。次項において同じ。）

十五　アルミニウム製造業（主としてアルミニウム地金又はアルミニウムスクラップからアルミニウム製品を製造する事業をいう。次項において同じ。）

十六　自動車製造業（主として乗用自動車（軽自動車を除く。次項において同じ。）を製造する事業をいう。次項において同じ。）

十七　発電事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。次項において同じ。）

十八　貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。次項において同じ。）

十九　内航海運業（内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項に規定する内航海運業（同項第一号に規定する内航運送をする事業に限る。）をいう。次項において同じ。）

二十　航空輸送事業（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十三条第一項に規定する航空輸送事業者が行う貨物又は旅客を輸送する事業（本邦内の各地間における輸送に係るものに限る。）をいう。次項において同じ。）

2

法第三十二条第二項第四号ロに規定する主務省令で定める事業活動は、次の各号に掲げる事業分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業活動とする。

一　洋紙製造業　パルプ化工程及び製紙工程（抄紙工程、塗工工程及び仕上工程をいう。次号において同じ。）に係る事業活動（ただし、情報用紙のうち感熱紙及び感圧紙の製造については、パルプ化工程及び製紙工程（抄紙工程に限る。）に係る事業活動とする。）

二　板紙製造業　パルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動

三　ソーダ工業　ソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動（電解槽に係るものに限る。）

四　カーボンブラック製造業　カーボンブラックの製造工程に係る事業活動

五　有機化学工業製品製造業　次のイ及びロに掲げる事業活動

イ　エチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程に係る事業活動

ロ　有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動

六　石油精製業　石油精製工程に係る事業活動
七　ゴム製品製造業　ゴム製品の製造工程に係る事業活動
八　板ガラス製造業　板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動
九　ガラスびん製造業　ガラスびんの製造工程に係る事業活動
十　セメント製造業　セメントの製造工程に係る事業活動
十一　石灰製造業　生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動
十二　高炉による製鉄業　次のイ及びロに掲げる事業活動
イ　高炉による銑鉄の製造工程に係る事業活動
ロ　鋼材の製造工程に係る事業活動
十三　電気炉による普通鋼製造業　次のイ及びロに掲げる事業活動
イ　電気炉による粗鋼の製造工程に係る事業活動（普通鋼製造業に係るものに限る。）
ロ　鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動
十四　電気炉による特殊鋼製造業　次のイ及びロに掲げる事業活動
イ　電気炉による粗鋼の製造工程に係る事業活動（特殊鋼製造業に係るものに限る。）
ロ　鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動
十五　アルミニウム製造業　次のイ及びロに掲げる事業活動
イ　半製品（スラブ及びビレットをいう。ロにおいて同じ。）の製造工程に係る事業活動
ロ　半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動
十六　自動車製造業　乗用自動車の塗装工程（乗用自動車の車体（バンパーを除く。）の塗装工程に限る。）に係る事業活動
十七　発電事業　発電に係る事業活動
十八　貨物自動車運送事業　貨物の運送（冷蔵又は冷凍設備を有する事業用自動車によるものを除く。）に係る事業活動
十九　内航海運業　主たる貨物が鋼材（その原材料及び副産物を含む。）である運送に係る事業活動
二十　航空輸送事業　貨物又は旅客の輸送に係る事業活動
（脱炭素成長型投資事業者の移行計画）
第三条　法第七十三条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式による計画書を届出年度の九月末日までに提出することとする。
一　二酸化炭素（事業活動に伴う他人から供給された電気又は熱を使用する場合における当該電気又は熱の供給に係る二酸化炭素を含む。）の排出量に関する事項
二　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画の内容及び期待効果に関する事項
（移行計画の公表）
第四条　法第七十三条第二項の規定による公表は、同条第一項の移行計画の提出後、インターネットの利用により行うものとする。

附　則

この命令は、令和八年四月一日から施行する。

別記様式（第３条関係）

移行計画書

年　月　日

殿

住　所
名　称
代表者の役職及び氏名

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第73条第１項の規定により次のとおり提出します。

Ⅰ　二酸化炭素の排出量に関する事項

１．前年度の二酸化炭素の排出量

直接排出量 （t-CO_2）	
間接排出量 （t-CO_2）	
合計量 （t-CO_2）	

２．二酸化炭素の排出量の目標

	年度	年度	年度	年度	年度
直接排出量 （t-CO_2）					
間接排出量 （t-CO_2）					
合計量 （t-CO_2）					
削減率 （%）					

Ⅱ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画

１．脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画の内容及び期待効果

内容	該当する工場等 又は輸送手段	着手時期 完了時期	排出削減効果 （t-CO_2/年）	新規 追加

２．脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する研究開発の内容

出願番号・GX 技術区分又は GI 基金のプロジェクト名	内容	研究開発費用 （円）

３．その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する取組に関する事項

４．前年度の計画との比較

変更又は削除した計画の内容	該当する工場等 又は輸送手段	変更又 は削除	変更又は削除した理由等

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○内閣府令・文部科学省令第五号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、並びに地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）第三条の規定に基づき、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府・文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定方法） **第五条**　令第三条に規定する専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員は、当該専門課程の修業年限の別による学科（夜間その他特別な時間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除き、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含む。第三号において同じ。）の区分（以下この項及び第七条において「学科区分」という。）ごとの学生総定員のうち、専修学校の定めるところにより、学生がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の単位数が当該教育課程において開設されている全ての授業科目の単位数の二分の一を超えることとなる学科区分に係るものを合算したものから、次に掲げるものを控除して算定するものとする。 一　令和二年一月一日以後に増加させた学生総定員 二　特定地域内学部等収容定員の減少の日前六月以内において授業を行っていない学科区分に係る学生総定員 三　当該専修学校の専門課程の学科の専任の教員のうち、次に掲げる者の合計数が専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第三十九条第二項で定める専任の教員の数に満たない部分の専門課程の学科に係る学生総定員 イ　一週間に担当する授業科目の授業時数が五時間以上の者 ロ・ハ　［略］ 2　第三条第二項の規定は、前項の専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定について準用する。	（専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定方法） **第五条**　令第三条に規定する専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員は、当該専門課程の修業年限の別による学科（夜間その他特別な時間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除き、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うものを含む。第三号において同じ。）の区分（以下この項及び第七条において「学科区分」という。）ごとの生徒総定員のうち、専修学校の定めるところにより、生徒がその履修する教育課程において特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の授業時数（単位制による学科にあっては、単位数。以下この項において同じ。）が当該教育課程において開設されている全ての授業科目の授業時数の二分の一を超えることとなる学科区分に係るものを合算したものから、次に掲げるものを控除して算定するものとする。 一　平成三十二年一月一日以後に増加させた生徒総定員 二　特定地域内学部等収容定員の減少の日前六月以内において授業を行っていない学科区分に係る生徒総定員 三　当該専修学校の専門課程の学科の専任の教員のうち、次に掲げる者の合計数が専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第三十九条第二項で定める専任の教員の数に満たない部分の専門課程の学科に係る生徒総定員 イ　一週間に担当する授業科目の授業時数が六単位時間以上の者 ロ・ハ　［同上］ 2　第三条第二項の規定は、前項の専修学校の専門課程に係る特定地域内学部等収容定員の算定について準用する。この場合において、第三条第二項中「単位数」とあるのは、「授業時数」と読み替えるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和八年四月一日から施行する。

省令

○総務省令第三十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十三条の二第一項の規定に基づき、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

総務大臣　林　芳正

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等） **第十九条**　法第三十三条の二第一項の調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。 一　学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの イ　次に掲げるものであって、調査票情報を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。 (1)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程又は第百二十五条の二第一項に規定する専攻科に限る。）（以下「大学等」という。）若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究（公益社団法人又は公益財団法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業（(3)において「公益目的事業」という。）に該当するものに限る。以下この(1)において同じ。）又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等 [(2)～(4)　略] [ロ～ニ　略] [二　略] [2　略]	（法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等） **第十九条**　[同上] 一　[同上] イ　[同上] (1)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究（公益社団法人又は公益財団法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号に規定する公益目的事業（(3)において「公益目的事業」という。）に該当するものに限る。以下この(1)において同じ。）又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等 [(2)～(4)　同上] [ロ～ニ　同上] [二　同上] [2　同上]

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省　令第四号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）第四条第二項第一号の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令

（プラスチック製の容器）

第一条　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定する容器であるものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる商品の容器とする。

一　箱及びケース
二　瓶
三　たる及びおけ
四　カップ形の容器及びコップ
五　皿
六　くぼみを有するシート状の容器
七　チューブ状の容器
八　袋
九　前各号に掲げるものに準ずる構造、形状を有する容器
十　容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
十一　容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器

（プラスチック製容器包装から除かれるもの）

第二条　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装から除かれる主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　次に掲げる商品の容器及び包装
イ　飲食料品（飲料（酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）であってポリエチレンテレフタレート製の容器に充塡されたもの又は次に掲げる物品であって、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充塡したポリエチレンテレフタレート製の容器から当該物品及び当該物品の臭いを除去できる物品が充塡されたものを除く。）
(1)　しょうゆ
(2)　しょうゆ加工品（主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他の調味料を加えたものをいう。）
(3)　アルコール発酵調味料（次のいずれかに該当するものであって、酒類として飲用することができない処置を施したものをいう。）
(i)　米、米麹（こうじ）又は果実（果実を乾燥させ、若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含む。）の発酵の工程を経て生産されたもの
(ii)　(i)に掲げるものに砂糖類、酒類、アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）、酸味料又は果汁その他の調味料を加えて生産されたもの
(4)　みりん風調味料（主たる原料として砂糖類、米及び米麹（こうじ）を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであって、アルコール分（酒税法第三条第一号に規定するアルコール分をいう。）が一度未満、エキス分（同条第二号に規定するエキス分をいう。）が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。）
(5)　食酢
(6)　調味酢（主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味料を加えたものであって、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるものをいう。）
(7)　ドレッシングタイプ調味料
ロ　医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項、第二項、第四項及び第九項にそれぞれ規定する医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品をいう。）並びに調剤された薬剤
二　ポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料が充塡されたもの又は前号イ(1)から(7)までに掲げる物品であって、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充塡したポリエチレンテレフタレート製の容器から当該物品及び当該物品の臭いを除去できる物品が充塡されたものに限る。）の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの及び当該容器の側部に貼るラベル

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の三五
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二五
第四条第二号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の二〇
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
	別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二〇
	［略］	［略］
第四条第三号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一五
	別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三〇
	別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一五
	［略］	［略］
第四条第四号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
	別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二五

改正前

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の四〇
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二〇
第四条第二号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三〇
	別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二五
	［略］	［略］
第四条第三号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三五
	別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	［略］	［略］
第四条第四号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三〇
	別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二〇

［略］	［略］
別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の四〇
別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二〇
第四条第五号に規定する分別基準適合物	
別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
［略］	［略］
第四条第六号に規定する分別基準適合物	
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五〇
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の二〇
［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（船員保険の介護料の額に関する経過措置）	（船員保険の介護料の額に関する経過措置）
第一条の二　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「整備政令」という。）第五十七条の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」	**第一条の二**　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号。次項において「整備政令」という。）第五十七条の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」

［略］	［略］
別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の三五
別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の一五
第四条第五号に規定する分別基準適合物	
別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
第四条第六号に規定する分別基準適合物	
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五五
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］

という。）の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「旧船員保険法施行規則」という。）第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額

イ　（略）

ロ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であって介護に要する費用として支出された費用の額が九万七百九十円に満たないとき　九万七百九十円（支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額とする。）

ハ　その月（支給すべき事由が生じた月を除く。）において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき　九万七百九十円

二　（略）

2　前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「九万七百九十円」とあるのは「四万五千四百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、並びに国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の六第十号及び第十一条の八第十号、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号ハ並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ハの規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省令第五十号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、並びに国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の六第十号及び第十一条の八第十号、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号ハ並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ハの規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設） **第七十七条の六**　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 一～二十九　（略） 二十九の二　一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）第二十一条第一項第一号に規定する学校その他の養成施設 三十～三十四　（略）	（令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設） **第七十七条の六**　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 一～二十九　（略） （新設） 三十～三十四　（略）

という。）の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「旧船員保険法施行規則」という。）第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額

イ　（略）

ロ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であって介護に要する費用として支出された費用の額が八万五千四百九十円に満たないとき　八万五千四百九十円（支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額とする。）

ハ　その月（支給すべき事由が生じた月を除く。）において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき　八万五千四百九十円

二　（略）

2　前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「八万五千四百九十円」とあるのは「四万二千七百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者）	（法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者）
第二十三条の六　法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（卒業を予定している者であって、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。	**第二十三条の六**　法第三条第一項第九号ハの厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者（卒業を予定している者であって、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなっているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒又は学生	七　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒
八・九　（略）	八・九　（略）
2　前項の「定時制の課程等に在学する者」とは、次に掲げる者とする。	2　前項の「定時制の課程等に在学する者」とは、次に掲げる者とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第二号に規定する夜間等学科に在学する者又は同項第三号に規定する通信制の学科に在学する者	六　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する夜間等学科に在学する者又は同令第五条第一項に規定する通信制の学科に在学する者
七　（略）	七　（略）
3　第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。	3　第一項第九号の「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。
一～二十九　（略）	一～二十九　（略）
二十九の二　一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）第二十一条第一項第一号に規定する学校その他の養成施設	（新設）
三十～三十四　（略）	三十～三十四　（略）

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者）	（法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者）
第九条の六　法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者（卒業を予定している者であつて、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなつているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。	**第九条の六**　法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者（卒業を予定している者であつて、適用事業所に使用され、卒業した後も引き続き当該適用事業所に使用されることとなつているもの、休学中の者及び定時制の課程等に在学する者その他これらに準ずる者を除く。）とする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒又は学生	七　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒
八・九　（略）	八・九　（略）

改正後	改正前
2　前項の「定時制の課程等に在学する者」とは、次の各号に掲げる者とする。 一～五　（略） 六　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第二号に規定する夜間等学科に在学する者又は同項第三号に規定する通信制の学科に在学する者 七　（略） 3　第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。 一～二十九　（略） 二十九の二　一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和六年内閣府令第二十七号）第二十一条第一項第一号に規定する学校その他の養成施設 三十～三十四　（略）	2　前項の「定時制の課程等に在学する者」とは、次の各号に掲げる者とする。 一～五　（略） 六　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する夜間等学科に在学する者又は同令第五条第一項に規定する通信制の学科に在学する者 七　（略） 3　第一項第九号に規定する「前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。 一～二十九　（略） （新設） 三十～三十四　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第七十七条の六第二十九号の二に規定する教育施設に在学する生徒又は学生であった被保険者期間（令和六年四月から令和八年三月までの期間であって、当該期間内に国民年金法施行令第六条の六に掲げる生徒又は学生（同号に規定する教育施設に在学する生徒又は学生を除く。）でなかった期間に限る。）がある第一号被保険者等（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者をいう。）から同法第九十条の三第一項の規定による申請（同法第百九条の二の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。）があったときは、当該被保険者期間のうちこの省令の施行の際現に同法第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（この省令の施行の際現にその残余の額につき納付されたもの（令和八年三月分の保険料については、同法第九十一条に規定する当該保険料の納期限までに納付されたものを含む。）に限る。）に係る期間については、なお従前の例による。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する短時間労働者への健康保険の適用に係る生徒又は学生の範囲については、第二条の規定による改正後の健康保険法施行規則第九条の六第三項第二十九号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日の前日までの間における厚生年金保険法第十二条第五号ハに規定する短時間労働者への厚生年金保険の適用に係る生徒又は学生の範囲については、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第九条の六第三項第二十九号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項並びに第七条第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（飼料添加物の用途） **第一条**　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の農林水産省令で定める用途は、次に掲げるとおりとする。 一～三　（略） 四　飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保	（飼料添加物の用途） **第一条**　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の農林水産省令で定める用途は、次に掲げるとおりとする。 一～三　（略） （新設）

（特定飼料等の種類）

第十二条　法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

（削る）

二～十一　（略）

別表第一（第十四条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

別表第二（第十五条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法	基準
（略）	（略）	（略）

（特定飼料等の種類）

第十二条　法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　亜鉛バシトラシン

三～十二　（略）

別表第一（第十四条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

別表第二（第十五条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
（略）	（略）	（略）
亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）

別表第三（第十六条関係）

特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法	基準
（略）	（略）	（略）

アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1)　飼料一般の成分規格 ア・イ　（略） ウ　次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。	別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1)　飼料一般の成分規格 ア・イ　（略） ウ　次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料 / 飼料添加物名	単位	鶏（ブロイラーを除く。）用		豚用			牛用		
		幼すう用・中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

対象飼料 / 飼料添加物名	単位	鶏（ブロイラーを除く。）用		豚用			牛用		
		幼すう用・中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用
亜鉛バシトラシン	万単位	16.8 ～ 168	16.8 ～ 168	16.8 ～ 168	42 ～ 420	16.8 ～ 168	42 ～ 420	16.8 ～ 168	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	（略）	（略）	（略）

（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）					

注　（略）

エ～ニ　（略）

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ　（略）

ウ　次の表の同一欄内の２以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

第１欄	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナイカルバジン、ナラシン、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
（略）	（略）
第３欄	アビラマイシン、エンラマイシン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリポール

エ～フ　（略）

⑶～⑸　（略）

２～６　（略）

別表第２（第２条関係）

１～５　（略）

６　飼料添加物一般の試験法

（略）

⑴～⑿　（略）

⒀　抗生物質の力価試験法

（略）

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）

ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	g	40	40	40					

注　（略）

エ～ニ　（略）

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ　（略）

ウ　次の表の同一欄内の２以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

第１欄	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
（略）	（略）
第３欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリポール

エ～フ　（略）

⑶～⑸　（略）

２～６　（略）

別表第２（第２条関係）

１～５　（略）

６　飼料添加物一般の試験法

（略）

⑴～⑿　（略）

⒀　抗生物質の力価試験法

（略）

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
（略）	（略）	（略）	（略）
標準バシトラシン	バシトラシンＡ（$C_{66}H_{103}N_{17}O_{16}S$）	常用標準バシトラシン	バシトラシン
（略）	（略）	（略）	（略）

各抗菌性物質の定義

①～⑥　（略）

（削る）

⑦～⑩　（略）

各抗菌性物質の力価の定義

①～⑥　（略）

（削る）

⑦～⑩　（略）

（略）

常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低２種類の規定濃度に希釈した液である（以下、高濃度の希釈液を「S_H」、低濃度の希釈液を「S_L」という。）。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50％以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあっては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとる。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（略）

⑭～㊴　（略）

7　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

⑴　（略）

⑵　試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～臭化シアン試液、ジベンゾイルチアミン定量用　（略）

各抗菌性物質の定義

①～⑥　（略）

⑦　バシトラシン

Bacillus subtilis var. *Tracy*の培養により得られるバシトラシンＡ（$C_{66}H_{103}N_{17}O_{16}S$）を主成分とするもの又はその他の方法により得られるこれと同一の物質をいう。

⑧～⑪　（略）

各抗菌性物質の力価の定義

①～⑥　（略）

⑦　バシトラシン

バシトラシンの力価は、バシトラシンＡ（$C_{66}H_{103}N_{17}O_{16}S$）としての量を単位で示す。１単位は、0.67kPa以下の減圧下で、60℃、３時間乾燥した標準バシトラシン23.8μgに相当する。

⑧～⑪　（略）

（略）

常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低２種類の規定濃度に希釈した液である（以下、高濃度の希釈液を「S_H」、低濃度の希釈液を「S_L」という。）。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50％以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあっては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとる。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
常用標準バシトラシン	約30mg以上	0.67kPa以下，60℃，３時間	５℃以下	２日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（略）

⑭～㊴　（略）

7　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

⑴　（略）

⑵　試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～臭化シアン試液、ジベンゾイルチアミン定量用　（略）

（削る）

（削る）

臭化第二水銀～レゾルシン　（略）

⑶～⑼　（略）

8　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～(116)　（略）

（削る）

臭化水素酸ハロフジノン　$C_{16}H_{18}Br_2ClN_3O_3$　白色～灰白色の粉末である。

含量　98.0％以上

純度試験　本品0.020ｇ（0.0195～0.0204ｇ）を量り、クロロホルム・メタノール・水混液（３：３：0.5）10mLを加えて溶かし、この溶液10μLを薄層クロマトグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次に、クロロホルム・メタノール・アンモニア水混液（75：25：１）を展開溶媒として、約15㎝展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長254nm）を照射するとき、Rf値約0.3の位置に単一のスポットを認め、その他のスポットを認めてはならない。

定量法　本品を乾燥し、その約0.3ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノール60mL及び酢酸第二水銀試液10mLを加え、0.1mol／Ｌ過塩素酸で滴定する（電位差滴定法）。同様の方法で空試験を行い補正する。

0.1mol／Ｌ過塩素酸１mL＝49.56mg$C_{16}H_{18}Br_2ClN_3O_3$

臭化水素酸ハロフジノン（シス異性体）　$C_{16}H_{18}Br_2ClN_3O_3$　白色～灰白色の粉末である。

含量　98.0％以上

純度試験　本品0.020ｇ（0.0195～0.0204ｇ）を量り、クロロホルム・メタノール・水混液（３：３：0.5）10mLを加えて溶かし、この溶液10μLを薄層クロマトグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次に、クロロホルム・メタノール・アンモニア水混液（75：25：１）を展開溶媒として、約15㎝展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長254nm）を照射するとき、Rf値約0.5の位置に単一のスポットを認め、その他のスポットを認めてはならない。

定量法　本品を乾燥し、その約0.3ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノール60mL及び酢酸第二水銀試液10mLを加え、0.1mol／Ｌ過塩素酸で滴定する（電位差滴定法）。同様の方法で空試験を行い補正する。

0.1mol／Ｌ過塩素酸１mL＝49.56mg$C_{16}H_{18}Br_2ClN_3O_3$

臭化第二水銀～レゾルシン　（略）

⑶～⑼　（略）

8　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～(116)　（略）

(117)　亜鉛バシトラシン

ア　製造用原体

㋐　成分規格

力価　本品は、力価試験を行うとき、１㎎中に4.2単位以上を含む。

物理的・化学的性質　本品は、帯黄灰褐色～褐色の粉末で、特異な臭いを有する。

確認試験

①　バシトラシン約4,200単位を含む量の本品を量り、３号緩衝液100mLを加え、約15分間かき混ぜた後、静置し、その上澄液を試料溶液とする。別に、バシトラシン約4,200単位を含む量の常用標準バシトラシンを量り、ペプトン１ｇ（0.5～1.4ｇ）を加え、３号緩衝液100mLに溶かし、標準液とする。試料溶液及び標準液５μLずつを、薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、アセトン（３→10）を展開溶媒として、上昇法により展開し

た後、薄層板を風乾する。この薄層板を、基層（約３㎜厚）と種層（約１㎜厚）からなる大型平板培地にのせて室温に約１時間放置した後、薄層板を取り除き、37℃で16時間培養し、観察するとき、試料溶液及び標準液から得た阻止円のRf値は等しい。

寒天平板　基層用培地及び種層用培地は、それぞれ１号培地を用い、種層用培地には、菌液を１％加える。

菌液の調製　*Micrococcus luteus* ATCC 10240を試験菌とし、一般試験法の力価試験法により菌液を調製する。

② 本品５ｇ（4.5～5.4ｇ）を量り、550℃で４時間灰化した後、３mol／Ｌ塩酸試液10mLを加え、時計皿で覆い、10分間穏やかに加熱する。放冷した後、ろ過し、水を加えて50mLとし、これを水酸化ナトリウム溶液（１→５）で中和した溶液（必要ならば、ろ過して行う。）は、亜鉛塩の定性反応③を呈する。

純度試験

① pH　本品の水懸濁液（１→10）のpHは、5.5～7.5でなければならない。

② 鉛　本品約10.0ｇを0.1ｇの桁まで量り、その数値を記録し、550℃で４時間加熱して灰化し、放冷した後、塩酸（１→10）10mLを加え、時計皿で覆い、10分間穏やかに加熱する。放冷した後、ろ過し、ろ液を10mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて10mLとし、試料溶液とする。別に、ジチゾン用鉛標準液５mLを全量ピペットを用いて量り、10mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて10mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、原子吸光分光光度計で鉛測定用中空陰極ランプを用いて、波長283.3nmにおける吸光度A_T及びA_Sを測定し、次式により試料中の鉛の量を算出するとき、その量は、10μg／ｇ以下でなければならない。

$$\text{鉛（Pb）の量（μg／ｇ）}=0.5\times\frac{A_T}{A_S}$$

③ ヒ素　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（２μg／ｇ以下）。

乾燥減量　12.0％以下（１ｇ，0.67kPa以下，60℃，３時間）

強熱残分　35.0％以下（１ｇ）

窒素　5.0～10.0％（ケルダール法）

粗脂肪　10.0％以下

粗繊維　7.0％以下

力価試験

寒天平板　基層用培地及び種層用培地は、それぞれ１号培地を用いる。

試験菌　*Micrococcus luteus* ATCC 10240を用いる。

常用標準希釈液の調製　試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度が約100単位となるよう、３号緩衝液を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度が２単位及び0.5単位となるよう、３号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試料溶液の調製　試験を行うために必要な量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、３号緩衝液・ピリジン混液（31：９）を加え、振り混ぜ、又は前処理として１mol／Ｌ塩酸試液約５mLを用いてpHを2.0以下に調整した後、約３分間かき混ぜ、１mL当たりの濃度（推定値）が100単位以下となるよう、３号緩衝液・ピリジン混液（31：９）を加え、正確に一定容量とし、泡沫ができないように15～30分間かき混ぜる。この溶液を遠心分離又は静置し、上澄液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度（推定値）が２単位及び0.5単位となるよう、３号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(ｲ)　製造の方法の基準

*Bacillus licheniformis*のバシトラシン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培養液中のバシトラシンを亜鉛錯塩とし、必要に応じ炭酸カルシウムを添加し、培養液を乾燥して製造すること。

(ｳ)　保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

イ　製剤（その１）

(ｱ)　成分規格

亜鉛バシトラシン製造用原体の成分規格を準用する。

(ｲ)　製造の方法の基準

亜鉛バシトラシン製造用原体の製造の方法の基準を準用する。

(ｳ)　保存の方法の基準

亜鉛バシトラシン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(ｴ)　表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間　製造の翌月から２年

ウ　製剤（その２）

(ｱ)　成分規格

本品は、亜鉛バシトラシン製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

力価　本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125％を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、淡黄灰白色～褐色の小片又は粉末で、特異な臭いを有する。

②　本品は、2.00㎜の標準網ふるいを通過する。

③　本品は、発かびを認めない。

確認試験

①　亜鉛バシトラシン製造用原体の確認試験①を準用する。

②　本品の表示力価に従い、バシトラシンとして約21,000単位を含む量を量り、550℃で４時間灰化し、以下亜鉛バシトラシン製造用原体の確認試験②を準用する。

乾燥減量　15.0％以下（１ｇ，105℃，３時間）

(117)～(119)　（略）

（削る）

力価試験

寒天平板　亜鉛バシトラシン製造用原体の規定を準用する。

試験菌　亜鉛バシトラシン製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製　亜鉛バシトラシン製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製　本品の表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、３号緩衝液・ピリジン混液（31：９）を加え、振り混ぜ、又は前処理として１mol／Ｌ塩酸試液約５mLを用いてpHを2.0以下に調整した後、約３分間かき混ぜ、１mL当たりの濃度が100単位以下となるよう、３号緩衝液・ピリジン混液（31：９）を加え、正確に一定容量とし、以下亜鉛バシトラシン製造用原体の規定を準用する。

(イ)　製造の方法の基準

亜鉛バシトラシン製造用原体に、賦形物質を混和して製造すること。

(ウ)　保存の方法の基準

亜鉛バシトラシン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(エ)　表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間　製造の翌月から２年

(118)～(120)　（略）

(121)　センデュラマイシンナトリウム

ア　製造用原体

(ア)　成分規格

力価　本品は、センデュラマイシンのナトリウム塩であり、力価試験を行うとき、１mg中に860μg（力価）以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、白色～灰白色の結晶性の粉末である。

②　本品は、メタノールにやや溶けやすく、エタノールにやや溶けにくく、ジクロロメタン及びエーテルに溶けにくく、水及びイソオクタンにほとんど溶けない。

確認試験

①　本品及び常用標準品を赤外吸収スペクトル測定法の臭化カリウム錠剤法により測定し、両者のスペクトルを比較するとき、3,450cm^{-1}、2,972cm^{-1}、2,935cm^{-1}、1,595cm^{-1}、1,460cm^{-1}、1,381cm^{-1}及び1,063cm^{-1}付近に吸収を認める。

②　本品及び常用標準品５mg（4.5～5.4mg）ずつを量り、それぞれにメタノール５mLを加えて溶かし、試料溶液及び標準液とする。試料溶液及び標準液５μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、酢酸エチル・氷酢酸混液（４：１）を展開溶媒として、約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これにバニリン・硫酸・エタノール試液を噴霧した後、105℃で約10分間加熱するとき、試料溶液及び標準液から得た主なスポットは、赤褐色を呈し、これらのRf値は等しい。

純度試験

①　比旋光度　本品約0.25ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールに溶かし、25mLとし、この溶液につき、旋光度を測定するとき、$〔\alpha〕_D^{25}$＝＋19.0～＋23.0°でなければならない。

② 重金属　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（20μg／ｇ以下）。

③ ヒ素　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（４μg／ｇ以下）。

④ ヒドロキシセンデュラマイシン　本品約25mgを量り、酢酸エチル・イソオクタン・氷酢酸・トリエチルアミン混液（375：125：２：１）25mLを加えて溶かし、試料溶液とする。試料溶液50μLにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、ヒドロキシセンデュラマイシンのピーク（センデュラマイシンのピークに係る保持時間の約1.5倍の時間が経過した時に現れるものをいう。）の面積は、試料溶液から得られたピークの合計面積の2.5％以下でなければならない。

操作条件

装置：移動相及び発色液送液用の二つのポンプ、試料導入部、カラム、反応槽、検出器並びに記録装置からなり、カラム及び反応槽は、恒温に保たれるものを用いる。

検出器：可視紫外吸光光度計（測定波長：522nm）

カラム：内径約4.0㎜、長さ約250㎜のステンレス管に５μmのシリカゲルを充填する。

カラム温度：25℃付近の一定温度

反応槽（反応コイル）：内径約0.3㎜、長さ約7.6ｍの管

反応槽温度：95℃付近の一定温度

移動相：酢酸エチル・イソオクタン・氷酢酸・トリエチルアミン混液（375：125：２：１）

発色液：無水エタノール250mLと硫酸10mLを混和し、別に、バニリン15ｇ（14.5～15.4ｇ）を無水エタノール250mLに溶かした溶液に加える。

移動相流量：毎分約0.6mL

発色液流量：毎分約0.3mL

カラムの選定：常用標準品及びヒドロキシセンデュラマイシンナトリウムを移動相に溶かし、0.02mg／mLの濃度に調製した溶液につき、上記の条件で操作するとき、両者が完全に分離するものを使用する。

検出感度：移動相で試料溶液（１→50）50μLから得たセンデュラマイシンのピーク高さが10～40㎜になるように調整する。

面積測定範囲：センデュラマイシンの保持時間の３倍

乾燥減量　2.5％以下（１ｇ，減圧，100℃，３時間）

強熱残分　9.0％以下（１ｇ）

力価試験

寒天天板（単層）　試験菌を混和した19号培地20mL（内径100㎜のペトリ皿にあっては21mL）を用い、せん孔寒天天板とする。

試験菌　*Bacillus subtilis* ATCC 6633を用いる。

常用標準希釈液の調製　試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、メタノール適量を加えて溶かし、１mL当たりの濃度が約１㎎（力価）となるよう、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度が20μg（力価）及び５μg（力価）、メタノールの濃度がそれぞれ25％となるよう、水及びメタノールを加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試料溶液の調製　試験を行うために必要な量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、１mL当たりの濃度（推定値）が約１㎎（力価）となるよう、更にメタノールを加え、正確に一定容量とし、試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度（推定値）が20μg（力価）及び５μg（力価）、メタノールの濃度がそれぞれ25％となるよう、水及びメタノールを加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(ｲ)　製造の方法の基準

*Actinomadura roseorufa*のセンデュラマイシン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培養液を濃縮したスラリーからアルカリ条件下でセンデュラマイシンナトリウムを有機溶媒により抽出し、抽出液から得た結晶を乾燥して製造すること。

(ｳ)　保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格

本品は、センデュラマイシンナトリウム製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

力価　本品の力価は、１㎎につき、50μg（力価）以下であり、力価試験を行うとき、表示力価の85～125％を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、灰黄色～淡褐色の小片又は粉末である。

②　本品は、2.00㎜の標準網ふるいを通過する。

③　本品は、発かびを認めない。

確認試験　本品の表示力価に従い、センデュラマイシン約50㎎（力価）を含む量を量り、メタノール50mLを加え、30分間激しくかき混ぜた後、遠心分離し、その上澄液を試料溶液とする。以下センデュラマイシンナトリウム製造用原体の確認試験②を準用する。

乾燥減量　12.0％以下（１ｇ，105℃，３時間）

力価試験

寒天平板（単層）　センデュラマイシンナトリウム製造用原体の規定を準用する。

試験菌　センデュラマイシンナトリウム製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製　センデュラマイシンナトリウム製造用原体の規定を準用する。

（削る）

試料溶液の調製　本品の表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度が約１mg（力価）となるよう、メタノール一定容量を全量ピペットを用いて加え、20分間激しくかき混ぜ静置し、その上澄液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、以下センデュラマイシンナトリウム製造用原体の規定を準用する。

(イ)　製造の方法の基準

センデュラマイシンナトリウム製造用原体に、賦形物質を混和して製造すること。

(ウ)　保存の方法の基準

センデュラマイシンナトリウム製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(エ)　表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間　製造の翌月から２年

使用上の注意　この飼料添加物は、鶏に過剰投与した場合発育障害がおこるので、定められた添加量を厳守するとともに、均一に配合するよう注意すること。

(122)　ナラシン

ア　製造用原体

(ア)　成分規格

力価　本品は、力価試験を行うとき、１mg中に100μg（力価）以上を含む。

物理的・化学的性質　本品は、灰褐色～暗褐色の粒子である。

確認試験

①　本品0.8ｇ（0.75～0.84ｇ）を量り、メタノール100mLを加え、20分間かき混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。別に、常用標準ナラシンについてナラシン約10mg（力価）を含む量を量り、メタノール10mLを加えて溶かし、標準液とする。試料溶液及び標準液２μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、酢酸エチル・強アンモニア水混液(90：１）を展開溶媒として、約15cm展開した後、薄層板を風乾し、さらに、105℃で約10分間乾燥する。これにバニリン・硫酸・エタノール発色試液を均等に噴霧した後、105℃で約10分間加熱するとき、試料溶液及び標準液から得た主なスポットは、青紫色を呈し、これらのRf値は等しい。

②　本品10mg（9.5～10.4mg）を量り、メタノール（９→10）50mLを加え、20分間かき混ぜた後、ろ過する。さらに、この液をメンブランフィルター（0.45μm）を用いてろ過し、ろ液を試料溶液とする。別に、常用標準ナラシン５mg（4.5～5.4mg）を量り、メタノール（９→10）250mLを加えて溶かし、標準液とする。試料溶液及び標準液各200μLにつき、次の操作条件で液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液及び標準液から得たナラシンＡのピークに係る保持時間は一致する。

操作条件

装置：移動相及び発色液送液用の二つのポンプ、試料導入部、カラム、反応槽、検出器及び記録装置からなり、カラム及び反応槽は、恒温に保たれるものを用いる。

検出器：可視吸光光度計（測定波長：520nm）

カラム：内径4.6㎜、長さ250㎜のステンレス管に粒径５μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。
カラム温度：25℃付近の一定温度
反応槽（反応コイル）：内径約0.5㎜、長さ約5.0ｍの管
反応槽温度：98℃付近の一定温度
移動相：メタノール・水・酢酸混液（940：60：１）
発色液：メタノール950mLと硫酸20mLを混和し、これにバニリン30ｇ（29.5～30.4ｇ）を溶かす。
移動相流量：毎分約0.65mL
発色液流量：毎分約0.65mL
カラムの選定：常用標準モネンシン及び常用標準ナラシン５㎎（4.5～5.4㎎）ずつを量り、メタノール（９→10）を加えて溶かし、250mLとする。この溶液200μLにつき、上記の条件で操作するとき、モネンシンＡ、ナラシンＡの順に溶出し、その分離度が3.0以上のものを用いる。
面積測定範囲：ナラシンＡの保持時間の約２倍

純度試験

①　鉛　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、約200℃で２時間炭化した後、約250℃から１時間当たり50℃の昇温速度で約450℃まで加熱し、この温度を２時間保持して灰化する。放冷した後、硝酸５mLを加え、時計皿で覆い、砂浴上で加熱し、時計皿を除き、ほとんど乾固する。放冷した後、塩酸（１→６）約25mLを加え、10分間緩やかに加熱する。放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとし、30秒以内にろ過し、試料溶液とする。別に、原子吸光光度用鉛標準液1.0mLを量り、100mLの全量フラスコに入れ、塩酸（１→６）約25mLを加え、更に水を標線まで加えて100mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、各30mLを量り、リン酸８mL、ヨウ化カリウム溶液（６→10）２mL及びメチルイソブチルケトン10mLをそれぞれ全量ピペットを用いて加え、約１分間激しく振り混ぜた後、少時静置する。30秒以内に、直射光を避けながら、試料溶液及び標準液から得たメチルイソブチルケトン層につき、光源として鉛測定用中空陰極ランプを、可燃性ガスとしてアセチレン又は水素を、支燃性ガスとして空気を用い、波長283.3nmで原子吸光光度法（フレーム方式）により試験を行うとき、試料溶液から得たメチルイソブチルケトン層の吸光度は、標準液から得たメチルイソブチルケトン層の吸光度以下でなければならない（25μg／ｇ以下）。

②　ヒ素　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（26μg／ｇ以下）。

ただし、標準色の調製に用いるヒ素標準液の量は、13mLとする。この色は、三酸化ヒ素0.026㎎に対応する。

ヒ素標準液　ヒ素標準原液20mLを全量ピペットを用いて量り、1,000mLの全量フラスコに入れ、希硫酸５mLを加え、新たに煮沸し冷却した水を標線まで加えて1,000mLとする。この溶液１mLは、三酸化ヒ素0.002㎎を含む。この溶液は、用時調製し、共栓瓶に保存する。

③　ナラシンＡの含有比率　確認試験②の試料溶液及び標準液各200μLにつき、確認試験②の操作条件を準用し、液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、ナラシンＡの含有比率は、85％以上でなければならない。

$$本品中のナラシンＡの含有比率（\%）=\frac{A_{T1}}{A_T}\times 100$$

A_{T1}：試料溶液のナラシンＡのピーク面積

A_T：試料溶液のピーク面積の総和

乾燥減量　10.0％以下（１ｇ，0.67kPa以下，60℃，３時間）

窒素　2.0％以下（ケルダール法）

粗脂肪　27.0％以下（２ｇ）

粗繊維　2.0％以下（２ｇ）

力価試験

寒天平板（単層）　試験菌を混和した15号培地10mL（内径100㎜のペトリ皿にあっては11mL）を用いる。

試験菌　*Bacillus subtilis* ATCC 6633を用いる。

常用標準希釈液の調製　試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、炭酸水素ナトリウム・メタノール試液を加えて溶かし、１mL当たりの濃度（推定値）が約１㎎（力価）となるよう、更に炭酸水素ナトリウム・メタノール試液を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度（推定値）が５μg（力価）及び1.25μg（力価）、メタノールの濃度がそれぞれ30％となるよう、水及びメタノールを加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試料溶液の調製　試験を行うために必要な量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度（推定値）が約１㎎（力価）となるよう、メタノール（９→10）一定容量を全量ピペットを用いて加え､20分間かき混ぜた後､ろ過し、そのろ液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度（推定値）が５μg（力価）及び1.25μg（力価）、メタノールの濃度がそれぞれ30％となるよう、水及びメタノールを加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(ｲ)　製造の方法の基準

*Streptomyces aureofaciens*のナラシン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培養液を乾燥し、ベントナイト及び炭酸カルシウムを添加し、造粒して製造すること。

(ｳ)　保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格

本品は、ナラシン製造用原体に、賦形物質を混和した粉末又は粒子である。

力価　本品は、１㎎につき、100μg（力価）以下であり、力価試験を行うとき、表示力価の85～125％を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、灰褐色～褐色又は黄白色～黄色の粉末又は粒子である。

②　本品は、2.00㎜の標準網ふるいを通過する。

③　本品は、発かびを認めない。

(120)～(124)　（略）

（削る）

確認試験

①　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、メタノール100mLを加え、20分間振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。以下ナラシン製造用原体の確認試験①を準用する。

②　ナラシン製造用原体の確認試験②を準用する。

乾燥減量　12.0％以下（１ｇ，0.67kPa以下，60℃，３時間）

力価試験

寒天平板（単層）　ナラシン製造用原体の規定を準用する。

試験菌　ナラシン製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製　ナラシン製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製　本品の表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度（推定値）が約１㎎(力価)となるよう、メタノール（９→10）一定容量を全量ピペットを用いて加え、20分間かき混ぜた後、ろ過し、そのろ液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、以下ナラシン製造用原体の規定を準用する。

(ｲ)　製造方法の基準

ナラシン製造用原体に、賦形物質を加えて製造すること。

(ｳ)　保存の方法の基準

ナラシン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(ｴ)　表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間　製造の翌月から２年

使用上の注意　この飼料添加物は、鶏に過剰投与した場合発育障害がおこるので、定められた添加量を厳守するとともに、均一に配合するよう注意すること。

(123)～(127)　（略）

(128)　アンプロリウム・エトパベート

ア　製造用原体

(ｱ)　成分規格

a　アンプロリウム

含量　本品は、定量するとき、アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）95.0％以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、白色～淡黄色の粉末で、臭いはない、又は特異な臭いを有する。

②　本品は、水に溶けやすく、メタノールにやや溶けやすく、エタノールに溶けにくく、エーテル又はクロロホルムにほとんど溶けない。

確認試験

①　本品の0.1mol／Ｌ塩酸溶液（１→100,000）につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長244～248nm及び260～264nmに吸収の極大を示し、それぞれの極大波長における吸光度をA_1及びA_2とするとき、A_1／A_2は、1.04～1.06である。

②　本品の水溶液（１→50）は、塩化物の定性反応を呈する。

純度試験

① ピコリン　装置　100mLの枝付蒸留フラスコの枝管に、その先端が底にほとんど接するように200mLの受器を接続する。また、蒸留フラスコの口には、滴下漏斗と、下端がフラスコの底部近くにくるように送気管を取り付ける。この送気管の他端は、２個の洗気瓶に順次接続し、送気管に直結している方にはガラス繊維を、他方には硫酸を入れる。

操作法　本品約1.0ｇを0.01ｇの桁まで量り、その数値を記録し、枝付蒸留フラスコに入れ、水10mLを加えて溶かす。受器には、ホウ酸溶液（１→50）75mL及びブロムクレゾールグリーン・メチルオレンジ試液0.5mLを入れ、枝管の先端をこの溶液に浸して接続する。滴下漏斗及び送気管を取り付け、滴下漏斗から、約10分間で炭酸カリウムの飽和溶液25mLを滴加しながら、約１時間洗気瓶を通して空気を通じ、混在するピコリンを受器の溶液中に集める。次に、通気を止め、受器を新たにホウ酸溶液（１→50）75mL及びブロムクレゾールグリン・メチルオレンジ試液0.5mLを入れた別の受器に取り替えて再び30分間通気する。受器中の溶液の変色を認めれば、同様に受器を取り替えて、この操作を繰り返し、受器中の溶液の変色を認めなければ止める。全ての受器中の溶液を合わせ、0.1mol／Ｌ塩酸で滴定し、ピコリン（C_6H_7N）の量を求めるとき、その量は、1.0％以下でなければならない。この場合において、滴定の終点は、緑青色が黄緑色から黄色に変わるときとする。

0.1mol／Ｌ塩酸１mL＝9.313㎎C_6H_7N

② 塩素　本品約0.15ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、水50mLを加えて溶かし、硝酸５mLを加えた後、0.1mol／Ｌ硝酸銀溶液25mLを全量ピペットを用いて加え、混和し、ニトロベンゼン３mLを加え、激しく振り混ぜた後、硫酸第二鉄アンモニウム試液２mLを加える。過量の硝酸銀を0.1mol／Ｌチオシアン酸アンモニウム溶液で滴定し、塩素（Cl）の量を求めるとき、その量は、21.5～23.5％でなければならない。

0.1mol／Ｌ硝酸銀溶液１mL＝3.545㎎Cl

乾燥減量　1.0％以下（１ｇ，減圧，100℃，３時間）

強熱残分　0.20％以下（１ｇ）

定量法　本品約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノール（２→３）に溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとする。この溶液５mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、メタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。別に、アンプロリウム標準品を乾燥し、その約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノール（２→３）に溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとし、この溶液５mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、メタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液をそれぞれ４mLずつ全量ピペットを用いて量り、試験管(1)

及び⑵に入れ、別に、メタノール（２→３）４mLを全量ピペットを用いて量り、試験管⑶に入れる。各管に２，７－ジオキシナフタリン試液10mLを全量ピペットを用いて加え、密栓し、よく混和した後、20分間放置する。次に、それぞれ２～３分間遠心分離した後、⑴及び⑵の上澄液につき、２，７－ジオキシナフタリン試液を添加した後、20～45分間に⑶の上澄液を対照液として、波長530nm付近の極大波長における吸光度A_T及びA_Sを測定する。

アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）の量（mg）

＝アンプロリウム標準品の量（mg）$\times\frac{A_T}{A_S}$

b　エトパベート

含量　本品は、定量するとき、エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）95.0～103.0％を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、白色～微紅白色の粉末で、臭いはほとんどない。

②　本品は、クロロホルムに溶けやすく、メタノール又はエタノールにやや溶けやすく、エーテルに極めて溶けにくく、水にほとんど溶けない。

確認試験

①　本品のメタノール溶液（１→125,000）につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長266～270nm及び297～301nmに吸収の極大を示し、波長236～240nm及び285～289nmに吸収の極小を示す。

②　本品及びエトパベート標準品を乾燥し、それぞれ赤外吸収スペクトル測定法の臭化カリウム錠剤法により測定し、スペクトルを比較するとき、両者の吸収は、同一波数のところに認められ、これらの吸収の相対強度は等しい。

純度試験

①　融点　本品の融点は、146～151℃でなければならない。

②　被ジアゾ化性物質　本品約1.0ｇを0.01ｇの桁まで量り、その数値を記録し、クロロホルムを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にクロロホルムを標線まで加えて100mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、0.1mol／Ｌ塩酸100mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、水層を十分に分離して第１抽出液とする。さらに、クロロホルム層に0.1mol／Ｌ塩酸100mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、水層を分離して第２抽出液とする。第１抽出液及び第２抽出液それぞれ40mLを遠心分離して、その上澄液20mLずつを全量ピペットを用いて量って合わせ、試料溶液とする。別に、４－アミノ－２－エトキシ安息香酸メチル標準品を100℃で２時間減圧乾燥し、その約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、クロロホルムを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にクロロホルムを標線まで加えて100mLとする。この溶液２mLを全量ピペットを用いて量り、クロロホルム８mLを加え、0.1mol／Ｌ塩酸100mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、以下試料溶液の場合と同様に操作して標準液とする。共栓試験管⑴から⑸までを用意し、試験管⑴に試料溶液５mLを、⑵に標準液１mL及び0.1mol／Ｌ塩酸４mLを、⑶に標準液３mL及び0.1mol／Ｌ塩酸２mLを、⑷

に標準液５mLを、⑸に0.1mol／Ｌ塩酸５mLをそれぞれ全量ピペットを用いて量って入れ、それぞれの試験管につき、次の操作を行う。１mol／Ｌ塩酸６mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→1,000）１mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、４分間放置する。次に、新たに調製したスルファミン酸アンモニウム溶液（１→200）１mLを全量ピペットを用いて量って加え、振り混ぜた後、３分間放置する。さらに、新たに調製したＮ―（１―ナフチル）―エチレンジアミン二塩酸塩溶液（１→1,000）１mLを全量ピペットを用いて量って加え、振り混ぜた後、30分間放置する。試験管⑴から⑷までの溶液につき、試験管⑸の溶液を対照液として波長530nm付近の極大波長における吸光度A_1、A_2、A_3及びA_4を測定する。吸光度A_2、A_3及びA_4とそれらに対応する標準液１mL、３mL及び５mL中の標準品の量（mg）より検量線を描き、吸光度A_1に対応する試料溶液５mL中の被ジアゾ化性物質〔４―アミノ―２―エトキシ安息香酸メチル（$C_{10}H_{13}NO_3$）として〕の量（mg）を求めるとき、被ジアゾ化性物質の量は、1.0％以下でなければならない。

③　フェノール性物質　本品約0.4ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、20mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて20mLとし、試料溶液とする。別に、４―アセタミド―２―ヒドロキシ安息香酸メチル標準品を乾燥し、その約0.028ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて100mLとし、標準液とする。共栓遠心沈殿管⑴から⑼までを用意し、沈殿管⑴に試料溶液１mL及びメタノール４mLを、⑵に試料溶液３mL及びメタノール２mLを、⑶に試料溶液５mLを、⑷に標準液１mL及びメタノール４mLを、⑸に標準液２mL及びメタノール３mLを、⑹に標準液３mL及びメタノール２mLを、⑺に標準液４mL及びメタノール１mLを、⑻に標準液５mLを、⑼にメタノール５mLをそれぞれ全量ピペットを用いて量って入れる。それぞれに過塩素酸第二鉄試液５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、10分間放置し、⑴、⑵及び⑶は、遠心分離して上澄液をとる。⑴から⑻までの溶液につき、⑼の溶液を対照液として、波長525nm付近の極大波長における吸光度A_1～A_8を測定する。吸光度A_4～A_8とそれに対応する標準液１mL～５mL中の標準品の量（mg）から検量線を描き、吸光度A_1、A_2及びA_3に対応する試料溶液１mL、３mL及び５mL中のフェノール性物質〔４―アセタミド―２―ヒドロキシ安息香酸メチル（$C_{10}H_{11}NO_4$）として〕の量（mg）を求める。各試料溶液より求めたフェノール性物質の量を平均するとき、その量は、2.0％以下でなければならない。

乾燥減量　1.0％以下（１ｇ，減圧，100℃，２時間）

強熱残分　0.5％以下（１ｇ）

定量法　本品約0.075ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、250mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて250mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いてビーカーに入れ、１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、水

浴上で蒸発乾固する。熱湯10mLを、内壁を洗いながら加え、さらに、15分間加温する。放冷した後、水を加えて約20mLとし、100mLの全量フラスコに移す。ビーカーを水20mLずつで３回洗い、洗液は全量フラスコ中に合わせ、更に水を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。別に、エトパベート標準品を乾燥し、その約0.03ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて100mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量ってビーカーに入れ、１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、以下試料溶液の場合と同様に操作して標準液とする。また、別に、水10mLを全量ピペットを用いて量ってビーカーに入れ、１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、以下試料溶液の場合と同様に操作して空試験液とする。共栓遠心沈殿管⑴から⑶までを用意し、沈殿管⑴に試料溶液10mLを、⑵に標準液10mLを、⑶に空試験液10mLをそれぞれ全量ピペットを用いて量って入れ、それぞれの沈殿管につき、次の操作を行う。１mol／Ｌ塩酸２mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→1,000）２mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、２分間放置する。次に、新たに調製したスルファミン酸アンモニウム溶液（１→200）２mLを全量ピペットを用いて量って加え、振り混ぜた後、２分間放置する。新たに調製したＮ－（１－ナフチル）－エチレンジアミン二塩酸塩溶液（１→1,000）２mLを全量ピペットを用いて量って加え、振り混ぜた後、10分間放置する。塩化ナトリウム４ｇ（3.5～4.4ｇ）を加えた後、ｎ－ブタノール10mLを全量ピペットを用いて量って加える。２分間激しく振り混ぜた後、遠心分離し、上澄液をとる。⑴及び⑵の溶液につき、⑶の溶液を対照液として、波長555nm付近の極大波長における吸光度A_T及びA_Sを測定する。

エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）の量（mg）

＝エトパベート標準品の量（mg）$\times\frac{A_T}{A_S}\times 2.5$

－対応する被ジアゾ化性物質の量（mg）×1.215－対応するフェノール性物質の量（mg）×1.134

⑷　保存の方法の基準

ａ　アンプロリウム

密閉容器に保存すること。

ｂ　エトパベート

密閉容器に保存すること。

イ　製剤

⑺　成分規格

本品は、アンプロリウム製造用原体及びエトパベート製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

含量　本品は、定量するとき、表示量の90～110％に相当するアンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4\cdot HCl$）及びエトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）を含む。

（削る）

確認試験

① アンプロリウムの定量法により得た試料溶液は、赤紫色を呈し、その吸収スペクトルを測定するとき、波長528～532nmに吸収の極大を示す。

② エトパベートの定量法により得た試料溶液は、赤紫色を呈し、その吸収スペクトルを測定するとき、波長553～557nmに吸収の極大を示す。

定量法　アンプロリウム　アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）約0.05ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、メタノール（２→３）100mLを全量ピペットを用いて加え、20分間振り混ぜる。この溶液をろ過し、初めのろ液20mLを除き、次のろ液５mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、メタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとし、以下アンプロリウム製造用原体の定量法を準用する。

アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）の量（mg）

$$=\text{アンプロリウム標準品の量（mg）}\times\frac{A_T}{A_S}$$

エトパベート　エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）約３mgを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、100mLの全量フラスコに入れ、メタノール75mLを加え、20分間振り混ぜ、更にメタノールを標線まで加えて100mLとし、遠心分離する。上澄液10mLを全量ピペットを用いて量ってビーカーに入れ、水酸化ナトリウム試液10mLを加え、以下エトパベート製造用原体の定量法を準用する。

エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）の量（mg）

$$=\text{エトパベート標準品の量（mg）}\times\frac{A_T}{A_S}\times\frac{1}{10}$$

(ｲ) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

(129) アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン

ア 製造用原体

(ｱ) 成分規格

a アンプロリウム

アンプロリウム・エトパベート中のアンプロリウム製造用原体の成分規格を準用する。

b エトパベート

アンプロリウム・エトパベート中のエトパベート製造用原体の成分規格を準用する。

c スルファキノキサリン

含量　本品は、乾燥した後、定量するとき、スルファキノキサリン（$C_{14}H_{12}N_4O_2S$）98.0％以上を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、淡黄色～黄褐色の結晶又は結晶性の粉末で、臭いはない。

② 本品は、アセトンに溶けにくく、エタノールに極めて溶けにくく、水にほとんど溶けない。

③ 本品は、炭酸ナトリウム試液又は１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液に溶ける。

④ 本品は、光により徐々に暗色となる。

確認試験

① 本品0.05ｇ（0.045～0.054ｇ）に希塩酸４mLを加え、加温して溶かした溶液は、芳香族第一アミンの定性反応を呈する。ただし、溶液の色は、橙赤色を呈する。

② 本品0.02ｇ（0.015～0.024ｇ）を量り、水５mLを加え、かき混ぜながら１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液を滴加して溶かし、これに硫酸銅試液２～３滴を加えるとき、黄緑色の沈殿を生じる。

純度試験

① 溶状　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）に１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液５mLを加えて溶かし、更に水20mLを加えるとき、その溶液は、橙黄色で、澄明でなければならない。

② 融点　本品の融点は、244～247℃（分解）でなければならない。

③ 酸　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、水50mLを加え、70℃で５分間加温した後、室温まで急冷し、ろ過する。ろ液25mLにメチルレッド試液２滴及び0.1mol／Ｌ水酸化ナトリウム溶液0.50mLを加えるとき、溶液は、黄色を呈しなければならない。

④ 重金属　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（20μg／ｇ以下）。

乾燥減量　1.0％以下（１ｇ，105℃，４時間）

強熱残分　0.10％以下（１ｇ）

定量法　本品を乾燥し、その約0.5ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、氷酢酸75mL、塩酸８mL及び水25mLを加えて溶かす。これを15℃に冷却した後、砕氷25ｇ（24.5～25.4ｇ）を加え、かき混ぜながら0.1mol／Ｌ亜硝酸ナトリウム溶液で滴定する。この場合において、滴定の終点は、0.1mol／Ｌ亜硝酸ナトリウム溶液の滴加１分後に被滴定液をガラス棒に付け、その先端でヨウ化亜鉛デンプン紙に触れ、30秒以内に青色を呈するときとする。同様の方法で空試験を行い補正する。

0.1mol／Ｌ亜硝酸ナトリウム溶液１mL＝30.03mg$C_{14}H_{12}N_4O_2S$

(ｲ) 保存の方法の基準

a　アンプロリウム

アンプロリウム・エトパベート中のアンプロリウム製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

b　エトパベート

アンプロリウム・エトパベート中のエトパベート製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

c　スルファキノキサリン

遮光した密閉容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格

本品は、アンプロリウム製造用原体、エトパベート製造用原体及びスルファキノキサリン製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

含量　本品は、定量するとき、表示量の90～110％に相当するアンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）、エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）及びスルファキノキサリン（$C_{14}H_{12}N_4O_2S$）を含む。

確認試験

①　アンプロリウムの定量法により得た試料溶液は、赤紫色を呈し、この溶液の吸収スペクトルを測定するとき、波長528～532nmに吸収の極大を示す。

②　エトパベートの定量法により得た試料溶液は、赤紫色を呈し、この溶液の吸収スペクトルを測定するとき、波長538～542nmに吸収の極大を示す。

③　スルファキノキサリンの定量法により得た試料溶液は、赤紫色を呈し、この溶液の吸収スペクトルを測定するとき、波長543～547nmに吸収の極大を示す。

定量法　アンプロリウム　アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）約0.05ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、メタノール（２→３）100mLを全量ピペットを用いて加え、20分間振り混ぜる。この溶液をろ過し、初めのろ液20mLを除き、次のろ液５mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、メタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとし、以下アンプロリウム製造用原体の定量法を準用する。

アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）の量（mg）

＝アンプロリウム標準品の量（mg）$\times\frac{A_T}{A_S}$

エトパベート　本品についてエトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）約６mgを含む量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、けん化フラスコに入れ、クロロホルム100mLを全量ピペットを用いて加え、還流冷却器を付け、水浴上でクロロホルムが蒸発しないように注意して15分間還流する。放冷した後、ろ過し、ろ液50mLを全量ピペットを用いて量り、分液漏斗に入れ、炭酸ナトリウム溶液（１→20）25mLずつで３回、次に、水10mLずつで２回洗い、洗液は捨てる。クロロホルム層をろ過し、ろ液10mLを全量ピペットを用いて量り、水浴上でほとんど蒸発し、その後、メタノール10mL及び１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、水浴上で蒸発乾固する。これに熱湯10mLを加え、15分間加熱し、放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、１mol／Ｌ塩酸20mL及び水を標線まで加えて100mLとした後、ろ過し、試料溶液とする。別に、エトパベート標準品を乾燥し、その約0.03ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて100mLとし、この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、メタノールを標線まで加えて50mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、以下試料溶液の場合と同様に操作し、標準液とする。また、別に、メタノール10mLを量り、１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、以下試料溶液の場合と同様に操作し、空試験液とする。

50mLの全量フラスコ⑴から⑶までを用意し、⑴に試料溶液を、⑵に標準液を、⑶に空試験液をそれぞれ25mLずつ全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、それぞれにつき、次の操作を行う。１mol／Ｌ塩酸５mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→1,000）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、２分間放置する。次に、新たに調製したスルファミン酸アンモニウム溶液（１→200）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜ、３分間放置した後、新たに調製したＮ－（１－ナフチル）－エチレンジアミン二塩酸塩溶液（１→1,000）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜ、10分間放置し、さらに、水を標線まで加えて50mLとする。⑴及び⑵の溶液につき、⑶の溶液を対照液として波長540nm付近の極大波長における吸光度A_T及びA_Sを測定する。

エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）の量（mg）

＝エトパベート標準品の量（mg）×$\frac{A_T}{A_S}$×$\frac{1}{5}$

スルファキノキサリン　スルファキノキサリン（$C_{14}H_{12}N_4O_2S$）約0.05ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、水70mL及び0.5mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、10分間振り混ぜた後、250mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて250mLとする。これを２分間放置し、必要ならば遠心分離した後、上澄液10mLを全量ピペットを用いて量り、１mol／Ｌ塩酸10mLを入れた200mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて200mLとし、試料溶液とする。別に、スルファキノキサリン標準品を乾燥し、その約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、水70mL及び0.5mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加えて溶かし、250mLの全量フラスコに入れ、さらに、水を標線まで加えて250mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、１mol／Ｌ塩酸10mLを入れた200mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて200mLとし、標準液とする。また、別に、0.5mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLに水を加えて250mLとし、この溶液10mLを200mLの全量フラスコに入れ、１mol／Ｌ塩酸10mL及び水を標線まで加えて200mLとし、空試験液とする。50mLの全量フラスコ⑴から⑶までを用意し、⑴に試料溶液を、⑵に標準液を、⑶に空試験液をそれぞれ10mLずつ全量ピペットを用いて量り、それぞれにつき、次の操作を行う。

１mol／Ｌ塩酸５mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→1,000）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、２分間放置する。次に、新たに調製したスルファミン酸アンモニウム溶液（１→200）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜ、３分間放置した後、新たに調製したＮ－（１－ナフチル）－エチレンジアミン二塩酸塩溶液（１→1,000）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜ、10分間放置し、さらに、水を標線まで加えて50mLとする。⑴及び⑵の溶液につき、⑶の溶液を対照液として波長545nm付近の極大波長における吸光度A_T及びA_Sを測定する。

スルファキノキサリン（$C_{14}H_{12}N_4O_2S$）の量（mg）

＝スルファキノキサリン標準品の量（mg）×$\frac{A_T}{A_S}$

⑷　保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

（削る）

(130)　クエン酸モランテル

ア　製造用原体

㋐　成分規格

含量　本品は、定量するとき、クエン酸モランテル（$C_{12}H_{16}N_2S \cdot C_6H_8O_7 \cdot H_2O$）98.0％以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、淡黄色～黄色の結晶性の粉末で、味は僅かに苦く、特異な臭いを有する。

②　本品は、メタノールにやや溶けやすく、水及びエタノールに溶けにくく、酢酸エチル及びベンゼンにほとんど溶けない。

③　本品の水溶液（１→200）のpHは、3.3～4.5である。

④　融点116～120℃

確認試験

①　本品0.1ｇ（0.05～0.14ｇ）に水30mLを加えて溶かす。この溶液0.5mLにｐ－ジメチルアミノベンズアルデヒド・塩化第二鉄試液３mLを加えるとき、溶液は、赤紫色を呈する。

②　本品0.01ｇ（0.005～0.014ｇ）に水２mLを加えて溶かし、過マンガン酸カリウム試液１滴を加えるとき、試液の色は、30秒以内に消える。

③　本品５㎎（4.5～5.4㎎）にクエン酸の無水酢酸溶液（0.5→100）２mLを加え、水浴中で加熱するとき、赤色～赤紫色を呈する。

④　本品0.01ｇ（0.005～0.014ｇ）に0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加えて溶かし、1,000mLとする。この溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長322～327nmに吸収の極大を示す。

⑤　本品0.02ｇ（0.015～0.024ｇ）に水４mLを加えて溶かし、希水酸化ナトリウム試液を加えて中性とした溶液は、クエン酸塩の定性反応③を呈する。

純度試験

①　溶状　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）にメタノール10mLを加えて溶かすとき、その溶液は、黄色で、澄明でなければならない。

②　塩化物　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）に水40mLを加え、加温して溶かす。これに希硝酸６mL及び水を加えて50mLとし、これを試料溶液とする。塩化物試験法により0.01mol／Ｌ塩酸0.25mLを用いて比較液を調製して塩化物の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（0.018％以下）。

③　硫酸塩　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）に水40mLを加え、加温して溶かし、希塩酸１mL及び水を加えて50mLとし、これを試料溶液とする。硫酸塩試験法により0.005mol／Ｌ硫酸0.50mLを用いて比較液を調製し、硫酸塩の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（0.048％以下）。

④　重金属　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液3.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（30μg／ｇ以下）。

⑤　ヒ素　本品2.0ｇ（1.95～2.04ｇ）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（１μg／ｇ以下）。

⑥　シス異性体　本品0.2ｇ（0.15～0.24ｇ）をメタノールを加えて溶かし、10mLの褐色全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて10mLとし、試料溶液とする。この溶液１mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの褐色全量フラスコに入れ、メタノールを標線まで加えて100mLとし、シス異性体用対照溶液とする。別に、無水クエン酸0.1ｇ（0.05～0.14ｇ）を量り、メタノールを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて100mLとし、クエン酸溶液とする。試料溶液、シス異性体用対照溶液及びクエン酸溶液それぞれ５μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板に暗所でスポットする。次に、メチルイソブチルケトン・ギ酸・水混液（２：１：１）の上層を展開溶媒として暗所で約10cm展開した後、薄層板を100℃で15分間乾燥する。この薄層板をヨウ素蒸気を満たした槽中に入れるとき、試料溶液から得たモランテル及びクエン酸以外のスポットは、認めない、又はシス異性体用対照溶液から得たスポットより濃くてはならない（１％以下）。

水分　3.5～5.0％（0.5ｇ）

強熱残分　0.2％以下（1.0ｇ）

定量法　本品約0.1ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加えて溶かし、200mLの褐色全量フラスコに入れ、更に同試液を標線まで加えて200mLとする。この溶液２mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの褐色全量フラスコに入れ、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。別に、クエン酸モランテル標準品約0.1ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、試料溶液の調製と同様に操作し標準液とする。それぞれにつき、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を対照液として、波長323nmにおける吸光度A_T及びA_Sを測定する。

クエン酸モランテル（$C_{12}H_{16}N_2S \cdot C_6H_8O_7 \cdot H_2O$）の量（mg）

$$= \text{クエン酸モランテル標準品の量（mg）} \times \frac{A_T}{A_S}$$

(ｲ)　保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格

本品は、クエン酸モランテル製造用原体に、賦形物質を混和した粉末又は粒子である。

含量　本品は、定量するとき、表示量の90～110％に相当するクエン酸モランテル（$C_{12}H_{16}N_2S \cdot C_6H_8O_7 \cdot H_2O$）を含む。

（削る）

確認試験

① 本品の表示量に従い、クエン酸モランテル製造用原体0.1ｇを含む量を量り、水30mLを加え、５分間振り混ぜた後、遠心分離する。上澄液0.5mLにｐ－ジメチルアミノベンズアルデヒド・塩化第二鉄試液３mLを加えるとき、溶液は、赤紫色を呈する。

② 本品の表示量に従い、クエン酸モランテル製造用原体0.01ｇを含む量を量り、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加え、振り混ぜた後、ろ過する。ろ液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長322～327nmに吸収の極大を示す。

定量法　クエン酸モランテル（$C_{12}H_{16}N_2S \cdot C_6H_8O_7 \cdot H_2O$）約0.06ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、褐色の全量フラスコに入れ、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液150mLを加え、30分間振り混ぜた後、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加え、正確に250mLとし、遠心分離する。上澄液５mLを全量ピペットを用いて量り、褐色の共栓付きフラスコに入れ、内部標準液として２－ヒドロキシ－ｍ－トルイル酸0.12ｇ（0.115～0.124ｇ）に0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液100mLを加えて溶かした溶液５mLを全量ピペットを用いて加え、試料溶液とする。別に、クエン酸モランテル標準品約0.06ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加えて溶かし、250mlの全量フラスコに入れ、更に0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を標線まで加えて250mLとする。この溶液５mLを全量ピペットを用いて量り、試料溶液の調製と同様に操作し、標準液とする。試料溶液及び標準液５μLにつき、次の条件で、液体クロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから、それぞれの溶液のクエン酸モランテル及び内部標準物質のピーク高さを測定し、内部標準物質のピーク高さに対するクエン酸モランテルのピーク高さ比H_T及びH_Sを求める。

クエン酸モランテル（$C_{12}H_{16}N_2S \cdot C_6H_8O_7 \cdot H_2O$）の量（mg）

$$= \text{クエン酸モランテル標準品の量（mg）} \times \frac{H_T}{H_S}$$

操作条件

検出器：紫外吸光光度計（測定波長：320nm、感度：0.08ＡＵＦＳ）

カラム：内径4.6㎜、長さ150㎜のステンレス管に充填剤としてオクタデシルシリル化した10μmのシリカゲルを充填する。

カラム温度：室温

移動相：0.05mol／Ｌリン酸二水素カリウム1,000mLにリン酸（１→10）を加えてpH3.3に調整した溶液・アセトニトリル混液（３：１）

流量：毎分1.5mL

カラムの選択：標準液５μLにつき、上記の条件で操作し、モランテル及び内部標準物質の順に溶出し、その分離度が20以上のものを用いる。

(ｲ) 保存の方法の基準

クエン酸モランテル製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(131) ナイカルバジン

ア 製造用原体

(ｱ) 成分規格

含量　本品は、乾燥した後、定量するとき、４，４′－ジニトロカルバニリド（$C_{13}H_{10}N_4O_5$）67.4～73.0％及び２－ヒドロキシ－４，６－ジメチルピリミジン（$C_6H_8N_2O$）27.7～30.0％を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、黄褐色～緑黄色の粉末で、臭いはない、又は僅かに特異な臭いを有する。

② 本品は、ジメチルホルムアミドに溶けにくく、水、エタノール、エーテル及びクロロホルムに極めて溶けにくい。

③ 融点　約260℃（分解）

確認試験

① 本品の無水エタノール溶液（１→15,000）15mLにスルファニル酸試液５mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→100）５mLを加え、密栓し、65℃の水浴中で10分間加温するとき、溶液は、赤色を呈する。

② 本品の無水エタノール溶液（１→15,000）15mLに水酸化カリウムのエタノール溶液（１→100）５mLを加えるとき、溶液は、黄色を呈する。

③ ４，４′―ジニトロカルバニリドの定量法により得た試料溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長428～432nmに吸収の極大を示す。

④ ２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジンの定量法により得た試料溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長538～542nmに吸収の極大を示す。

純度試験

① pH　本品0.20ｇ（0.195～0.204ｇ）を量り、水20mLを加え、かき混ぜた溶液のpHは、5.0～7.0でなければならない。

② 塩化物　本品0.20ｇ（0.195～0.204ｇ）を量り、水20mLを加え、２分間煮沸し、放冷した後、ろ過する。このろ液５mLを量り、希硝酸６mL及び水を加えて50mLとし、試料溶液とする。塩化物試験法により0.01mol／Ｌ塩酸0.4mLを用いて比較液を調製し、塩化物の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（0.28％以下）。

③ 硫酸塩　本品0.20ｇ（0.195～0.204ｇ）を量り、水20mLを加え、２分間煮沸し、放冷した後、ろ過する。このろ液２mLを量り、希塩酸１mL及び水を加えて50mLとし、これを試料溶液とする。硫酸塩試験法により0.005mol／Ｌ硫酸0.6mLを用いて比較液を調製し、硫酸塩の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（1.44％以下）。

④ アンモニウム塩　本品0.30ｇ（0.295～0.304ｇ）をフラスコに入れ、酸化マグネシウム１ｇ（0.5～1.4ｇ）及び水70mLを加え、蒸留装置に連結する。受器には、0.1mol／Ｌ塩酸２mLを入れた100mLのメスシリンダーを用い、留液40mLを得るまで蒸留する。留液に水を加えて100mLとし、この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、ネスラー管に入れ、水を加えて40mLとし、水酸化ナトリウム溶液（１→10）２mL及びネスラー試液２mLを加えるとき呈する色は、アンモニア標準液15mLをネスラー管に入れ、水を加えて40mLとし、以下試料の場合と同様に操作するとき呈する色より濃くてはならない（0.5％以下）。

⑤　遊離２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン　本品約0.5ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、pH7.0のリン酸塩緩衝液25mLを加え、10分間振り混ぜ、30秒以内にろ過する。初めのろ液数mLを除き、澄明なろ液５mLを量り、pH7.0のリン酸塩緩衝液を加えて100mLとする。この溶液につき、30秒以内に水を対照液として、波長295nm付近の極大波長における吸光度A_Tを測定するとき、遊離の２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン（$C_6H_8N_2O$）の量は、3.0％以下でなければならない。

２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン（$C_6H_8N_2O$）の量（mg）

$$=\frac{A_T}{118}\times 1{,}000$$

乾燥減量　1.0％以下（１ｇ，減圧，110℃，１時間）

強熱残分　0.3％以下（１ｇ）

定量法　本品を乾燥し、その約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、ジメチルホルムアミドを加え、加温溶解し、放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、更にジメチルホルムアミドを標線まで加えて100mLとし、よく混和した後、試料原液とする。別に、ナイカルバジン標準品を試料と同様に乾燥し、約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、ジメチルホルムアミドを加え、加温溶解し、放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、更にジメチルホルムアミドを標線まで加えて100mLとし、標準原液とする。

４，４′―ジニトロカルバニリド　試料原液４mLを全量ピペットを用いて量り、200mLの全量フラスコに入れ、エタノールを標線まで加えて200mLとし、よく混和する。この溶液15mLを全量ピペットを用いて量り、25mLの全量フラスコに入れ、水酸化カリウムのエタノール溶液（１→100）５mLを加え、更にエタノールを標線まで加えて25mLとし、試料溶液とする。標準原液４mLを全量ピペットを用いて量り、200mLの全量フラスコに入れ、エタノールを標線まで加えて200mLとし、以下試料溶液の場合と同様に操作して標準液とする。標準液、試料溶液につき、水酸化カリウムのエタノール溶液（１→500）を対照液として波長430nm付近の極大波長における吸光度A_S及びA_Tを測定する。

４，４′―ジニトロカルバニリド（$C_{13}H_{10}N_4O_5$）の量（mg）

$$=\text{ナイカルバジン標準品の量（mg）}\times\frac{A_T}{A_S}\times 0.7089$$

２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン　試料原液４mLを全量ピペットを用いて量り、200mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミド・エタノール混液（１：１）を標線まで加えて200mLとし、よく混和する。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの共栓付試験管に入れ、新たに調製したスルファニルアミド試液10mLを加え、混和する。これに新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→50）２mLを加え、密栓し、混和し、65℃の水浴中で15分間加温した後、流水で冷却し、20分室温で放置し、試料溶液とする。別に、標準原液４mLを全量ピペットを用いて量り、200mLの全量フラスコに入れ、エタノールを標線まで加えて200mLとし、以下試料溶液の場合と同様に操作し、標準液

とする。別に、ジメチルホルムアミド・エタノール混液（１：１）10mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの共栓付試験管に入れ、以下試料溶液の場合と同様に操作し、空試験液とする。標準液、試料溶液につき、空試験液を対照液として波長540nm付近の極大波長における吸光度A_S及びA_Tを測定する。

２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン（$C_6H_8N_2O$）の量（mg）

$$=\text{ナイカルバジン標準品の量（mg）}\times\frac{A_T}{A_S}\times 0.2912$$

(ｲ)　保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格

本品は、ナイカルバジン製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

含量　本品は、定量するとき、表示量の98～106％に相当するナイカルバジン（$C_{19}H_{18}N_6O_6$）を含む。

確認試験

①　本品の表示量に従い、ナイカルバジン製造用原体５mgを含む量を量り、無水エタノール60mLを加え、加温しながらよく振り混ぜる。放冷した後、ろ過し、ろ液15mLにスルファニル酸試液５mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→100）５mLを加え、密栓し、65℃の水浴中で10分間加温するとき、溶液は、赤色を呈する。

②　本品の表示量に従い、ナイカルバジン製造用原体５mgを含む量を量り、無水エタノール60mLを加え、加温しながらよく振り混ぜる。放冷した後、ろ過し、ろ液15mLに水酸化カリウムのエタノール溶液（１→100）５mLを加えるとき、溶液は、黄色を呈する。

③　４，４′―ジニトロカルバニリドの定量法により調製した試料溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長428～432nmに吸収の極大を示す。

④　２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジンの定量法により調製した試料溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長538～542nmに吸収の極大を示す。

定量法　ナイカルバジン（$C_{19}H_{18}N_6O_6$）約0.125ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、200mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミド150mLを加え、水浴上で15分間加温し、15分間振り混ぜる。放冷した後、ジメチルホルムアミドを標線まで加えて200mLとし、よく混和した後、５分間遠心分離する。この上澄液をとり、試料原液とする。別に、ナイカルバジン標準品を乾燥し、その約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、ジメチルホルムアミドを加え、加温溶解し、放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミドを標線まで加えて100mLとし、標準原液とする。

４，４′―ジニトロカルバニリド　試料原液４mLを全量ピペットを用いて量り、250mLの全量フラスコに入れ、エタノールを標線まで加えて250mLとする。この溶液15mLを全量ピペットを用いて量り、25mLの全量フラスコに入れ、水酸化カリウムのエタノール溶液（１→100）５mLを全量ピペットを用いて加えた後、エタノールを標線まで加えて25mLとし、よく混和した後、試料溶液とする。別に、標準原液５mLを全量ピペットを用いて量り、250mLの全量フラスコに入

（削る）

れ、エタノールを標線まで加えて250mLとする。この溶液15mLを全量ピペットを用いて量り、以下試料溶液の場合と同様に操作して標準液とする。試料溶液及び標準液につき、水酸化カリウムのエタノール溶液（１→500）を対照液として、波長430nm付近の極大波長における吸光度A_T及びA_Sを測定する。

ナイカルバジン（$C_{19}H_{18}N_6O_6$）の量（mg）

＝ナイカルバジン標準品の量（mg）$\times\frac{A_T}{A_S}\times 2.5$

２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン　試料原液４mLを全量ピペットを用いて量り、250mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミド・エタノール混液（１：１）を標線まで加えて250mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの共栓付試験管に入れ、新たに調製したスルファニルアミド試液10mLを加え、混和する。これに新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→50）２mLを加え、密栓し、混和し、65℃の水浴中で15分間加温した後、流水で冷却して20分間放置し、試料溶液とする。別に、標準原液５mLを全量ピペットを用いて量り、250mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミド・エタノール混液（１：１）を標線まで加えて250mLとし、以下試料溶液の場合と同様に操作して標準液とする。別に、ジメチルホルムアミド・エタノール混液（１：１）10mLを試料溶液の場合と同様に操作し、空試験液とする。標準液及び試料溶液につき、空試験液を対照液として、波長540nm付近の極大波長における吸光度A_S及びA_Tを測定する。

ナイカルバジン（$C_{19}H_{18}N_6O_6$）の量（mg）

＝ナイカルバジン標準品の量（mg）$\times\frac{A_T}{A_S}\times 2.5$

(イ)　保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(132)　ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム

ア　製造用原体

(ア)　成分規格

含量　本品は、乾燥した後、定量するとき、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム（$C_{16}H_{17}BrClN_3O_3$・Calcium Polystyrenesulfonate）95.0％以上を含む。

物理的・化学的性質　本品は、淡黄褐色～茶褐色の粉末で、臭いはほとんどない。

確認試験

①　本品0.2ｇ（0.15～0.24ｇ）を量り、６mol／Ｌ塩酸試液20mLを加え、30分間かき混ぜた後、遠心分離する。上澄液10mLを量り、メタノール10mLを加え、試料溶液とする。別に、臭化水素酸ハロフジノン20mg（19.5～20.4mg）を量り、６mol／Ｌ塩酸試液・メタノール混液（１：１）100mLを加えて溶かし、標準液とする。試料溶液及び標準液それぞれ10μLずつを量り、薄層クロマトグラフ用シリカゲル（蛍光剤入り）を用いて調製した薄層板にスポットする。次に、クロロホルム・メタノール・アンモニア水混液(90：10：１)を展開溶媒として約15cm展開した後、薄層板を風乾する。これに紫外線（主波長254nm)を照射するとき、試料溶液及び標準液から得たスポットは、濃紫色を呈し、これらのRf値は等しい。

② 本品0.2ｇ（0.15～0.24ｇ）を量り、６mol／Ｌ塩酸試液５mLを加え、５分間かき混ぜた後、ろ過し、アンモニア試液を加えて中和した溶液は、カルシウム塩の定性反応③を呈する。

③ 本品20㎎（19.5～20.4㎎）を量り、６mol／Ｌ塩酸試液５mLを加え、５分間かき混ぜた後、遠心分離し、その上澄液を除く。さらに、残留物に水10mLを加えて振り混ぜた後、遠心分離し、その上澄液を除く。この残留物に硫酸銅溶液（１→10）２mLを加え、よく振り混ぜた後、遠心分離し、その上澄液を除く。次に、この残留物に水10mLを加え、振り混ぜた後、遠心分離し、その上澄液を除く。この残留物にアンモニア試液２mLを加え、１分間振り混ぜるとき、濃青色を呈する。

④ 本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）を量り、６mol／Ｌ塩酸試液10mLを加え、15分間かき混ぜた後、ろ過する。ろ液１mLに水25mLを加えた溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長241～245nmに吸収の極大を示す。

純度試験

① 重金属　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（20μg／ｇ以下）。

② ヒ素　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（２μg／ｇ以下）。

③ ハロフジノン　本品を乾燥し、その0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）を量り、ジメチルスルホキシド50mLを全量ピペットを用いて加え、30分間かき混ぜた後、遠心分離し、この上澄液１mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、塩酸（１→100）を標線まで加えて50mLとし、試料溶液とする。別に、臭化水素酸ハロフジノン17㎎（16.5～17.4㎎）を量り、塩酸（１→100）を加えて溶かし、500mLの全量フラスコに入れ、更に塩酸（１→100）を標線まで加えて500mLとする。この溶液１mLを全量ピペットを用いて量り、200mLの全量フラスコに入れ、塩酸（１→100）を標線まで加えて200mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液100μLずつを量り、次の条件で、液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液中のハロフジノンの示すピーク面積は、標準液中のハロフジノンの示すピーク面積以下でなければならない（0.1％以下）。

操作条件

検出器：紫外吸光光度計（測定波長：243nm）

カラム：内径４～６㎜、長さ250㎜のステンレス管に充填剤として、オクタデシルシリル化した約５μmのシリカゲルを充填する。

カラム温度：40℃付近の一定温度

移動相：酢酸アンモニウム4.2ｇ（4.15～4.24ｇ）に水約200mLを加えて溶かし、これに酢酸6.4mLを加え、水を加えて1,000mLとする。この溶液700mLを量り、アセトニトリル300mLを加える。

流量：毎分1.5mL

④　シス異性体　臭化水素酸ハロフジノン（シス異性体）17mg（16.5～17.4mg）を量り、塩酸（１→100）を加えて溶かし、500mLの全量フラスコに入れ、更に塩酸（１→100）を標線まで加えて500mLとする。この溶液１mLを全量ピペットを用いて量り、500mLの全量フラスコに入れ、塩酸（１→100）を標線まで加えて500mLとし、標準液とする。定量法により得た試料溶液及び標準液100μLずつを量り、③と同様な条件で、液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液中のハロフジノンの示すピーク面積は、標準液中のハロフジノンの示すピーク面積以下でなければならない（0.2％以下）。

乾燥減量　6.0％以下（１ｇ，105℃，４時間）

強熱残分　乾燥した後29.0％以下（１ｇ）

ポリスチレンスルホン酸　本品を乾燥し、その0.5ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、６mol／Ｌ塩酸試液50mLを加え、15分間振り混ぜ、遠心分離した後、上澄液を除く。この操作を更に４回繰り返す。残留物に水40mLを加え、振り混ぜ、洗液に硝酸銀試液を加えても混濁が生じなくなるまで水洗を繰り返し、残留物を105℃で12時間乾燥した後、その質量を0.0001ｇの桁まで量るとき、その量は、87.0％以下でなければならない。

ポリスチレンスルホン酸の量（％）

$$=\frac{\text{乾燥した後の質量（mg）}}{\text{本品の採取量（mg）}}\times 100$$

定量法　本品を乾燥し、その約0.5ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、６mol／Ｌ塩酸試液約10mLを加え、分散させ、底にガラスウールを入れた内径10㎜、高さ150㎜のクロマトグラフ管に６mol／Ｌ塩酸試液少量を用いて洗い込み、クロマトグラフ管の下に250mLの全量フラスコの受器を置く。次に、６mol／Ｌ塩酸試液を用いて流量が約225mLとなるまで溶出する。その後、６mol／Ｌ塩酸試液を標線まで加えて250mLとする。この溶液１mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて50mLとし、試料溶液とする。試料溶液につき、塩酸（１→100）を対照液として、波長243nm付近の極大波長における吸光度Ａを測定する。

ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム（$C_{16}H_{17}BrClN_3O_3$・Calcium Polystyrenesulfonate）の量（mg）

$$=\frac{A}{86.3}\times 125{,}000$$

(ｲ)　保存の方法の基準

気密容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格

本品は、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製造用原体に、賦形物質を混和した粉末である。

含量　本品は、定量するとき、１mgにつき、80μg以下であり、表示量の90～110％に相当するハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム（$C_{16}H_{17}BrClN_3O_3$・Calcium Polystyrenesulfonate）を含む。

(125)～(155)　（略）

(156)　センデュラマイシンナトリウム

ア　製造用原体

(ｱ)　成分規格

力価　本品は、センデュラマイシンのナトリウム塩であり、力価試験を行うとき、1㎎中に860μg（力価）以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、白色～灰白色の結晶性の粉末である。

②　本品は、メタノールにやや溶けやすく、エタノールにやや溶けにくく、ジクロロメタン及びエーテルに溶けにくく、水及びイソオクタンにほとんど溶けない。

確認試験

①　本品の表示量に従い、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製造用原体0.02ｇを含む量を量り、６mol／Ｌ塩酸試液50mLを加え、約15分間かき混ぜた後、ろ過する。メタノールに浸漬した多孔性スチレンジビニルベンゼン共重合体精製樹脂約２mLを水で２回洗浄した後、これを先のろ液に加え、15分間かき混ぜ、ガラスろ過器でろ過する。この樹脂を水20mLで２回洗った後、メタノール５mLを加え、かき混ぜ、ろ過する。このメタノール溶液を試料溶液とする。別に、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製造用原体0.02ｇ（0.015～0.024ｇ）を量り、同様の操作で得られる溶液を標準液とする。試料溶液及び標準液それぞれ10μLずつを量り、以下ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製造用原体の確認試験①を準用する。

②　定量法で得た試料溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長243～247nmに吸収の極大を示す。

定量法　ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製造用原体0.05ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、６mol／Ｌ塩酸試液20mLを徐々に加え、よく振り混ぜ、発泡が収まった後、底にガラスウールを入れた内径10㎜、高さ150㎜のクロマトグラフ管に６mol／Ｌ塩酸試液少量を用いて洗い込み、クロマトグラフ管の下に200mLの全量フラスコの受器を置く。次に、６mol／Ｌ塩酸試液を用いて流量が約180mLとなるまで溶出する。その後、６mol／Ｌ塩酸試液を標線まで加えて200mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて50mLとし、試料溶液とする。試料溶液につき、塩酸（10→100）を対照液として、波長245nm付近の極大波長における吸光度Ａを測定する。

ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム（$C_{16}H_{17}BrClN_3O_3$・Calcium Polystyrenesulfonate）の量（㎎）

$$=\frac{A}{78.5}\times 10{,}000$$

(ｲ)　保存の方法の基準

ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(ｳ)　表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

使用上の注意　この飼料添加物は、鶏に過剰投与した場合発育障害がおこるので、定められた添加量を厳守するとともに、均一に配合するよう注意すること。

(133)～(163)　（略）

（新設）

確認試験

① 本品及び常用標準品を赤外吸収スペクトル測定法の臭化カリウム錠剤法により測定し、両者のスペクトルを比較するとき、3,450cm^{-1}、2,972cm^{-1}、2,935cm^{-1}、1,595cm^{-1}、1,460cm^{-1}、1,381cm^{-1}及び1,063cm^{-1}付近に吸収を認める。

② 本品及び常用標準品５mg（4.5～5.4mg）ずつを量り、それぞれにメタノール５mLを加えて溶かし、試料溶液及び標準液とする。試料溶液及び標準液５μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、酢酸エチル・氷酢酸混液（４：１）を展開溶媒として、約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これにバニリン・硫酸・エタノール試液を噴霧した後、105℃で約10分間加熱するとき、試料溶液及び標準液から得た主なスポットは、赤褐色を呈し、これらのRf値は等しい。

純度試験

① 比旋光度　本品約0.25ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールに溶かし、25mLとし、この溶液につき、旋光度を測定するとき、$[\alpha]_D^{25}$＝＋19.0～＋23.0°でなければならない。

② 重金属　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（20μg／ｇ以下）。

③ ヒ素　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（４μg／ｇ以下）。

④ ヒドロキシセンデュラマイシン　本品約25mgを量り、酢酸エチル・イソオクタン・氷酢酸・トリエチルアミン混液（375：125：２：１）25mLを加えて溶かし、試料溶液とする。試料溶液50μLにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、ヒドロキシセンデュラマイシンのピーク（センデュラマイシンのピークに係る保持時間の約1.5倍の時間が経過した時に現れるものをいう。）の面積は、試料溶液から得られたピークの合計面積の2.5％以下でなければならない。

操作条件

装置：移動相及び発色液送液用の二つのポンプ、試料導入部、カラム、反応槽、検出器並びに記録装置からなり、カラム及び反応槽は、恒温に保たれるものを用いる。

検出器：可視紫外吸光光度計（測定波長：522nm）

カラム：内径約4.0mm、長さ約250mmのステンレス管に５μmのシリカゲルを充填する。

カラム温度：25℃付近の一定温度

反応槽（反応コイル）：内径約0.3mm、長さ約7.6mの管

反応槽温度：95℃付近の一定温度

移動相：酢酸エチル・イソオクタン・氷酢酸・トリエチルアミン混液（375：125：２：１）

発色液：無水エタノール250mLと硫酸10mLを混和し、別に、バニリン15ｇ（14.5～15.4ｇ）を無水エタノール250mLに溶かした溶液に加える。
移動相流量：毎分約0.6mL
発色液流量：毎分約0.3mL
カラムの選定：常用標準品及びヒドロキシセンデュラマイシンナトリウムを移動相に溶かし、0.02㎎／mLの濃度に調製した溶液につき、上記の条件で操作するとき、両者が完全に分離するものを使用する。
検出感度：移動相で試料溶液（１→50）50μLから得たセンデュラマイシンのピーク高さが10～40㎜になるように調整する。
面積測定範囲：センデュラマイシンの保持時間の３倍

乾燥減量　2.5％以下（１ｇ，減圧，100℃，３時間）
強熱残分　9.0％以下（１ｇ）
力価試験
寒天平板（単層）　試験菌を混和した19号培地20mL（内径100㎜のペトリ皿にあっては21mL）を用い、せん孔寒天平板とする。
試験菌　*Bacillus subtilis* ATCC 6633を用いる。
常用標準希釈液の調製　試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、メタノール適量を加えて溶かし、１mL当たりの濃度が約１㎎（力価）となるよう、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度が20μg（力価）及び５μg（力価）、メタノールの濃度がそれぞれ25％となるよう、水及びメタノールを加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。
試料溶液の調製　試験を行うために必要な量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、１mL当たりの濃度（推定値）が約１㎎（力価）となるよう、更にメタノールを加え、正確に一定容量とし、試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度（推定値）が20μg（力価）及び５μg（力価）、メタノールの濃度がそれぞれ25％となるよう、水及びメタノールを加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(ｲ)　製造の方法の基準
*Actinomadura roseorufa*のセンデュラマイシン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培養液を濃縮したスラリーからアルカリ条件下でセンデュラマイシンナトリウムを有機溶媒により抽出し、抽出液から得た結晶を乾燥して製造すること。

(ｳ)　保存の方法の基準
密閉容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格
本品は、センデュラマイシンナトリウム製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。
力価　本品の力価は、１㎎につき、50μg（力価）以下であり、力価試験を行うとき、表示力価の85～125％を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、灰黄色～淡褐色の小片又は粉末である。

② 本品は、2.00㎜の標準網ふるいを通過する。

③ 本品は、発かびを認めない。

確認試験　本品の表示力価に従い、センデュラマイシン約50㎎（力価）を含む量を量り、メタノール50mLを加え、30分間激しくかき混ぜた後、遠心分離し、その上澄液を試料溶液とする。以下センデュラマイシンナトリウム製造用原体の確認試験②を準用する。

乾燥減量　12.0％以下（１ｇ，105℃，３時間）

力価試験

寒天平板（単層）　センデュラマイシンナトリウム製造用原体の規定を準用する。

試験菌　センデュラマイシンナトリウム製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製　センデュラマイシンナトリウム製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製　本品の表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度が約１㎎（力価）となるよう、メタノール一定容量を全量ピペットを用いて加え、20分間激しくかき混ぜ静置し、その上澄液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、以下センデュラマイシンナトリウム製造用原体の規定を準用する。

(イ)　製造の方法の基準

センデュラマイシンナトリウム製造用原体に、賦形物質を混和して製造すること。

(ウ)　保存の方法の基準

センデュラマイシンナトリウム製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(エ)　表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間　製造の翌月から２年

使用上の注意　この飼料添加物は、鶏に過剰投与した場合発育障害がおこるので、定められた添加量を厳守するとともに、均一に配合するよう注意すること。

(157)　ナラシン

ア　製造用原体

(ア)　成分規格

力価　本品は、力価試験を行うとき、１㎎中に100μg（力価）以上を含む。

物理的・化学的性質　本品は、灰褐色～暗褐色の粒子である。

確認試験

① 本品0.8ｇ（0.75～0.84ｇ）を量り、メタノール100mLを加え、20分間かき混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。別に、常用標準ナラシンについてナラシン約10㎎（力価）を含む量を量り、メタノール10mLを加えて溶かし、標準液とする。試料溶液及び標準液２μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に、酢酸エチル・強アンモニア水混液(90：

（新設）

１）を展開溶媒として、約15㎝展開した後、薄層板を風乾し、さらに、105℃で約10分間乾燥する。これにバニリン・硫酸・エタノール発色試液を均等に噴霧した後、105℃で約10分間加熱するとき、試料溶液及び標準液から得た主なスポットは、青紫色を呈し、これらのRf値は等しい。

② 本品10㎎（9.5～10.4㎎）を量り、メタノール（９→10）50mLを加え、20分間かき混ぜた後、ろ過する。さらに、この液をメンブランフィルター（0.45μm）を用いてろ過し、ろ液を試料溶液とする。別に、常用標準ナラシン５㎎（4.5～5.4㎎）を量り、メタノール（９→10）250mLを加えて溶かし、標準液とする。試料溶液及び標準液各200μLにつき、次の操作条件で液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液及び標準液から得たナラシンＡのピークに係る保持時間は一致する。

操作条件

装置：移動相及び発色液送液用の二つのポンプ、試料導入部、カラム、反応槽、検出器及び記録装置からなり、カラム及び反応槽は、恒温に保たれるものを用いる。

検出器：可視吸光光度計（測定波長：520nm）

カラム：内径4.6㎜、長さ250㎜のステンレス管に粒径５μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。

カラム温度：25℃付近の一定温度

反応槽（反応コイル）：内径約0.5㎜、長さ約5.0ｍの管

反応槽温度：98℃付近の一定温度

移動相：メタノール・水・酢酸混液（940：60：１）

発色液：メタノール950mLと硫酸20mLを混和し、これにバニリン30ｇ(29.5～30.4ｇ）を溶かす。

移動相流量：毎分約0.65mL

発色液流量：毎分約0.65mL

カラムの選定：常用標準モネンシン及び常用標準ナラシン５㎎（4.5～5.4㎎）ずつを量り、メタノール（９→10）を加えて溶かし、250mLとする。この溶液200μLにつき、上記の条件で操作するとき、モネンシンＡ、ナラシンＡの順に溶出し、その分離度が3.0以上のものを用いる。

面積測定範囲：ナラシンＡの保持時間の約２倍

純度試験

① 鉛 本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、約200℃で２時間炭化した後、約250℃から１時間当たり50℃の昇温速度で約450℃まで加熱し、この温度を２時間保持して灰化する。放冷した後、硝酸５mLを加え、時計皿で覆い、砂浴上で加熱し、時計皿を除き、ほとんど乾固する。放冷した後、塩酸（１→６）約25mLを加え、10分間緩やかに加熱する。放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとし、30秒以内にろ過し、試料溶液とする。別に、原子吸光光度用鉛標準液1.0mLを量り、100mLの全量フラスコに入れ、塩酸（１→６）約25mLを加え、更に水を標線まで加えて100mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、各30mLを量り、リン酸８mL、ヨウ化カリウム溶液（６→

10）２mL及びメチルイソブチルケトン10mLをそれぞれ全量ピペットを用いて加え、約１分間激しく振り混ぜた後、少時静置する。30秒以内に、直射光を避けながら、試料溶液及び標準液から得たメチルイソブチルケトン層につき、光源として鉛測定用中空陰極ランプを、可燃性ガスとしてアセチレン又は水素を、支燃性ガスとして空気を用い、波長283.3nmで原子吸光光度法（フレーム方式）により試験を行うとき、試料溶液から得たメチルイソブチルケトン層の吸光度は、標準液から得たメチルイソブチルケトン層の吸光度以下でなければならない（25μg／g以下）。

② ヒ素　本品1.0g（0.95～1.04g）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（26μg／g以下）。

ただし、標準色の調製に用いるヒ素標準液の量は、13mLとする。この色は、三酸化ヒ素0.026mgに対応する。

ヒ素標準液　ヒ素標準原液20mLを全量ピペットを用いて量り、1,000mLの全量フラスコに入れ、希硫酸５mLを加え、新たに煮沸し冷却した水を標線まで加えて1,000mLとする。この溶液１mLは、三酸化ヒ素0.002mgを含む。この溶液は、用時調製し、共栓瓶に保存する。

③ ナラシンＡの含有比率　確認試験②の試料溶液及び標準液各200μLにつき、確認試験②の操作条件を準用し、液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、ナラシンＡの含有比率は、85％以上でなければならない。

本品中のナラシンＡの含有比率（％）

$$=\frac{A_{T1}}{A_T}\times 100$$

A_{T1}：試料溶液のナラシンＡのピーク面積

A_T：試料溶液のピーク面積の総和

乾燥減量　10.0％以下（１g，0.67kPa以下，60℃，３時間）

窒素　2.0％以下（ケルダール法）

粗脂肪　27.0％以下（２g）

粗繊維　2.0％以下（２g）

力価試験

寒天平板（単層）　試験菌を混和した15号培地10mL（内径100mmのペトリ皿にあっては11mL）を用いる。

試験菌　*Bacillus subtilis* ATCC 6633を用いる。

常用標準希釈液の調製　試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、炭酸水素ナトリウム・メタノール試液を加えて溶かし、１mL当たりの濃度（推定値）が約１mg（力価）となるよう、更に炭酸水素ナトリウム・メタノール試液を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度（推定値）が５μg（力価）及び1.25μg（力価）、メタノールの濃度がそれぞれ30％となるよう、水及びメタノールを加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試料溶液の調製　試験を行うために必要な量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度（推定値）が約１㎎（力価）となるよう、メタノール（９→10）一定容量を全量ピペットを用いて加え、20分間かき混ぜた後、ろ過し、そのろ液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度（推定値）が５μg（力価）及び1.25μg（力価）、メタノールの濃度がそれぞれ30％となるよう、水及びメタノールを加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(ｲ)　製造の方法の基準

*Streptomyces aureofaciens*のナラシン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培養液を乾燥し、ベントナイト及び炭酸カルシウムを添加し、造粒して製造すること。

(ｳ)　保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格

本品は、ナラシン製造用原体に、賦形物質を混和した粉末又は粒子である。

力価　本品は、１㎎につき、100μg（力価）以下であり、力価試験を行うとき、表示力価の85～125％を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、灰褐色～褐色又は黄白色～黄色の粉末又は粒子である。

②　本品は、2.00㎜の標準網ふるいを通過する。

③　本品は、発かびを認めない。

確認試験

①　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、メタノール100mLを加え、20分間振り混ぜた後、ろ過し、ろ液を試料溶液とする。以下ナラシン製造用原体の確認試験①を準用する。

②　ナラシン製造用原体の確認試験②を準用する。

乾燥減量　12.0％以下（１ｇ，0.67kPa以下，60℃，３時間）

力価試験

寒天平板（単層）　ナラシン製造用原体の規定を準用する。

試験菌　ナラシン製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製　ナラシン製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製　本品の表示力価に従い、試験を行うために必要な量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度（推定値）が約１㎎(力価)となるよう、メタノール（９→10）一定容量を全量ピペットを用いて加え、20分間かき混ぜた後、ろ過し、そのろ液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、以下ナラシン製造用原体の規定を準用する。

(ｲ)　製造方法の基準

ナラシン製造用原体に、賦形物質を加えて製造すること。

㈢　保存の方法の基準
ナラシン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。
㈣　表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。
有効期間　製造の翌月から２年
使用上の注意　この飼料添加物は、鶏に過剰投与した場合発育障害がおこるので、定められた添加量を厳守するとともに、均一に配合するよう注意すること。

(158)　アンプロリウム・エトパベート

ア　製造用原体

㈠　成分規格

ａ　アンプロリウム

含量　本品は、定量するとき、アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）95.0％以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、白色～淡黄色の粉末で、臭いはない、又は特異な臭いを有する。

②　本品は、水に溶けやすく、メタノールにやや溶けやすく、エタノールに溶けにくく、エーテル又はクロロホルムにほとんど溶けない。

確認試験

①　本品の0.1mol／Ｌ塩酸溶液（１→100,000）につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長244～248nm及び260～264nmに吸収の極大を示し、それぞれの極大波長における吸光度をA_1及びA_2とするとき、A_1／A_2は、1.04～1.06である。

②　本品の水溶液（１→50）は、塩化物の定性反応を呈する。

純度試験

①　ピコリン　装置　100mLの枝付蒸留フラスコの枝管に、その先端が底にほとんど接するように200mLの受器を接続する。また、蒸留フラスコの口には、滴下漏斗と、下端がフラスコの底部近くにくるように送気管を取り付ける。この送気管の他端は、２個の洗気瓶に順次接続し、送気管に直結している方にはガラス繊維を、他方には硫酸を入れる。

操作法　本品約1.0ｇを0.01ｇの桁まで量り、その数値を記録し、枝付蒸留フラスコに入れ、水10mLを加えて溶かす。受器には、ホウ酸溶液（１→50）75mL及びブロムクレゾールグリーン・メチルオレンジ試液0.5mLを入れ、枝管の先端をこの溶液に浸して接続する。滴下漏斗及び送気管を取り付け、滴下漏斗から、約10分間で炭酸カリウムの飽和溶液25mLを滴加しながら、約１時間洗気瓶を通して空気を通じ、混在するピコリンを受器の溶液中に集める。次に、通気を止め、受器を新たにホウ酸溶液（１→50）75mL及びブロムクレゾールグリーン・メチルオレンジ試液0.5mLを入れた別の受器に取り替えて再び30分間通気する。受器中の溶液の変色を認めれば、同様に受器を取り替えて、この操作を繰り返し、受器中の溶液の変色を認めなければ止める。全ての受器中の溶液を合わせ、0.1mol／Ｌ塩酸で滴定し、ピコリン（C_6H_7N）の量を求めるとき、その量は、1.0％以下でなければならない。この場合において、滴定の終点は、緑青色が黄緑色から黄色に変わるときとする。

0.1mol／Ｌ塩酸１mL＝9.313mgC_6H_7N

（新設）

② 塩素　本品約0.15ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、水50mLを加えて溶かし、硝酸５mLを加えた後、0.1mol／Ｌ硝酸銀溶液25mLを全量ピペットを用いて加え、混和し、ニトロベンゼン３mLを加え、激しく振り混ぜた後、硫酸第二鉄アンモニウム試液２mLを加える。過量の硝酸銀を0.1mol／Ｌチオシアン酸アンモニウム溶液で滴定し、塩素（Cl）の量を求めるとき、その量は、21.5～23.5％でなければならない。

0.1mol／Ｌ硝酸銀溶液１mL＝3.545㎎Cl

乾燥減量　1.0％以下（１ｇ，減圧，100℃，３時間）

強熱残分　0.20％以下（１ｇ）

定量法　本品約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノール（２→３）に溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとする。この溶液５mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、メタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。別に、アンプロリウム標準品を乾燥し、その約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノール（２→３）に溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとし、この溶液５mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、メタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液をそれぞれ４mLずつ全量ピペットを用いて量り、試験管⑴及び⑵に入れ、別に、メタノール（２→３）４mLを全量ピペットを用いて量り、試験管⑶に入れる。各管に２，７―ジオキシナフタリン試液10mLを全量ピペットを用いて加え、密栓し、よく混和した後、20分間放置する。次に、それぞれ２～３分間遠心分離した後、⑴及び⑵の上澄液につき、２，７―ジオキシナフタリン試液を添加した後、20～45分間に⑶の上澄液を対照液として、波長530nm付近の極大波長における吸光度A_T及びA_Sを測定する。

アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）の量（㎎）

＝アンプロリウム標準品の量（㎎）$\times\frac{A_T}{A_S}$

b　エトパベート

含量　本品は、定量するとき、エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）95.0～103.0％を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、白色～微紅白色の粉末で、臭いはほとんどない。

② 本品は、クロロホルムに溶けやすく、メタノール又はエタノールにやや溶けやすく、エーテルに極めて溶けにくく、水にほとんど溶けない。

確認試験

① 本品のメタノール溶液（１→125,000）につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長266～270nm及び297～301nmに吸収の極大を示し、波長236～240nm及び285～289nmに吸収の極小を示す。

② 本品及びエトパベート標準品を乾燥し、それぞれ赤外吸収スペクトル測定法の臭化カリウム錠剤法により測定し、スペクトルを比較するとき、両者の吸収は、同一波数のところに認められ、これらの吸収の相対強度は等しい。

純度試験

① 融点　本品の融点は、146～151℃でなければならない。

② 被ジアゾ化性物質　本品約1.0ｇを0.01ｇの桁まで量り、その数値を記録し、クロロホルムを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にクロロホルムを標線まで加えて100mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、0.1mol／Ｌ塩酸100mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、水層を十分に分離して第１抽出液とする。さらに、クロロホルム層に0.1mol／Ｌ塩酸100mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、水層を分離して第２抽出液とする。第１抽出液及び第２抽出液それぞれ40mLを遠心分離して、その上澄液20mLずつを全量ピペットを用いて量って合わせ、試料溶液とする。別に、４－アミノ－２－エトキシ安息香酸メチル標準品を100℃で２時間減圧乾燥し、その約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、クロロホルムを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にクロロホルムを標線まで加えて100mLとする。この溶液２mLを全量ピペットを用いて量り、クロロホルム８mLを加え、0.1mol／Ｌ塩酸100mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、以下試料溶液の場合と同様に操作して標準液とする。共栓試験管⑴から⑸までを用意し、試験管⑴に試料溶液５mLを、⑵に標準液１mL及び0.1mol／Ｌ塩酸４mLを、⑶に標準液３mL及び0.1mol／Ｌ塩酸２mLを、⑷に標準液５mLを、⑸に0.1mol／Ｌ塩酸５mLをそれぞれ全量ピペットを用いて量って入れ、それぞれの試験管につき、次の操作を行う。１mol／Ｌ塩酸６mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→1,000）１mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、４分間放置する。次に、新たに調製したスルファミン酸アンモニウム溶液（１→200）１mLを全量ピペットを用いて量って加え、振り混ぜた後、３分間放置する。さらに、新たに調製したＮ－（１－ナフチル）－エチレンジアミン二塩酸塩溶液（１→1,000）１mLを全量ピペットを用いて量って加え、振り混ぜた後、30分間放置する。試験管⑴から⑷までの溶液につき、試験管⑸の溶液を対照液として波長530nm付近の極大波長における吸光度A_1、A_2、A_3及びA_4を測定する。吸光度A_2、A_3及びA_4とそれらに対応する標準液１mL、３mL及び５mL中の標準品の量（mg）より検量線を描き、吸光度A_1に対応する試料溶液５mL中の被ジアゾ化性物質〔４－アミノ－２－エトキシ安息香酸メチル（$C_{10}H_{13}NO_3$）として〕の量（mg）を求めるとき、被ジアゾ化性物質の量は、1.0％以下でなければならない。

③ フェノール性物質　本品約0.4ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、20mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて20mLとし、試料溶液とする。別に、４－アセタミド－２－ヒドロキシ安息香酸メチル標準品を乾燥し、その約0.028ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて100mLとし、標準液とする。共栓遠心沈殿管⑴から⑼までを用意し、沈殿管⑴に試料溶液１mL及びメタノール４mLを、⑵に試料溶液３mL及びメタノール２mLを、⑶に試料溶液５mLを、⑷に標準液１mL及びメタノール４mLを、⑸に標準液２mL及びメタノール３

mLを、⑹に標準液３mL及びメタノール２mLを、⑺に標準液４mL及びメタノール１mLを、⑻に標準液５mLを、⑼にメタノール５mLをそれぞれ全量ピペットを用いて量って入れる。それぞれに過塩素酸第二鉄試液５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、10分間放置し、⑴、⑵及び⑶は、遠心分離して上澄液をとる。⑴から⑻までの溶液につき、⑼の溶液を対照液として、波長525nm付近の極大波長における吸光度A_1～A_8を測定する。吸光度A_4～A_8とそれに対応する標準液１mL～５mL中の標準品の量（mg）から検量線を描き、吸光度A_1、A_2及びA_3に対応する試料溶液１mL、３mL及び５mL中のフェノール性物質〔４－アセタミド－２－ヒドロキシ安息香酸メチル（$C_{10}H_{11}NO_4$）として〕の量（mg）を求める。各試料溶液より求めたフェノール性物質の量を平均するとき、その量は、2.0％以下でなければならない。

乾燥減量　1.0％以下（１ｇ，減圧，100℃，２時間）

強熱残分　0.5％以下（１ｇ）

定量法　本品約0.075ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、250mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて250mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いてビーカーに入れ、１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、水浴上で蒸発乾固する。熱湯10mLを、内壁を洗いながら加え、さらに、15分間加温する。放冷した後、水を加えて約20mLとし、100mLの全量フラスコに移す。ビーカーを水20mLずつで３回洗い、洗液は全量フラスコ中に合わせ、更に水を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。別に、エトパベート標準品を乾燥し、その約0.03ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて100mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量ってビーカーに入れ、１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、以下試料溶液の場合と同様に操作して標準液とする。また、別に、水10mLを全量ピペットを用いて量ってビーカーに入れ、１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、以下試料溶液の場合と同様に操作して空試験液とする。共栓遠心沈殿管⑴から⑶までを用意し、沈殿管⑴に試料溶液10mLを、⑵に標準液10mLを、⑶に空試験液10mLをそれぞれ全量ピペットを用いて量って入れ、それぞれの沈殿管につき、次の操作を行う。１mol／Ｌ塩酸２mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→1,000）２mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、２分間放置する。次に、新たに調製したスルファミン酸アンモニウム溶液（１→200）２mLを全量ピペットを用いて量って加え、振り混ぜた後、２分間放置する。新たに調製したＮ－（１－ナフチル）－エチレンジアミン二塩酸

塩溶液（１→1,000）２mLを全量ピペットを用いて量って加え、振り混ぜた後、10分間放置する。塩化ナトリウム４ｇ（3.5～4.4ｇ）を加えた後、ｎ－ブタノール10mLを全量ピペットを用いて量って加える。２分間激しく振り混ぜた後、遠心分離し、上澄液をとる。⑴及び⑵の溶液につき、⑶の溶液を対照液として、波長555nm付近の極大波長における吸光度A_T及びA_Sを測定する。

エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）の量（mg）

$$= \text{エトパベート標準品の量（mg）} \times \frac{A_T}{A_S} \times 2.5$$

－対応する被ジアゾ化性物質の量（mg）×1.215－対応するフェノール性物質の量（mg）×1.134

⑴　保存の方法の基準

ａ　アンプロリウム

密閉容器に保存すること。

ｂ　エトパベート

密閉容器に保存すること。

イ　製剤

⑺　成分規格

本品は、アンプロリウム製造用原体及びエトパベート製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

含量　本品は、定量するとき、表示量の90～110％に相当するアンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）及びエトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）を含む。

確認試験

①　アンプロリウムの定量法により得た試料溶液は、赤紫色を呈し、その吸収スペクトルを測定するとき、波長528～532nmに吸収の極大を示す。

②　エトパベートの定量法により得た試料溶液は、赤紫色を呈し、その吸収スペクトルを測定するとき、波長553～557nmに吸収の極大を示す。

定量法　アンプロリウム　アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）約0.05ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、メタノール（２→３）100mLを全量ピペットを用いて加え、20分間振り混ぜる。この溶液をろ過し、初めのろ液20mLを除き、次のろ液５mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、メタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとし、以下アンプロリウム製造用原体の定量法を準用する。

アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）の量（mg）

$$= \text{アンプロリウム標準品の量（mg）} \times \frac{A_T}{A_S}$$

エトパベート　エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）約３mgを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、100mLの全量フラスコに入れ、メタノール75mLを加え、20分間振り混ぜ、更にメタノールを標線まで加えて100mLとし、遠心分離する。上澄液10mLを全量ピペットを用いて量ってビーカーに入れ、水酸化ナトリウム試液10mLを加え、以下エトパベート製造用原体の定量法を準用する。

エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）の量（mg）

$$= \text{エトパベート標準品の量（mg）} \times \frac{A_T}{A_S} \times \frac{1}{10}$$

⑴　保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

(159)　アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン

ア　製造用原体

(ｱ)　成分規格

a　アンプロリウム

アンプロリウム・エトパベート中のアンプロリウム製造用原体の成分規格を準用する。

b　エトパベート

アンプロリウム・エトパベート中のエトパベート製造用原体の成分規格を準用する。

c　スルファキノキサリン

含量　本品は、乾燥した後、定量するとき、スルファキノキサリン（$C_{14}H_{12}N_4O_2S$）98.0％以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、淡黄色～黄褐色の結晶又は結晶性の粉末で、臭いはない。

②　本品は、アセトンに溶けにくく、エタノールに極めて溶けにくく、水にほとんど溶けない。

③　本品は、炭酸ナトリウム試液又は１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液に溶ける。

④　本品は、光により徐々に暗色となる。

確認試験

①　本品0.05ｇ（0.045～0.054ｇ）に希塩酸４mLを加え、加温して溶かした溶液は、芳香族第一アミンの定性反応を呈する。ただし、溶液の色は、橙赤色を呈する。

②　本品0.02ｇ（0.015～0.024ｇ）を量り、水５mLを加え、かき混ぜながら１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液を滴加して溶かし、これに硫酸銅試液２～３滴を加えるとき、黄緑色の沈殿を生じる。

純度試験

①　溶状　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）に１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液５mLを加えて溶かし、更に水20mLを加えるとき、その溶液は、橙黄色で、澄明でなければならない。

②　融点　本品の融点は、244～247℃（分解）でなければならない。

③　酸　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、水50mLを加え、70℃で５分間加温した後、室温まで急冷し、ろ過する。ろ液25mLにメチルレッド試液２滴及び0.1mol／Ｌ水酸化ナトリウム溶液0.50mLを加えるとき、溶液は、黄色を呈しなければならない。

④　重金属　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（20μg／ｇ以下）。

乾燥減量　1.0％以下（１ｇ，105℃，４時間）

強熱残分　0.10％以下（１ｇ）

（新設）

定量法　本品を乾燥し、その約0.5ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、氷酢酸75mL、塩酸８mL及び水25mLを加えて溶かす。これを15℃に冷却した後、砕氷25ｇ（24.5～25.4ｇ）を加え、かき混ぜながら0.1mol／Ｌ亜硝酸ナトリウム溶液で滴定する。この場合において、滴定の終点は、0.1mol／Ｌ亜硝酸ナトリウム溶液の滴加１分後に被滴定液をガラス棒に付け、その先端でヨウ化亜鉛デンプン紙に触れ、30秒以内に青色を呈するときとする。同様の方法で空試験を行い補正する。

0.1mol／Ｌ亜硝酸ナトリウム溶液１mL＝30.03mg$C_{14}H_{12}N_4O_2S$

(ｲ)　保存の方法の基準

ａ　アンプロリウム

アンプロリウム・エトパベート中のアンプロリウム製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

ｂ　エトパベート

アンプロリウム・エトパベート中のエトパベート製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

ｃ　スルファキノキサリン

遮光した密閉容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格

本品は、アンプロリウム製造用原体、エトパベート製造用原体及びスルファキノキサリン製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

含量　本品は、定量するとき、表示量の90～110％に相当するアンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）、エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）及びスルファキノキサリン（$C_{14}H_{12}N_4O_2S$）を含む。

確認試験

①　アンプロリウムの定量法により得た試料溶液は、赤紫色を呈し、この溶液の吸収スペクトルを測定するとき、波長528～532nmに吸収の極大を示す。

②　エトパベートの定量法により得た試料溶液は、赤紫色を呈し、この溶液の吸収スペクトルを測定するとき、波長538～542nmに吸収の極大を示す。

③　スルファキノキサリンの定量法により得た試料溶液は、赤紫色を呈し、この溶液の吸収スペクトルを測定するとき、波長543～547nmに吸収の極大を示す。

定量法　アンプロリウム　アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）約0.05ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、メタノール（２→３）100mLを全量ピペットを用いて加え、20分間振り混ぜる。この溶液をろ過し、初めのろ液20mLを除き、次のろ液５mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、メタノール（２→３）を標線まで加えて100mLとし、以下アンプロリウム製造用原体の定量法を準用する。

アンプロリウム（$C_{14}H_{19}ClN_4$・HCl）の量（mg）

＝アンプロリウム標準品の量（mg）$\times\frac{A_T}{A_S}$

エトパベート　本品についてエトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）約６㎎を含む量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、けん化フラスコに入れ、クロロホルム100mLを全量ピペットを用いて加え、還流冷却器を付け、水浴上でクロロホルムが蒸発しないように注意して15分間還流する。放冷した後、ろ過し、ろ液50mLを全量ピペットを用いて量り、分液漏斗に入れ、炭酸ナトリウム溶液（１→20）25mLずつで３回、次に、水10mLずつで２回洗い、洗液は捨てる。クロロホルム層をろ過し、ろ液10mLを全量ピペットを用いて量り、水浴上でほとんど蒸発し、その後、メタノール10mL及び１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、水浴上で蒸発乾固する。これに熱湯10mLを加え、15分間加熱し、放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、１mol／Ｌ塩酸20mL及び水を標線まで加えて100mLとした後、ろ過し、試料溶液とする。別に、エトパベート標準品を乾燥し、その約0.03ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、メタノールを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて100mLとし、この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、メタノールを標線まで加えて50mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、以下試料溶液の場合と同様に操作し、標準液とする。また、別に、メタノール10mLを量り、１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、以下試料溶液の場合と同様に操作し、空試験液とする。

50mLの全量フラスコ⑴から⑶までを用意し、⑴に試料溶液を、⑵に標準液を、⑶に空試験液をそれぞれ25mLずつ全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、それぞれにつき、次の操作を行う。１mol／Ｌ塩酸５mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→1,000）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、２分間放置する。次に、新たに調製したスルファミン酸アンモニウム溶液（１→200）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜ、３分間放置した後、新たに調製したＮ―（１―ナフチル）―エチレンジアミン二塩酸塩溶液（１→1,000）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜ、10分間放置し、さらに、水を標線まで加えて50mLとする。⑴及び⑵の溶液につき、⑶の溶液を対照液として波長540nm付近の極大波長における吸光度A_T及びA_Sを測定する。

エトパベート（$C_{12}H_{15}NO_4$）の量（㎎）
＝エトパベート標準品の量（㎎）$\times\frac{A_T}{A_S}\times\frac{1}{5}$

スルファキノキサリン　スルファキノキサリン（$C_{14}H_{12}N_4O_2S$）約0.05ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、水70mL及び0.5mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLを加え、10分間振り混ぜた後、250mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて250mLとする。これを２分間放置し、必要ならば遠心分離した後、上澄液10mLを全量ピペットを用いて量り、１mol／Ｌ塩酸10mLを入れた200mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて200mLとし、試料溶液とする。別に、スルファキノキサリン標準品を乾燥し、その約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、水70mL及び0.5mol／Ｌ水酸化ナト

リウム試液10mLを加えて溶かし、250mLの全量フラスコに入れ、さらに、水を標線まで加えて250mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、１mol／Ｌ塩酸10mLを入れた200mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて200mLとし、標準液とする。また、別に、0.5mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液10mLに水を加えて250mLとし、この溶液10mLを200mLの全量フラスコに入れ、１mol／Ｌ塩酸10mL及び水を標線まで加えて200mLとし、空試験液とする。50mLの全量フラスコ⑴から⑶までを用意し、⑴に試料溶液を、⑵に標準液を、⑶に空試験液をそれぞれ10mLずつ全量ピペットを用いて量り、それぞれにつき、次の操作を行う。

１mol／Ｌ塩酸５mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→1,000）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜた後、２分間放置する。次に、新たに調製したスルファミン酸アンモニウム溶液（１→200）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜ、３分間放置した後、新たに調製したＮ―（１―ナフチル）―エチレンジアミン二塩酸塩溶液（１→1,000）５mLを全量ピペットを用いて加え、振り混ぜ、10分間放置し、さらに、水を標線まで加えて50mLとする。⑴及び⑵の溶液につき、⑶の溶液を対照液として波長545nm付近の極大波長における吸光度A_T及びA_Sを測定する。

スルファキノキサリン（$C_{14}H_{12}N_4O_2S$）の量（mg）

$$=\text{スルファキノキサリン標準品の量（mg）}\times\frac{A_T}{A_S}$$

㈠　保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

(160)　クエン酸モランテル

ア　製造用原体

㈠　成分規格

含量　本品は、定量するとき、クエン酸モランテル（$C_{12}H_{16}N_2S\cdot C_6H_8O_7\cdot H_2O$）98.0％以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、淡黄色～黄色の結晶性の粉末で、味は僅かに苦く、特異な臭いを有する。

②　本品は、メタノールにやや溶けやすく、水及びエタノールに溶けにくく、酢酸エチル及びベンゼンにほとんど溶けない。

③　本品の水溶液（１→200）のpHは、3.3～4.5である。

④　融点116～120℃

確認試験

①　本品0.1ｇ（0.05～0.14ｇ）に水30mLを加えて溶かす。この溶液0.5mLにｐ―ジメチルアミノベンズアルデヒド・塩化第二鉄試液３mLを加えるとき、溶液は、赤紫色を呈する。

②　本品0.01ｇ（0.005～0.014ｇ）に水２mLを加えて溶かし、過マンガン酸カリウム試液１滴を加えるとき、試液の色は、30秒以内に消える。

③　本品５mg（4.5～5.4mg）にクエン酸の無水酢酸溶液（0.5→100）２mLを加え、水浴中で加熱するとき、赤色～赤紫色を呈する。

（新設）

④　本品0.01ｇ（0.005～0.014ｇ）に0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加えて溶かし、1,000mLとする。この溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長322～327nmに吸収の極大を示す。

⑤　本品0.02ｇ（0.015～0.024ｇ）に水４mLを加えて溶かし、希水酸化ナトリウム試液を加えて中性とした溶液は、クエン酸塩の定性反応③を呈する。

純度試験

①　溶状　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）にメタノール10mLを加えて溶かすとき、その溶液は、黄色で、澄明でなければならない。

②　塩化物　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）に水40mLを加え、加温して溶かす。これに希硝酸６mL及び水を加えて50mLとし、これを試料溶液とする。塩化物試験法により0.01mol／Ｌ塩酸0.25mLを用いて比較液を調製して塩化物の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（0.018％以下）。

③　硫酸塩　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）に水40mLを加え、加温して溶かし、希塩酸１mL及び水を加えて50mLとし、これを試料溶液とする。硫酸塩試験法により0.005mol／Ｌ硫酸0.50mLを用いて比較液を調製し、硫酸塩の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（0.048％以下）。

④　重金属　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、重金属試験法第２法により試料溶液を調製し、鉛標準液3.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない（30μg／ｇ以下）。

⑤　ヒ素　本品2.0ｇ（1.95～2.04ｇ）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（１μg／ｇ以下）。

⑥　シス異性体　本品0.2ｇ（0.15～0.24ｇ）をメタノールを加えて溶かし、10mLの褐色全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて10mLとし、試料溶液とする。この溶液１mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの褐色全量フラスコに入れ、メタノールを標線まで加えて100mLとし、シス異性体用対照溶液とする。別に、無水クエン酸0.1ｇ（0.05～0.14ｇ）を量り、メタノールを加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更にメタノールを標線まで加えて100mLとし、クエン酸溶液とする。試料溶液、シス異性体用対照溶液及びクエン酸溶液それぞれ５μLずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板に暗所でスポットする。次に、メチルイソブチルケトン・ギ酸・水混液（２：１：１）の上層を展開溶媒として暗所で約10cm展開した後、薄層板を100℃で15分間乾燥する。この薄層板をヨウ素蒸気を満たした槽中に入れるとき、試料溶液から得たモランテル及びクエン酸以外のスポットは、認めない、又はシス異性体用対照溶液から得たスポットより濃くてはならない（１％以下）。

水分　3.5～5.0％（0.5ｇ）

強熱残分　0.2％以下（1.0ｇ）

定量法　本品約0.1ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加えて溶かし、200mLの褐色全量フラスコに入れ、更に同試液を標線まで加えて200mLとする。この溶液２mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの褐色全量フラスコに入れ、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。別に、クエン酸モランテル標準品約0.1ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、試料溶液の調製と同様に操作し標準液とする。それぞれにつき、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を対照液として、波長323nmにおける吸光度A_T及びA_Sを測定する。

クエン酸モランテル（$C_{12}H_{16}N_2S \cdot C_6H_8O_7 \cdot H_2O$）の量（mg）

$$= \text{クエン酸モランテル標準品の量（mg）} \times \frac{A_T}{A_S}$$

(ｲ)　保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格

本品は、クエン酸モランテル製造用原体に、賦形物質を混和した粉末又は粒子である。

含量　本品は、定量するとき、表示量の90～110％に相当するクエン酸モランテル（$C_{12}H_{16}N_2S \cdot C_6H_8O_7 \cdot H_2O$）を含む。

確認試験

①　本品の表示量に従い、クエン酸モランテル製造用原体0.1ｇを含む量を量り、水30mLを加え、５分間振り混ぜた後、遠心分離する。上澄液0.5mLにｐ－ジメチルアミノベンズアルデヒド・塩化第二鉄試液３mLを加えるとき、溶液は、赤紫色を呈する。

②　本品の表示量に従い、クエン酸モランテル製造用原体0.01ｇを含む量を量り、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加え、振り混ぜた後、ろ過する。ろ液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長322～327nmに吸収の極大を示す。

定量法　クエン酸モランテル（$C_{12}H_{16}N_2S \cdot C_6H_8O_7 \cdot H_2O$）約0.06ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、褐色の全量フラスコに入れ、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液150mLを加え、30分間振り混ぜた後、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加え、正確に250mLとし、遠心分離する。上澄液５mLを全量ピペットを用いて量り、褐色の共栓付きフラスコに入れ、内部標準液として２－ヒドロキシ－ｍ－トルイル酸0.12ｇ（0.115～0.124ｇ）に0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液100mLを加えて溶かした溶液５mLを全量ピペットを用いて加え、試料溶液とする。別に、クエン酸モランテル標準品約0.06ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を加えて溶かし、250mlの全量フラスコに入れ、更に0.01mol／Ｌ塩酸・メタノール試液を標線まで加えて250mLとする。この溶液５mLを全量ピペットを用いて量り、試料溶液の調製と同様に操作し、標準液とする。試料溶液及び標準液５μLにつき、次の条件で、液体クロマ

トグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから、それぞれの溶液のクエン酸モランテル及び内部標準物質のピーク高さを測定し、内部標準物質のピーク高さに対するクエン酸モランテルのピーク高さ比H_T及びH_Sを求める。

クエン酸モランテル（$C_{12}H_{16}N_2S \cdot C_6H_8O_7 \cdot H_2O$）の量（mg）

$$= \text{クエン酸モランテル標準品の量（mg）} \times \frac{H_T}{H_S}$$

操作条件

検出器：紫外吸光光度計（測定波長：320nm、感度：0.08ＡＵＦＳ）

カラム：内径4.6㎜、長さ150㎜のステンレス管に充填剤としてオクタデシルシリル化した10μmのシリカゲルを充填する。

カラム温度：室温

移動相：0.05mol／Ｌリン酸二水素カリウム1,000mLにリン酸（１→10）を加えてpH3.3に調整した溶液・アセトニトリル混液（３：１）

流量：毎分1.5mL

カラムの選択：標準液５μLにつき、上記の条件で操作し、モランテル及び内部標準物質の順に溶出し、その分離度が20以上のものを用いる。

(イ)　保存の方法の基準

クエン酸モランテル製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(161)　ナイカルバジン

ア　製造用原体

(ア)　成分規格

含量　本品は、乾燥した後、定量するとき、４，４′―ジニトロカルバニリド（$C_{13}H_{10}N_4O_5$）67.4～73.0％及び２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン（$C_6H_8N_2O$）27.7～30.0％を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、黄褐色～緑黄色の粉末で、臭いはない、又は僅かに特異な臭いを有する。

②　本品は、ジメチルホルムアミドに溶けにくく、水、エタノール、エーテル及びクロロホルムに極めて溶けにくい。

③　融点　約260℃（分解）

確認試験

①　本品の無水エタノール溶液（１→15,000）15mLにスルファニル酸試液５mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→100）５mLを加え、密栓し、65℃の水浴中で10分間加温するとき、溶液は、赤色を呈する。

②　本品の無水エタノール溶液（１→15,000）15mLに水酸化カリウムのエタノール溶液（１→100）５mLを加えるとき、溶液は、黄色を呈する。

③　４，４′―ジニトロカルバニリドの定量法により得た試料溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長428～432nmに吸収の極大を示す。

④　２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジンの定量法により得た試料溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長538～542nmに吸収の極大を示す。

（新設）

純度試験

① pH　本品0.20ｇ（0.195～0.204ｇ）を量り、水20mLを加え、かき混ぜた溶液のpHは、5.0～7.0でなければならない。

② 塩化物　本品0.20ｇ（0.195～0.204ｇ）を量り、水20mLを加え、２分間煮沸し、放冷した後、ろ過する。このろ液５mLを量り、希硝酸６mL及び水を加えて50mLとし、試料溶液とする。塩化物試験法により0.01mol／Ｌ塩酸0.4mLを用いて比較液を調製し、塩化物の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（0.28％以下）。

③ 硫酸塩　本品0.20ｇ（0.195～0.204ｇ）を量り、水20mLを加え、２分間煮沸し、放冷した後、ろ過する。このろ液２mLを量り、希塩酸１mL及び水を加えて50mLとし、これを試料溶液とする。硫酸塩試験法により0.005mol／Ｌ硫酸0.6mLを用いて比較液を調製し、硫酸塩の試験を行うとき、試料溶液の呈する混濁は、比較液の呈する混濁より濃くてはならない（1.44％以下）。

④ アンモニウム塩　本品0.30ｇ（0.295～0.304ｇ）をフラスコに入れ、酸化マグネシウム１ｇ（0.5～1.4ｇ）及び水70mLを加え、蒸留装置に連結する。受器には、0.1mol／Ｌ塩酸２mLを入れた100mLのメスシリンダーを用い、留液40mLを得るまで蒸留する。留液に水を加えて100mLとし、この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、ネスラー管に入れ、水を加えて40mLとし、水酸化ナトリウム溶液（１→10）２mL及びネスラー試液２mLを加えるとき呈する色は、アンモニア標準液15mLをネスラー管に入れ、水を加えて40mLとし、以下試料の場合と同様に操作するとき呈する色より濃くてはならない（0.5％以下）。

⑤ 遊離２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン　本品約0.5ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、pH7.0のリン酸塩緩衝液25mLを加え、10分間振り混ぜ、30秒以内にろ過する。初めのろ液数mLを除き、澄明なろ液５mLを量り、pH7.0のリン酸塩緩衝液を加えて100mLとする。この溶液につき、30秒以内に水を対照液として、波長295nm付近の極大波長における吸光度A_Tを測定するとき、遊離の２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン（$C_6H_8N_2O$）の量は、3.0％以下でなければならない。

２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン（$C_6H_8N_2O$）の量（mg）

$$=\frac{A_T}{118}\times 1{,}000$$

乾燥減量　1.0％以下（１ｇ，減圧，110℃，１時間）

強熱残分　0.3％以下（１ｇ）

定量法　本品を乾燥し、その約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、ジメチルホルムアミドを加え、加温溶解し、放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、更にジメチルホルムアミドを標線まで加えて100mLとし、よく混和した後、試料原液とする。別に、ナイカルバジン標準品を試料と同様に乾燥し、約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、ジメチルホルムアミドを加え、加温溶解し、放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、更にジメチルホルムアミドを標線まで加えて100mLとし、標準原液とする。

４，４′―ジニトロカルバニリド　試料原液４mLを全量ピペットを用いて量り、200mLの全量フラスコに入れ、エタノールを標線まで加えて200mLとし、よく混和する。この溶液15mLを全量ピペットを用いて量り、25mLの全量フラスコに入れ、水酸化カリウムのエタノール溶液（１→100）５mLを加え、更にエタ

ノールを標線まで加えて25mLとし、試料溶液とする。標準原液４mLを全量ピペットを用いて量り、200mLの全量フラスコに入れ、エタノールを標線まで加えて200mLとし、以下試料溶液の場合と同様に操作して標準液とする。標準液、試料溶液につき、水酸化カリウムのエタノール溶液（１→500）を対照液として波長430nm付近の極大波長における吸光度A_S及びA_Tを測定する。

４，４′―ジニトロカルバニリド（$C_{13}H_{10}N_4O_5$）の量（mg）

$$=\text{ナイカルバジン標準品の量（mg）}\times\frac{A_T}{A_S}\times 0.7089$$

２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン　試料原液４mLを全量ピペットを用いて量り、200mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミド・エタノール混液（１：１）を標線まで加えて200mLとし、よく混和する。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの共栓付試験管に入れ、新たに調製したスルファニルアミド試液10mLを加え、混和する。これに新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→50）２mLを加え、密栓し、混和し、65℃の水浴中で15分間加温した後、流水で冷却し、20分室温で放置し、試料溶液とする。別に、標準原液４mLを全量ピペットを用いて量り、200mLの全量フラスコに入れ、エタノールを標線まで加えて200mLとし、以下試料溶液の場合と同様に操作し、標準液とする。別に、ジメチルホルムアミド・エタノール混液（１：１）10mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの共栓付試験管に入れ、以下試料溶液の場合と同様に操作し、空試験液とする。標準液、試料溶液につき、空試験液を対照液として波長540nm付近の極大波長における吸光度A_S及びA_Tを測定する。

２―ヒドロキシ―４，６―ジメチルピリミジン（$C_6H_8N_2O$）の量（mg）

$$=\text{ナイカルバジン標準品の量（mg）}\times\frac{A_T}{A_S}\times 0.2912$$

(イ)　保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

イ　製剤

(ア)　成分規格

本品は、ナイカルバジン製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

含量　本品は、定量するとき、表示量の98～106％に相当するナイカルバジン（$C_{19}H_{18}N_6O_6$）を含む。

確認試験

①　本品の表示量に従い、ナイカルバジン製造用原体５mgを含む量を量り、無水エタノール60mLを加え、加温しながらよく振り混ぜる。放冷した後、ろ過し、ろ液15mLにスルファニル酸試液５mL及び新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→100）５mLを加え、密栓し、65℃の水浴中で10分間加温するとき、溶液は、赤色を呈する。

②　本品の表示量に従い、ナイカルバジン製造用原体５mgを含む量を量り、無水エタノール60mLを加え、加温しながらよく振り混ぜる。放冷した後、ろ過し、ろ液15mLに水酸化カリウムのエタノール溶液（１→100）５mLを加えるとき、溶液は、黄色を呈する。

③　４，４′－ジニトロカルバニリドの定量法により調製した試料溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長428～432nmに吸収の極大を示す。

④　２－ヒドロキシ－４，６－ジメチルピリミジンの定量法により調製した試料溶液につき、吸収スペクトルを測定するとき、波長538～542nmに吸収の極大を示す。

定量法　ナイカルバジン（$C_{19}H_{18}N_6O_6$）約0.125ｇを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、200mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミド150mLを加え、水浴上で15分間加温し、15分間振り混ぜる。放冷した後、ジメチルホルムアミドを標線まで加えて200mLとし、よく混和した後、５分間遠心分離する。この上澄液をとり、試料原液とする。別に、ナイカルバジン標準品を乾燥し、その約0.05ｇを0.0001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、ジメチルホルムアミドを加え、加温溶解し、放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミドを標線まで加えて100mLとし、標準原液とする。

４，４′－ジニトロカルバニリド　試料原液４mLを全量ピペットを用いて量り、250mLの全量フラスコに入れ、エタノールを標線まで加えて250mLとする。この溶液15mLを全量ピペットを用いて量り、25mLの全量フラスコに入れ、水酸化カリウムのエタノール溶液（１→100）５mLを全量ピペットを用いて加えた後、エタノールを標線まで加えて25mLとし、よく混和した後、試料溶液とする。別に、標準原液５mLを全量ピペットを用いて量り、250mLの全量フラスコに入れ、エタノールを標線まで加えて250mLとする。この溶液15mLを全量ピペットを用いて量り、以下試料溶液の場合と同様に操作して標準液とする。試料溶液及び標準液につき、水酸化カリウムのエタノール溶液（１→500）を対照液として、波長430nm付近の極大波長における吸光度A_T及びA_Sを測定する。

ナイカルバジン（$C_{19}H_{18}N_6O_6$）の量（mg）

＝ナイカルバジン標準品の量（mg）$\times\frac{A_T}{A_S}\times 2.5$

２－ヒドロキシ－４，６－ジメチルピリミジン　試料原液４mLを全量ピペットを用いて量り、250mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミド・エタノール混液（１：１）を標線まで加えて250mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの共栓付試験管に入れ、新たに調製したスルファニルアミド試液10mLを加え、混和する。これに新たに調製した亜硝酸ナトリウム溶液（１→50）２mLを加え、密栓し、混和し、65℃の水浴中で15分間加温した後、流水で冷却して20分間放置し、試料溶液とする。別に、標準原液５mLを全量ピペットを用いて量り、250mLの全量フラスコに入れ、ジメチルホルムアミド・エタノール混液（１：１）を標線まで加えて250mLとし、以下試料溶液の場合と同様に操作して標準液とする。別に、ジメチルホルムアミド・エタノール混液（１：１）10mLを試料溶液の場合と同様に操作し、空試験液とする。標準液及び試料溶液につき、空試験液を対照液として、波長540nm付近の極大波長における吸光度A_S及びA_Tを測定する。

ナイカルバジン（$C_{19}H_{18}N_6O_6$）の量（mg）

＝ナイカルバジン標準品の量（mg）$\times\frac{A_T}{A_S}\times 2.5$

(1)　保存の方法の基準
遮光した密閉容器に保存すること。
(162)～(164)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十三号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年農林水産省令第五十五号）の施行に伴い、並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十一の九第三項において準用する同法第十条の十一の三第一項及び第十条の十一の四第二項（これらの規定を同法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法第十条の十一の九第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する同法第十条の十一の五第一項の規定を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次 第一章　森林計画等（第一条―第五条） 第二章　営林の助長及び監督等 第一節　市町村等による森林の整備の推進（第六条―第二十九条の二） 第二節　共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化（第二十九条の三―第二十九条の七） 第三節　公益的機能維持増進協定（第三十条―第三十二条） 第四節　森林経営計画（第三十三条―第四十六条） 第五節　補則（第四十七条） 第三章　保安施設 第一節　保安林（第四十八条―第七十七条） 第二節　保安施設地区（第七十八条―第八十二条） 第四章　土地の使用（第八十三条―第八十八条） 第五章　雑則（第八十九条―第百六条） 附則	目次 第一章　森林計画等（第一条―第五条） 第二章　営林の助長及び監督等 第一節　市町村等による森林の整備の推進（第六条―第二十九条） 第二節　共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化（第二十九条の二―第二十九条の六） 第三節　公益的機能維持増進協定（第三十条―第三十二条） 第四節　森林経営計画（第三十三条―第四十六条） 第五節　補則（第四十七条） 第三章　保安施設 第一節　保安林（第四十八条―第七十七条） 第二節　保安施設地区（第七十八条―第八十二条） 第四章　土地の使用（第八十三条―第八十八条） 第五章　雑則（第八十九条―第百六条） 附則
（施業施設協定に関する準用） **第二十九条の二**　第二十四条及び第二十七条（第一項第三号を除く。）から前条までの規定は、法第十条の十一の九第三項において法第十条の十一（第四項及び第五項に限る。）から法第十条の十一の八までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第一項第二号中「区域」とあるのは「区域及び施業施設の位置」と、第二十八条中「施業実施協定の対象とする森林である旨の明示」とあるのは「明示」と、「、当該森林の」とあるのは「、施業施設協定の対象とする森林である旨のものについては当該森林の」と、「設置」とあるのは「設置してするものとし、施業施設協定の対象とする施業施設である旨のものについては当該施業施設内の見やすい場所に当該施業施設の位置を表示した標識を設置してするものとし、施業施設協定の対象とする施業施設が存する旨のものについてはその敷地である土地の区域内の見やすい場所に当該施業施設の位置を表示した標識を設置」と読み替えるものとする。	（施業施設協定に関する準用） **第二十九条の二**　第二十四条及び第二十七条（第一項第三号を除く。）から第二十九条までの規定は、法第十条の十一の九第三項において法第十条の十一（第四項及び第五項に限る。）から法第十条の十一の八までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第二号中「区域」とあるのは「区域及び施業施設の位置」と、第二十八条中「施業実施協定の対象とする森林である旨の明示」とあるのは「明示」と、「、当該森林の」とあるのは「、施業施設協定の対象とする森林である旨のものについては当該森林の」と、「設置」とあるのは「設置してするものとし、施業施設協定の対象とする施業施設である旨のものについては当該施業施設内の見やすい場所に当該施業施設の位置を表示した標識を設置してするものとし、施業施設協定の対象とする施業施設が存する旨のものについてはその敷地である土地の区域内の見やすい場所に当該施業施設の位置を表示した標識を設置」と読み替えるものとする。

(164)～(166)　（略）

（申請書等の様式）

第百六条　第四条の申請書、第六条第二項の指定申請書、第七条第一項の届出書、第九条第一項の届出書、第十二条（第十三条第二項において準用する場合を含む。）の申請書、第十四条の二の報告書、第十五条の届出書、第二十九条の三第一項の申請書、第二十九条の四の申出書、第二十九条の六第一項の申請書、第三十四条の認定請求書、第四十二条第一項及び第二項の変更認定請求書、第四十四条第二項の届出書、第四十五条の届出書、第四十八条第一項の申請書、第五十一条の意見書、第五十九条の申請書、第六十条第二項の届出書、第六十一条の申請書、第六十三条第二項の届出書、第六十五条第一項及び第六十六条の届出書、第六十八条の届出書、第七十六条の異議申立書、第七十九条の申請書、第九十二条第四項の認定書、第九十四条第一項の受験願書、同項第三号の書類、第九十五条第一項の合格証書、同条第二項の再交付申請書、第百四条の三第一項の申出書並びに第百四条の五第一項の申出書の様式は、別に定めて告示する。

附　則

この省令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第二十五号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語）	（定義）
第一条　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。	**第一条**　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。
（化石燃料採取者等の届出）	
第二条　法第十六条又は第十七条の規定による届出は、様式第一による届出書によってしなければならない。	（新設）
（軽微な変更）	
第三条　法第三十二条第五項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、同条第一項に規定する実施指針（以下「実施指針」という。）に定める事項の実質的な変更を伴わないものとする。	（新設）
（年度平均排出量の算定）	
第四条　法第三十三条第一項の年度平均排出量は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。	（新設）
一　法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする年度（以下「届出年度」という。）の前々年度より前に事業活動を開始している場合　届出年度の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量の合計量を三で除して得た量	

二　届出年度の前々年度中に事業活動を開始している場合　届出年度の前二年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量の合計量を二で除して得た量
三　届出年度の前年度中に事業活動を開始している場合　届出年度の前年度の二酸化炭素の排出量
（事業者の二酸化炭素の排出量の算定に係る係数等）
第五条　令第一条第一項第一号イ(1)の経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用は、次の各号に掲げる事業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一　洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（令和八年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号。以下この条において「主務省令」という。）第二条第二項第一号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等（潤滑油、グリース及びパラフィンろうをいう。以下この条及び次条第一項の表の十二の項において同じ。）の使用
ハ　次条第一項の表の十六の項の第二欄に掲げる炭酸ガスの使用
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
二　板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第二号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ハ　次条第一項の表の十六の項の第二欄に掲げる炭酸ガスの使用
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
三　ソーダ工業におけるソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第三号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の八の項の第二欄に掲げるソーダ灰の製造における二酸化炭素の使用
ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
四　カーボンブラック製造業におけるカーボンブラックの製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第四号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

（新設）

五　有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程又は有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第五号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

六　石油精製業における石油精製工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第六号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

七　ゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第七号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

八　板ガラス製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第八号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の三の項の第二欄に掲げるソーダ石灰ガラスの原料としての鉱物又は炭酸塩の使用

ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

九　ガラスびん製造業におけるガラスびんの製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第九号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の三の項の第二欄に掲げるソーダ石灰ガラスの原料としての鉱物又は炭酸塩の使用

ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十　セメント製造業におけるセメントの製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十一　石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十一号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の二の項の第二欄に掲げる生石灰の原料としての鉱物の使用

ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十二　高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十二号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造における鉱物の使用

ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十三　電気炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十三号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからホまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十の項の第二欄に掲げる製鋼の用に供する電気炉における炭素電極の使用

ハ　次条第一項の表の十一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造における鉱物の使用

ニ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

十四　電気炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十四号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからホまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十の項の第二欄に掲げる製鋼の用に供する電気炉における炭素電極の使用

ハ　次条第一項の表の十一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造における鉱物の使用
ニ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ホ　イからニまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
十五　アルミニウム製造業における半製品の製造工程又は半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十五号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
十六　自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十六号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ハ　次条第一項の表の十四の項の第二欄に掲げるドライアイスの使用
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
十七　発電事業における発電に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十七号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　次条第一項の表の四の項の第二欄に掲げる炭酸塩を含有する鉱物の使用
ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
十八　貨物自動車運送事業における貨物の運送に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十八号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイ及びロに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　イに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
十九　内航海運業における主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動（主務省令第二条第二項第十九号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイ及びロに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　イに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

二十　航空輸送事業における貨物又は旅客の輸送に係る事業活動（主務省令第二条第二項第二十号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイ及びロに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用
イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用
ロ　イに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

2　令第一条第一項第一号イ(2)の経済産業省令で定める製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送は、次の各号に掲げる事業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一　洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
二　板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
三　ソーダ工業におけるソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
四　カーボンブラック製造業におけるカーボンブラックの製造工程に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
イ　次条第二項の表の九の項の第二欄に掲げるエチレン等の製造
ロ　イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
五　有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程又は有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
イ　次条第二項の表の九の項の第二欄に掲げるエチレン等の製造
ロ　イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
六　石油精製業における石油精製工程に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
イ　次条第二項の表の九の項の第二欄に掲げるエチレン等の製造
ロ　イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
七　ゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
八　板ガラス製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
九　ガラスびん製造業におけるガラスびんの製造工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
十　セメント製造業におけるセメントの製造工程に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
イ　次条第二項の表の六の項の第二欄に掲げるセメントクリンカーの製造
ロ　イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送
十一　石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十二　高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十三　電気炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十四　電気炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十五　アルミニウム製造業における半製品の製造工程又は半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十六　自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十七　発電事業における発電に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

イ　次条第二項の表の五の項の第二欄に掲げる地熱発電施設における蒸気の生産

ロ　イに掲げるもののほか、次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十八　貨物自動車運送事業における貨物の運送に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

十九　内航海運業における主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

二十　航空輸送事業における貨物又は旅客の輸送に係る事業活動　次条第二項の表の各項の第二欄に掲げる製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送

3　令第一条第一項第一号イ(3)の経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼は、次の各号に掲げる事業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

二　板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

三　ソーダ工業におけるソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
四　カーボンブラック製造業におけるカーボンブラックの製造工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
五　有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程又は有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
六　石油精製業における石油精製工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
七　ゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
八　板ガラス製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
九　ガラスびん製造業におけるガラスびんの製造工程に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
十　セメント製造業におけるセメントの製造工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
十一　石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
十二　高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造において生じたガスの燃焼
ロ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ハ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

十三　電気炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ　イに掲げるもののほか、次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十四　電気炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ　イに掲げるもののほか、次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十五　アルミニウム製造業における半製品の製造工程又は半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十六　自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却

ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十七　発電事業における発電に係る事業活動　次のイ及びロに掲げる物質の焼却及び燃焼

イ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却

ロ　イに掲げるもののほか、次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十八　貨物自動車運送事業における貨物の運送に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

十九　内航海運業における主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

二十　航空輸送事業における貨物又は旅客の輸送に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼

4　令第一条第一項第一号イ⑷の経済産業省令で定める原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検は、次の各号に掲げる事業活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　洋紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

二　板紙製造業におけるパルプ化工程又は製紙工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

三　ソーダ工業におけるソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

四　カーボンブラック製造業におけるカーボンブラックの製造工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

五　有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程又は有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

六　石油精製業における石油精製工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

七　ゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

八　板ガラス製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

九　ガラスびん製造業におけるガラスびんの製造工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十　セメント製造業におけるセメントの製造工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十一　石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十二　高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十三　電気炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十四　電気炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程又は鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十五　アルミニウム製造業における半製品の製造工程又は半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十六　自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十七　発電事業における発電に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十八　貨物自動車運送事業における貨物の運送に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

十九　内航海運業における主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

二十　航空輸送事業における貨物又は旅客の輸送に係る事業活動　次条第四項の表の各項の第二欄に掲げる原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検

5　令第一条第一項第一号イの経済産業省令で定める単位は、次条第一項の表の第二欄、同条第二項の表の第二欄、同条第三項の表の第二欄及び同条第四項の表の第二欄の二酸化炭素の排出を伴う活動の区分に応じ、それぞれ同条第一項の表の第三欄、同条第二項の表の第三欄、同条第三項の表の第三欄及び同条第四項の表の第三欄に掲げる単位とする。

6　令第一条第一項第一号イの経済産業省令で定める係数は、次条第一項の表の第二欄、同条第二項の表の第二欄、同条第三項の表の第二欄及び同条第四項の表の第二欄の二酸化炭素の排出を伴う活動の区分に応じ、それぞれ同条第一項の表の第四欄、同条第二項の表の第四欄、同条第三項の表の第四欄及び同条第四項の表の第四欄に掲げる係数とする。

7　事業者は、その事業活動に係る二酸化炭素の排出量の実測に基づく係数その他前項の係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、当該係数を用いて、令第一条第一項第一号イの二酸化炭素の量を算定することができる。

第六条　令第一条第一項第一号ロ(1)の経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げるものとし、同号ロの経済産業省令で定める係数は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるものとする。

一　工場若しくは事業場における燃料の使用（別表第一に掲げるものを除く。）又は輸送に係る燃料の使用（別表第一に掲げるものを除く。）			
イ　輸入原料炭の使用	トン		輸入原料炭の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十八・七に、当該輸入原料炭の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二四六に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ロ　コークス用原料炭の使用	トン		コークス用原料炭の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十八・九に、当該コークス用原料炭の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二四五に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ハ　吹込用原料炭の使用	トン		吹込用原料炭の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十八・三に、当該吹込用原料炭の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二五一に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ニ　輸入一般炭の使用	トン		輸入一般炭の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十六・一に、当該輸入一般炭の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二四三に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数

（新設）

ホ　国産一般炭の使用	トン	国産一般炭の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十四・二に、当該国産一般炭の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二四二に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ヘ　輸入無煙炭の使用	トン	輸入無煙炭の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十七・八に、当該輸入無煙炭の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二五九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ト　石炭コークスの使用	トン	石炭コークスの一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十九・〇に、当該石炭コークスの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二九九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
チ　石油コークス又はＦＣＣコーク（流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素をいう。このチの第四欄において同じ。）の使用	トン	石油コークス又はＦＣＣコークの一トン当たりのギガジュールで表した発熱量三十四・一に、当該石油コークス又はＦＣＣコークの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二四五に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数

リ　コールタールの使用	トン	コールタールの一トン当たりのギガジュールで表した発熱量三十七・三に、当該コールタールの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二〇九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ヌ　石油アスファルトの使用	トン	石油アスファルトの一トン当たりのギガジュールで表した発熱量四十・〇に、当該石油アスファルトの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二〇四に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ル　コンデンセート（ＮＧＬ）の使用	キロリットル	コンデンセート（ＮＧＬ）の一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量三十四・八に、当該コンデンセート（ＮＧＬ）の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一八三に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ヲ　原油（コンデンセート（ＮＧＬ）を除く。このヲの第四欄において同じ。）の使用	キロリットル	原油の一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量三十八・三に、当該原油の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一九〇に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数

ワ　揮発油の使用	キロリットル	揮発油の一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量三十三・四に、当該揮発油の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一八七に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
カ　ナフサの使用	キロリットル	ナフサの一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量三十三・三に、当該ナフサの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一八六に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ヨ　ジェット燃料油の使用	キロリットル	ジェット燃料油の一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量三十六・三に、当該ジェット燃料油の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一八六に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
タ　灯油の使用	キロリットル	灯油の一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量三十六・五に、当該灯油の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一八七に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数

レ　軽油の使用	キロリットル	軽油の一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量三十八・〇に、当該軽油の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一八八に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ソ　A重油の使用	キロリットル	A重油の一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量三十八・九に、当該A重油の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一九三に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ツ　B・C重油の使用	キロリットル	B・C重油の一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量四十一・八に、当該B・C重油の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二〇二に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ネ　潤滑油の使用	キロリットル	潤滑油の一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量四十・二に、当該潤滑油の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一九九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数

ナ　液化石油ガス（ＬＰＧ）の使用	トン	液化石油ガス（ＬＰＧ）の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量五十・一に、当該液化石油ガス（ＬＰＧ）の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一六三に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数	
ラ　石油系炭化水素ガスの使用	温度が二十五度で圧力が一バールの状態（以下この条において「標準環境状態」という。）に換算した千立方メートル	石油系炭化水素ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量四十六・一に、当該石油系炭化水素ガスの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一四四に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数	
ム　液化天然ガス（ＬＮＧ）の使用	トン	液化天然ガス（ＬＮＧ）の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量五十四・七に、当該液化天然ガス（ＬＮＧ）の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一三九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数	
ウ　天然ガス（液化天然ガス（ＬＮＧ）を除く。このウの第四欄において同じ。）の使用	標準環境状態に換算した千立方メートル	天然ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量三十八・四に、当該天然ガスの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一三九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数	

ヰ　コークス炉ガスの使用	標準環境状態に換算した千立方メートル	コークス炉ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量十八・四に、当該コークス炉ガスの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一〇九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ノ　高炉ガス（発電用高炉ガスを除く。このノの第四欄において同じ。）の使用	標準環境状態に換算した千立方メートル	高炉ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量三・二三に、当該高炉ガスの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二六四に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
オ　発電用高炉ガスの使用	標準環境状態に換算した千立方メートル	発電用高炉ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量三・四五に、当該発電用高炉ガスの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二六四に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ク　転炉ガスの使用	標準環境状態に換算した千立方メートル	転炉ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量七・五三に、当該転炉ガスの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇四二〇に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数

ヤ　都市ガス（ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。）が供給した都市ガスをいう。このヤの第四欄において同じ。）の使用	標準環境状態に換算した千立方メートル	都市ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量（当該都市ガスごとに定まる発熱量をいう。）に、当該都市ガスの一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一四〇に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
マ　一の項の第二欄イからヤまでに掲げるもののほか、炭素を含む固体燃料（非化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第三項に規定する非化石燃料をいう。ケ及びフにおいて同じ。）を除く。）の使用	トン	当該固体燃料の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十九・〇に、当該固体燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二九九に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ケ　一の項の第二欄イからヤまでに掲げるもののほか、炭素を含む液体燃料（非化石燃料を除く。）の使用	トン又はキロリットル	次のイ又はロに掲げる単位の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数 イ　トン　当該液体燃料の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量五十・一に、当該液体燃

				料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一六三に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数 ロ　キロリットル　当該液体燃料の一キロリットル当たりのギガジュールで表した発熱量四一・八に、当該液体燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二〇二に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
		フ　一の項の第二欄イからヤまでに掲げるもののほか、炭素を含む気体燃料（非化石燃料を除く。）の使用	標準環境状態に換算した千立方メートル	当該気体燃料の標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量四十六・一に、当該気体燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇一四四に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
二　生石灰（炭化カルシウムの原料として製造するものを除く。）の原料としての鉱物の使用（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　生石灰の原料としての石灰石の使用		トン	石灰石の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四二八
	ロ　生石灰の原料としてのドロマイトの使用		トン	ドロマイトの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四四九

三　ソーダ石灰ガラスの原料としての鉱物又は炭酸塩の使用（別表第一に掲げるものを除く。）			
イ　ソーダ石灰ガラスの原料としての石灰石の使用	トン	石灰石の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四四〇	
ロ　ソーダ石灰ガラスの原料としてのドロマイトの使用	トン	ドロマイトの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四七一	
ハ　ソーダ石灰ガラスの原料としてのソーダ灰（国内で生産されたものに限る。このハの第四欄において同じ。）の使用	トン	ソーダ灰の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四一三	
ニ　ソーダ石灰ガラスの原料としてのソーダ灰（海外から輸入されたものに限る。この二の第四欄において同じ。）の使用	トン	ソーダ灰の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四一五	
ホ　ソーダ石灰ガラスの原料としての炭酸バリウムの使用	トン	炭酸バリウムの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・二二	
ヘ　ソーダ石灰ガラスの原料としての炭酸カリウムの使用	トン	炭酸カリウムの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・三二	
ト　ソーダ石灰ガラスの原料としての炭酸ストロンチウムの使用	トン	炭酸ストロンチウムの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・三〇	
チ　ソーダ石灰ガラスの原料としての炭酸リチウムの使用	トン	炭酸リチウムの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・六〇	

四　炭酸塩を含有する鉱物の使用（生石灰の原料としての使用、ソーダ石灰ガラスの原料としての使用、鉄鋼の製造における使用、耕地における肥料としての使用及び別表第一に掲げるものを除く。）	イ　石灰石の使用	トン	石灰石の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四四〇
	ロ　ドロマイトの使用	トン	ドロマイトの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四七一
五　炭酸塩の使用（ソーダ石灰ガラスの原料としての使用、耕地における肥料としての使用及び別表第一に掲げるものを除く。）	イ　ソーダ灰（国内で生産されたものに限る。このイの第四欄において同じ。）の使用	トン	ソーダ灰の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四一三
	ロ　ソーダ灰（海外から輸入されたものに限る。このロの第四欄において同じ。）の使用	トン	ソーダ灰の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四一五
六　アンモニアの製造における原料の使用（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　アンモニアの原料としての石炭の使用	トン	石炭の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・三三
	ロ　アンモニアの原料としての石油コークスの使用	トン	石油コークスの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量三・〇六
	ハ　アンモニアの原料としてのナフサの使用	キロリットル	ナフサの一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・二七
	ニ　アンモニアの原料としての液化天然ガス（ＬＮＧ）の使用	トン	液化天然ガス（ＬＮＧ）の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・七九

	ホ　アンモニアの原料としての天然ガス（液化天然ガス（ＬＮＧ）を除く。）の使用	標準環境状態に換算した千立方メートル	天然ガス（液化天然ガス（ＬＮＧ）を除く。）の標準環境状態に換算した千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・九六
七　炭化けい素の原料としての石油コークスの使用（別表第一に掲げるものを除く。）	炭化けい素の原料としての石油コークスの使用	トン	石油コークスの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・三
八　ソーダ灰の製造における二酸化炭素の使用（別表第一に掲げるものを除く。）	ソーダ灰の製造における二酸化炭素の使用	トン	ソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量の一トン当たりのトンで表した二酸化炭素の量一・〇
九　カーバイド法アセチレンの使用（別表第一に掲げるものを除く。）	カーバイド法アセチレンの使用	トン	カーバイド法アセチレンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量三・三八
十　製鋼の用に供する電気炉における炭素電極の使用（別表第一に掲げるものを除く。）	製鋼の用に供する電気炉における炭素電極の使用	トン	製鋼の用に供する電気炉における炭素電極の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量十二分の四十四
十一　鉄鋼の製造における鉱物の使用（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　石灰石の使用	トン	石灰石の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四四〇
	ロ　ドロマイトの使用	トン	ドロマイトの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四七一
十二　潤滑油等の使用（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　潤滑油の使用	キロリットル	潤滑油の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・五八七
	ロ　グリースの使用	トン	グリースの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・一五〇

	ハ　パラフィンろうの使用	トン	パラフィンろうの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・五九八
十三　ドライアイスの製造における二酸化炭素の使用（別表第一に掲げるものを除く。）	ドライアイスの製造における二酸化炭素の使用	トン	ドライアイスの製造のために使用された二酸化炭素の量から、ドライアイスとして出荷された二酸化炭素の量を控除して得られる量の一トン当たりのトンで表した二酸化炭素の量一・〇
十四　ドライアイスの使用（別表第一に掲げるものを除く。）	ドライアイスの使用	トン	ドライアイスとして使用した二酸化炭素の量の一トン当たりのトンで表した二酸化炭素の量一・〇
十五　ボンベへの封入における二酸化炭素の使用（別表第一に掲げるものを除く。）	ボンベへの封入における二酸化炭素の使用	トン	ボンベへの封入のために使用された炭酸ガスの量から、当該ボンベに封入された炭酸ガスの量を控除して得られる量の一トン当たりのトンで表した二酸化炭素の量一・〇
十六　炭酸ガスの使用（ドライアイスの製造のための使用、ボンベへの封入のための使用及び別表第一に掲げるものを除く。）	炭酸ガスの使用	トン	炭酸ガスの使用に伴い排出された二酸化炭素の量の一トン当たりのトンで表した二酸化炭素の量一・〇
十七　耕地における肥料としての鉱物、炭酸塩及び尿素の使用（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　ドロマイトの使用	トン	ドロマイトの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四八
	ロ　炭酸カルシウムの使用	トン	炭酸カルシウムの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・四四

ハ　尿素の使用	トン	尿素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・七三

2　令第一条第一項第一号ロ(2)の経済産業省令で定める製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げるものとし、同号ロの経済産業省令で定める係数は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるものとする。

一　石炭の採掘（採掘後の工程を含み、別表第一に掲げるものを除く。）		
イ　石炭坑での石炭の採掘	トン	石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇三七
ロ　石炭坑での石炭の採掘後の工程	トン	石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇四〇
ハ　露天掘による石炭の採掘	トン	石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇一九
ニ　露天掘による石炭の採掘後の工程	トン	石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇〇一六
二　原油の生産（生産に付随して発生するガスの焼却を含み、別表第一に掲げるものを除く。）		
イ　生産に係る坑井における原油の生産	キロリットル	原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇九五
ロ　生産に係る坑井における陸上に設置された施設を用いて行う原油の生産	キロリットル	原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における陸上に設置された施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇一三

ハ	生産に係る坑井における海上に設置された施設を用いて行う原油の生産	キロリットル	原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における海上に設置された施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇〇〇四三
ニ	原油の生産に付随して発生するガスの焼却	キロリットル	原油の一キロリットル当たりの生産に付随して発生するガスの焼却において排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇四一
イ	生産に係る坑井における天然ガスの生産	標準環境状態に換算した一立方メートル	天然ガスの標準環境状態に換算した一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇一三
ロ	生産に係る坑井における陸上に設置された施設を用いて行う天然ガスの生産	標準環境状態に換算した一立方メートル	天然ガスの標準環境状態に換算した一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における陸上に設置された施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇〇〇八二
ハ	生産に係る坑井における海上に設置された施設を用いて行う天然ガスの生産	標準環境状態に換算した一立方メートル	天然ガスの標準環境状態に換算した一立方メートル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における海上に設置された施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇〇〇一四
ニ	生産に伴う処理に係る施設を用いて行う天然ガスの生産	標準環境状態に換算した一立方メートル	天然ガスの標準環境状態に換算した一立方メートル当たりの生産に伴い処理に係る施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇〇〇二四
三	天然ガスの生産（生産に付随して発生するガスの焼却を含み、別表第一に掲げるものを除く。）		

ホ　天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却	標準環境状態に換算した一立方メートル	天然ガスの標準環境状態に換算した一立方メートル当たりの採取に付随して発生するガスの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇一二			
ヘ　天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却	標準環境状態に換算した一立方メートル	天然ガスの標準環境状態に換算した一立方メートルあたりの処理に付随して発生するガスの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇一八			
四　原油の輸送（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　パイプラインによる原油の輸送	キロリットル	パイプラインによる原油の輸送において当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇〇四九		
	ロ　パイプライン以外の手段による原油の輸送	キロリットル	パイプライン以外の手段による原油の輸送において当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇〇二三		
	ハ　コンデンセート（ＮＧＬ）の輸送	キロリットル	コンデンセート（ＮＧＬ）の輸送において当該コンデンセート（ＮＧＬ）の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇七二		
五　地熱発電施設における蒸気の生産（別表第一に掲げるものを除く。）	地熱発電施設における蒸気の生産	トン	地熱発電施設における蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇八七		

六	セメントクリンカーの製造（別表第一に掲げるものを除く。）	セメントクリンカーの製造	トン	セメントクリンカーの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・五一五
七	炭化カルシウムの製造（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　炭化カルシウムの製造	トン	炭化カルシウムの一トン当たりの製造（生石灰の製造を行い、当該生石灰を原料とする炭化カルシウムの製造を除く。）に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・〇九
		ロ　生石灰の製造を行い、当該生石灰を原料とする炭化カルシウムの製造	トン	生石灰の製造を行い、当該生石灰を原料とする炭化カルシウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・八五
八	二酸化チタンの製造（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　二酸化チタンをルチルから分離する方法による二酸化チタンの製造	トン	二酸化チタンをルチルから分離する方法による二酸化チタンの製造において当該二酸化チタンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・四三
		ロ　塩化チタンと酸素を化学反応させる方法による二酸化チタンの製造	トン	塩化チタンと酸素を化学反応させる方法による二酸化チタンの製造において当該二酸化チタンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・三四
九	エチレン等の製造（別表第一に掲げるものを除く。）	イ　エチレン（ナフサから製造されたものに限る。このイの第四欄において同じ。）の製造	トン	エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・五六

ロ　エチレン（軽油から製造されたものに限る。このロの第四欄において同じ。）の製造	トン	エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量　二・〇六
ハ　エチレン（エタンから製造されたものに限る。このハの第四欄において同じ。）の製造	トン	エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・八六
ニ　エチレン（プロパンから製造されたものに限る。このニの第四欄において同じ。）の製造	トン	エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・九四
ホ　エチレン（ブタンから製造されたものに限る。このホの第四欄において同じ。）の製造	トン	エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・九六
ヘ　エチレン（ナフサ、軽油、エタン、プロパン及びブタンから製造されたものを除く。このヘの第四欄において同じ。）の製造	トン	エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量　一・五六
ト　クロロエチレンの製造	トン	クロロエチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・〇六五
チ　酸化エチレンの製造	トン	酸化エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・三三
リ　アクリロニトリルの製造	トン	アクリロニトリルの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量　〇・七三

ヌ	カーボンブラックの製造	トン	カーボンブラックの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・一
ル	無水フタル酸の製造	トン	無水フタル酸の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・三七
ヲ	無水マレイン酸の製造	トン	無水マレイン酸の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・一
ワ	水素の製造	温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した一立方メートル	水素の温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した一立方メートル当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇八五

3　令第一条第一項第一号ロ(3)の経済産業省令で定める物質の焼却及び燃焼は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げるものとし、同号ロの経済産業省令で定める係数は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるものとする。

一	鉄鋼の製造において生じたガスの燃焼（別表第一に掲げるものを除く。）	イ	高炉ガスの燃焼	標準環境状態に換算した千立方メートル	高炉ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりの燃焼に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・三一三
		ロ	転炉ガスの燃焼	標準環境状態に換算した千立方メートル	転炉ガスの標準環境状態に換算した千立方メートル当たりの転炉ガスの燃焼に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・一六
二	溶剤の焼却（別表第一に掲げるものを除く。）		溶剤の焼却	トン	溶剤の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・三五

三　廃棄物の焼却（熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この表において「廃棄物処理法」という。）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。）を行うもの及び別表第一に掲げるものを除く。）			
イ　廃油（植物性のもの及び動物性のもの並びに特定有害産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物をいう。以下この項において同じ。）であるものを除く。このイの第四欄において同じ。）の焼却	トン	廃油の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・九三	
ロ　廃油（特定有害産業廃棄物であるものに限る。このロの第四欄において同じ。）の焼却	トン	廃油の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・〇二	
ハ　合成繊維（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものを除く。このハの第四欄及びトにおいて同じ。）の焼却	トン	合成繊維の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・三一	
ニ　廃タイヤ（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものに限る。このニの第四欄及びホにおいて同じ。）の焼却	トン	廃タイヤの一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・六四	
ホ　廃タイヤ以外の廃プラスチック類（廃棄物処理法第二条第四項に規定	トン	廃プラスチック類の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・五六	

する産業廃棄物であるものに限る。この木の第四欄において単に「廃プラスチック類」という。）の焼却			
ヘ　ポリエチレンテレフタレート製の容器（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものを除く。この木への第四欄及びトにおいて同じ。）の焼却	トン	ポリエチレンテレフタレート製の容器の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・二七	
ト　廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物以外の廃プラスチック類（合成繊維及びポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。このトの第四欄において単に「産業廃棄物以外の廃プラスチック類」という。）の焼却	トン	産業廃棄物以外の廃プラスチック類の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量二・七六	
チ　紙くずの焼却	トン	紙くずの一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・一四四	
リ　紙おむつ（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物であるものを除く。このリの第四欄において同じ。）の焼却	トン	紙おむつの一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量一・二二	

4　令第一条第一項第一号ロ⑷の経済産業省令で定める原油等の試掘、試験及び坑井又は坑道の点検は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げるものとし、同号ロの経済産業省令で定める係数は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるものとする。

一　原油又は天然ガスの坑井における試掘（別表第一に掲げるものを除く。）	原油又は天然ガスの坑井における試掘	井数	原油又は天然ガスの生産に係る坑井の一井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇二八
二　原油又は天然ガスの坑井における性状に関する試験（別表第一に掲げるものを除く。）	原油又は天然ガスの坑井における性状に関する試験	井数	原油又は天然ガスの生産に係る坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量五・七
三　原油又は天然ガスの生産に係る坑井における点検（別表第一に掲げるものを除く。）	原油又は天然ガスの生産に係る坑井における点検	井数	原油又は天然ガスの生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇四八

5　前条第七項の規定は、令第一条第一項第一号ロの二酸化炭素の量の算定について準用する。（新設）

第七条　第五条第七項及び前条第一項から第四項までの規定は、令第一条第一項第二号の二酸化炭素の量の算定について準用する。（新設）

（令第一条第一項第一号イ及びロ並びに第二号の二酸化炭素の量の算定方法に代わる二酸化炭素の量の算定方法）

第八条　事業者は、令第一条第一項第一号イ及びロ並びに第二号の二酸化炭素の量を次の各号に掲げる方法により算定することができるときは、同項第一号イ及びロ並びに第二号の規定にかかわらず、同項第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる方法に代えて、次の各号に掲げるいずれかの方法を用いて、同項第一号イ及びロ並びに第二号の二酸化炭素の量を算定することができる。（新設）

一　実測する方法

二　前号に掲げるもののほか、製造量、使用量その他の二酸化炭素の排出を伴う事業活動の規模に関する数値と当該事業活動に伴う当該二酸化炭素の排出量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて算定する方法

三　二酸化炭素の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該二酸化炭素の量に基づき算定する方法

（令第一条又は前条の規定により二酸化炭素の排出量を算定することが困難な場合の二酸化炭素の排出量の算定方法）

第九条　事業者は、令第一条又は前条の規定により二酸化炭素の排出量を算定するに当たって、二酸化炭素の排出を伴う活動の規模を示す指標の数値（令第一条第一項第一号イに規定する数値をいう。第一号において同じ。）その他当該算定の基礎となる数値又は二酸化炭素の量（以下この条において「算定基礎値」という。）が計測又は算定できない場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により当該計測又は算定できない算定基礎値の推計値（以下この項において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、二酸化炭素の排出量を算定することができる。この場合において、当該事業者は、法第三十三条第一項の規定による届出の前に、当該推計値の算定方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　特定事業活動（法第三十二条第二項第四号ロに規定する主務省令で定める事業活動をいう。以下この条において同じ。）に伴う二酸化炭素（活動量（実施指針で定めるところにより特定事業活動ごとに算定される活動の規模を示す指標の数値をいう。以下この条において同じ。）が燃料使用量である特定事業活動に伴うものを除く。）の排出量の算定における算定基礎値を推計する場合であって、推計する期間（以下この項において「推計期間」という。）における当該特定事業活動の活動量を計測できる場合　次のイからニまでに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれイからニまでに定める方法

イ　推計値の算定の対象となる期間が一日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後一日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の算定基礎値を当該期間が属する日及び当該日の前後一日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動の活動量及び一・〇七五を乗じる方法

ロ　推計値の算定の対象となる期間が一日以上一月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後一月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の算定基礎値を当該期間が属する月及び当該月の前後一月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動の活動量及び一・〇七五を乗じる方法

ハ　推計値の算定の対象となる期間が一月以上一年未満の場合　当該期間が属する年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の算定基礎値を当該期間が属する年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動の活動量及び一・〇七五を乗じる方法

ニ　推計値の算定の対象となる期間が一年の場合　当該期間が属する年度の前年度における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を当該前年度における当該特定事業活動の活動量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動の活動量及び一・〇七五を乗じる方法

二　特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量又は特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の算定における算定基礎値を推計する場合　次のイ及びロに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれイ及びロに定める方法

イ　推計値の算定の対象となる期間が一日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後一日ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動の算定基礎値を時間平均した値に、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を加算した値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

（新設）

ロ　推計値の算定の対象となる期間が一日以上一月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後一月ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動の算定基礎値を日平均した値に、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を加算した値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

2　事業者は、特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量又は特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の算定における算定基礎値が一月以上計測又は算定できない場合、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める方法で二酸化炭素の排出量を算定することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の七月末日までに、当該算定方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　算定基礎値が計測又は算定できない期間が一月以上一年未満の場合　次のイ又はロのいずれか大きい値を二酸化炭素の排出量とする方法

イ　法第三十四条第一項の割当年度（同項の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられる年度をいう。ただし、第十五条ただし書の規定により本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度の翌年度以降に割り当てられる場合にあっては、当該本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度をいう。以下同じ。）における割当量に相当する二酸化炭素の量に一・〇七五を乗じる方法

ロ　次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1)　当該年度（算定基礎値が計測又は算定できない期間を除く。）における二酸化炭素の排出量

(2)　当該年度（算定基礎値が計測又は算定できない期間を除く。）における二酸化炭素の排出量の日平均に、一・〇七五及び当該算定基礎値が計測又は算定できない期間（単位は、日とする。）を乗じた量

二　算定基礎値が計測又は算定できない期間が一年の場合　次のイ又はロのいずれか大きい値を二酸化炭素の排出量とする方法

イ　割当年度における割当量に相当する二酸化炭素の量に一・〇七五を乗じる方法

ロ　当該年度の前年度の二酸化炭素の排出量に、一・〇七五を乗じた量

（法第三十三条第一項の届出）

第十条　法第三十三条第一項の規定による届出は、毎年度九月末日までに、様式第二による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。この場合において、延期後の期限は、当該届出の期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で定めなければならない。

2　法第三十三条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　主たる事業活動に係る事業所管大臣

二　工場又は事業場の所在地

三　連絡担当者の氏名及び電話番号その他の連絡先

四　年度平均排出量を前条の規定により算定した場合には、その旨

（新設）

五　法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする事業者が同条第二項の規定による確認を受ける登録確認機関の名称及び代表者の氏名

六　密接関係者と共同して届出をする場合には、当該密接関係者が第十四条各号のいずれに該当するかの別及び当該密接関係者と一体的に行う脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資の内容

七　法第三十二条第二項第五号の脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって勘案すべき事項がある場合には、その内容

3　第一項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　登記事項証明書（個人である場合には、住民票の写し。）

二　届出年度及び当該年度の前年度においてエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十六条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項、第百七条第一項、第百三十一条第一項、第百三十六条第一項又は第百四十五条第一項の規定による報告を行った場合には、当該各年度において経済産業大臣又は国土交通大臣に提出した次のイからホまでに掲げる書類の写し

イ　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第九の特定第一表、特定第二表の一の一、特定第三表の一の一、認定第一表、認定第二表の一の一、指定第一表、指定第二表の一の一、指定第四表又は指定第五表の一

ロ　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）様式第四の表紙、第一表の一の一、第三表又は第四表の一

ハ　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第八の表紙、第一表の一の一、第三表又は第四表の一

ニ　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第十三の表紙、第一表の一の一及び二の一、第三表、第四表の一及び二、貨客輸送事業者認定第一表又は貨客輸送事業者認定第二表

ホ　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第二十五の表紙、第一表の一、第三表又は第四表の一

三　届出年度又は当該年度の前年度においてエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第二項の書面の交付を受けた場合、同法第八十五条第二項の書面の交付を受けた場合又は同法第八十六第二項の書面の交付を受けた場合には、届出年度又は当該年度の前年度において登録調査機関（同法第八十四条第一項に規定する登録調査機関をいう。）が経済産業大臣に提出したエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則様式第二十一の特定第一表、特定第二表の一の一、特定第三表の一の一、認定第一表、認定第二表の一の一、指定第一表、指定第二表の一の一、指定第四表又は指定第五表の一の写し

四　前項第七号の勘案すべき事項として法第三十二条第二項第五号イの事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項を届け出る場合には、割当年度の前年度における当該事業分野の営業利益を疎明する資料

五　前項第七号の勘案すべき事項として法第三十二条第二項第五号ロの脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項を届け出る場合には、割当年度の前年度における当該研究及び技術開発に係る研究開発費及び売上高を疎明する資料

（法第三十三条第一項の届出事項の変更）

第十一条　脱炭素成長型投資事業者は、届け出た事項（法第三十三条第一項第四号及び前条第二項第六号及び第七号の事項を除く。）に変更があったとき（合併により消滅する場合を含む。）は、遅滞なく、様式第三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。　（新設）

（法第三十三条第二項の確認の申請）

第十二条　法第三十三条第二項の確認の申請は、様式第四による申請書を登録確認機関に提出することによって行うものとする。　（新設）

（排出目標量に関する確認報告書）

第十三条　登録確認機関は、法第三十三条第二項の排出目標量（早期排出削減量（過去の二酸化炭素の排出の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量であって排出目標量の設定の基礎となるものをいう。第四項において同じ。）を除く。この条及び第十九条第二項において同じ。）の確認を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した排出目標量に関する確認報告書をもって、当該確認の申請をした事業者に当該確認の結論を通知しなければならない。　（新設）

一　排出目標量に関する確認報告書の表題

二　排出目標量に関する確認報告書の発行年月日

三　排出目標量に関する確認報告書の宛先

四　登録確認機関の名称、確認業務を行う事務所及びその所在地並びに確認業務の責任者の氏名

五　確認を行った対象及びその確認の方法

六　確認の対象となった排出目標量が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論及びその根拠

七　申請をした事業者の確認対象に関する責任

八　登録確認機関の確認業務に関する責任

九　前各号に掲げるもののほか、排出目標量に関する確認報告書に記載すべき事項

2　前項第六号の結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　無限定の結論　排出目標量が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった旨

二　限定付結論　排出目標量が、除外事項の及ぼす影響を除き実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が重要な点において認められなかった旨

三　否定的結論　排出目標量が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が重要な点において認められた旨

3　登録確認機関は、重要な確認の手続が実施されなかった場合その他やむを得ない事情により第一項第六号の結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同号の結論の表明をしない旨及びその理由を排出目標量に関する確認報告書に記載しなければならない。

4　登録確認機関は、早期排出削減量に関する確認を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した早期排出削減量に関する確認結果報告書をもって、当該確認の申請をした事業者に当該確認の結果を通知しなければならない。

一　早期排出削減量に関する確認結果報告書の表題

二　早期排出削減量に関する確認結果報告書の発行年月日

三　早期排出削減量に関する確認結果報告書の宛先

四　登録確認機関の名称、確認業務を行う事務所及びその所在地並びに確認業務の責任者の氏名

五　確認を行った対象及びその確認の方法

六　早期排出削減量に関する確認の結果

七　申請をした事業者の確認対象に関する責任

八　登録確認機関の確認業務に関する責任

九　前各号に掲げるもののほか、早期排出削減量に関する確認結果報告書に記載すべき事項

（密接関係者の要件）

第十四条　法第三十三条第四項の経済産業省令で定める密接関係者は、届出年度において同条第一項の規定による届出を行わなければならないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　法第三十三条第四項の規定による届出をしようとする事業者（次号及び第三号において「代表者」という。）の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。第三号において同じ。）

二　代表者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社

三　代表者の直接の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社のうち、当該代表者の支配持分を直接に有するものをいう。）の他の直接の子会社（子会社のうち、当該直接の親会社が支配持分を直接に有する子会社に限る。）

（法第三十四条第一項の脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て）

第十五条　経済産業大臣は、法第三十三条第一項の規定による届出の内容が実施指針に照らして適切なものであると認めるときは、当該届出をした脱炭素成長型投資事業者に対し、届出年度の十一月末日に、法第三十四条第一項の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠を割り当てるものとする。ただし、第十条第一項ただし書の規定により届出の期限を延期する場合その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

（法第三十五条第一項の報告）

第十六条　法第三十五条第一項の規定による報告は、割当年度の翌年度の九月末日までに、様式第五による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該報告の期限を延期することができる。この場合において、延期後の期限は、当該報告の期限の翌日から起算して二月を超えない範囲内で定めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

2　脱炭素成長型投資事業者が行う法第三十五条第一項の規定による報告に係る同項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　排出実績量の算定に関する事項及び当該算定のために使用する計量器に関する事項

二　排出実績量を第九条の規定により算定した場合には、その旨

三　割当年度における工場又は事業場の新設、廃止、承継又は譲渡その他の二酸化炭素の排出量の増減に関する事情

3　第一項の報告には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　排出実績量の算定において、実施指針で定めるところにより、国内認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第一条第五号に規定する国内認証排出削減量をいう。以下この号において同じ。）及び海外認証排出削減量（同条第六号に規定する海外認証排出削減量をいう。以下この号において同じ。）を加減した場合には、当該国内認証排出削減量及び当該海外認証排出削減量に関する資料

二　前項第三号の二酸化炭素の排出量の増減に関する事情が生じた日を疎明する資料

（法第三十五条第二項の確認の申請）

第十七条　第十二条の規定は、法第三十五条第二項の確認の申請について準用する。（新設）

（排出実績量に関する確認報告書）

第十八条　第十三条第一項から第三項までの規定は、排出実績量に関する確認報告書について準用する。（新設）

（訂正の報告）

第十九条　事業者は、法第三十三条第一項の規定による届出に際し、届出年度より前の年度における法第三十四条第一項の規定により割り当てられた量又は法第三十六条第一項若しくは第二項の規定により通知された量について、その基礎となる事実に変更があったと認められる場合には、経済産業大臣に訂正の報告をしなければならない。（新設）

2　前項の場合において、排出目標量又は排出実績量に関し、重大な事実に変更があったと認められる場合には、訂正の報告をしようとする事業者は、当該訂正した排出目標量又は排出実績量が適切に訂正されていることについて、あらかじめ、登録確認機関の確認を受けなければならない。

3　前項の場合において、第一項の規定による訂正の報告には、登録確認機関が前項の規定により行った確認の結果を記載した訂正に関する確認報告書を添付しなければならない。

4　第二項の確認の申請は、様式第六による申請書を登録確認機関に提出することによって行うものとする。

5　登録確認機関は、第二項の確認を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した訂正に関する確認報告書をもって、当該確認の申請をした事業者に当該確認の結論を通知しなければならない。

一　訂正に関する確認報告書の表題

二　訂正に関する確認報告書の発行年月日

三　訂正に関する確認報告書の宛先

四　登録確認機関の名称、確認業務を行う事務所及びその所在地並びに確認業務の責任者の氏名

五　確認を行った対象及びその確認の方法

六　確認の対象が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論及びその根拠

七　申請をした事業者の確認対象に関する責任

八　登録確認機関の確認業務に関する責任

九　前各号に掲げるもののほか、訂正に関する確認報告書に記載すべき事項

（合併）

第二十条　脱炭素成長型投資事業者（届出年度における年度平均排出量が十万トン以上の事業者であって、当該届出年度において届出を行う前に合併により消滅する事業者を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該合併がその効力を生ずる日の属する割当年度における合併後存続した法人（当該法人が当該年度の脱炭素成長型投資事業者となる場合に限る。）に対する法第三十五条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用については、「排出実績量」とあるのは、「排出実績量（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第三号）第二十条の合併により消滅した法人の事業活動に伴うものを含む。）」とする。　（新設）

（法第三十六条第一項又は第二項の通知）

第二十一条　経済産業大臣は、法第三十五条第一項の規定による報告の内容が適切であると認める場合には、当該報告をした日が属する年度の十一月末日に、当該報告をした脱炭素成長型投資事業者に法第三十六条第一項の通知をするものとする。ただし、同条第二項の規定により通知する場合その他やむを得ない場合には、この限りではない。　（新設）

（法人等保有口座の記録事項）

第二十二条　法第四十七条第二項第二号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法人等保有口座名義人の電話番号その他の連絡先

二　法人等保有口座名義人が法人の場合には、脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先

三　その他法人等保有口座の維持管理上必要な事項　（新設）

（法人等保有口座の開設の申請）

第二十三条　法第四十八条第三項の申請書の様式は、様式第七のとおりとする。

2　法第四十八条第三項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法人等保有口座の開設を受けようとする者の電話番号その他の連絡先

二　法人等保有口座の開設を受けようとする者が法人の場合には、脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う部署の名称、住所及び電話番号その他の連絡先

三　法人等保有口座の開設を受けようとする者が個人の場合には、氏名及び脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う事務所の所在地

3　法第四十八条第四項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一　法人　定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

二　脱炭素成長型投資事業者である個人　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類

（法第四十九条第一項の届出）

第二十四条　法第四十九条第一項の規定による届出は、様式第八による届出書によってしなければならない。

（新設）

2　前項の届出書には、法人等保有口座名義人の前条第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類（定款を除く。以下同じ。）を添付しなければならない。ただし、変更があった事項が同条第二項第二号に掲げる事項のみである場合には、登記事項証明書を添付することを要しない。

（振替手続の申請方法）

第二十五条　法第五十条第二項の経済産業省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（新設）

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

（申請による脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替を行わない場合）

第二十六条　法第五十条第四項の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

（新設）

一　令第七条に規定する脱炭素成長型投資事業者排出枠についての処分の制限に関する事項の記録がある脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替の申請である場合

二　当該振替に係る法人等保有口座の記録事項に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合

三　当該振替に係る法人等保有口座の開設又は当該法人等保有口座において管理される脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て若しくは振替に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実があることが判明した場合

四　当該振替に係る法人等保有口座の名義人が法令又はこれに基づく経済産業大臣の処分若しくは指示に違反した場合

五　その申請に係る事項が虚偽である場合

六　その申請の手続に不備がある場合

2　経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座にある脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替を制限した場合には、遅滞なく、当該法人等保有口座名義人にその旨を通知するものとする。

（排出枠口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第二十七条　法第五十五条の規定による請求は、様式第九の請求書によってしなければならない。

2　前項の請求書には、請求を行う法人等保有口座名義人の第二十三条第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

3　経済産業大臣は、法第五十五条の規定による請求があった場合において、遅滞なく、当該請求に係る排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

（法人等保有口座の廃止の申請）

第二十八条　法人等保有口座名義人は、自己の法人等保有口座に記録されている脱炭素成長型投資事業者排出枠について、その全部を他の法人等保有口座に移転した場合又は償却した場合には、自己の法人等保有口座の廃止を申請することができる。

2　前項の申請は、様式第十の申請書によってしなければならない。

3　前項の申請書には、申請を行う法人等保有口座名義人の第二十三条第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（手数料の納付方法）

第二十九条　法第七十五条第一項の手数料は、現金で納付しなければならない。

（設立の認可申請）

第三十条　法第八十六条第一項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、定款及び事業計画書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　前項の事業計画書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法第百十一条第一項各号及び第二項に掲げる業務の開始の時期

二　法第百十一条第一項各号及び第二項に掲げる業務に関する計画の概要

三～五　（略）

（運営委員会の委員の任命及び解任の認可申請）

第三十一条　機構の理事長は、法第九十三条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　任命しようとする者が法第九十五条第一号から第三号までのいずれにも該当していないことの誓約

三　（略）

2　機構の理事長は、法第九十五条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（理事の任命及び解任の認可申請）

第三十二条　機構の理事長は、法第百一条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　任命しようとする者が法第九十五条第一号及び第三号並びに第百三条各号のいずれにも該当していないこと並びに営利を目的とする団体の役員でないこと及び自ら営利事業に従事していないことの誓約

三　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（設立の認可申請）

第二条　法第二十九条第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、定款及び事業計画書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　前項の事業計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十四条第一項各号に掲げる業務の開始の時期

二　法第五十四条第一項各号に掲げる業務に関する計画の概要

三～五　（略）

（運営委員会の委員の任命及び解任の認可申請）

第三条　機構の理事長は、法第三十六条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　任命しようとする者が法第三十八条第一号から第三号までのいずれにも該当していないことの誓約

三　（略）

2　機構の理事長は、法第三十八条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（理事の任命及び解任の認可申請）

第四条　機構の理事長は、法第四十四条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　任命しようとする者が法第三十八条第一号及び第三号並びに第四十六条各号のいずれにも該当していないこと並びに営利を目的とする団体の役員でないこと及び自ら営利事業に従事していないことの誓約

三　（略）

2　機構の理事長は、法第百四条第二項の規定によりその規定の例によることとされた第百一条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（役員の兼職の承認申請）

第三十三条　役員は、法第百五条ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（目的達成業務の認可申請）

第三十四条　機構は、法第百十一条第三項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（業務の委託の認可申請）

第三十五条　機構は、法第百十二条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（業務方法書の作成及び変更の認可申請）

第三十六条　機構は、法第百十三条第一項前段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した業務方法書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第百十一条第一項第一号から第九号までに掲げる業務及び同条第二項の業務に関する事項

二　法第百十一条第三項の認可を受けて行う業務に関する事項

三　（略）

2　機構は、法第百十三条第一項の変更の認可を受けようとするときは、変更後の業務方法書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（削る）

（定款の変更の認可申請）

第三十七条　機構は、法第百三十三条の変更の認可を受けようとするときは、変更後の定款に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（立入検査の身分証明書）

第三十八条　法第百三十二条第一項及び第百三十六条第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

2　法第百三十六条第五項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、様式第十二によるものとする。

2　機構の理事長は、法第四十七条第二項の規定によりその規定の例によることとされた第四十四条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（役員の兼職の承認申請）

第五条　役員は、法第四十八条ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（目的達成業務の認可申請）

第六条　機構は、法第五十四条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（業務の委託の認可申請）

第七条　機構は、法第五十五条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（業務方法書の作成及び変更の認可申請）

第八条　機構は、法第五十六条第一項前段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した業務方法書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関する事項

二　法第五十四条第二項の認可を受けて行う業務に関する事項

三　（略）

2　機構は、法第五十六条第一項の変更の認可を受けようとするときは、変更後の業務方法書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（検査職員の身分証明書）

第九条　法第七十条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（定款の変更の認可申請）

第十条　機構は、法第七十一条の変更の認可を受けようとするときは、変更後の定款に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

別表第一（第六条関係）

一	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号イに規定する離島における発電に係る二酸化炭素の排出を伴う活動
二	二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者が当該輸送の区分において行う二酸化炭素の排出を伴う活動
三	本土と離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）、沖縄島と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するための航路及び航空路における船舶又は航空機（最大離陸重量が七十トン未満のものに限る。）による貨物又は旅客の輸送に係る二酸化炭素の排出を伴う活動
四	旅客輸送密度（旅客輸送量について算定した旅客営業キロ（旅客営業に係る営業キロをいう。備考において同じ。）一キロメートル当たりの一日平均旅客輸送人員をいう。備考において同じ。）が四千人未満の鉄道の路線における旅客の輸送の事業に係る二酸化炭素の排出を伴う活動
五	船舶による貨物若しくは旅客の運送（本邦内の各地間において発着するものを除く。）又は航空機の運航（本邦内の各地間におけるものを除く。）に係る二酸化炭素の排出を伴う活動
備考　この表の四の項に規定する旅客輸送密度及び旅客営業キロの算定に関し必要な事項は、経済産業大臣及び国土交通大臣が告示で定める。	

附　則

（経過措置）

1　（略）

2　法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第三十条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「第百十一条第一項各号」とあるのは、「第百十一条第一項第一号、第四号から第九号まで及び第十号（同項第一号及び第四号から第九号までに係る部分に限る。）」とし、第三十六条第一項第一号の規定の適用については、同号中「法第百十一条第一項第一号から第九号まで」とあるのは、「法第百十一条第一項第一号及び第四号から第九号まで」とする。

（新設）

附　則

（経過措置）

1　（略）

2　法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第二条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「第五十四条第一項各号」とあるのは、「第五十四条第一項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）」とし、第八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「法第五十四条第一項第一号から第四号まで」とあるのは、「法第五十四条第一項第四号」とする。

様式第１（第２条関係）

別記様式を削る。
附則の次に次の十二様式を加える。

化石燃料採取者等の届出書（開始・変更・廃止）

<table>
<tr><td rowspan="2">令和　年　月　日

経済産業大臣殿</td><td rowspan="2">届出者</td><td>（住　所）（〒　－　）
（電話番号　－　－　）</td></tr>
<tr><td>（氏名又は名称及び代表者氏名）（フリガナ）</td></tr>
<tr><td colspan="4">下記のとおり法第16条又は第17条の規定により届け出ます。</td></tr>
<tr><td>採取の開始等の年月日・期間</td><td colspan="2">（開始年月日）
令和　年　月　日</td><td>（廃止年月日）
令和　年　月　日</td></tr>
<tr><td>引取りの開始等の年月日・期間</td><td colspan="2">（開始年月日）
令和　年　月　日</td><td>（廃止年月日）
令和　年　月　日</td></tr>
<tr><td>廃止の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>採取場</td><td colspan="2">（所在地）（〒　－　）</td><td>（名　称）（フリガナ）
（電話番号　－　－　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">採取委託者に係る事項</td><td colspan="3">（住　所）（〒　－　）
（電話番号　－　－　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（氏名又は名称及び代表者氏名）（フリガナ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">承継元又は譲渡元に係る事項</td><td colspan="3">（住　所）（〒　－　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（氏名又は名称及び代表者氏名）（フリガナ）</td></tr>
</table>

備考　１　採取委託者に係る事項については、採取受託者である場合、記入すること。
２　承継元又は譲渡元に係る事項については、事業譲渡や合併等により事業を承継された又は譲渡された場合、記入すること。
３　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第10条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

届　出

殿

年　　月　　日

住所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第３３条第１項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事業者単位の届出

事業者－第１表　事業者の名称等

事業者の名称 （個人である場合にあっては、氏名）		
本店又は主たる事務所の所在地 （個人である場合にあっては、住所）		〒
主たる事業／細分類番号		
主たる事業を所管する大臣		
従たる事業／細分類番号		
従たる事業を所管する大臣		
連絡担当者 （問合せ先）	部署	
	役職	
	（ふりがな） 氏名	
	勤務地	〒
	電話番号	
	メールアドレス	
連絡担当者 （問合せ先）	部署	
	役職	
	（ふりがな） 氏名	
	勤務地	〒
	電話番号	
	メールアドレス	

備考　連絡担当者は、主担当者と副担当者をそれぞれ記載すること。

事業者－第２表

届出年度：　　年度

１　事業者ごとの年度平均排出量

番号	事業者名	年度平均排出量	前年度の排出量（　　年度）	二年度前の排出量（　　年度）	三年度前の排出量（　　年度）
1		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2
2		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2
3		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2
合計		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2

備考　１　法第３３条第４項の規定による共同の届出を行おうとする場合、密接関係者を含め事業者ごとの情報を記載すること。
　　２　密接事業者が４以上の場合は、欄を追加して記載すること。

２　推計値を用いて算定した年度平均排出量

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

事業者－第３表

１　合計量（排出目標量、勘案事項に係る追加割当量及び訂正の報告による調整量の合計量）

合計量	tCO_2

備考　後記２の排出目標量、後記５の追加割当量及び後記６の調整量を合計した量を記載すること。

２　排出目標量

排出目標量	tCO_2

備考　後記３の割当方法ごとの各目標量及び後記４の早期削減に基づき算定した量を合計した量を記載すること。

３　割当方法ごとの排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2

備考　特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

４　早期排出削減量に関する情報

早期排出削減量	削減率	経過年数	活動量勘案係数	早期削減に基づき算定した量
tCO_2				tCO_2

備考　早期排出削減量とは、過去の二酸化炭素の排出の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量であって排出目標量の設定の基礎となるものをいう（特定工場等第３表１－２又は輸送第３表２における追加割当ての基準となる排出量の合計）。

５　勘案事項に係る追加割当量

追加割当量	tCO_2

備考　法第３２条第２項第５号の勘案事項に係る追加割当量を記載すること。

６　訂正の報告による割当量の調整量

排出目標量の訂正による割当量の調整量	tCO_2
排出実績量の訂正による割当量の調整量	tCO_2

事業者－第４表

１　排出目標量（後記３の早期削減に基づき算定した量を除く。）の合計量

合計量	tCO_2

備考　後記２の割当方法ごとの各排出目標量を合計した量を記載すること。

２　割当方法ごとの排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2

備考　特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

３　早期排出削減量に関する情報

早期排出削減量	削減率	経過年数	活動量勘案係数	早期削減に基づき算定した量
tCO_2				tCO_2

４　排出目標量の設定に関し、法第３３条第２項の規定による確認を受ける登録確認機関

登録確認機関の名称	
登録確認機関の代表者の氏名	

５　排出目標量の設定に関する補足事項

事業者－第５表　勘案事項に係る追加割当量に係る情報

１　勘案事項に係る追加割当量

追加割当量	tCO_2

２　事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項（カーボンリーケージ）

追加割当量		tCO_2
主たる事業分野及び事業活動／中分類番号		
前年度の排出実績量と排出目標量の差		tCO_2
内訳	前年度の排出実績量	tCO_2
	前年度の排出目標量	tCO_2
前年度の営業利益		円
前年度の排出枠平均市場価格		円/tCO_2

備考　１　前年度とは、届出年度の前年度をいう。
　　２　前年度の排出実績量と排出目標量の差は、排出実績量から排出目標量を控除した値を記載する。

３　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項（研究開発）

追加割当量		tCO_2
前年度の排出実績量と排出目標量の差		tCO_2
内訳	前年度の排出実績量	tCO_2
	前年度の排出目標量	tCO_2
前年度の投資額		円
内訳		円
		円
算出根拠	業種ごとの平均的な投資額	円
	前年度の売上高	円
	業種区分	
	売上高あたりのＧＸ関連研究開発費の基準	
前年度の排出枠平均市場価格		円/tCO_2

備考　１　前年度とは、届出年度の前年度をいう。
　　２　前年度の排出実績量と排出目標量の差は、排出実績量から排出目標量を控除した値を記載すること。
　　３　前年度の投資額の内訳には、投資の内訳として対象となる研究及び技術開発ごとに、出願番号・ＧＸ技術区分又はＧＩ基金のプロジェクト名を記載すること。また、同対象が３つ以上ある場合は、行を追加して記載すること。
　　４　業種ごとの平均的な投資額は、前年度の売上高に、業種区分に応じた売上高あたりのＧＸ関連研究開発費の基準に前年度の売上高を乗じて算出すること。

事業者－第６表　密接関係者の情報

１　密接関係者の名称等

事業者の名称						
本店又は主たる事務所の所在地		〒				
主たる事業／細分類番号						
主たる事業を所管する大臣						
従たる事業／細分類番号						
従たる事業を所管する大臣						
連絡担当者（問合せ先）	部署					
	役職					
	（ふりがな）氏名					
	勤務地	〒				
	電話番号					
	メールアドレス					
連絡担当者（問合せ先）	部署					
	役職					
	（ふりがな）氏名					
	勤務地	〒				
	電話番号					
	メールアドレス					
規則第１４条各号のいずれに該当するかの別		１号（親子会社）	２号（関連会社）	３号（兄弟会社）		
法第３３条第４項の一体的に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資の内容						

備考　１　密接関係者が複数の場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　連絡担当者は、主担当者と副担当者をそれぞれ記載すること。

事業者－第７表　特定工場等の情報

１　特定工場等の一覧

番号	事業者の名称	省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号	省エネ法の指定区分	工場等の名称	工場等の所在地	主たる事業	細分類番号			
1			第　種		〒					
2			第　種		〒					
3			第　種		〒					
4			第　種		〒					
5			第　種		〒					
6			第　種		〒					
7			第　種		〒					

備考　１　密接関係者が有する特定工場等を含めて全て記載すること。
　　２　省エネ法とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）をいう。特定工場等とは、工場又は事業場であって、同法第１０条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第１３条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう（以下この様式において同じ。）。
　　３　特定工場等が８以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

特定工場等単位の届出

特定工場等－第１表

１　特定工場等の名称等

省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号						
省エネ法の指定年度／指定区分	年度	第　　種				
工場等の名称						
所在地	〒					
主たる事業／細分類番号						
主たる事業を所管する大臣						
新設・廃止の該当有無／新設・廃止の年月日	新設　・　廃止	年　月　日				
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日				
合併による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日				

備考　１　新設に該当する場合は、新設に○をつけること。ここでの新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
①特定工場等において、届出年度の前年度において事業活動を開始した場合
②事業活動を行っている既存の小規模工場等において、届出年度の前年度の原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL以上になり、当該工場等が特定工場等になった場合
２　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。ここでの廃止とは、届出年度の前年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。
①特定工場等において、自社による事業活動をやめた場合
②特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL未満になった場合
３　届出年度の前年度において、事業譲渡等（事業譲渡、その他財産の譲渡又は会社分割をいう。以下この様式において同じ。）により、特定工場等を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。
４　合併により工場等を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、以下のいずれかに該当するものをいう。
①届出年度の前年度における合併により、特定工場等を承継した場合
②届出年度の届出までの間における吸収合併により、特定工場等を承継した場合

２－１　排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量			tCO_2
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	内訳	合計	tCO_2
		エネルギー起源	tCO_2
		原材料起源	tCO_2
		副生燃料起源	tCO_2

備考　特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

２－２　早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量

早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量	tCO_2

特定工場等－第２表　特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

１　基本情報

番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日
1			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有　）	年　月　日
2			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有　）	年　月　日
3			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有　）	年　月　日

備考　１　本表は、適用される算定式ごとに特定事業活動（ベンチマーク対象の事業活動）を列挙し、記載すること。当該特定事業活動が４以上の場合は表を追加すること。

２　新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、基準となる活動量等（以下この様式において「基準活動量」という。）に係る年度以降の年度において、以下のいずれかに該当するものをいう（基準活動量に係る年度内に以下のいずれかに該当した場合であって、当該ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等について、当該基準活動量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準活動量に係る年度より後の年度において以下のいずれかに該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。

①特定工場等において、当該年度にベンチマーク対象の事業活動を開始した場合

②ベンチマーク対象の事業活動を行っている既存の小規模工場等において、当該年度の原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL以上になり、当該工場等が特定工場等になった場合

３　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。

①ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等において、自社によるベンチマーク対象の事業活動をやめた場合

②ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL未満になった場合

４　以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記②の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。

①基準活動量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる特定工場等を譲り受け、又は承継した場合（当該工場等につき、譲渡・承継を受けた後、基準活動量に係る年度内に廃止した場合を除く。）

②届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動が行われる特定工場等を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合

③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる特定工場等を、吸収合併により承継した場合

④届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合

２　目標量及びその根拠となる情報

番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	基準活動量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）
目標量（副生燃料の供給・消費に伴う調整を除く。）								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　年度	
	基準活動量							
	基準とした年度のエネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）						（　）	
前年度までの排出実績に係る情報	活動量							
	エネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし活動量						
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし活動量						
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　年度
	基準活動量							
	目指すべき原単位							
	直接排出比率							
	基準活動量×目指すべき原単位×直接排出比率							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量（調整理由）							tCO_2（　）
副生燃料に係る情報	副生燃料の供給・消費実績		GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	副生燃料排出係数							
	業種平均排出係数							
	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出量		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	

備考　適用される算定式ごとの特定事業活動（ベンチマーク対象の事業活動）が２以上の場合は表を追加して当該特定事業活動ごとに表を記載すること。

３　推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考　　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

特定工場等－第３表　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

１　基本情報

番号	時期の区分	排出の種別	新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日
1			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有　）	年　月　日
2			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有　）	年　月　日

備考　１　本表は、特定事業活動以外の事業活動（グランドファザリング対象の事業活動）について、新設、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実に関し、当該事実が生じた時期の区分及び排出の種別ごとに記載すること。なお、時期の区分においては、新設、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実が生じた時点が、①基準となる排出量（以下この様式において「基準排出量」という。）に係る年度内か、②それ以降の年度内かを記入すること。排出の種別においては、第３表２－１、３又は４のいずれに該当するグランドファザリング対象の事業活動かを記入すること。

２　新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、基準排出量に係る年度以降の年度において、以下のいずれかに該当するものをいう（基準排出量に係る年度内に以下のいずれかに該当した場合であって、当該グランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等について、当該基準排出量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準排出量に係る年度より後の年度において以下のいずれかに該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。

①特定工場等において、当該年度にグランドファザリング対象の事業活動を開始した場合

②グランドファザリング対象の事業活動を行っている既存の小規模工場等において、当該年度の原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL以上になり当該工場等が特定工場等になった場合

３　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。

①グランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等において、自社によるグランドファザリング対象の事業活動をやめた場合

②グランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL未満になった場合

４　以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記②のうち事業譲渡又は会社分割の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は事業活動の継続の有に○をつけること。

①基準排出量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる特定工場等を譲り受け、又は承継した場合（当該工場等につき、譲渡・承継を受けた後、基準排出量に係る年度内に廃止した場合を除く。）

②届出年度の前年度において、グランドファザリング対象の事業活動が行われる特定工場等を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合

③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる特定工場等を、吸収合併により承継した場合

④届出年度の前年度においてグランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合

２－１　エネルギー起源排出量に係る情報

		基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
		（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）
目標量（副生燃料の消費に伴う調整除く）							tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度					～　年度	
	基準排出量					tCO_2	
	基準とした年度のエネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）					（　）	
前年度までの排出実績に係る情報	燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	エネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
	法令に基づく定期検査 該当有無	□	□	□	□	□	
	法令に基づく定期検査 みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	法令に基づく定期検査 みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	災害 該当有無	□	□	□	□	□	
	災害 みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	災害 みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度						～　年度
	基準排出量						tCO_2
	削減率						
	経過年数						
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)						tCO_2
	活動量増減による調整量						tCO_2
	新設・廃止による調整量						tCO_2
	その他調整量（調整理由）						tCO_2（　）

２－２　早期排出削減量に係る情報

起点年度の排出量（　～　年度平均）	直近年度の排出量（　～　年度平均）	削減率	起点年度から直近年度の経過年数	追加割当の基準となる排出量
tCO_2	tCO_2			tCO_2

3　原材料起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）
目標量								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　　年度	
	基準排出量						tCO_2	
前年度までの実績に係る情報	排出量		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　　年度
	基準排出量							tCO_2
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量							tCO_2
	（調整理由）							（　　）

4　副生燃料起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）
目標量								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　　年度	
	基準排出量						tCO_2	
前年度までの実績に係る情報	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出量合計		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　　年度
	基準排出量							tCO_2
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量							tCO_2
	（調整理由）							（　　）

5　推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考　　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

その他工場等単位の届出

小規模工場等－第１表

１　目標量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量		合計	tCO_2
	内訳	エネルギー起源	tCO_2
		原材料起源	tCO_2
		副生燃料起源	tCO_2

小規模工場等－第２表　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

１　基本情報

番号	時期の区分	排出の種別	新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日
1			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　　月　　日
2			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　　月　　日

備考　１　本表は、特定事業活動以外の事業活動（グランドファザリング対象の事業活動）について、新設、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実に関し、当該事実が生じた時期の区分及び排出の種別ごとに記載すること。なお、時期の区分においては、新設、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実が生じた時点が、①基準排出量に係る年度内か、②それ以降の年度内かを記入すること。排出の種別においては、第２表２、３又は４のいずれに該当するグランドファザリング対象の事業活動かを記入すること。

２　新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、基準排出量に係る年度以降の年度において、小規模工場等におけるグランドファザリング対象の事業活動を一切行っておらず、その状況下で特定の小規模工場等における事業活動を開始した場合をいう（基準排出量に係る年度内においてこれに該当する場合であって、当該基準排出量に係る年度の終わりまでの間に、保有する全ての小規模工場等について廃止したときは除く。また、基準排出量に係る年度より後の年度において新設に該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。

３　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、保有する全ての小規模工場等における自社によるグランドファザリング対象の事業活動をやめた場合をいう。

４　以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記①から③までについては、いずれも譲渡・承継時、自社の小規模工場等において何らかのグランドファザリング対象の事業活動を行っている場合を除く。また、下記②の場合は、譲渡・承継元において届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、届出事業者において届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。

①基準排出量に係る年度において、小規模工場等におけるグランドファザリング対象の事業活動を一切行っていなかった場合において、合併又は事業譲渡等により、他者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる工場等を譲り受け、又は承継したとき（当該工場等につき、譲渡・承継を受けた後、基準排出量に係る年度内に全ての小規模工場等におけるグランドファザリング対象の事業活動を廃止した場合を除く。）

②届出年度の前年度において、小規模工場等におけるグランドファザリング対象の事業活動を一切行っていなかった場合において、グランドファザリング対象の事業活動が行われる小規模工場等を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合

③届出年度の届出前において、小規模工場等におけるグランドファザリング対象の事業活動を一切行っていなかった場合において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、特定工場等のうちグランドファザリング対象の事業活動が行われる工場等を、吸収合併により承継した場合

④届出年度の前年度において、小規模工場等を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させ、これによりグランドファザリング対象の事業活動を行う小規模工場等を一切保有しなくなる場合

２　エネルギー起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）
目標量（副生燃料の消費に伴う調整除く）								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　　年度	
	基準排出量						tCO_2	
	基準とした年度のエネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）						（　　）	
前年度までの排出実績に係る情報	燃料使用量		GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	排出量		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	エネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　　年度
	基準排出量							tCO_2
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量（調整理由）							tCO_2 （　　）

3　原材料起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）
目標量								tCO₂
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　年度	
	基準排出量						tCO₂	
前年度までの実績に係る情報	排出量		tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　年度
	基準排出量							tCO₂
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO₂
	活動量増減による調整量							tCO₂
	新設・廃止による調整量							tCO₂
	その他調整量（調整理由）							tCO₂（　）

4　副生燃料起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）
目標量								tCO₂
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　年度	
	基準排出量						tCO₂	
前年度までの実績に係る情報	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出量合計		tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　年度
	基準排出量							tCO₂
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO₂
	活動量増減による調整量							tCO₂
	新設・廃止による調整量							tCO₂
	その他調整量（調整理由）							tCO₂（　）

5　推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

輸送手段単位の届出

輸送－第１表

１　輸送手段の名称等

輸送手段の名称		
新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入　・　廃止	年　月　日
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日
合併による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日

備考　１　新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段（届出年度の前年度の末日において、輸送能力の基準（二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示（令和８年経済産業省・国土交通省告示第１号）に輸送の区分ごとに定める輸送能力の基準をいう。以下この様式において同じ。）を満たすものに限る。）を、届出年度の前年度において新たに導入する場合又は既存の輸送手段が届出年度の前年度の末日において、新たに輸送能力の基準を満たす場合をいう。

２　廃止とは、届出年度の前年度において、既存の輸送手段（届出年度の二年度前の年度の末日において輸送能力の基準を満たすものに限る。）において、自社による事業活動をやめた場合又は届出年度の前年度の末日に輸送能力の基準を満たさなくなった場合をいう。

３　届出年度の前年度において、事業譲渡等により、輸送手段を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。

４　合併により輸送手段を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、以下のいずれかに該当するものをいう。
①届出年度の前年度における合併により、輸送手段を承継した場合
②届出年度の届出までの間における吸収合併により、輸送手段を承継した場合

５　輸送手段において排出される原材料起源排出量は、小規模工場等表に記入すること。

２－１　排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2

備考　特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

２－２　早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量

早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量	tCO_2

輸送－第２表　特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

１　基本情報

番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の年月日
1			新たな導入・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　月　日
2			新たな導入・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　月　日
3			新たな導入・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　月　日

備考　１　本表は、適用される算定式ごとに特定事業活動（ベンチマーク対象の事業活動）を列挙し、記載すること。当該特定事業活動が４以上の場合は表を追加すること。

２　新たな導入とは、基準活動量に係る年度以降の年度において、既存の輸送手段と異なる輸送手段（届出年度の前年度の末日において、輸送能力の基準を満たすものに限る。）を新たに導入し、ベンチマーク対象の事業活動を開始した場合又はベンチマーク対象の事業活動を行う既存の輸送手段を追加する場合であって、新たに輸送能力の基準を満たした場合（既存の当該ベンチマーク対象の事業活動とは異なるベンチマーク対象の事業活動を行う場合も含む。）をいう。（基準活動量に係る年度内における場合であって当該ベンチマーク対象の事業活動を行う輸送手段について、当該基準活動量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準活動量に係る年度より後の年度における場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。

３　廃止とは、届出年度の前年度において、既存の輸送手段（届出年度の二年度前の年度の末日において輸送の基準を満たすものに限る。）において、自社によるベンチマーク対象の事業活動をやめた場合又は届出年度の前年度の末日に輸送能力の基準を満たさなくなった場合をいう。

４　以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記①から③までについては、いずれも譲渡・承継時、譲渡・承継対象の輸送手段と同種の輸送手段を保有し、当該輸送手段において譲渡・承継対象におけるベンチマーク対象の事業活動と同じ事業活動を行っている場合を除く。また、下記②の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。

①基準活動量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる輸送手段を譲り受け、又は承継した場合（当該輸送手段につき、譲渡・承継を受けた後、基準活動量に係る年度内に廃止した場合を除く。）

②届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動が行われる輸送手段を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合

③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる輸送手段を、吸収合併により承継した場合

④届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動を行う輸送手段を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合

２　目標量及びその根拠となる情報

番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	基準活動量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）
目標量								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　年度	
	基準活動量							
前年度までの排出実績に係る情報	活動量							
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし活動量						
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　年度
	基準活動量							
	目指すべき原単位							
	直接排出比率							
	基準活動量×目指すべき原単位×直接排出比率							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量 （調整理由）							tCO_2 （　）

３　推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

輸送－第３表　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

１　基本情報

番号	時期の区分	排出の種別	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の年月日
1			新たな導入・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有　）	年　　月　　日
2			新たな導入・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有　）	年　　月　　日

備考　１　本表は、特定事業活動以外の事業活動（グランドファザリング対象の事業活動）について、新たな導入、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実に関し当該事実が生じた時期の区分及び排出の種別ごとに記載すること。なお、時期の区分においては、新たな導入、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実が生じた時点が、①基準となる排出量（以下この様式において「基準排出量」という。）に係る年度内か、②それ以降の年度内かを記入すること。排出の種別においては、第３表２－１、３又は４のいずれに該当するグランドファザリング対象の事業活動かを記入すること。

２　新たな導入に該当する場合は、新たな導入に○をつけること。新たな導入とは、基準排出量に係る年度以降の年度において、当該輸送手段におけるグランドファザリング対象の事業活動を新たに開始した場合又は既存のグランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段が輸送能力の基準を満たし、新たに算定対象となった場合をいう（基準排出量に係る年度内においてこれに該当した場合であって、当該グランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段について、当該基準排出量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準排出量に係る年度より後の年度において新たな導入に該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り、記入すること。）。

３　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、グランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段において自社によるグランドファザリング対象の事業活動を全てやめた場合又は届出年度の前年度の末日において、グランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段が輸送能力の基準を満たさなくなった場合をいう。

４　以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記①から③までについては、いずれも譲渡・承継時、譲渡・承継対象の輸送手段と同種の輸送手段を保有し、当該輸送手段において何らかのグランドファザリング対象の事業活動を行っている場合を除く。また、下記②の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は事業活動の継続の有に○をつけること。

①基準排出量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる輸送手段を譲り受け、又は承継した場合（当該輸送手段につき、譲渡・承継を受けた後、基準排出量に係る年度内に廃止した場合を除く。）

②届出年度の前年度において、グランドファザリング対象の事業活動が行われる輸送手段を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合

③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる輸送手段を吸収合併により承継した場合

④届出年度の前年度においてグランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合

２　エネルギー起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）
目標量								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　　年度	
	基準排出量						tCO_2	
	基準とした年度のエネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）						（　　）	
前年度までの排出実績に係る情報	燃料使用量		GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	排出量		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	エネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　　年度
	基準排出量							tCO_2
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量（調整理由）							tCO_2 （　　）

３　早期排出削減量に係る情報

起点年度の排出量（　　～　　年度平均）	直近年度の排出量（　　～　　年度平均）	削減率	起点年度から直近年度の経過年数	追加割当の基準となる排出量
tCO_2	tCO_2			tCO_2

４　推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

事業者（訂正）－第１表　訂正の対象等

規則第１９条に基づく訂正の対象	対象年度		
	排出目標量か排出実績量かの別	排出目標量	排出実績量
規則第１９条に基づく訂正の理由			
訂正に関する補足事項			

事業者（訂正）－第２表　排出目標量の訂正に係る情報（排出目標量等）

年度の排出目標量

１　排出目標量（後記３の早期削減に基づき算定した量を除く。）の合計量

合計量	tCO_2

備考　後記２の割当方法ごとの各排出目標量を合計した量を記載すること。

２　割当方法ごとの排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2

備考　特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

３　早期排出削減量に関する情報

追加割当ての基準となる排出量合計	削減率	経過年数	活動量勘案係数	早期削減に基づき算定した量
tCO_2				tCO_2

４　規則第１９条第２項の規定による確認を受けた登録確認機関

登録確認機関の名称	
登録確認機関の代表者の氏名	

備考　排出目標量に関し、重大な事実に変更があったと認められる場合には、規則第１９条第２項の規定による確認を受けた登録確認機関について、名称及び代表者の氏名を記入すること。

事業者（訂正）－第３表　排出実績量の訂正に係る情報（排出実績量等）

年度の排出実績量

１　脱炭素成長型投資事業者の排出実績量

排出実績量	tCO₂

備考　国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量を加減した場合には、加減後の二酸化炭素の排出量を記載すること。

２－１　脱炭素成長型投資事業者の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO₂

２－２　脱炭素成長型投資事業者の事業活動ごとの二酸化炭素の排出量

２－２－１　特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	特定事業活動の種別		tCO₂
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	2	特定事業活動の種別		tCO₂
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	3	特定事業活動の種別		tCO₂
		適用される算定式		
		事業所管大臣		

備考　特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

２－２－２　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計	tCO₂
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO₂
	原材料起源二酸化炭素	tCO₂
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO₂

備考　特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

３　国内認証排出削減量に係る情報

番号	クレジット特定番号	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
1	～		tCO₂
2	～		tCO₂
3	～		tCO₂
合計			tCO₂

備考　１　訂正に係る国内認証排出削減量について、無効化日又は移転日ごとに記載すること。４以上になる場合には行を追加すること。
２　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
３　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
４　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
５　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、脱炭素成長型投資事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

４　海外認証排出削減量に係る情報

番号	識別番号	無効化日	無効化量
1			tCO₂
2			tCO₂
3			tCO₂
合計			tCO₂

備考　１　訂正に係る海外認証排出削減量について、無効化日ごとに記載すること。４以上になる場合には行を追加すること。
２　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示すアルファベット、記号及び数字）を記載すること。
４　無効化量は正の値で記載すること。
５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、脱炭素成長型投資事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

５　規則第１９条第２項の規定による確認を受けた登録確認機関

登録確認機関の名称	
登録確認機関の代表者の氏名	

備考　排出実績量に関し、重大な事実に変更があったと認められる場合には、規則第１９条第２項の規定による確認を受けた登録確認機関について、名称及び代表者の氏名を記入すること。

６　報告に関する補足事項

事業者（訂正）－第４表　排出実績量に係る訂正（二酸化炭素の排出量の増減に関する事情）

１　割当年度における合併に関する情報

１－１　事業者又は密接関係者が他の会社を吸収合併した場合

訂正の報告に係る吸収合併における消滅会社の名称等	名称					
	代表者の氏名					
	本店又は主たる事務所	〒				
訂正の報告に係る吸収合併した事業者又は密接関係者の名称						
訂正の報告に係る吸収合併の効力が生じた日						
訂正の報告に係る吸収合併の効力が生じた日における消滅会社の主たる事業						
訂正の報告に係る吸収合併の効力が生じた日において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者（法第４４条の規定によりみなされている場合も含む。）である場合はその旨		有				

備考　１　該当する吸収合併が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　本表に記載した全ての合併について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

１－２　密接関係者が他の会社に吸収合併又は新設合併された場合

訂正の報告に係る合併における存続会社又は新設会社の名称等	名称					
	代表者の氏名					
	本店又は主たる事務所	〒				
訂正の報告に係る合併により消滅した密接関係者の名称						
訂正の報告に係る合併の効力が生じた日						
訂正の報告に係る合併の効力が生じた日における消滅会社たる当該密接関係者の主たる事業						

備考　１　該当する合併が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　本表に記載した全ての合併について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

２　割当年度における事業の分割に関する情報

２－１　事業者又は密接関係者が他の会社の事業を吸収分割により承継した場合

訂正の報告に係る事業の分割の相手方たる分割会社の名称等	名称					
	代表者の氏名					
	本店又は主たる事務所	〒				
訂正の報告に係る吸収分割により事業を承継した事業者又は密接関係者の名称						
訂正の報告に係る分割の効力が生じた日						
訂正の報告に係る吸収分割の効力が生じた日における分割会社の分割対象における主たる事業						
訂正の報告に係る吸収分割の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有				
	その内容					

備考　１　該当する吸収分割が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　本表に記載した全ての分割について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

２－２　事業者又は密接関係者が他の会社に対しその事業を吸収分割又は新設分割により承継させた場合

訂正の報告に係る事業の分割の相手方たる分割承継会社又は新設会社の名称等	名称					
	代表者の氏名					
	本店又は主たる事務所	〒				
訂正の報告に係る吸収分割により事業を承継させた分割会社たる事業者又は密接関係者の名称						
訂正の報告に係る吸収分割の効力が生じた日						
訂正の報告に係る吸収分割の効力が生じた日における分割会社の分割対象における主たる事業						
訂正の報告に係る吸収分割の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有				
	その内容					

備考　１　該当する吸収分割が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　本表に記載した全ての分割について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

３　割当年度における事業譲渡又は特定工場等の譲渡に関する情報

３－１　事業者又は密接関係者が譲り受けた場合

訂正の報告に係る譲渡の相手方たる譲渡人の名称等	名称 （個人の場合は、氏名）					
	代表者の氏名 （個人の場合は、記載不要）					
	本店又は主たる事務所 （個人の場合は、住所）	〒				
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡を受けた事業者又は密接関係者の名称						
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日						
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日における譲渡人の譲渡対象における主たる事業						
訂正の報告に係る譲渡の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有				
	その内容					

備考　１　特定工場等とは、工場又は事業場であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第１０条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第１３条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
２　該当する譲渡が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
３　輸送手段とは、貨物又は旅客を輸送するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。
４　本表に記載した全ての譲渡について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

３－２　事業者又は密接関係者が他の事業者に対し事業譲渡又は特定工場等の譲渡をした場合

訂正の報告に係る譲渡の相手方たる譲受人の名称等	名称 （個人の場合は、氏名）	
	代表者の氏名 （個人の場合は、記載不要）	
	本店又は主たる事務所 （個人の場合は、住所）	〒
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡をした譲渡人たる事業者又は密接関係者の名称		
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日		
訂正の報告に係る事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日における譲渡人の譲渡対象における主たる事業		
訂正の報告に係る譲渡の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有
	その内容	

備考　１　特定工場等とは、工場又は事業場であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第１０条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第１３条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
２　該当する譲渡が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
３　輸送手段とは、貨物又は旅客を輸送するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。
４　本表に記載した全ての譲渡について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

事業者（訂正）－第５表　密接関係者の情報に係る訂正

１　密接関係者の名称等

事業者の名称						
本店又は主たる事務所の所在地		〒				
主たる事業／細分類番号						
主たる事業を所管する大臣						
従たる事業／細分類番号						
従たる事業を所管する大臣						
担当者（問合せ先）	部署					
	役職					
	（ふりがな）氏名					
	勤務地	〒				
	電話番号					
	メールアドレス					
担当者（問合せ先）	部署					
	役職					
	（ふりがな）氏名					
	勤務地	〒				
	電話番号					
	メールアドレス					
規則第１４条各号のいずれに該当するかの別		１号（親子会社）	２号（関連会社）	３号（兄弟会社）		
法第３３条第４項の一体的に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資の内容						

備考　１　密接関係者が複数の場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　連絡担当者は、主担当者と副担当者をそれぞれ記載すること。

事業者（訂正）－第６表　特定工場等の情報に係る訂正

１　特定工場等の一覧

番号	事業者の名称	省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号	省エネ法の指定区分	工場等の名称	工場等の所在地	主たる事業	細分類番号			
1			第　　種		〒					
2			第　　種		〒					
3			第　　種		〒					
4			第　　種		〒					
5			第　　種		〒					
6			第　　種		〒					
7			第　　種		〒					

備考　１　訂正に係る特定工場等について、密接関係者が有するものを含めて全て記載すること。
　　２　省エネ法とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）をいう。特定工場等とは、工場又は事業場であって、同法第１０条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第１３条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう（以下この様式において同じ。）。
　　３　訂正の対象となる特定工場等が８以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

特定工場等単位の届出

排出目標量の訂正に係る特定工場等－第１表

１　特定工場等の名称等

省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号						
省エネ法の指定年度／指定区分	年度	第　種				
工場等の名称						
所在地	〒					
主たる事業／細分類番号						
主たる事業を所管する大臣						
新設・廃止の該当有無／新設・廃止の年月日	新設　・　廃止	年　月　日				
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日				
合併による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日				

備考　１　新設に該当する場合は、新設に○をつけること。ここでの新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
①特定工場等において、届出年度の前年度において事業活動を開始した場合
②事業活動を行っている既存の小規模工場等において、届出年度の前年度の原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL以上になり、当該工場等が特定工場等になった場合
２　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。ここでの廃止とは、届出年度の前年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。
①特定工場等において、自社による事業活動をやめた場合
②特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL未満になった場合
３　届出年度の前年度において、事業譲渡等（事業譲渡、その他財産の譲渡又は会社分割をいう。以下この様式において同じ。）により、特定工場等を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。
４　合併により工場等を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、以下のいずれかに該当するものをいう。
①届出年度の前年度における合併により、特定工場等を承継した場合
②届出年度の届出までの間における吸収合併により、特定工場等を承継した場合

２－１　排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量			tCO_2
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量		合計	tCO_2
	内訳	エネルギー起源	tCO_2
		原材料起源	tCO_2
		副生燃料起源	tCO_2

備考　特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

２－２　早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量

早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量	tCO_2

排出目標量の訂正に係る特定工場等－第２表　特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

１　基本情報

番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日
1			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　　月　　日
2			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　　月　　日
3			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　　月　　日

備考　１　本表は、適用される算定式ごとに特定事業活動（ベンチマーク対象の事業活動）を列挙し、記載すること。当該特定事業活動が４以上の場合は表を追加すること。

２　新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、基準となる活動量等（以下この様式において「基準活動量」という。）に係る年度以降の年度において、以下のいずれかに該当するものをいう（基準活動量に係る年度内に以下のいずれかに該当した場合であって、当該ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等について、当該基準活動量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準活動量に係る年度より後の年度において以下のいずれかに該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。

①特定工場等において、当該年度にベンチマーク対象の事業活動を開始した場合

②ベンチマーク対象の事業活動を行っている既存の小規模工場等において、当該年度の原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL以上になり、当該工場等が特定工場等になった場合

３　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。

①ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等において、自社によるベンチマーク対象の事業活動をやめた場合

②ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL未満になった場合

４　以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記②の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。

①基準活動量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる特定工場等を譲り受け、又は承継した場合（当該工場等につき、譲渡・承継を受けた後、基準活動量に係る年度内に廃止した場合を除く。）

②届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動が行われる特定工場等を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合

③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる特定工場等を、吸収合併により承継した場合

④届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動を行う特定工場等を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合

２　目標量及びその根拠となる情報

番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	基準活動量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）
目標量（副生燃料の供給・消費に伴う調整を除く。）								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　年度	
	基準活動量							
	基準とした年度のエネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）						（　）	
前年度までの排出実績に係る情報	活動量							
	エネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし活動量						
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし活動量						
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　年度
	基準活動量							
	目指すべき原単位							
	直接排出比率							
	基準活動量×目指すべき原単位×直接排出比率							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量（調整理由）							tCO_2 （　）
副生燃料に係る情報	副生燃料の供給・消費実績		GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	副生燃料排出係数							
	業種平均排出係数							
	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出量		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	

備考　適用される算定式ごとの特定事業活動（ベンチマーク対象の事業活動）が２以上の場合は表を追加して当該特定事業活動ごとに表を記載すること。

3　推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

排出目標量の訂正に係る特定工場等－第３表　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

１　基本情報

番号	時期の区分	排出の種別	新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日
1			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　　月　　日
2			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　　月　　日

備考　１　本表は、特定事業活動以外の事業活動（グランドファザリング対象の事業活動）について、新設、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実に関し、当該事実が生じた時期の区分及び排出の種別ごとに記載すること。なお、時期の区分においては、新設、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実が生じた時点が、①基準となる排出量（以下この様式において「基準排出量」という。）に係る年度内か、②それ以降の年度内かを記入すること。排出の種別においては、第３表２－１、３又は４のいずれに該当するグランドファザリング対象の事業活動かを記入すること。

２　新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、基準排出量に係る年度以降の年度において、以下のいずれかに該当するものをいう（基準排出量に係る年度内に以下のいずれかに該当した場合であって、当該グランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等について、当該基準排出量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準排出量に係る年度より後の年度において以下のいずれかに該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。

①特定工場等において、当該年度にグランドファザリング対象の事業活動を開始した場合

②グランドファザリング対象の事業活動を行っている既存の小規模工場等において、当該年度の原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL以上になり当該工場等が特定工場等になった場合

３　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。

①グランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等において、自社によるグランドファザリング対象の事業活動をやめた場合

②グランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL未満になった場合

４　以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記②の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は事業活動の継続の有に○をつけること。

①基準排出量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる特定工場等を譲り受け、又は承継した場合（当該工場等につき、譲渡・承継を受けた後、基準排出量に係る年度内に廃止した場合を除く。）

②届出年度の前年度において、グランドファザリング対象の事業活動が行われる特定工場等を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合

③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる特定工場等を、吸収合併により承継した場合

④届出年度の前年度においてグランドファザリング対象の事業活動を行う特定工場等を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合

２－１　エネルギー起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）
目標量（副生燃料の消費に伴う調整除く）								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　　年度	
	基準排出量						tCO_2	
	基準とした年度のエネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）						（　　）	
前年度までの排出実績に係る情報	燃料使用量		GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	排出量		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	エネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　　年度
	基準排出量							tCO_2
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量（調整理由）							tCO_2 （　　）

２－２　早期排出削減量に係る情報

起点年度の排出量（　　～　　年度平均）	直近年度の排出量（　　～　　年度平均）	削減率	起点年度から直近年度の経過年数	追加割当の基準となる排出量
tCO_2	tCO_2			tCO_2

3　原材料起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）
目標量								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　　年度	
	基準排出量						tCO_2	
前年度までの実績に係る情報	排出量		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　　年度
	基準排出量							tCO_2
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量 （調整理由）							tCO_2 （　　）

4　副生燃料起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）
目標量								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　　年度	
	基準排出量						tCO_2	
前年度までの実績に係る情報	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出量合計		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　　年度
	基準排出量							tCO_2
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量 （調整理由）							tCO_2 （　　）

5　推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

その他工場等単位の届出

排出目標量の訂正に係る小規模工場等－第１表

１　目標量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量		合計	tCO_2
	内訳	エネルギー起源	tCO_2
		原材料起源	tCO_2
		副生燃料起源	tCO_2

排出目標量の訂正に係る小規模工場等－第２表　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

１　基本情報

番号	時期の区分	排出の種別	新設・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新設・廃止・合併・事業譲渡等の年月日
1			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　月　日
2			新設　・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　月　日

備考　１　本表は、特定事業活動以外の事業活動（グランドファザリング対象の事業活動）について、新設、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実に関し、当該事実が生じた時期の区分及び排出の種別ごとに記載すること。なお、時期の区分においては、新設、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実が生じた時点が、①基準排出量に係る年度内か、②それ以降の年度内かを記入すること。排出の種別においては、第２表２、３又は４のいずれに該当するグランドファザリング対象の事業活動かを記入すること。

２　新設に該当する場合は、新設に○をつけること。新設とは、基準排出量に係る年度以降の年度において、小規模工場等におけるグランドファザリング対象の事業活動を一切行っておらず、その状況下で特定の小規模工場等における事業活動を開始した場合をいう（基準排出量に係る年度内においてこれに該当する場合であって、当該基準排出量に係る年度の終わりまでの間に、保有する全ての小規模工場等について廃止したときは除く。また、基準排出量に係る年度より後の年度において新設に該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。

３　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、保有する全ての小規模工場等における自社によるグランドファザリング対象の事業活動をやめた場合をいう。

４　以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記①から③までについては、いずれも譲渡・承継時、自社の小規模工場等において何らかのグランドファザリング対象の事業活動を行っている場合を除く。また、下記②の場合は、譲渡・承継元において届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、届出事業者において届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該工場等で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。

①基準排出量に係る年度において、小規模工場等におけるグランドファザリング対象の事業活動を一切行っていなかった場合において、合併又は事業譲渡等により、他者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる工場等を譲り受け、又は承継したとき（当該工場等につき、譲渡・承継を受けた後、基準排出量に係る年度内に全ての小規模工場等におけるグランドファザリング対象の事業活動を廃止した場合を除く。）

②届出年度の前年度において、小規模工場等におけるグランドファザリング対象の事業活動を一切行っていなかった場合において、グランドファザリング対象の事業活動が行われる小規模工場等を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合

③届出年度の届出前において、小規模工場等におけるグランドファザリング対象の事業活動を一切行っていなかった場合において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、特定工場等のうちグランドファザリング対象の事業活動が行われる工場等を、吸収合併により承継した場合

④届出年度の前年度において、小規模工場等を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させ、これによりグランドファザリング対象の事業活動を行う小規模工場等を一切保有しなくなる場合

２　エネルギー起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）	（　年度）
目標量（副生燃料の消費に伴う調整除く）								tCO₂
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　年度	
	基準排出量						tCO₂	
	基準とした年度のエネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）						（　）	
前年度までの排出実績に係る情報	燃料使用量		GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	排出量		tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	
	エネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		みなし排出量	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		みなし排出量	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	tCO₂	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　年度
	基準排出量							tCO₂
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO₂
	活動量増減による調整量							tCO₂
	新設・廃止による調整量							tCO₂
	その他調整量（調整理由）							tCO₂（　）

3　原材料起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）
目標量								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　　年度	
	基準排出量						tCO_2	
前年度までの実績に係る情報	排出量		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　　年度
	基準排出量							tCO_2
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量 （調整理由）							tCO_2 （　　）

4　副生燃料起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）
目標量								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　　年度	
	基準排出量						tCO_2	
前年度までの実績に係る情報	副生燃料供給・消費に伴う調整のもとになる排出量合計		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	法令に基づく定期検査	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　　年度
	基準排出量							tCO_2
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量 （調整理由）							tCO_2 （　　）

5　推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考　　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

輸送手段単位の届出

排出目標量の訂正に係る輸送－第１表

１　輸送手段の名称等

輸送手段の名称		
新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入　・　廃止	年　月　日
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日
合併による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日

備考　１　新たな導入とは、既存の輸送手段と異なる輸送手段（届出年度の前年度の末日において、輸送能力の基準を満たすものに限る。）を、届出年度の前年度において新たに導入する場合又は既存の輸送手段が届出年度の前年度の末日において、新たに輸送能力の基準を満たす場合をいう。
２　廃止とは、届出年度の前年度において、既存の輸送手段（届出年度の二年度前の年度の末日において輸送能力の基準を満たすものに限る。）において、自社による事業活動をやめた場合又は届出年度の前年度の末日に輸送能力の基準を満たさなくなった場合をいう。
３　届出年度の前年度において、事業譲渡等により、輸送手段を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。
４　合併により輸送手段を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、以下のいずれかに該当するものをいう。
①届出年度の前年度における合併により、輸送手段を承継した場合
②届出年度の届出までの間における吸収合併により、輸送手段を承継した場合
５　輸送手段において排出される原材料起源排出量は、小規模工場等表に記入すること。

２－１　排出目標量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2
特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量	tCO_2

備考　特定事業活動とはいわゆるベンチマーク対象事業活動をいい、特定事業活動以外の事業活動とはいわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

２－２　早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量

早期排出削減量の追加割当ての基準となる二酸化炭素の量	tCO_2

排出目標量の訂正に係る輸送－第２表　特定事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

１　基本情報

番号	特定事業活動の種別	適用される算定式	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の年月日
1			新たな導入・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　　月　　日
2			新たな導入・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　　月　　日
3			新たな導入・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有）	年　　月　　日

備考　１　本表は、適用される算定式ごとに特定事業活動（ベンチマーク対象の事業活動）を列挙し、記載すること。当該特定事業活動が４以上の場合は表を追加すること。

２　新たな導入とは、基準活動量に係る年度以降の年度において、既存の輸送手段と異なる輸送手段（届出年度の前年度の末日において、輸送能力の基準を満たすものに限る。）を新たに導入し、ベンチマーク対象の事業活動を開始した場合又はベンチマーク対象の事業活動を行う既存の輸送手段を追加する場合であって、新たに輸送能力の基準を満たした場合（既存の当該ベンチマーク対象の事業活動とは異なるベンチマーク対象の事業活動を行う場合も含む。）をいう。（基準活動量に係る年度内における場合であって当該ベンチマーク対象の事業活動を行う輸送手段について、当該基準活動量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準活動量に係る年度より後の年度における場合は、届出年度の前年度におけるものに限り記入すること。）。

３　廃止とは、届出年度の前年度において、既存の輸送手段（届出年度の二年度前の年度の末日において輸送の基準を満たすものに限る。）において、自社によるベンチマーク対象の事業活動をやめた場合又は届出年度の前年度の末日に輸送能力の基準を満たさなくなった場合をいう。

４　以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記①から③までについては、いずれも譲渡・承継時、譲渡・承継対象の輸送手段と同種の輸送手段を保有し、当該輸送手段において譲渡・承継対象におけるベンチマーク対象の事業活動と同じ事業活動を行っている場合を除く。また、下記②の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。

①基準活動量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる輸送手段を譲り受け、又は承継した場合（当該輸送手段につき、譲渡・承継を受けた後、基準活動量に係る年度内に廃止した場合を除く。）

②届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動が行われる輸送手段を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合

③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、ベンチマーク対象の事業活動が行われる輸送手段を、吸収合併により承継した場合

④届出年度の前年度において、ベンチマーク対象の事業活動を行う輸送手段を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合

２　目標量及びその根拠となる情報

番号	区分	事業活動	基準活動量に係る年度			割当年度の二年度前の年度	割当年度の前年度	割当年度
			（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）	（　　年度）
目標量								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　　年度	
	基準活動量							
前年度までの排出実績に係る情報	活動量							
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし活動量						
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　　年度
	基準活動量							
	目指すべき原単位							
	直接排出比率							
	基準活動量×目指すべき原単位×直接排出比率							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量 （調整理由）							tCO_2 （　　）

３　推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

排出目標量の訂正に係る輸送－第３表　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の目標量に係る情報

１　基本情報

番号	時期の区分	排出の種別	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の有無	新たな導入・廃止・合併・事業譲渡等の年月日
1			新たな導入・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有　）	年　月　日
2			新たな導入・　廃止　・　合併　・　事業譲渡等 （当該事業活動の継続　：　有　）	年　月　日

備考　１　本表は、特定事業活動以外の事業活動（グランドファザリング対象の事業活動）について、新たな導入、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実に関し当該事実が生じた時期の区分及び排出の種別ごとに記載すること。なお、時期の区分においては、新たな導入、廃止、合併又は事業譲渡等に関する事実が生じた時点が、①基準となる排出量（以下この様式において「基準排出量」という。）に係る年度内か、②それ以降の年度内かを記入すること。排出の種別においては、第３表２－１、３又は４のいずれに該当するグランドファザリング対象の事業活動かを記入すること。

２　新たな導入に該当する場合は、新たな導入に○をつけること。新たな導入とは、基準排出量に係る年度以降の年度において、当該輸送手段におけるグランドファザリング対象の事業活動を新たに開始した場合又は既存のグランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段が輸送能力の基準を満たし、新たに算定対象となった場合をいう（基準排出量に係る年度内においてこれに該当した場合であって、当該グランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段について、当該基準排出量に係る年度の終わりまでの間に廃止したときは除く。また、基準排出量に係る年度より後の年度において新たな導入に該当した場合は、届出年度の前年度におけるものに限り、記入すること。）。

３　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。廃止とは、届出年度の前年度において、グランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段において自社によるグランドファザリング対象の事業活動を全てやめた場合又は届出年度の前年度の末日において、グランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段が輸送能力の基準を満たさなくなった場合をいう。

４　以下の合併・事業譲渡等に該当する場合は、それぞれ該当するものに○をつけること。なお、下記①から③までについては、いずれも譲渡・承継時、譲渡・承継対象の輸送手段と同種の輸送手段を保有し、当該輸送手段において何らかのグランドファザリング対象の事業活動を行っている場合を除く。また、下記②の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき、届出事業者において、届出年度の４月１日到来時まで継続している場合は、事業活動の継続の有に○をつけること。また、下記③の場合は、譲渡・承継元において、届出年度の前年度の４月１日到来時に当該輸送手段で行われていた事業につき、譲渡・承継元において届出年度の４月１日到来時まで継続されていた場合は事業活動の継続の有に○をつけること。

①基準排出量に係る年度において、合併又は事業譲渡等により、他者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる輸送手段を譲り受け、又は承継した場合（当該輸送手段につき、譲渡・承継を受けた後、基準排出量に係る年度内に廃止した場合を除く。）

②届出年度の前年度において、グランドファザリング対象の事業活動が行われる輸送手段を、合併又は事業譲渡等により譲り受け、又は承継した場合

③届出年度の届出前において、当該年度の年度平均排出量が１０万トン以上の事業者から、グランドファザリング対象の事業活動が行われる輸送手段を吸収合併により承継した場合

④届出年度の前年度においてグランドファザリング対象の事業活動を行う輸送手段を、事業譲渡等により譲り渡し、又は承継させた場合

２　エネルギー起源排出量に係る情報

			基準排出量に係る年度（　年度）	基準排出量に係る年度（　年度）	基準排出量に係る年度（　年度）	割当年度の二年度前の年度（　年度）	割当年度の前年度（　年度）	割当年度（　年度）
目標量								tCO_2
前年度の目標量の設定に係る情報	基準とした年度						～　年度	
	基準排出量						tCO_2	
	基準とした年度のエネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）						（　）	
前年度までの排出実績に係る情報	燃料使用量		GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
	排出量		tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
	エネルギー消費原単位（原単位の分母となる指標）		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
	災害	該当有無	□	□	□	□	□	
		みなし燃料使用量	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	
		みなし排出量	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	tCO_2	
割当年度の目標量の設定に係る情報	基準とする年度							～　年度
	基準排出量							tCO_2
	削減率							
	経過年数							
	基準排出量×(1-削減率×経過年数)							tCO_2
	活動量増減による調整量							tCO_2
	新設・廃止による調整量							tCO_2
	その他調整量（調整理由）							tCO_2（　）

３　早期排出削減量に係る情報

起点年度の排出量（　～　年度平均）	直近年度の排出量（　～　年度平均）	削減率	起点年度から直近年度の経過年数	追加割当の基準となる排出量
tCO_2	tCO_2			tCO_2

４　推計値を用いて設定した場合

番号	推計の対象	推計の対象の量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1			
2			
3			

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

特定工場等単位の報告

排出実績量の訂正に係る特定工場等－第１表

１　特定工場等の名称等

省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号					
省エネ法の指定年度／指定区分	年度	第　　種			
工場等の名称					
所在地	〒				
主たる事業分野及び事業活動／細分類番号					
主たる事業活動に係る事業を所管する大臣					
新設・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新設　・　廃止	年　月　日			
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日			
吸収合併による承継の有無／効力発生日	有	年　月　日			

備考　１　新設に該当する場合は、新設に○をつけること。ここでの新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
①特定工場等において、割当年度において事業活動を開始した場合
②事業活動を行っている既存の小規模工場等において、届出年度の前年度の原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL以上になり、当該工場等が特定工場等になった場合
２　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。ここでの廃止とは、割当年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。
①特定工場等において、自社による事業活動をやめた場合
②特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL未満になった場合
３　割当年度において、事業譲渡等（事業譲渡、その他財産の譲渡又は会社分割をいう。以下この様式において同じ。）により、特定工場等を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。
４　合併により工場等を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、割当年度における合併により、特定工場等を承継した場合をいう。

２－１　特定工場等の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO_2

２－２　特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	2	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	3	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		

備考　特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

２－３　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計		tCO_2
	エネルギー起源二酸化炭素		tCO_2
	原材料起源二酸化炭素		tCO_2
	副生燃料起源二酸化炭素		tCO_2

備考　特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

３　実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　　実測等の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

４　推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	

3		tCO_2	

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

小規模工場等単位の報告

排出実績量の訂正に係る小規模工場等－第１表

１－１　特定工場等の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO_2

１－２　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計	tCO_2
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO_2
	原材料起源二酸化炭素	tCO_2
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO_2

備考　特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

２　実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　実測等の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

３　推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

輸送手段の報告

排出実績量の訂正に係る輸送表－第１表

１　輸送手段の名称等

輸送手段の名称			
新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入　・　廃止	年　月　日	
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日	
吸収合併による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日	

備考　１　新たな導入とは、割当年度において、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入した場合をいう。
２　廃止とは、割当年度において、輸送手段の全てを廃止した場合又は、輸送手段の一部を廃止した場合であって、当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなった場合をいう。
３　割当年度において、事業譲渡等（事業譲渡、その他財産の譲渡又は会社分割をいう。以下この様式において同じ。）により、輸送手段を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。
４　合併により輸送手段を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、、割当年度における合併により、輸送手段を承継した場合をいう。
５　輸送手段において排出される原材料起源排出量は、小規模工場等表に計上すること。

２－１　輸送手段の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO_2

２－２　特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	2	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	3	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		

備考　特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

２－３　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	tCO_2

備考　特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

３　実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　　実測等の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

４　推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

計量器の訂正報告

１　特定計量器の情報

番号	保有する工場等の名称	計量器の区分	測定対象	個数	有効期限
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

備考　８以上の場合は、行を追加すること。

２　特定計量器以外の計量器の情報

番号	保有する工場等の名称	計量器の区分	測定対象	個数	使用範囲	設置年月	現状の器差	精度改善に要する費用	精度改善に要する期間及び理由
1					～				
2					～				
3					～				
4					～				
5					～				
6					～				
7					～				

備考　８以上の場合は、行を追加すること。

様式第３（第11条関係）

届出事項の変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

届出者　住所

名称及び代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則第11条の規定により、法33条第１項の規定に基づいて届け出た事項について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更又は訂正事項

変更又は訂正前

変更又は訂正後

作成担当者連絡先

名称及び代表者の氏名 （個人である場合にあっては、その氏名）	
本店又は主たる事務所の所在地 （個人である場合にあっては、その脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う事務所の所在地）	
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４（第12条及び第17条関係）

確認申請書

年　　月　　日

殿

住所

名称及び代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

以下の事項に関する確認を受けたく、申請します。

□排出目標量

□排出実績量

□早期排出削減量

備考

１　確認を受けることを希望する対象の「□」欄に「レ」を記入すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第16条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

排出実績量報告

殿

年　月　日

住所　〒

法人名
法人名（英語表記）
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第３５条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

事業者－第１表　脱炭素成長型投資事業者の名称等

１　脱炭素成長型投資事業者の名称等

事業者の名称 （個人である場合にあっては、氏名）						
本店又は主たる事務所の所在地 （個人である場合にあっては、住所）		〒				
主たる事業／細分類番号						
主たる事業を所管する大臣						
従たる事業／細分類番号						
従たる事業を所管する大臣						
連絡担当者 （問合せ先）	部署					
	役職					
	（ふりがな） 氏名					
	勤務地	〒				
	電話番号					
	メールアドレス					
連絡担当者 （問合せ先）	部署					
	役職					
	（ふりがな） 氏名					
	勤務地	〒				
	電話番号					
	メールアドレス					
法第４４条の規定により脱炭素成長型投資事業者とみなされる場合はその旨		有				

事業者の名称及び所在地について、割当年度の届出からの変更がある場合はその旨　　有

【有】の場合
変更前の事業者の名称：
変更前の事業者の所在地：
〒

備考　連絡担当者は、主担当者と副担当者をそれぞれ記載すること。

事業者－第２表　排出実績量

年度の排出実績量

１　脱炭素成長型投資事業者の排出実績量

排出実績量	tCO_2

備考　国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量を加減した場合には、加減後の二酸化炭素の排出量を記載すること。

２－１　脱炭素成長型投資事業者の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO_2

２－２　脱炭素成長型投資事業者の事業活動ごとの二酸化炭素の排出量

２－２－１　特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	2	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	3	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		

備考　特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

２－２－２　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計	tCO_2
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO_2
	原材料起源二酸化炭素	tCO_2
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO_2

備考　特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

３　国内認証排出削減量に係る情報

番号	クレジット特定番号	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
1	～		tCO_2
2	～		tCO_2
3	～		tCO_2
合計			tCO_2

備考　１　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。４以上になる場合には行を追加すること。
２　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
３　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
４　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
５　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、脱炭素成長型投資事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

４　海外認証排出削減量に係る情報

番号	識別番号	無効化日	無効化量
1			tCO_2
2			tCO_2
3			tCO_2
合計			tCO_2

備考　１　海外認証排出削減量は、無効化日ごとに記載すること。４以上になる場合には行を追加すること。
２　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
４　無効化量は正の値で記載すること。
５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、脱炭素成長型投資事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

５　規則第１９条第２項の規定による確認を受けた登録確認機関

登録確認機関の名称	
登録確認機関の代表者の氏名	

６　報告に関する補足事項

事業者－第３表　二酸化炭素の排出量の増減に関する事情

１　割当年度における合併に関する情報

１－１　事業者又は密接関係者が他の会社を吸収合併した場合

吸収合併における消滅会社の名称等	名称					
	代表者の氏名					
	本店又は主たる事務所	〒				
吸収合併した事業者又は密接関係者の名称						
吸収合併の効力が生じた日						
吸収合併の効力が生じた日における消滅会社の主たる事業						
吸収合併の効力が生じた日において消滅会社が脱炭素成長型投資事業者（法第４４条の規定によりみなされている場合も含む。）である場合はその旨		有				

備考　１　該当する吸収合併が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　本表に記載した全ての合併について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

１－２　密接関係者が他の会社に吸収合併又は新設合併された場合

合併における存続会社又は新設会社の名称等	名称					
	代表者の氏名					
	本店又は主たる事務所	〒				
合併により消滅した密接関係者の名称						
合併の効力が生じた日						
合併の効力が生じた日における消滅会社たる当該密接関係者の主たる事業						

備考　１　該当する合併が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　本表に記載した全ての合併について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

２　割当年度における事業の分割に関する情報

２－１　事業者又は密接関係者が他の会社の事業を吸収分割により承継した場合

相手方たる分割会社の名称等	名称					
	代表者の氏名					
	本店又は主たる事務所	〒				
吸収分割により事業を承継した事業者又は密接関係者の名称						
分割の効力が生じた日						
吸収分割の効力が生じた日における分割会社の分割対象における主たる事業						
吸収分割の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有				
	その内容					

備考　１　該当する吸収分割が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　本表に記載した全ての分割について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

２－２　事業者又は密接関係者が他の会社に対しその事業を吸収分割又は新設分割により承継させた場合

相手方たる分割承継会社又は新設会社の名称等	名称					
	代表者の氏名					
	本店又は主たる事務所	〒				
吸収分割により事業を承継させた分割会社たる事業者又は密接関係者の名称						
分割の効力が生じた日						
吸収分割の効力が生じた日における分割会社の分割対象における主たる事業						
吸収分割の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有				
	その内容					

備考　１　該当する吸収分割が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　本表に記載した全ての分割について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

３　割当年度における事業譲渡又は特定工場等の譲渡に関する情報

３－１　事業者又は密接関係者が譲り受けた場合

相手方たる譲渡人の名称等	名称 （個人の場合は、氏名）					
	代表者の氏名 （個人の場合は、記載不要）					
	本店又は主たる事務所 （個人の場合は、住所）	〒				
事業譲渡又は特定工場等の譲渡を受けた事業者又は密接関係者の名称						
事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日						
事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日における譲渡人の譲渡対象における主たる事業						
譲渡の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有				
	その内容					

備考　１　特定工場等とは、工場又は事業場であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第１０条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第１３条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。

２　該当する譲渡が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
３　輸送手段とは、貨物又は旅客を輸送するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。
４　本表に記載した全ての譲渡について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

３－２　事業者又は密接関係者が他の事業者に対し事業譲渡又は特定工場等の譲渡をした場合

相手方たる譲受人の名称等	名称（個人の場合は、氏名）					
	代表者の氏名（個人の場合は、記載不要）					
	本店又は主たる事務所（個人の場合は、住所）	〒				
事業譲渡又は特定工場等の譲渡をした譲渡人たる事業者又は密接関係者の名称						
事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日						
事業譲渡又は特定工場等の譲渡の効力が生じた日における譲渡人の譲渡対象における主たる事業						
譲渡の対象に輸送手段を含む場合	その旨	有				
	その内容					

備考　１　特定工場等とは、工場又は事業場であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第１０条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第１３条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
２　該当する譲渡が複数ある場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
３　輸送手段とは、貨物又は旅客を輸送するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。
４　本表に記載した全ての譲渡について、相手方及び効力発生日を確認できる資料を添付すること。

事業者－第４表　密接関係者の情報

１　密接関係者の名称等

事業者の名称		
本店又は主たる事務所の所在地		〒
主たる事業分野及び事業活動／細分類番号		
主たる事業活動に係る事業を所管する大臣		
連絡担当者 （問合せ先）	部署	
	役職	
	（ふりがな） 氏名	
	勤務地	〒
	電話番号	
	メールアドレス	
連絡担当者 （問合せ先）	部署	
	役職	
	（ふりがな） 氏名	
	勤務地	〒
	電話番号	
	メールアドレス	

備考　１　密接関係者が複数の場合は、その数に応じて表を追加して記載すること。
　　２　連絡担当者は、主担当者と副担当者をそれぞれ記載すること。

事業者－第５表　特定工場等の情報

１　特定工場等の一覧

番号	事業者の名称	省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号	省エネ法の指定区分	工場等の名称	工場等の所在地	主たる事業	細分類番号			
1			第　種		〒					
2			第　種		〒					
3			第　種		〒					
4			第　種		〒					
5			第　種		〒					
6			第　種		〒					
7			第　種		〒					

備考　１　密接関係者が有する特定工場等を含めて全て記載すること。
２　特定工場等とは、工場又は事業場であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第１０条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は同法第１３条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。
３　特定工場等が８以上の場合は、行を追加すること。

特定工場等単位の報告

特定工場等－第１表

１　特定工場等の名称等

省エネ法のエネルギー管理指定工場等番号					
省エネ法の指定年度／指定区分	年度	第　　種			
工場等の名称					
所在地	〒				
主たる事業分野及び事業活動／細分類番号					
主たる事業活動に係る事業を所管する大臣					
新設・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新設　・　廃止	年　月　日			
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日			
吸収合併による承継の有無／効力発生日	有	年　月　日			

備考　１　新設に該当する場合は、新設に○をつけること。ここでの新設とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
①特定工場等において、割当年度において事業活動を開始した場合
②事業活動を行っている既存の小規模工場等において、届出年度の前年度の原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL以上になり、当該工場等が特定工場等になった場合
２　廃止に該当する場合は、廃止に○をつけること。ここでの廃止とは、割当年度において、以下のいずれかに該当するものをいう。
①特定工場等において、自社による事業活動をやめた場合
②特定工場等において、原油換算したエネルギー使用量が年間１５００kL未満になった場合
３　割当年度において、事業譲渡等（事業譲渡、その他財産の譲渡又は会社分割をいう。以下この様式において同じ。）により、特定工場等を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。
４　合併により工場等を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、割当年度における合併により特定工場等を承継した場合をいう。

２－１　特定工場等の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO_2

２－２　特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	2	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	3	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		

備考　特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

２－３　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計	tCO_2
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO_2
	原材料起源二酸化炭素	tCO_2
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO_2

備考　特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

３　実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　実測等の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

４　推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

小規模工場等単位の報告

小規模工場等－第１表

１－１　特定工場等の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO_2

１－２　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	合計	tCO_2
	エネルギー起源二酸化炭素	tCO_2
	原材料起源二酸化炭素	tCO_2
	副生燃料起源二酸化炭素	tCO_2

備考　特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

２　実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　実測等の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

３　推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

輸送手段の報告

輸送表－第１表

１　輸送手段の名称等

輸送手段の名称		
新たな導入・廃止の該当有無／新設・廃止年月日	新たな導入　・　廃止	年　月　日
事業譲渡等による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日
吸収合併による承継の有無／効力発生年月日	有	年　月　日

備考　１　新たな導入とは、割当年度において、既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入した場合をいう。
２　廃止とは、割当年度において、輸送手段の全てを廃止した場合又は、輸送手段の一部を廃止した場合であって、当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなった場合をいう。
３　割当年度において、事業譲渡等により、輸送手段を、譲り受け、若しくは承継し、又は譲り渡し、若しくは承継させた場合は、有に○をつけること。
４　合併により輸送手段を承継した場合は、有に○をつけること。ここでの合併による承継は、割当年度における合併により輸送手段を承継した場合をいう。
５　輸送手段において排出される原材料起源排出量は、小規模工場等表に計上すること。

２－１　輸送手段の二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量	tCO_2

２－２　特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	1	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	2	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		
	3	特定事業活動の種別		tCO_2
		適用される算定式		
		事業所管大臣		

備考　特定事業活動とは、いわゆるベンチマーク対象事業活動をいう。

２－３　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量

特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量	tCO_2

備考　特定事業活動以外の事業活動とは、いわゆるグランドファザリング対象事業活動をいう。

３　実測等に基づく算定方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　実測等の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

４　推計値を用いて算定する方法

番号	対象活動	当該算定方法により算定した二酸化炭素の排出量	推計値を用いて算定した理由・算定方法の内容
1		tCO_2	
2		tCO_2	
3		tCO_2	

備考　推計の対象が４以上の場合は、その数に応じて行を追加して記載すること。

計量器の報告

1　特定計量器の情報

番号	保有する工場等の名称	計量器の区分	測定対象	個数	有効期限
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

備考　８以上の場合は、行を追加すること。

2　特定計量器以外の計量器の情報

番号	保有する工場等の名称	計量器の区分	測定対象	個数	使用範囲	設置年月	現状の器差	精度改善に要する費用	精度改善に要する期間及び理由
1					～				
2					～				
3					～				
4					～				
5					～				
6					～				
7					～				

備考　８以上の場合は、行を追加すること。

様式第６（第19条関係）

訂正確認申請書

年　　月　　日

殿

住所

名称及び代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

以下の事項に関する確認を受けたく、申請します。

□訂正後の排出目標量

□訂正後の排出実績量

備考

１　確認を受けることを希望する対象の「□」欄に「レ」を記入すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７（第23条関係）

法人等保有口座の開設申請書

年　月　日

経済産業大臣　　殿

申請者　住所

名称及び代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第48条第３項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請します。

名称及び代表者の氏名（個人である場合にあっては、その氏名）	
本店又は主たる事務所の所在地（個人である場合にあっては、その脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う事務所の所在地）	
電話番号	
メールアドレス	

（法人である場合のみ）

脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う部署の名称	
脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う部署の住所	
電話番号	
メールアドレス	

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（第24条関係）

法人等保有口座名義人の名称等変更届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

届出者　住所

名称及び代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第49条第１項の規定により、法人等保有口座名義人の名称等に変更について、次のとおり届け出ます。

名称及び代表者の氏名 （個人である場合にあっては、その氏名）	
本店又は主たる事務所の所在地 （個人である場合にあっては、その脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う事務所の所在地）	
電話番号	
メールアドレス	

（法人である場合のみ）

脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う部署の名称	
脱炭素成長型投資事業者排出枠の管理を行う部署の住所	
電話番号	
メールアドレス	

備考

１　変更がない部分も含め、すべて記入すること。

２　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第27条関係）

排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付請求書

年　月　日

経 済 産 業 大 臣　　殿

請求者　住所

名称及び代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第55条の規定により、排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。

口座番号	
（ふりがな） 法人等保有口座名義人の名称又は氏名	

請求の内容	□　記録事項の全部	□　記録事項の一部

※記録事項の一部の請求をする場合には、以下に請求に係る事項を記載すること。

（請求に係る事項）

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

様式第10（第28条関係）

法人等保有口座の廃止申請書

年　月　日

経 済 産 業 大 臣　　殿

申請者　住所

名称及び代表者の氏名
（個人である場合にあっては、氏名）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則第28条第１項の規定により、法人等保有口座の廃止について、次のとおり申請します。

口座番号	
（ふりがな） 法人等保有口座名義人の名称又は氏名	

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

様式第11（第38条関係）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第132条第２項及び136条第４項の立入検査証

写

真

（押出スタンプ割印）

職　名

氏　名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　印

裏面

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律抜粋

（報告及び検査）

第132条　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（立入検査）

第136条　経済産業大臣は、第４章第１節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、化石燃料採取者等又はその化石燃料採取者等とその業務に関して関係のある事業者の事業場その他その業務に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、第34条第１項並びに第36条第１項及び第２項（これらの規定を第44条の規定により適用する場合を含む。）の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、その事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者の工場又は事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　経済産業大臣は、第67条から第69条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録確認機関又はその登録確認機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前３項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

９　第１項から第３項まで及び第５項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10　経済産業大臣は、その職員に第２項の規定による立入検査をさせるとき又は機構に第５項の規定により第２項の規定による立入検査を行わせるときは、あらかじめ、当該者の行う事業活動に係る事業所管大臣にその旨を通知するものとする。

第144条　第132条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

第145条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

四　第136条第２項又は第３項の規定による検査（同条第５項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

様式第12（第38条関係）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第136条第８項の

立入検査証

写

真

（押出スタンプ割印）

職　名

氏　名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　　印

裏面

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律抜粋

（立入検査）

第136条　経済産業大臣は、第４章第１節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、化石燃料採取者等又はその化石燃料採取者等とその業務に関して関係のある事業者の事業場その他その業務に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　経済産業大臣は、第34条第１項並びに第36条第１項及び第２項（これらの規定を第44条の規定により適用する場合を含む。）の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、その事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者の工場又は事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　経済産業大臣は、第67条から第69条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録確認機関又はその登録確認機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査を行わせることができる。

６　経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

８　第五項の規定により機構の職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

９　第１項から第３項まで及び第５項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10　経済産業大臣は、その職員に第２項の規定による立入検査をさせるとき又は機構に第５項の規定により第２項の規定による立入検査を行わせるときは、あらかじめ、当該者の行う事業活動に係る事業所管大臣にその旨を通知するものとする。

第145条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

四　第136条第２項又は第３項の規定による検査（同条第５項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

（脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令（令和六年経済産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。 （勘定区分） **第三条**　機構の会計においては、法第百二十四条の規定により経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算するものとする。 ２　（略） （収入支出予算） **第六条**　収入支出予算は、法第百二十四条の規定により設けた勘定ごとに、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。 （予算の添付書類） **第七条**　機構は、法第百二十二条第一項前段の予算の認可を受けようとするときは、予算に次に掲げる書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） ２　機構は、法第百二十二条第一項後段の予算の変更の認可を受けようとするときは、変更後の予算に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類も添付しなければならない。 一・二　（略） （事業計画） **第十一条**　法第百二十二条第一項の事業計画には、法第百十一条第一項各号に掲げる業務、同条第二項に掲げる業務並びに同条第三項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。 （資金計画） **第十二条**　法第百二十二条第一項の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ２　機構は、法第百二十二条第一項後段の資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （財務諸表） **第十三条**　法第百二十三条第一項に規定する書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （附属明細書） **第十四条**　機構が法第百二十三条第一項の規定により毎事業年度作成する附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　（略） 二　主な資産及び負債の明細に関する事項 イ～ハ　（略） （削る） ニ　（略） 三・四　（略）	（定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 （勘定区分） **第三条**　機構の会計においては、法第六十三条の規定により経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算するものとする。 ２　（略） （収入支出予算） **第六条**　収入支出予算は、法第六十三条の規定により設けた勘定ごとに、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。 （予算の添付書類） **第七条**　機構は、法第六十一条第一項前段の予算の認可を受けようとするときは、予算に次に掲げる書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） ２　機構は、法第六十一条第一項後段の予算の変更の認可を受けようとするときは、変更後の予算に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類も添付しなければならない。 一・二　（略） （事業計画） **第十一条**　法第六十一条第一項の事業計画には、法第五十四条第一項各号に掲げる業務及び同条第二項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。 （資金計画） **第十二条**　法第六十一条第一項の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ２　機構は、法第六十一条第一項後段の資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （財務諸表） **第十三条**　法第六十二条第一項に規定する書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （附属明細書） **第十四条**　機構が法第六十二条第一項の規定により毎事業年度作成する附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　（略） 二　主な資産及び負債の明細に関する事項 イ～ハ　（略） ニ　機構が行った出資額の明細 ホ　（略） 三・四　（略）

（事業報告書）

第十六条　機構が法第百二十三条第二項の規定により毎事業年度作成する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～七　（略）

（決算報告書）

第十七条　法第百二十三条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2　（略）

（閲覧期間）

第十九条　法第百二十三条第三項の期間は、五年とする。

（積立金等の処分に係る申請書類）

第二十条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第十二条第二項の書類は、中間事業年度（法第百二十五条第四項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）末の貸借対照表及び中間事業年度の損益計算書とする。

（借入金の認可の申請）

第二十一条　機構は、法第百二十六条第一項の資金の借入れ（借換えを含む。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（余裕金の運用方法）

第二十二条　法第百二十九条第三号の方法は、金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条の規定による令和八年度における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「新法」という。）第三十三条第一項の規定による届出（同項第四号及び新規則第十条第二項第七号の事項に限る。）については、新規則第十条第一項中「毎年度九月末日までに」とあるのは、「令和九年度の九月末日までに」とする。この場合において、同項ただし書の規定は、適用しない。

第三条　令和八年度における新法第三十四条第一項の脱炭素成長型投資事業者の割当てについては、新規則第十五条中「届出年度の十一月末日に」とあるのは、「令和九年度の十一月末日に」とする。

（事業報告書）

第十六条　機構が法第六十二条第二項の規定により毎事業年度作成する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～七　（略）

（決算報告書）

第十七条　法第六十二条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2　（略）

（閲覧期間）

第十九条　法第六十二条第三項の期間は、五年とする。

（積立金等の処分に係る申請書類）

第二十条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）第三条第二項の書類は、中間事業年度（法第六十四条第四項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）末の貸借対照表及び中間事業年度の損益計算書とする。

（借入金の認可の申請）

第二十一条　機構は、法第六十五条第一項の資金の借入れ（借換えを含む。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（余裕金の運用方法）

第二十二条　法第六十七条第三号の方法は、金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。

附　則

1　（略）

（経過措置）

2　法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第十一条の規定の適用については、第十一条中「第五十四条第一項各号」とあるのは、「第五十四条第一項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）」とする。

3　（略）

（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条の規定による令和八年度における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「新法」という。）第三十三条第一項の規定による届出（同項第四号及び新規則第十条第二項第七号の事項に限る。）については、新規則第十条第一項中「毎年度九月末日までに」とあるのは、「令和九年度の九月末日までに」とする。この場合において、同項ただし書の規定は、適用しない。

第三条　令和八年度における新法第三十四条第一項の脱炭素成長型投資事業者の割当てについては、新規則第十五条中「届出年度の十一月末日に」とあるのは、「令和九年度の十一月末日に」とする。

○経済産業省令第二十六号

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第八条の規定に基づき、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（利息） **第十六条**　法第八条の利息は、一年について一・一パーセントとする。 ２　（略）	（利息） **第十六条**　法第八条の利息は、一年について〇・二パーセントとする。 ２　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

環境大臣　石原　宏高

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第二条関係）	**別表**（第二条関係）
特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の〇
［略］	［略］	［略］
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］	［略］

改正後	改正前
別表（第二条関係）	**別表**（第二条関係）
特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］	［略］
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
［略］	［略］	［略］

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
	［略］	［略］
	規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五
	［略］	［略］
	規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の四〇
	規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の二五
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
	［略］	［略］
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の五
	規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の四五

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
	［略］	［略］
	規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五
	［略］	［略］
	規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の三〇
	規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三〇
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の〇
	［略］	［略］
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の四〇

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○環境省令第十号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項、第九条の九第二項、第十二条の三第一項及び第十五条の四の三並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の九（第七条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

環境大臣　石原　宏高

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～九　（略）

十　引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

イ～ハ　（略）

十一～十四　（略）

（広域的処理の認定の申請に係る書類）

第六条の十八　法第九条の九第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　次に掲げる事項を記載した事業計画

イ・ロ　（略）

ハ　当該申請に係る処理を委託して行い、又は行おうとする場合にあつては、当該処理の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所又はその名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））

ニ～ワ　（略）

二～九　（略）

（一般廃棄物の広域的処理の認定証）

第六条の二十二　令第五条の九に規定する認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

一　認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該認定に係る処理を委託して行う場合にあつては、当該処理の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名又はその名称及び法人番号）

三～五　（略）

六　認定を受けた者（当該認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）の事業の内容

（産業廃棄物管理票の交付を要しない場合）

第八条の十九　法第十二条の三第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～十二　（略）

十三　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十四条第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第二項第七号に規定する者である者に限る。）を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

改正前

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～九　（略）

十　引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

イ～ハ　（略）

十一～十四　（略）

（広域的処理の認定の申請に係る書類）

第六条の十八　法第九条の九第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　次に掲げる事項を記載した事業計画

イ・ロ　（略）

ハ　当該申請に係る処理を委託して行い、又は行おうとする場合にあつては、当該処理の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ニ～ワ　（略）

二～九　（略）

（一般廃棄物の広域的処理の認定証）

第六条の二十二　令第五条の九に規定する認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

一　認定を受けた者（当該認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第五号において同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（新規）

二～四　（略）

五　認定を受けた者の事業の内容

（産業廃棄物管理票の交付を要しない場合）

第八条の十九　法第十二条の三第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～十二　（略）

（新規）

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の改正規定　公布の日

二　第八条の十九の改正規定　令和八年四月一日

○防衛省令第八号

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日　　防衛大臣　小泉進次郎

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十九年内閣府令第七号）

二　防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十一号）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○文部科学省告示第六十七号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和八年三月三十日　　文部科学大臣　松本　洋平

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示

（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部改正）

第一条　大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの若しくは専攻科における学修又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの	四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

（短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部改正）

第二条　短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの若しくは専攻科における学修又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの	四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

（高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件の一部改正）

第三条　高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの若しくは専攻科における学修又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの	四　専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

（専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程の一部改正）

第四条　専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
専修学校の特定専門課程の修了者に係る専門士の称号に関する規程	専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程
（称号）	（目的）
第一条　専修学校の特定専門課程を修了した者は、専門士と称することができる。	**第一条**　この規程は、専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士又は高度専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。
（学則への記載）	（称号）
第二条　特定専門課程を置く専修学校は、当該特定専門課程を修了した者が専門士と称することができる旨を学則中に記載するものとする。	**第二条**　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の同法第百二十五条第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。 一　修業年限が二年以上であること。 二　全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科（次条第二号の表において単に「昼間学科又は夜間等学科」という。）	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）		三　試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。 四　次条の規定により認められた課程でないこと。

［条を削る。］

（高度専門士の称号）

第三条　専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

一　修業年限が四年以上であること。

二　全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
昼間学科又は夜間等学科	単位制による学科であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）		

三　体系的に教育課程が編成されていること。

四　試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

（公示）

第四条　文部科学大臣は、前二条の規定により認めた課程をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。課程の名称に変更があったときも、同様とする。

2　文部科学大臣は、前項の規定により公示した課程について、廃止されたとき又は第二条各号若しくは前条各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

［条を削る。］

（専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数の廃止）

第五条　専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数（平成十年文部省告示第百二十五号）は廃止する。

（大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部改正）

第六条　大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平成十一年文部省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　この規程において、「準備教育施設」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する専修学校（専門課程及び専攻科を除く。）及び各種学校並びに同条第三項に規定する教育施設をいう。	**第二条**　この規程において、「準備教育施設」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する専修学校(専門課程を除く。)及び各種学校並びに同条第三項に規定する教育施設をいう。
2・3　［略］	2・3　［同上］

（準備教育課程の開設等）

第七条　［略］

2　前項の規定により大学及び専修学校（専修学校の専門課程及び専攻科に限る。次項において同じ。）が開設する準備教育課程は、その学生以外の者を対象とするものとする。

3　第一項の規定により準備教育課程を開設する大学及び専修学校は、準備教育のための教育施設（以下「教育施設」という。）を付置するものとする。

（教員の資格）

第十三条　基礎教科の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、その担当する教科の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一～五　［略］

六　専修学校の専門課程及び専攻科（当該専門課程及び専攻科のそれぞれの修業年限を通算した修業年限が四年以上の場合を除く。）を修了した者で、大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したものであって、当該専門課程及び専攻科の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となるもの

七　専修学校の専門課程及び専攻科のそれぞれの修業年限を通算した修業年限を四年以上とする専門課程及び専攻科を修了した者で、一年以上大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したもの

八　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程の一部改正）

第七条　外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第百七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国大学等日本校の指定） **第一条**　文部科学大臣は、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第四号若しくは第二項第七号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条、第百七十七条第七号若しくは第百八十六条の二第七号、大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十四条第二項、専門職大学院設置基準第十三条第二項、専門職大学設置基準第二十四条第二項又は専門職短期大学設置基準第二十一条第二項の規定により外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（以下「外国大学等日本校」という。）を指定する場合には、我が国にある当該外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関（以下「在日外国大使館等」という。）に対し、次の各号のいずれにも該当することの確認を求めるものとする。 一・二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（外国大学等日本校の指定） **第一条**　文部科学大臣は、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第四号若しくは第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条若しくは第百七十七条第五号、大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十四条第二項、専門職大学院設置基準第十三条第二項、専門職大学設置基準第二十四条第二項又は専門職短期大学設置基準第二十一条第二項の規定により外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（以下「外国大学等日本校」という。）を指定する場合には、我が国にある当該外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関（以下「在日外国大使館等」という。）に対し、次の各号のいずれにも該当することの確認を求めるものとする。 一・二　［同上］

（準備教育課程の開設等）

第七条　［同上］

2　前項の規定により大学及び専修学校（専門課程に限る。）が開設する準備教育課程は、その学生又は生徒以外の者を対象とするものとする。

3　第一項の規定により準備教育課程を開設する大学及び専修学校（専門課程に限る。）は、準備教育のための教育施設（以下「教育施設」という。）を付置するものとする。

（教員の資格）

第十三条　基礎教科の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、その担当する教科の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一～五　［同上］

［号を加える。］

六　［同上］

2　［同上］

（博物館法施行規則第七条第一項に規定する学修を定める件の一部改正）

第八条　博物館法施行規則第七条第一項に規定する学修を定める件（平成二十一年文部科学省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
博物館法施行規則第七条に規定する学修を定める件	博物館法施行規則第七条第一項に規定する学修を定める件
第一条　博物館法施行規則（以下「規則」という。）第六条に規定する試験認定の科目のうち生涯学習概論に係る規則第七条に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。	**第一条**　博物館法施行規則（以下「規則」という。）第六条に規定する試験認定の科目のうち生涯学習概論に係る規則第七条第一項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。
一～四　［略］	一～四　［同上］
第二条　前条に規定するもののほか、規則第六条に規定する試験認定の科目に係る規則第七条に規定する学修は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の専門課程（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。）のうち修業年限が二年以上のもの又は専攻科（同法第百二十五条の二第二項に規定する専攻科をいう。）における学修その他の学修で、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。	**第二条**　前条に規定するもののほか、規則第六条に規定する試験認定の科目に係る規則第七条第一項に規定する学修は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修その他の学修で、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部改正）

第九条　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定の標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（目的）	（目的）
第一条　この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。）若しくは当該専門課程に置かれる学科又は専攻科（同法第百二十五条の二第二項に規定する専攻科をいう。）（以下これらを「専門課程等」という。）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの（以下「職業実践専門課程」という。）を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校の専門課程等における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とする。	**第一条**　この規程は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校の同法第百二十五条第一項に規定する専門課程（以下「専修学校専門課程」という。）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの（以下「職業実践専門課程」という。）を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とする。
（認定）	（認定）
第二条　文部科学大臣は、専修学校の専門課程等であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として認定することができる。	**第二条**　文部科学大臣は、専修学校専門課程であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として認定することができる。
一　学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程若しくは当該特定専門課程に置かれる学科又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定により文部科学大臣が別に指定する専攻科であること。	一　専修学校の大学設置基準第二十九条第一項の規定対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条又は第三条の規定により、当該専修学校専門課程の修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること。
二～四　［略］	二～四　［同上］
五　当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定により評価を受け、その結果を公表していること。	五　学校教育法施行規則第百八十九条において準用する同規則第六十七条に定める評価を行い、その結果を公表していること。
［号を削る。］	六　前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

六　当該専門課程等を置く専修学校において、企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

2　前項の規定により認定された専門課程等を置く専修学校は、当該専門課程等に関する情報の活用の促進に資するよう、当該専門課程等の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（認定の取消し）

第三条　文部科学大臣は、職業実践専門課程として認定をした専門課程等が廃止されたとき又は前条第一項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

（公示）

第四条　文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした専門課程等の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程の一部改正）

第十条　専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成三十年文部科学省告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定の標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（目的） **第一条**　この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。）若しくは当該専門課程に置かれる学科、専攻科（同法第百二十五条の二第二項に規定する専攻科をいう。）又は特別の課程（同法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程をいう。）（以下これらを「専門課程等」という。）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資することを目的とする。 （認定） **第二条**　文部科学大臣は、専修学校の専門課程等であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、キャリア形成促進プログラムとして認定することができる。 一　当該専門課程等の修了に必要な授業又は講習（以下「授業等」という。）を行う期間が二年未満であること。 二～六　［略］ ［号を削る。］	（目的） **第一条**　この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。以下同じ。）又は特別の課程（同法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資することを目的とする。 （認定） **第二条**　文部科学大臣は、専修学校の専門課程又は特別の課程（以下「課程」という。）であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、キャリア形成促進プログラムとして認定することができる。 一　課程の修了に必要な授業又は講習（以下「授業等」という。）を行う期間が二年未満であること。 二～六　［同上］ 七　審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。
七　企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。 2　専修学校は、前項の規定により認定された課程に関する情報の活用の促進に資するよう、当該認定された課程の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。 （認定の取消し） **第三条**　文部科学大臣は、職業実践専門課程として認定をした課程が廃止されたとき又は前条第一項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。 （公示） **第四条**　文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。 2　［同上］	

七　［略］	
八　当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定により評価を受け、その結果を公表していること。	
［号を削る。］	
九　当該専門課程等を置く専修学校において、企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。	
2　前項の規定により認定された専門課程等を置く専修学校は、当該専門課程等に関する情報の活用の促進に資するよう、当該専門課程等の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	
（認定の取消し）	
第三条　文部科学大臣は、前条第一項の規定により認定をした専門課程等が廃止されたとき又は同項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。	
（公示）	
第四条　文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした専門課程等の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。	
2　［略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
（専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程の一部改正）	
第十一条　専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和五年文部科学省告示第五十三号）を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改　正　後	改　正　前
（目的）	（目的）
第一条　この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。）若しくは当該専門課程に置かれる学科又は専攻科（同法第百二十五条の二第二項に規定する専攻科をいう。）（以下これらを「専門課程等」という。）であって、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とする。	**第一条**　この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。以下同じ。）の学科であって、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とする。
八　［同上］	
九　課程を置く専修学校において、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十九条において準用する同規則第六十七条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。	
十　前号の評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。	
十一　課程を置く専修学校において、企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。	
2　専修学校は、前項の規定により認定された課程に関する情報の活用の促進に資するよう、当該認定された課程の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	
（認定の取消し）	
第三条　文部科学大臣は、前条第一項の規定により認定をした課程が廃止されたとき又は同項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	
（公示）	
第四条　文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。	
2　［同上］	

（認定）

第二条　文部科学大臣は、専修学校の専門課程等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるものを、当該専修学校の設置者の申請に基づき、外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定することができる。

一　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）第二条第一項の規定により、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した専門課程等であること。

二　［略］

三　当該専門課程等に在籍する学生のうち外国人留学生が占める割合が二分の一以内であり、かつ、日本人学生との交流を図ることができる教育環境が整備されていること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる場合は、この限りでない。

イ　当該専門課程等を修了した学生の直前三年の就職率の平均が十分の九以上であること。

ロ　当該専門課程等において、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な単位数のうち、十単位以上を占めていること。

四　［略］

五　当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定により評価を行い、その結果を公表していること。

2　前項の規定による認定を受けた専門課程等を置く専修学校の設置者は、当該専門課程等が前項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

（認定の取消し）

第三条　文部科学大臣は、前条第一項の規定により認定をした専門課程等が廃止されたとき又は同項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

（公示）

第四条　文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした専門課程等の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの変更があったときも、同様とする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（認定）

第二条　文部科学大臣は、専修学校の専門課程の学科であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるものを、当該専修学校の設置者の申請に基づき、外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定することができる。

一　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）第二条第一項の規定により、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程であること。

二　［同上］

三　当該学科に在籍する生徒のうち外国人留学生が占める割合が二分の一以内であり、かつ、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境が整備されていること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる場合は、この限りでない。

イ　当該学科を修了した生徒の直前三年の就職率の平均が十分の九以上であること。

ロ　当該学科において、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な総授業時数のうち、三百時間以上を占めていること。

四　［同上］

［号を加える。］

2　前項の規定による認定を受けた専修学校の設置者は、当該認定を受けた学科が前項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

（認定の取消し）

第三条　文部科学大臣は、前条第一項の規定により認定をした学科が廃止されたとき又は同項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（公示）

第四条　文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした学科の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの変更があったときも、同様とする。

2　［同上］

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第四条による改正後の専修学校の特定専門課程の修了者に係る専門士の称号に関する規程は、この告示の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に専修学校の専門課程に入学した者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者に対する専門士の称号の付与については、なお従前の例による。

3　第九条による改正後の専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条第一項第八号に規定する評価については、当分の間、専修学校の学生の保護者その他の当該専修学校の関係者（当該専修学校の職員を除く。）による評価をもってこれに代えることができる。

○厚生労働省告示第百二十七号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十条の二第五項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和二年厚生労働省告示第二百九十四号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「算定省令」という。）第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。 一　当該年度の前年度における特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）の実施状況が、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　（略） ロ　単一型健康保険組合及び共済組合にあっては、特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。）の実施率（算定省令第四十条の二第三項に規定する特定保健指導の実施率をいう。）が百分の十以上であること。 （削除） （削除） （削除） 二　次のイからホまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。 イ　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和七年厚生労働省告示第百七十四号）別表（以下「別表」という。）の四の項又は五の項に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 ロ　別表の九の項又は十の項に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 ハ　別表の十四の項に掲げる基準を満たすこと。 ニ　別表の十六の項又は十八の項から二十の項までに掲げる基準のいずれかを満たすこと。この場合において、別表の十六の項中「がん検診を」とあるのは「がん検診のいずれかを」と読み替えるものとする。 ホ　別表の二十三の項から二十七の項まで又は二十九の項に掲げる基準のいずれかを満たすこと。	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「算定省令」という。）第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。 一　当該年度の前年度における特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）の実施状況が、次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。 イ　（略） ロ　特定保健指導（法第十八条第一項に規定する特定保健指導をいう。）の実施率（算定省令第四十条の二第三項に規定する特定保健指導の実施率をいう。）が次に掲げる保険者の種類に応じ、それぞれに掲げる率以上であること。 (1)　単一型健康保険組合　百分の七・五 (2)　共済組合　百分の十 (3)　総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団及び算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合　百分の三・五 二　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和二年厚生労働省告示第八十五号）の第二号から第七号までに掲げる要件を満たすものであること。この場合において、同告示第二号中「掲げる取組」とあるのは「掲げる取組のいずれか」と、同告示第五号イ中「がん検診を」とあるのは「がん検診のいずれかを」と読み替えるものとする。

○厚生労働省告示第百二十八号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、令和八年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率

令和八年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率は、次の各号に掲げる合計点数（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和七年厚生労働省告示第百七十四号）別表の上欄に掲げる基準に応じ、当該基準のそれぞれについて同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一　合計点数百四十四点以上　百分の九十九・五五九〇一〇一四

二　合計点数百三十四点以上百四十四点未満　百分の九十九・六三九八五八二六

三　合計点数百二十五点以上百三十四点未満　百分の九十九・七二〇七〇六四一

四　合計点数百十二点以上百二十五点未満　百分の九十九・八〇一五五四五五

五　合計点数百十二点未満　百分の九十九・八八二四〇二七

○厚生労働省告示第百二十九号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第三十二号、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の六第三項第三十二号及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第三十二号、厚生年金保険法施行規則第九条の六第三項第三十二号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程（平成二十八年厚生労働省告示第百八十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第三十二号、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の六第三項第三十二号及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科、航海専科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海）、海上技術コース（機関）、海上技術コース（航海専修）、海上技術コース（機関専修）、海上技術コース（航海専攻）及び海上技術コース（機関専攻）とする。	健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第三十二号、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の六第三項第三十二号及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科、航海専科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海）、海上技術コース（機関）、海上技術コース（航海専修）及び海上技術コース（機関専修）とする。

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示による改正後の健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十二号、厚生年金保険法施行規則第九条の六第三項第三十二号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程（以下「新告示」という。）に規定する独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海専攻）及び海上技術コース（機関専攻）（以下「海上技術コース（航海専攻）及び海上技術コース（機関専攻）」という。）に在学する生徒又は学生であった被保険者期間（令和七年四月から令和八年三月までの期間であって、当該期間内に国民年金法施行令第六条の六に掲げる生徒又は学生（海上技術コース（航海専攻）及び海上技術コース（機関専攻）に在学する生徒又は学生を除く。）でなかった期間に限る。）がある第一号被保険者等（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者をいう。）から同法第九十条の三第一項の規定による申請（同法第百九条の二の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。）があったときは、当該被保険者期間のうちこの告示の適用の際現に同法第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（この告示の適用の際現にその残余の額につき納付されたもの（令和八年三月分の保険料については、同法第九十一条に規定する当該保険料の納期限までに納付されたものを含む。）に限る。）に係る期間については、なお従前の例による。

第三条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）の前日までの間における健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する短時間労働者への健康保険の適用に係る生徒又は学生の範囲については、新告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　適用日の前日までの間における厚生年金保険法第十二条第五号ハに規定する短時間労働者への厚生年金保険の適用に係る生徒又は学生の範囲については、新告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百五十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、飼料添加物を次のように定める。 一・二　（略）	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、飼料添加物を次のように定める。 一・二　（略）

三　アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、安息香酸、エンテロコッカス　フェカーリス、エンテロコッカス　フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、β―グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム　ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス　コアグランス、バチルス　サブチルス、バチルス　セレウス、バチルス　バディウス、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム　サーモフィラム、ビフィドバクテリウム　シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス　アシドフィルス、ラクトバチルス　サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四　アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、クエン酸モランテル、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナイカルバジン、ナラシン、モネンシンナトリウム及びラサロシドナトリウム並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

五　前各号に掲げる物を二以上含有する製剤

○農林水産省告示第四百五十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第二条第二号の規定に基づき、昭和五十一年農林省告示第七百五十二号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第二条第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を次のように定める。	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第二条第二号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を次のように定める。
一　（略）	一　（略）
二　アンプロリウム・エトパベート製剤、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン製剤、クエン酸モランテル製剤及びナイカルバジン製剤	二　アンプロリウム・エトパベート製剤、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン製剤、クエン酸モランテル製剤、ナイカルバジン製剤及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製剤
三　亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、安息香酸、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカス　フェカーリス、エンテロコッカス　フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β―グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム　ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス　コアグランス、バチルス　サブチルス、バチルス　セレウス、バチルス　バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム　サーモフィラム、ビフィドバクテリウム　シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス　アシドフィルス、ラクトバチルス　サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤（新設）	三　アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、安息香酸、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカス　フェカーリス、エンテロコッカス　フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β―グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム　ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス　コアグランス、バチルス　サブチルス、バチルス　セレウス、バチルス　バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム　サーモフィラム、ビフィドバクテリウム　シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス　アシドフィルス、ラクトバチルス　サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤
四　前三号に掲げる物を二以上含有する製剤	四　アンプロリウム・エトパベート製剤、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン製剤、クエン酸モランテル製剤、ナイカルバジン製剤及びハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム製剤

○農林水産省告示第四百五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
備考 １・２　（略） ３　１の成分量並びに２の成分量及び値は、次のとおりとする。 第１章　（略） 第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 １　（略） ２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量 （略）	備考 １・２　（略） ３　１の成分量並びに２の成分量及び値は、次のとおりとする。 第１章　（略） 第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 １　（略） ２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量 （略）
フィターゼの種類：算出方法 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の８の(136) フィターゼ（その１）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(1)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(2)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(3)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(4)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(5)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(6)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(7)）：（略） 同(136) フィターゼ（その２の(8)）：（略）	フィターゼの種類：算出方法 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の８の(144) フィターゼ（その１）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(1)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(2)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(3)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(4)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(5)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(6)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(7)）：（略） 同(144) フィターゼ（その２の(8)）：（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

○農林水産省告示第四百五十七号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		
（略）		
別表		
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
1－（3－クロロ－4，5，6，7－テトラヒドロピラゾロ［1，5－*a*］ピリジン－2－イル）－5－［（シクロプロピルメチル）アミノ］－1*H*－ピラゾール－4－カルボニトリル（別名シクロピラニル）	0.06mg／kg体重／日	0.60mg／kg体重
4－［（5*S*）－5－（3，5－ジクロロ－4－フルオロフェニル）－5－（トリフルオロメチル）－4，5－ジヒドロ－1，2－オキサゾール－3－イル］－*N*－［（4*R*）－2－エチル－3－オキソ－1，2－オキサゾリジン－4－イル］－2－メチルベンズアミド並びにその（5*R*，4*R*）、（5*R*，4*S*）及び（5*S*，4*S*）異性体（別名イソシクロセラム）	0.026mg／kg体重／日	0.040mg／kg体重
3－メトキシカルボニルアミノフェニル－*N*－（3'－メチルフェニル）カーバメート（別名フェンメディファム）	0.075mg／kg体重／日	－
（略）		

改正前		
（略）		
別表		
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）		

○農林水産省告示第四百五十八号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四十条第二号の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第五百四十六号（農業保険法施行規則第四十条第一号の牛の出生後第五月の月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の年の末日前の日を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
2　1　（略） 2　規則第四十条第二号の規定により農林水産大臣が定める馬の出生の年の末日前の日は、北海道の区域にあっては出生後第二月の月の末日、鹿児島県の区域にあっては出生後第五月の月の末日とする。 （削る。）	2　1　（略） 2　規則第四十条第二号の規定により農林水産大臣が定める馬の出生の年の末日前の日は、北海道の区域にあっては出生後第四月の月の末日（次に掲げる地域にあっては、出生後第二月の月の末日）、鹿児島県の区域にあっては出生後第五月の月の末日とする。 北海道 室蘭市 苫小牧市 登別市

日高郡	幌泉郡	様似郡	浦河郡	新冠郡	沙流郡	むかわ町	安平町	勇払郡	白老郡	有珠郡	洞爺湖町	虻田郡	豊浦町	伊達市

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第四百五十九号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第七条第二項の規定に基づき、平成二十四年農林水産省告示第九号（種畜の等級の判定基準を定める等の件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

家畜改良増殖法施行規則第７条第１項の種畜の等級の判定基準は、次のとおりとする。

１・２　（略）

３　豚

		特級	１級	２級	級外
ヨークシャー種、バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種、ハンプシャー種及びデュロック種	血統	（略）	（略）	（略）	
	能力	（略）	（略）	（略）	
	体型	（略）	（略）		
その他の品種	血統		（略）	（略）	（略）
	能力		（略）	（略）	
	体型				

㈱　この告示において「血統証明書」とは、次に掲げる証明書をいう。

改正前

家畜改良増殖法施行規則第７条第１項の種畜の等級の判定基準は、次のとおりとする。

１・２　（略）

３　豚

		特級	１級	２級	級外
ヨークシャー種、バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種、ハンプシャー種及びデュロック種	血統	（略）	（略）	（略）	
	能力	（略）	（略）	（略）	
	体型	（略）	（略）		
その他の品種	血統		（略）	（略）	（略）
	能力		（略）	（略）	
	体型				

㈱　この告示において「血統証明書」とは、次に掲げる証明書をいう。

⑴　家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第32条の９第１項の規定により登録規程の承認を受けて家畜登録事業を行う者（以下「家畜登録機関」という。）が、当該登録規程の定めるところにより発行する家畜の血統についての証明書

⑵　法第32条の９第１項に規定する登録規程に定めがない品種については、外国の政府機関により発行され、かつ、家畜の血統を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書

別記１

１　牛

⑴・⑵　（略）

⑶　産肉能力検定

①　（略）

②　評価方法

現場後代検定又は間接検定において、次の評価基準を満たすものをＡクラスとし、それ以外のもの及び直接検定を受けているものをＢクラスとする。

評価基準

	日齢枝肉重量	脂肪交雑（Beef Marbling Standard）
黒毛和種	636（634）ｇ以上	8.6（3.3）以上
褐毛和種（熊本系）	658ｇ以上	4.4以上
褐毛和種（高知系）	587ｇ以上	3.8以上
日本短角種	587ｇ以上	2.2以上

注：黒毛和種の括弧内は間接検定（脂肪交雑は脂肪交雑評価基準）の評価基準であり、それ以外は現場後代検定の評価基準である。

２　豚

①　（略）

②　評価方法

ア　直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が５以上のものをＡクラスとし、４以下のものをＢクラスとする。

評価基準

	１日平均増体量	飼料要求率	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
ヨークシャー種	745ｇ以上	3.1以下	29㎠以上	1.8㎝以下
バークシャー種	745ｇ以上	3.1以下	29㎠以上	1.8㎝以下
ランドレース種	910ｇ以上	3.0以下	32㎠以上	2.1㎝以下
大ヨークシャー種	950ｇ以上	2.9以下	32㎠以上	2.0㎝以下
ハンプシャー種	1,100ｇ以上	2.8以下	33㎠以上	2.5㎝以下
デュロック種	1,100ｇ以上	2.8以下	33㎠以上	2.5㎝以下
相対重要度	3	2	1	2

イ　現場直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が３以上のものをＡクラスとし、２以下のものをＢクラスとする。

⑴　家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第32条の２第１項の規定により登録規程の承認を受けて家畜登録事業を行う者（以下「家畜登録機関」という。）が、当該登録規程の定めるところにより発行する家畜の血統についての証明書

⑵　法第32条の２第１項に規定する登録規程に定めがない品種については、外国の政府機関により発行され、かつ、家畜の血統を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書

別記１

１　牛

⑴・⑵　（略）

⑶　産肉能力検定

①　（略）

②　評価方法

現場後代検定又は間接検定において、次の評価基準を満たすものをＡクラスとし、それ以外のもの及び直接検定を受けているものをＢクラスとする。

評価基準

	日齢枝肉重量	脂肪交雑（Beef Marbling Standard）
黒毛和種	607（629）ｇ以上	7.2（3.3）以上
褐毛和種（熊本系）	697ｇ以上	3.9以上
褐毛和種（高知系）	562ｇ以上	3.4以上
日本短角種	602ｇ以上	2.2以上

注：黒毛和種の括弧内は間接検定（脂肪交雑は脂肪交雑評価基準）の評価基準であり、それ以外は現場後代検定の評価基準である。

２　豚

①　（略）

②　評価方法

ア　直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が５以上のものをＡクラスとし、４以下のものをＢクラスとする。

評価基準

	１日平均増体量	飼料要求率	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
ヨークシャー種	745ｇ以上	3.1以下	30㎠以上	1.7㎝以下
バークシャー種	745ｇ以上	3.1以下	30㎠以上	1.7㎝以下
ランドレース種	910ｇ以上	3.0以下	35㎠以上	1.8㎝以下
大ヨークシャー種	950ｇ以上	2.9以下	35㎠以上	1.6㎝以下
ハンプシャー種	1,070ｇ以上	2.9以下	35㎠以上	2.0㎝以下
デュロック種	1,070ｇ以上	2.9以下	35㎠以上	2.0㎝以下
相対重要度	3	2	1	2

イ　現場直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が３以上のものをＡクラスとし、２以下のものをＢクラスとする。

評価基準

	1日平均増体量	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
	3	1	2
ヨークシャー種	745ｇ以上	29㎠以上	1.8cm以下
バークシャー種	745ｇ以上	29㎠以上	1.8cm以下
ランドレース種	910ｇ以上	32㎠以上	2.1cm以下
大ヨークシャー種	950ｇ以上	32㎠以上	2.0cm以下
ハンプシャー種	1,100ｇ以上	33㎠以上	2.5cm以下
デュロック種	1,100ｇ以上	33㎠以上	2.5cm以下
相対重要度			

○農林水産省告示第四百六十号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第百六条の規定に基づき、昭和三十七年七月二日農林省告示第八百五十一号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

７の２の様式中「第29条の３第１項」を「第29条の３第１項」に改め、同様式の注意事項６中「第29条の２第２項各号」を「第29条の３第２項各号」に改める。

７の３の様式中「第29条の３」を「第29条の４」に改める。

７の４の様式中「第29条の５第１項」を「第29条の６第１項」に改める。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第二十七号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十九条第一項及び第百十六条第一項の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の規定に基づき参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律において使用する用語の例による。

（参考上限取引価格及び調整基準取引価格）

第二条　令和八年度の参考上限取引価格及び調整基準取引価格は、次の各号に掲げる価格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　参考上限取引価格　四千三百円

二　調整基準取引価格　千七百円

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（検討）

2　令和九年度から令和十二年度までの参考上限取引価格及び調整基準取引価格は、各年度の開始前に、次の各号に掲げる価格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を基礎とし、定めるものとする。

一　参考上限取引価格　当該各年度の前年度の参考上限取引価格の額に、一・〇三に当該各年度の国内企業物価指数の見通しの値（当該各年度の前年度において閣議の決定を経て定める経済見通しと経済財政運営の基本的態度について別添に掲げる当該各年度の国内企業物価指数の見通しの値をいう。以下同じ。）を加算した値を乗じて得た額

二　調整基準取引価格　当該各年度の前年度の調整基準取引価格の額に、一・〇三に当該各年度の国内企業物価指数の見通しの値を加算した値を乗じて得た額

評価基準

	1日平均増体量	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
	3	1	2
ヨークシャー種	745ｇ以上	30㎠以上	1.7cm以下
バークシャー種	745ｇ以上	30㎠以上	1.7cm以下
ランドレース種	910ｇ以上	35㎠以上	1.8cm以下
大ヨークシャー種	950ｇ以上	35㎠以上	1.6cm以下
ハンプシャー種	1,070ｇ以上	35㎠以上	2.0cm以下
デュロック種	1,070ｇ以上	35㎠以上	2.0cm以下
相対重要度			

○経済産業省告示第二十八号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第百十八条第四項の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準の一部を改正する告示

脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（令和六年経済産業省告示第百十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　対象事業活動支援に当たって機構が従うべき基準 機構の対象事業活動支援（債務保証、出資及び社債の引受け）の対象となる対象事業活動は、次の(1)から(5)までに定める基準をいずれも満たすこととする。 (1)　(略)	1　対象事業活動支援に当たって機構が従うべき基準 機構の対象事業活動支援（債務保証、出資及び社債の引受け）の対象となる対象事業活動は、次の(1)から(5)までに定める基準をいずれも満たすこととする。 (1)　(略)

⑵　ＧＸに資する技術の社会実装又は事業の推進 二酸化炭素の排出削減及び産業競争力強化・経済成長のいずれの実現も可能とする経済構造への円滑な移行（以下「ＧＸ」という。）を推進するため、ＧＸに資する投資の成否が企業や国の競争力の成否を左右することに鑑み、我が国企業等が保有する新技術など、ＧＸに資する技術の社会実装や、ＧＸに資する事業の推進に寄与するものであること。	⑵　ＧＸに資する技術の社会実装又は事業の推進 二酸化炭素の排出削減及び産業競争力強化・経済成長のいずれの実現も可能とする経済構造への円滑な移行（以下「ＧＸ」という。）を推進するため、ＧＸに資する投資の成否が企業や国の競争力の成否を左右することに鑑み、我が国企業等が保有する新技術など、ＧＸに資する技術の社会実装を行うとともに又はこれを活用した事業の推進に寄与するものであること。
⑶～⑸　（略）	⑶～⑸　（略）
２　対象事業活動支援全般について機構が努めるべき事項 対象事業活動支援を行うに当たっては、機構は、次の⑴から⑹について、そのいずれにも努めることとする。	２　対象事業活動支援全般について機構が努めるべき事項 対象事業活動支援を行うに当たっては、機構は、次の⑴から⑹について、そのいずれにも努めることとする。
⑴　対象事業活動支援の基本的な考え方 ①　（略） ②　こうしたリスク補完や案件の増加の結果、対象事業活動支援に充てる資金が必要となる場合には、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）第八十条第三項前段の規定による政府からの出資金を速やかに要請するとともに、法第百二十六条第一項前段の規定による金融機関その他の者からの一時的な借入れ等により、対象事業活動支援に支障が生じないように十分な資金の確保を行うこと。	⑴　対象事業活動支援の基本的な考え方 ①　（略） ②　こうしたリスク補完や案件の増加の結果、対象事業活動支援に充てる資金が必要となる場合には、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十三条第三項前段の規定による政府からの出資金を速やかに要請するとともに、法第六十五条第一項前段の規定による金融機関その他の者からの一時的な借入れ等により、対象事業活動支援に支障が生じないように十分な資金の確保を行うこと。
⑵　対象事業活動支援を推進する体制の確保 ①　（略） ②　対象事業活動支援を行うに当たっては、ＧＸの推進に関する情報のハブ機能を担う組織として、ＧＸの推進に資する投資その他の事業活動に関する調査研究、知識の普及及び啓発の機能の強化に取り組むとともに、国内外のＧＸに関する施策・事業・技術・金融等の動向を踏まえる必要があるため、必要に応じ、外部有識者の意見を積極的に聴取すること。 ③～⑤　（略）	⑵　対象事業活動支援を推進する体制の確保 ①　（略） ②　対象事業活動支援を行うに当たっては、国内外のＧＸに関する施策・事業・技術・金融等の動向を踏まえる必要があるため、必要に応じ、外部有識者の意見を積極的に聴取すること。 ③～⑤　（略）
⑶・⑷　（略）	⑶・⑷　（略）
⑸　ステークホルダーとの連携 ①　（略） ②　ＧＸに資する投資の拡大に向けて、民間金融機関に加えて、関係省庁並びに株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社産業革新投資機構、株式会社脱炭素化支援機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構及び株式会社日本貿易保険等の政府関係機関と連携し、効率的かつ効果的に対象事業活動支援を行うこと。	⑸　ステークホルダーとの連携 ①　（略） ②　ＧＸに資する投資の拡大に向けて、民間金融機関に加えて、関係省庁並びに株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社産業革新投資機構、株式会社脱炭素化支援機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構及び株式会社日本貿易保険等の政府関係機関と連携し、効率的かつ効果的に対象事業活動支援を行うこと。
⑹　（略）	⑹　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第二十九号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十二条第一項の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針を次のように定める。

令和八年三月三十日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定等
　第１節　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定（第４条―第８条）
　第２節　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて促進する投資に関する事項（第９条―第11条）
第３章　排出実績量の算定（第12条）
附則

第１章　総則

（定義）

第１条　この告示における用語の定義は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和５年政令第379号。第12条及び別表第１において「令」という。）、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第３号。以下「施行規則」という。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（令和８年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号。以下「主務省令」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

一　「小規模工場等」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）であって、特定工場等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第10条第２項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等、省エネ法第13条第２項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等、省エネ法第22条第２項に規定する第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、省エネ法第25条第２項に規定する第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、省エネ法第34条第２項に規定する第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、省エネ法第37条第２項に規定する第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、省エネ法第43条第２項に規定する第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は省エネ法第46条第２項に規定する第二種管理関係エネルギー管理指定工場等をいう。別表第２において同じ。）以外の工場等をいう。

二　「輸送手段」とは、貨物又は旅客を輸送（工場等の敷地外において行われる輸送（施行規則別表第１の２の項の二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者による当該輸送の区分における輸送、同表の３の項の本土と離島、沖縄島と離島及び離島と離島並びに離島内の交通を確保するための航路及び航空路における船舶又は航空機（最大離陸重量が70トン未満のものに限る。）による貨物又は旅客の輸送、同表の４の項の旅客輸送密度が４千人未満の鉄道の路線における旅客の輸送並びに同表の５の項の船舶による貨物若しくは旅客の運送（本邦内の各地間において発着するものを除く。）又は航空機の運航（本邦内の各地間におけるものを除く。）を除く。）に限る。）するための鉄道、自動車、船舶、航空機その他輸送手段をいう。

三　「割当年度」とは、法第34条第１項の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられる年度をいう。ただし、本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度の翌年度以降に割り当てられる場合にあっては、当該本来脱炭素成長型投資事業者排出枠が割り当てられるべき年度をいう。

四　「活動量」とは、別表第１の第１欄に掲げる特定事業活動に応じ、同表の第４欄に掲げる事業活動の規模を示す指標の数値をいう。

五　「基準活動量」とは、別表第１の備考の④から⑥までの規定に基づき算出される特定事業活動の規模を示す活動量をいう。

六　「燃料使用量」とは、その使用に伴いエネルギー起源二酸化炭素（第10号に規定するエネルギー起源二酸化炭素をいう。）を排出する燃料の使用量（単位は、ギガジュールとする。）をいう。

七　「基準燃料使用量」とは、別表第１の備考の⑦から⑨までの規定に基づき算出される事業活動の規模を示す燃料使用量をいう。

八　「エネルギー消費原単位」とは、工場等（小規模工場等を除く。）及び輸送手段については、省エネ法第16条第１項、第28条第１項、第40条第１項、第84条第３項、第85条第３項、第86条第３項、第107条第１項、第131条第１項、第136条第１項又は第145条第１項の規定による報告（以下この条及び別表第２において「省エネ法定期報告」という。）における当該工場等及び当該輸送手段に係るエネルギー消費原単位をいい、小規模工場等については、省エネ法定期報告における主として管理事務を行う本社等のエネルギー消費原単位をいう。

九　「基準エネルギー消費原単位」とは、別表第１の備考の⑩から⑫までの規定に基づき算出されるエネルギー消費原単位をいう。

十　「エネルギー起源排出量」とは、エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素（施行規則第６条第１項の表の１の項の第２欄に掲げる燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素をいい、第12号に規定する原材料起源二酸化炭素及び第14号に規定する副生燃料起源二酸化炭素を除く。以下「エネルギー起源二酸化炭素」という。）の排出量をいう。

十一　「基準エネルギー起源排出量」とは、別表第２の備考の①から⑥までの規定に基づき算出される特定事業活動以外の事業活動の規模を示すエネルギー起源排出量をいう。

十二　「原材料起源排出量」とは、原材料に係る活動に伴い発生する二酸化炭素（施行規則第６条第１項の表の１の項の第２欄に掲げる燃料の使用（還元剤として用いられる燃料の使用に限る。）並びに同表の２の項から17の項までの第２欄、同条第２項の表の第２欄、同条第３項の表の第２欄及び同条第４項の表の第２欄に掲げる活動に伴い発生する二酸化炭素をいう。以下「原材料起源二酸化炭素」という。）の排出量をいう。

十三　「基準原材料起源排出量」とは、別表第２の備考の⑦から⑨までの規定に基づき算出される特定事業活動以外の事業活動の規模を示す原材料起源排出量をいう。

十四　「副生燃料起源排出量」とは、副生燃料（石油コークス（国内で生産されたものに限る。）、コークス炉ガス、高炉ガス、発電用高炉ガス、転炉ガスその他製造工程における副産物として発生した燃料をいう。以下同じ。）の使用に伴い発生する二酸化炭素（以下「副生燃料起源二酸化炭素」という。）の排出量をいう。

十五　「基準副生燃料起源排出量」とは、別表第３の備考の①から④までの規定に基づき算出される事業活動の規模を示す副生燃料起源排出量をいう。

十六　「割当量」とは、法第34条第１項の規定により割り当てられる脱炭素成長型投資事業者排出枠の量をいう。

十七　「保有義務量」とは、法第36条第１項又は第２項の規定により通知される脱炭素成長型投資事業者排出枠の量をいう。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに関する基本的事項）

第２条　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ては、届出（法第33条第１項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る排出目標量を基礎として、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。

一　事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項

二　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項

２　排出目標量は、工場等又は輸送手段ごとに個別排出目標量（工場等又は輸送手段ごとに定める二酸化炭素の排出量の目標をいう。以下この条及び第５条において同じ。）を設定し、当該工場等又は当該輸送手段ごとに設定した個別排出目標量を合算して得られる量とする。ただし、次の各号に掲げる工場等又は輸送手段については、それぞれ次の各号に掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法により個別排出目標量を設定する。

一　小規模工場等　一以上の小規模工場等を所有する場合には、所有する全ての小規模工場等を一の工場等とみなして、個別排出目標量を設定すること。この場合において、特定事業活動が行われる小規模工場等を所有する場合であっても、所有する全ての小規模工場等を一の特定事業活動以外の事業活動が行われる工場等とみなし、個別排出目標量を設定すること。

二　小規模工場等以外の工場等又は輸送手段であって、当該工場等又は当該輸送手段において行われる二以上の事業活動が特定事業活動のみであるもの　事業活動ごとにそれぞれ一の特定事業活動が行われる工場等又は輸送手段とみなし、それぞれ個別排出目標量を設定すること。

三　小規模工場等以外の工場等又は輸送手段であって、当該工場等又は当該輸送手段において行われる事業活動が二以上であって、前号に掲げる工場等又は輸送手段以外のもの　事業活動ごとにそれぞれ一の特定事業活動が行われる工場等又は輸送手段と一の特定事業活動以外の事業活動を行う工場等又は輸送手段とみなして、それぞれ個別排出目標量を設定すること。

3　工場等又は輸送手段ごとに個別排出目標量を設定するに当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するものとする。

一　平成25年度以降における二酸化炭素の排出量の削減に関する事項

二　工場等の新設（所有する既存の工場等の同一敷地内に新設する場合（当該新設する工場等で行われる事業活動が特定事業活動であって、同一敷地内の既存の工場等で行われていないものである場合を除く。）又は小規模工場等を新設する場合を除く。以下同じ。）、工場等の廃止（小規模工場等を廃止する場合を除く。以下同じ。）その他工場等における二酸化炭素の排出量若しくは活動量の著しい増加又は減少に関する事項

三　輸送手段の新たな導入（既存の輸送手段と異なる輸送手段を新たに導入する場合又は既存の輸送手段を追加する場合であって当該追加する既存の輸送手段において行われる事業活動が既存の事業活動と異なる特定事業活動である場合をいう。以下同じ。）、輸送手段の廃止（輸送手段の全てを廃止する場合又は輸送手段の一部を廃止する場合であって当該廃止する輸送手段において行われる特定事業活動が当該廃止により完全に行われなくなる場合をいう。以下同じ。）その他輸送手段に係る二酸化炭素の排出量若しくは活動量の著しい増加又は減少に関する事項

（二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法）

第３条　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法は、次の各号に掲げる二酸化炭素の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　特定事業活動に伴う二酸化炭素　当該特定事業活動の基準活動量に当該特定事業活動の目指すべき水準（経済産業大臣が特定事業活動ごとに定める目指すべき原単位（生産量、輸送量その他の事業活動の規模を示す指標の単位当たりの当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量をいう。）をいう。附則第４条及び別表第１において同じ。）を乗じて得られる二酸化炭素の量と当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量とを比較する方法

二　特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素　当該事業活動の基準エネルギー起源排出量、基準原材料起源排出量及び基準副生燃料起源排出量にそれぞれ一定の削減率を乗じて得た量の合計量と当該事業活動に伴う二酸化炭素の排出量とを比較する方法

第２章　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定等

第１節　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量の算定方法）

第４条　割当年度における割当量は、次の各号に掲げる量を合算した量とする。

一　第５条の規定に基づき設定される割当年度における排出目標量（同条第１項第２号又は第３号の規定に基づき算定される当該年度より前の年度の割当量を適正化するための量を含む。）に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量

二　第６条又は第７条の規定に基づき算定される割当年度において追加する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量

三　第８条の規定に基づき算定される割当年度において調整する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量

（排出目標量の設定方法）

第５条　割当年度における排出目標量は、工場等又は輸送手段ごとの個別排出目標量（第１号に掲げる量に第２号に掲げる量を加算して得た量から、第３号に掲げる量を減じて得られる量をいう。）を合算した量とする。

一　次のイからハまでに掲げる量を合算した量

イ　別表第１の第１欄に掲げる特定事業活動の区分に応じ、同表の第２欄に掲げる方法により算定する特定事業活動に伴う二酸化炭素の量

ロ　別表第２の上欄に掲げる二酸化炭素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定する特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の量

ハ　別表第３の上欄に掲げる二酸化炭素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる方法により算定する事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量

二　次のイからホまでに掲げる量を合算した量

イ　事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において工場等を新設した場合、輸送手段を新たに導入した場合、事業譲渡等（事業の譲渡、財産の譲渡（事業の譲渡以外の財産の譲渡をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。）及び会社の分割をいう。以下同じ。）、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。）から工場等若しくは輸送手段を譲渡された若しくは承継された場合又は財産の譲渡により脱炭素成長型投資事業者から工場等若しくは輸送手段を譲渡された若しくは承継された場合における次の(1)から(3)までに掲げる量を合算した量

(1)　割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量について前号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度の活動量」と読み替える。

(2)　次の(i)及び(ii)に掲げる量を合算した量

(i)　割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量

(ii)　割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量

(3)　割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源排出量

ロ　特定事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均活動量（割当年度の前２か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量であって、活動量が燃料使用量である場合を除く。以下この条及び別表第１において同じ。）が割当年度の前年度の基準活動量に1.075を乗じた量以上である場合（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、割当年度の直近平均燃料使用量（割当年度の前２か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量をいう。以下同じ。）が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である場合であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位（割当年度の前２か年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した量をいう。以下同じ。）が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である場合とする。）における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1)　基準活動量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の増加分について前号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の基準活動量から割当年度の前々年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

(2)　基準活動量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の増加分について前号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の基準活動量から割当年度の前年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

ハ　特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である場合であり、かつ、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である場合における次の(1)及び(2)に掲げる量を合算した量

(1)　基準エネルギー起源排出量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の前々年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

⑵　基準エネルギー起源排出量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ニ　特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量（割当年度の前２か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量をいう。以下この条及び別表第１において同じ。）が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に1.075を乗じた量以上である場合における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準原材料起源排出量の増加による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準原材料起源排出量から割当年度の前々年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

⑵　基準原材料起源排出量の増加による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準原材料起源排出量から割当年度の前年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ホ　事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量（割当年度の前２か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量をいう。以下この条及び別表第３において同じ。）が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に1.075を乗じた量以上である場合における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準副生燃料起源排出量の増加による割当年度の前々年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ハ及び別表第３の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第３中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の前々年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

⑵　基準副生燃料起源排出量の増加による割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の増加分について前号ハ及び別表第３の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第３中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

三　次のイからへまでに掲げる量を合算した量

イ　事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において工場等を廃止した場合、輸送手段を廃止した場合又は財産の譲渡により他の事業者に工場等若しくは輸送手段を譲渡した若しくは承継した場合おける次の⑴に掲げる量

⑴　割当年度の前年度における割当量に、当該廃止又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数を当該前年度の年間総日数で除して得た値を乗じた量

ロ　特定事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に0.925を乗じた量以下である場合（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である場合であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい場合とする。）における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準活動量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の減少分について第１号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準活動量から割当年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

⑵　基準活動量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量の減少分について第１号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度の基準活動量から割当年度の基準活動量を減じた量」と読み替える。

ハ　特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である場合であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい場合における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準エネルギー起源排出量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

⑵　基準エネルギー起源排出量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準エネルギー起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量から割当年度の基準エネルギー起源排出量を減じた量」と、「エネルギー起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度におけるエネルギー起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ニ　特定事業活動以外の事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である場合における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準原材料起源排出量の減少による割当年度の前々年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準原材料起源排出量から割当年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

⑵　基準原材料起源排出量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準原材料起源排出量から割当年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ホ　事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に0.925を乗じた量以下である場合における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準副生燃料起源排出量の減少による割当年度の前々年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ハ及び別表第３の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第３中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

⑵　基準副生燃料起源排出量の減少による割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ハ及び別表第３の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第３中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ヘ　事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において、災害により工場等若しくは輸送手段が著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合、重要な経済上の危機若しくは全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合又は高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第１項に規定する特定施設である工場等について、同法に基づく保安検査（開放検査に限る。以下同じ。）を実施した場合における次の⑴に掲げる量

⑴　割当年度の前年度における割当量から、次の(i)から(iii)までに掲げる量の合算した量を減じた量

(i)　割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量について第１号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度における活動量」と読み替える。

(ii)　次の①及び②に掲げる量を合算した量。

①　割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量又は当該前年度における割当量（当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）のいずれか小さい量

②　割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量又は当該前年度における割当量（当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素に係るものに限る。）のいずれか小さい量

(iii)　割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源排出量又は当該前年度における割当量（当該事業活動以外の事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素に係るものに限る。）のいずれか小さい量。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって勘案すべき事項）

第６条　割当年度の前年度の排出目標量が当該前年度の保有義務量より少ない事業者であって、その行う主たる事業が次の各号に掲げる事業分野のいずれかに該当するものは、前条の規定に基づき算定される割当年度における排出目標量に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量に加えて、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを追加で受けることができる。

一　食料品製造業
二　飲料・たばこ・飼料製造業
三　繊維工業
四　木材・木製品製造業（家具・装備品製造業を除く。）
五　家具・装備品製造業
六　パルプ・紙・紙加工品製造業
七　化学工業
八　石油製品・石炭製品製造業
九　プラスチック製品製造業
十　ゴム製品製造業
十一　なめし革・同製品・毛皮製造業
十二　窯業・土石製品製造業
十三　鉄鋼業
十四　非鉄金属製造業
十五　はん用機械器具製造業
十六　生産用機械器具製造業
十七　業務用機械器具製造業
十八　電子部品・デバイス・電子回路製造業
十九　電気機械器具製造業
二十　情報通信機械器具製造業
二十一　輸送用機械器具製造業

２　前項の割当てを追加で受けることができる脱炭素成長型投資事業者排出枠の量は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

一　割当年度の前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の調達コスト（当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量（当該前年度の保有義務量から当該前年度の排出目標量を減じた量をいう。以下この条及び次条において同じ。）に当該前年度の年間平均取引価格（当該前年度における排出枠取引市場における脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の価格の平均額をいう。ただし、当該前年度において一度も排出枠取引市場において取引がされなかった場合には、当該前年度の参考上限取引価格の額とする。以下この条及び次条において同じ。）を乗じた額をいう。）を当該前年度の当該事業者の営業利益で除した量が0.04より大きい場合であって、当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量が０より大きい場合　当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量に0.5を乗じた量から、当該前年度の当該事業者の営業利益に0.02を乗じた値を当該前年度の年間平均取引価格で除し得た量を減じた量

二　割当年度の前年度の当該事業者の営業利益が０より小さい場合であって、当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量が０より大きい場合　当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量に0.5を乗じた量

第７条　割当年度の前年度の排出目標量が当該前年度の保有義務量より少ない事業者であって、次の各号に掲げる研究開発のいずれかを行うものは、第５条の規定に基づき算定される割当年度における排出目標量に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量に加えて、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを追加で受けることができる。

一　特許庁が公表するグリーン・トランスフォーメーション技術区分表に該当する技術の研究開発
二　グリーンイノベーション基金補助金による研究開発

２　前項の割当てを追加で受けることができる脱炭素成長型投資事業者排出枠の量は、次の各号に掲げる量のうち、いずれか小さい量とする。この場合において、当該量について、専門的な知識を有する者による適正であることの証明を受けなければならないものとする。

一　割当年度の前年度における前項各号に掲げる研究開発に係る当該事業者の研究開発費（当該研究開発に当たって国から交付を受けた補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第４項に規定する間接補助金等を含む。）又は委託金の額を除く。）から、その行う主たる事業分野における平均的な研究開発に係る研究開発費（当該前年度における当該事業者の売上高にγを乗じた額）を減じた値を、当該前年度の年間平均取引価格で除した値に相当する量

二　割当年度の前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量に0.1を乗じて得た量

（備考）

①　γは次の㈠から㈣までに掲げる事業分野ごとに、それぞれ㈠から㈣までに定める値とする。

㈠　製造業（石油製品・石炭製品製造業を除く。）　0.005

㈡　石油製品・石炭製品製造業、電気業、ガス業及び熱供給業　0.001

㈢　運輸業　0.0002

㈣　㈠から㈢までの事業分野以外の事業分野　0.0004

（法第34条第２項の割当量の調整）

第８条　法第34条第２項の規定により調整する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量は、次の各号に掲げる訂正の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

一　割当年度より前の年度の割当量に係る訂正　新たな事実に基づき算定する訂正後の割当量から訂正前の割当量を控除した量とする。

二　割当年度より前の年度の保有義務量に係る訂正　訂正前の保有義務量から新たな事実に基づき算定する訂正後の保有義務量を控除した量とする。

第２節　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて促進する投資に関する事項

（重点的に投資を促進する事業分野等）

第９条　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて重点的に投資を促進する事業分野及び当該事業分野に属する事業活動のうち投資の促進を通じて二酸化炭素の排出量を削減することが当該事業分野の産業競争力の強化にとって特に効果的であると認められるものは、次の表の上欄に掲げる事業分野及び同表の上欄に掲げる事業分野の区分に応じて、それぞれ同表の下欄で定める事業活動とする。

事　業　分　野	事　　業　　活　　動
主務省令第２条第１項第１号の洋紙製造業	主務省令第２条第２項第１号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第２号の板紙製造業	主務省令第２条第２項第２号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第３号のソーダ工業	主務省令第２条第２項第３号のソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第４号のカーボンブラック製造業	主務省令第２条第２項第４号のカーボンブラックの製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第５号の有機化学工業製品製造業	主務省令第２条第２項第５号のエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程及び有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第６号の石油精製業	主務省令第２条第２項第６号の石油精製工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第７号のゴム製品製造業	主務省令第２条第２項第７号のゴム製品の製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第８号の板ガラス製造業	主務省令第２条第２項第８号の板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第９号のガラスびん製造業	主務省令第２条第２項第９号のガラスびんの製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第10号のセメント製造業	主務省令第２条第２項第10号のセメントの製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第11号の石灰製造業	主務省令第２条第２項第11号の生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第12号の高炉による製鉄業	主務省令第２条第２項第12号の高炉による銑鉄の製造工程及び鋼材の製造工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第13号の電気炉による普通鋼製造業	主務省令第２条第２項第13号の電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第14号の電気炉による特殊鋼製造業	主務省令第２条第２項第14号の電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第15号のアルミニウム製造業	主務省令第２条第２項第15号の半製品の製造工程及び半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第16号の自動車製造業	主務省令第２条第２項第16号の乗用自動車の製造工程のうち塗装工程に係る事業活動
主務省令第２条第１項第17号の発電事業	主務省令第２条第２項第17号の発電に係る事業活動
主務省令第２条第１項第18号の貨物自動車運送事業	主務省令第２条第２項第18号の貨物の運送に係る事業活動
主務省令第２条第１項第19号の内航海運業	主務省令第２条第２項第19号の主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動
主務省令第２条第１項第20号の航空輸送事業	主務省令第２条第２項第20号の貨物又は旅客の輸送に係る事業活動

（新たな投資に資する研究及び技術開発）

第10条　脱炭素成長型投資事業者その他の事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者は、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略に基づき、次世代エネルギーの製造及びそれらを利用するための技術、排出削減が困難な分野における革新的な排出削減技術その他の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術の開発並びに普及に努めるものとする。

（投資環境の整備）

第11条　国は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略に基づき、投資に係る指標の策定その他の投資環境の整備に努めるものとする。

２　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のため、社会全体で脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資が実施されるよう、当該投資の実施に際して指標となる排出枠価格を形成するため、脱炭素成長型投資事業者その他の者は、排出枠取引市場における脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引に努めるものとする。特に、保有義務量に対して割当量が多い脱炭素成長型投資事業者については、脱炭素成長型投資事業者排出枠の売渡しを行い、当該売渡しにより得た収益を原資とし、更なる脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動の実施に努めるものとする。

第３章　排出実績量の算定

（排出実績量の算定）

第12条　割当年度の翌年度に経済産業大臣に報告する割当年度における排出実績量は、第１号に掲げる量に第２号に掲げる量を加算して得た量から第３号に掲げる量を減じて得た量とする。この場合において、第１号に掲げる量の算定に当たっては、令第１条並びに施行規則第８条及び第９条の規定を準用するものとし、当該算定に必要な燃料の使用量その他算定の基礎となる量の計量に当たっては、特定計量器（計量法（平成４年法律第51号）第２条第４項に規定する特定計量器をいう。）又はこれに類する計量器により正確な数値を得られるよう、努めるものとする。

一　割当年度において排出した二酸化炭素の量（割当年度において割当てを受けた輸送手段であって、当該輸送手段の当該年度の末日における輸送能力が基準（二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示（令和８年経済産業省・国土交通省告示第１号）に輸送の区分ごとに定める輸送能力の基準をいう。）未満であるものにおいて行われる事業活動に係る二酸化炭素の量を含む。）

二　自らが創出した国内認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第１条第５号に規定する国内認証排出削減量をいう。次号において同じ。）のうち、割当年度において移転をしたＪ－クレジット制度（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量（平成22年経済産業省・環境省告示第３号）第４号に規定するＪ－クレジット制度をいう。次号において同じ。）において認証をされた量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたもの並びにバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証をされたものを除く。）

三　次のイからヘまでに掲げる量を合算した量（ただし、第１号に掲げる量に0.1を乗じた量を上限とする。）

イ　割当年度において排出量調整無効化（調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成22年経済産業省・環境省告示第４号）第２第１項第１号に規定する排出量調整無効化をいう。以下この号及び第３項において同じ。）をした国内認証排出削減量のうち、Ｊ－クレジット制度において認証をされた量

ロ　割当年度において排出量調整無効化をした海外認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第１条第６号に規定する海外認証排出削減量をいい、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の一部を改正する件（令和７年経済産業省・環境省告示第１号）附則第３項の規定により海外認証排出削減量とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）

ハ　他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、割当年度において当該他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、Ｊ－クレジット制度において認証をされた量及び海外認証排出削減量

ニ　割当年度の翌年度の４月１日から６月30日までの期間において排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、Ｊ－クレジット制度において認証をされた量

ホ　割当年度の翌年度の４月１日から６月30日までの期間において排出量調整無効化をした海外認証排出削減量

ヘ　他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、割当年度の翌年度の４月１日から６月30日までの期間において当該他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、Ｊ－クレジット制度において認証をされた量及び海外認証排出削減量

２　割当年度の翌年度に経済産業大臣に報告する割当年度における排出実績量において、前項第３号ニからヘまでの規定に基づき算出した量を用いた場合には、割当年度の翌々年度に経済産業大臣に報告する割当年度の翌年度における排出実績量において、当該用いた量を用いることはできない。

３　災害その他やむを得ない事由により、割当年度の４月１日から割当年度の翌年度の６月30日までの期間において排出量調整無効化が困難であると経済産業大臣が認める場合には、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内において排出量調整無効化をし、割当年度における排出実績量を報告することができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　別表第一の備考の④から⑥までの規定は、令和八年度から令和十二年度までの脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに限り、その効力を有する。

（検討）

第三条　経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動の実施状況、諸外国の輸出産業の保護のための措置その他の我が国の国際競争力の維持又は向上に関する事項、二酸化炭素の排出に係る国内外の動向その他事情を勘案しつつ、この告示の規定の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条　経済産業大臣及び事業所管大臣は、特定事業活動の令和十二年度以降の目指すべき水準について、検討を加え、その結果に基づいて、この告示の施行後五年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

別表第１（第５条関係）

特定事業活動	算定式（単位は、トンとする。）	目指すべき水準	活動量
主務省令第２条第２項第１号の洋紙製造業におけるパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合（特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出（間接排出（当該特定事業活動に伴う他人から供給された電気又は熱を使用する場合における当該電気又は熱の供給に係る二酸化炭素の排出をいう。以下同じ。）を含む。）のうち当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出（間接排出を除く。）の占める割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　1.086 令和９年度　1.067 令和10年度　1.048 令和11年度　1.029 令和12年度　1.010	次の⑴から⑻までの合計量 ⑴新聞巻取紙の生産量（単位は、トンとする。以下この欄において同じ。）に1.30を乗じた量 ⑵非塗工印刷用紙の生産量に1.03を乗じた量 ⑶微塗工印刷用紙の生産量に0.969を乗じた量 ⑷塗工印刷用紙の生産量に0.761を乗じた量 ⑸情報用紙の生産量に1.07を乗じた量 ⑹包装用紙の生産量に0.803を乗じた量 ⑺衛生用紙の生産量に1.44を乗じた量 ⑻雑種紙の生産量に0.918を乗じた量

主務省令第２条第２項第２号の板紙製造業におけるパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.4668 令和９年度　0.4587 令和10年度　0.4506 令和11年度　0.4426 令和12年度　0.4345	次の⑴から⑸までの合計量 ⑴ライナーの生産量（単位は、トンとする。以下この欄において同じ。）に1.08を乗じた量 ⑵中しん紙の生産量に0.785を乗じた量 ⑶白板紙の生産量に1.12を乗じた量 ⑷黄板紙及び色板紙の生産量に1.16を乗じた量 ⑸雑板紙の生産量に1.33を乗じた量
主務省令第２条第２項第３号のソーダ工業におけるソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　1.606 令和９年度　1.578 令和10年度　1.550 令和11年度　1.522 令和12年度　1.495	電解槽払出か性ソーダの生産量（か性ソーダ濃度97％に換算した量とし、単位は、トンとする。）
主務省令第２条第２項第４号のカーボンブラック製造業におけるカーボンブラックの製造工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　1.918 令和９年度　1.885 令和10年度　1.852 令和11年度　1.818 令和12年度　1.785	次の⑴から⑾までの合計量 ⑴通常用途における窒素吸着比表面積50㎡／ｇ未満の品種の生産量（単位は、トンとする。以下この欄において同じ。）に0.97を乗じた量 ⑵通常用途における窒素吸着比表面積50㎡／ｇ以上100㎡／ｇ未満の品種の生産量に1.00を乗じた量 ⑶通常用途における窒素吸着比表面積100㎡／ｇ以上150㎡／ｇ未満の品種の生産量に1.60を乗じた量 ⑷特殊用途における窒素吸着比表面積50㎡／ｇ未満の品種の生産量に1.32を乗じた量 ⑸特殊用途における窒素吸着比表面積50㎡／ｇ以上100㎡／ｇ未満の品種の生産量に1.67を乗じた量 ⑹特殊用途における窒素吸着比表面積100㎡／ｇ以上150㎡／ｇ未満の品種の生産量に2.13を乗じた量 ⑺特殊用途における窒素吸着比表面積150㎡／ｇ以上200㎡／ｇ未満の品種の生産量に2.72を乗じた量 ⑻特殊用途における窒素吸着比表面積200㎡／ｇ以上250㎡／ｇ未満の品種の生産量に3.66を乗じた量 ⑼特殊用途における窒素吸着比表面積250㎡／ｇ以上300㎡／ｇ未満の品種の生産量に3.95を乗じた量 ⑽特殊用途における窒素吸着比表面積300㎡／ｇ以上350㎡／ｇ未満の品種の生産量に5.59を乗じた量 ⑾特殊用途における窒素吸着比表面積350㎡／ｇ以上400㎡／ｇ未満の品種の生産量に7.50を乗じた量

主務省令第２条第２項第５号の有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程及び有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動	(1)と(2)の合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうちナフサクラッカーに係る目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度におけるナフサクラッカーに係る基準活動量を乗じて得た量	(1)ナフサクラッカーに係る目指すべき水準 令和８年度　0.4791 令和９年度　0.4755 令和10年度　0.4719 令和11年度　0.4683 令和12年度　0.4647	(1)ナフサクラッカーに係る活動量 エチレンその他石油化学系基礎製品の生産量(単位は、トンとする。)
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち有機化学工業製品の製造工程に係る目指すべき水準に、当該年度における有機化学工業製品の製造工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(2)有機化学工業製品の製造工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.06146 令和９年度　0.06068 令和10年度　0.05990 令和11年度　0.05912 令和12年度　0.05834	(2)有機化学工業製品の製造工程に係る活動量 燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第２条第２項第６号の石油精製業における石油精製工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　6.607×10^{-3} 令和９年度　6.495×10^{-3} 令和10年度　6.383×10^{-3} 令和11年度　6.271×10^{-3} 令和12年度　6.160×10^{-3}	装置ごとの通油量、原料の投入量又は製品若しくは半製品の生産量に、当該装置の区分に応じてそれぞれ備考の⑬で定める係数を乗じた値の合計量
主務省令第２条第２項第７号のゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.05052 令和９年度　0.05024 令和10年度　0.04996 令和11年度　0.04967 令和12年度　0.04939	燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第２条第２項第８号の板ガラス製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.5491 令和９年度　0.5399 令和10年度　0.5307 令和11年度　0.5215 令和12年度　0.5123	次の(1)から(3)までの合計量 (1)通常品の溶融量（単位は、トンとする。以下この欄において同じ。） (2)超薄板品の溶融量に1.27を乗じた量 (3)型磨き品の溶融量に1.14を乗じた量
主務省令第２条第２項第９号のガラスびん製造業におけるガラスびんの製造工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.4945 令和９年度　0.4888 令和10年度　0.4832 令和11年度　0.4775 令和12年度　0.4719	ガラスびんの製造量（単位は、トンとする。）
主務省令第２条第２項第10号のセメント製造業におけるセメントの製造工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.8392 令和９年度　0.8370 令和10年度　0.8349 令和11年度　0.8328 令和12年度　0.8306	クリンカーの生産量（単位は、トンとする。）
主務省令第２条第２項第11号の石灰製造業における生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動	(1)から(3)までの合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち生石灰製造における原材料起源二酸化炭素に係る目指すべき水準に、生石灰製造における原材料起源二酸化炭素に係る基準活動量を乗じて得た値	(1)生石灰製造における原材料起源二酸化炭素に係る目指すべき水準 令和８年度　0.7332 令和９年度　0.7309 令和10年度　0.7286 令和11年度　0.7264 令和12年度　0.7241	(1)生石灰製造における原材料起源二酸化炭素に係る活動量 生石灰の生産量（単位は、トンとする。）
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち軽焼ドロマイト製造における原材料起源二酸化炭素に係る目指すべき水準に、軽焼ドロマイト製造における原材料起源二酸化炭素に係る基準活動量を乗じて得た値	(2)軽焼ドロマイト製造における原材料起源二酸化炭素に係る目指すべき水準 令和８年度　0.8257 令和９年度　0.8240 令和10年度　0.8224 令和11年度　0.8207 令和12年度　0.8190	(2)軽焼ドロマイト製造における原材料起源二酸化炭素に係る活動量 軽焼ドロマイトの生産量（単位は、トンとする。）
	(3)この項の第３欄の(3)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る目指すべき水準に、生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る基準活動量を乗じて得た値	(3)生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る目指すべき水準 令和８年度　0.2254 令和９年度　0.2232 令和10年度　0.2209 令和11年度　0.2187 令和12年度　0.2164	(3)生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る活動量 生石灰及び軽焼ドロマイトの生産量（単位は、トンとする。）

主務省令第２条第２項第12号の高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程及び鋼材の製造工程に係る事業活動	(1)と(2)の合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（粗鋼を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度に係る上工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(1)上工程に係る目指すべき水準 令和８年度　2.105 令和９年度　2.100 令和10年度　2.095 令和11年度　2.090 令和12年度　2.084	(1)上工程に係る活動量 銑鉄生産量（単位は、トンとする。）
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（粗鋼から鉄鋼製品を製造する工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(2)下工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.06944 令和９年度　0.06824 令和10年度　0.06704 令和11年度　0.06584 令和12年度　0.06464	(2)下工程に係る活動量 燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第２条第２項第13号の電気炉による普通鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動	(1)と(2)の合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（鋳片を製造するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に当該年度における直接排出割合を乗じて得た値に、当該年度における上工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(1)上工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.2618 令和９年度　0.2598 令和10年度　0.2578 令和11年度　0.2559 令和12年度　0.2539	(1)上工程に係る活動量 粗鋼生産量（単位は、トンとする。）
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（鋳片から鋼材製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(2)下工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.05168 令和９年度　0.05161 令和10年度　0.05155 令和11年度　0.05148 令和12年度　0.05142	(2)下工程に係る活動量 燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第２条第２項第14号の電気炉による特殊鋼製造業における電気炉による粗鋼の製造工程及び鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動	(1)と(2)の合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（溶解工程までの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に当該年度における直接排出割合を乗じて得た値に、当該年度における上工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(1)上工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.2910 令和９年度　0.2859 令和10年度　0.2809 令和11年度　0.2759 令和12年度　0.2708	(1)上工程に係る活動量 粗鋼生産量（単位は、トンとする。）
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（溶解工程より後の工程から鋼材製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(2)下工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.05143 令和９年度　0.05140 令和10年度　0.05136 令和11年度　0.05133 令和12年度　0.05129	(2)下工程に係る活動量 燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第２条第２項第15号のアルミニウム製造業における半製品の製造工程及び半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動	(1)と(2)の合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち上工程（半製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における上工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(1)上工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.2229 令和９年度　0.2196 令和10年度　0.2163 令和11年度　0.2131 令和12年度　0.2098	(1)上工程に係る活動量 半製品の生産量（単位は、トンとする。）に炉のサイズ及びチャージ数（時間当たりの鋳造回数をいう。以下同じ。）を踏まえた補正係数（工場等ごとに、備考⑭で定める方法により算定する値をいう。）を除した量
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち下工程（半製品からアルミニウム製品を生産するまでの工程をいう。以下この項において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における下工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(2)下工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.2696 令和９年度　0.2692 令和10年度　0.2689 令和11年度　0.2686 令和12年度　0.2682	(2)下工程に係る活動量 アルミニウム製品の生産量（単位は、トンとする。）
主務省令第２条第２項第16号の自動車製造業における乗用自動車の塗装工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.09971 令和９年度　0.09944 令和10年度　0.09918 令和11年度　0.09891 令和12年度　0.09864	次の(1)から(4)までの合計量 (1)車体とバンパーを別で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものを除く。）の生産台数に1.00を乗じた量 (2)車体とバンパーを別で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものに限る。）の生産台数に1.25を乗じた量 (3)車体とバンパーを一体で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものを除く。）の生産台数に1.04を乗じた量

			⑷車体とバンパーを一体で塗装する車両（上塗り塗装を複数回行うものに限る。）の生産台数に1.33を乗じた量
主務省令第２条第２項第17号の発電事業における発電に係る事業活動	⑴から⑻までの合計量		
	⑴この項の第３欄の⑴に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石炭を主燃料とする発電（非化石燃料（省エネ法第２条第３項に規定する非化石燃料をいう。以下この項において同じ。）及び副生燃料による発電、沖縄県において行われる発電並びに離島（電気事業法第２条第１項第８号イに規定する離島をいう。以下この項及び別表第３において同じ。）において行われる発電を除く。以下この⑴において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における石炭を主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑴石炭を主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　8.098×10^{-4} 令和９年度　8.081×10^{-4} 令和10年度　8.065×10^{-4} 令和11年度　7.616×10^{-4} 令和12年度　7.165×10^{-4}	⑴石炭を主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、石炭による発電の発電電力量（単位は、キロワットアワーとする。以下この項において同じ。）に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数（発電設備ごとに、備考⑮で定める方法により算定する値をいう。以下同じ。）を乗じた量の合計量
	⑵この項の第３欄の⑵に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうちＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電（非化石燃料及び副生燃料による発電、沖縄県において行われる発電並びに離島において行われる発電を除く。以下この⑵において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度におけるＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑵ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　3.857×10^{-4} 令和９年度　3.855×10^{-4} 令和10年度　3.853×10^{-4} 令和11年度　4.258×10^{-4} 令和12年度　4.656×10^{-4}	⑵ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
	⑶この項の第３欄の⑶に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石油等（重油、軽油、灯油その他燃料油をいう。以下この項において同じ。）を主燃料とする発電（非化石燃料及び副生燃料による発電、沖縄県において行われる発電並びに離島において行われる発電を除く。以下この⑶において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における石油等を主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑶石油等を主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　7.787×10^{-4} 令和９年度　7.703×10^{-4} 令和10年度　7.620×10^{-4} 令和11年度　7.206×10^{-4} 令和12年度　6.818×10^{-4}	⑶石油等を主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、石油等を主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
	⑷この項の第３欄の⑷に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち副生燃料による発電（沖縄県において行われる発電及び離島において行われる発電を除く。以下この⑷において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における副生燃料による発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑷副生燃料による発電に係る目指すべき水準 令和８年度　5.946×10^{-4} 令和９年度　5.926×10^{-4} 令和10年度　5.906×10^{-4} 令和11年度　5.886×10^{-4} 令和12年度　5.866×10^{-4}	⑷副生燃料による発電に係る活動量 発電設備ごとに、副生燃料による発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
	⑸この項の第３欄の⑸に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石炭を主燃料とする発電（沖縄県において行われる発電（非化石燃料及び副生燃料による発電並びに離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この⑸において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における石炭を主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑸石炭を主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　8.319×10^{-4} 令和９年度　8.319×10^{-4} 令和10年度　8.319×10^{-4} 令和11年度　8.083×10^{-4} 令和12年度　7.846×10^{-4}	⑸石炭を主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、石炭を主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
	⑹この項の第３欄の⑹に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうちＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電（沖縄県において行われる発電（非化石燃料及び副生燃料による発電並びに離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この⑹において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度におけるＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑹ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　3.938×10^{-4} 令和９年度　3.938×10^{-4} 令和10年度　3.938×10^{-4} 令和11年度　4.578×10^{-4} 令和12年度　5.218×10^{-4}	⑹ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、ＬＮＧ又は都市ガスを主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
	⑺この項の第３欄の⑺に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち石油等を主燃料とする発電（沖縄県において行われる発電（非化石燃料及び副生燃料による発電並びに離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この⑺において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における石油等を主燃料とする発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑺石油等を主燃料とする発電に係る目指すべき水準 令和８年度　8.506×10^{-4} 令和９年度　8.506×10^{-4} 令和10年度　8.506×10^{-4} 令和11年度　8.232×10^{-4} 令和12年度　7.958×10^{-4}	⑺石油等を主燃料とする発電に係る活動量 発電設備ごとに、石油等を主燃料とする発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量

	⑻この項の第３欄の⑻に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち副生燃料による発電（沖縄県において行われる発電（離島において行われる発電を除く。）に限る。以下この⑻において同じ。）に係る目指すべき水準に、当該年度における副生燃料による発電に係る基準活動量を乗じて得た量	⑻副生燃料による発電に係る目指すべき水準 令和８年度　7.137×10^{-4} 令和９年度　7.137×10^{-4} 令和10年度　7.137×10^{-4} 令和11年度　7.137×10^{-4} 令和12年度　7.137×10^{-4}	⑻副生燃料による発電に係る活動量 発電設備ごとに、副生燃料による発電の発電電力量に非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数を乗じた量の合計量
主務省令第２条第２項第18号の貨物自動車運送事業における貨物の運送に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　1.320×10^{-4} 令和９年度　1.297×10^{-4} 令和10年度　1.274×10^{-4} 令和11年度　1.251×10^{-4} 令和12年度　1.228×10^{-4}	次の⑴及び⑵の合計量 ⑴集配便（事業用自動車を使用して行う貨物の運送（貨物の運送に必要な冷蔵又は冷凍設備を有する自動車によるものを除く。以下この欄において同じ。）のうち、小口貨物の集荷又は配達を行う運送に係るものをいう。）の輸送トンキロ（貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量（単位はトンキロメートルとする。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に3.40を乗じた量 ⑵路線便（事業用自動車を使用して行う貨物の運送のうち、⑴以外の運送をいう。）の輸送トンキロ
主務省令第２条第２項第19号の内航海運業における主たる貨物が鋼材である運送に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　2.750×10^{-5} 令和９年度　2.737×10^{-5} 令和10年度　2.724×10^{-5} 令和11年度　2.711×10^{-5} 令和12年度　2.698×10^{-5}	次の⑴から⑶までの合計量 ⑴ロールオン・ロールオフ貨物船（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成24年国土交通省・環境省令第３号）第１条第10項に規定するロールオン・ロールオフ貨物船をいう。）の輸送トンキロに1.51を乗じた量 ⑵有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）第１条第５項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。）の輸送トンキロに1.99を乗じた量 ⑶一般貨物船（⑴のロールオン・ロールオフ貨物船及び⑵の有害液体物質ばら積船以外の船舶をいう。）の輸送トンキロに1.00を乗じた量
主務省令第２条第２項第20号の航空輸送事業における貨物又は旅客の輸送に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　1.148×10^{-3} 令和９年度　1.144×10^{-3} 令和10年度　1.141×10^{-3} 令和11年度　1.137×10^{-3} 令和12年度　1.133×10^{-3}	輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量（単位は、トンキロメートルとする。）

（備考）

① 割当年度における直接排出割合の算定方法は、割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（間接排出の量を除く。）を、当該前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（間接排出の量を含む。）で除した値とする。

② 令第１条並びに施行規則第８条及び第９条の規定は、①の特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（間接排出の量を除く。）の算定について準用する。

③ ①の算定における特定事業活動に伴う間接排出の量は次の㈠から㈣までに掲げる量を合算した量とする。

㈠ 電気（他者から供給されたものに限る。）の使用量（単位は、キロワットアワーとする。㈡において同じ。）に全国平均係数（電気の使用に係る標準的な二酸化炭素の排出係数として経済産業大臣が公表する係数をいう。以下この㈠及び㈡において同じ。）を乗じて得た量の合計

量。ただし、実測に基づく係数その他全国平均係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切なものを求めることができるときは、全国平均係数に代えて、当該係数を用いて、二酸化炭素の排出の量を算定することができる。

㈡　電気（他の自社の工場等から供給されたものに限る。）の使用量に実測に基づく係数その他全国平均係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切な係数を乗じて得た量の合計量。

㈢　次の表の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱（他者から供給されたものに限る。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。㈣において同じ。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た量の合計量。ただし、実測に基づく係数その他表に掲げる排出係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切なものを求めることができるときは、当該係数を用いて、二酸化炭素の排出の量を算定することができる。

熱　の　種　類	排　出　係　数
産業用蒸気	0.0654
産業用以外の蒸気、温水及び冷水	0.0532

㈣　熱（他の自社の工場等から供給されたものに限る。）の使用量に実測に基づく係数その他㈢の表に掲げる排出係数に相当する係数で二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切な係数を乗じて得た量の合計量。

④　割当年度における基準活動量は、次の㈠から㈨までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ㈠から㈨までに定める量とする。

㈠　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（⑤に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（⑤に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとの活動量を平均した量

㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この④において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度の活動量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段　当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準活動量

㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度の活動量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準活動量

㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までの活動量に当該年度の年間総日数を当該年度の４月１日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である工場等又は輸送手段とする。）　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい工場等又は輸送手段とする。）　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量

㈨　割当年度の前年度において法第34条第１項の規定による届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において㈡から㈧までの基準活動量の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該前年度の基準活動量

⑤　④の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、次の㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準活動量を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設し

た若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次の㈠及び㈡に掲げる場合に応じて、それぞれ㈠及び㈡に定める量とする。

㈠　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の活動量を平均した量

㈡　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の活動量

㈡　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準活動量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における活動量を、当該被害を受けた年度における活動量とみなし、基準活動量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における活動量を、当該被害を受けた各年度における活動量とみなし、基準活動量を算出する。）

㈢　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における活動量を、当該被害を受けた年度における活動量とみなし、基準活動量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における活動量を、当該被害を受けた各年度における活動量とみなし、基準活動量を算出する。）

㈣　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分の活動量に、12を７で除した値を乗じた量を当該年度の活動量とみなし、基準活動量を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、活動量を１年分に換算した量を各年度の活動量とみなし、基準活動量を算出する。

⑥　④の㈦及び㈧の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である工場等又は輸送手段とする。）又は直近平均活動量が割当年度の前年度の基準活動量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段（活動量が燃料使用量である工場等又は輸送手段については、直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい工場等又は輸送手段とする。）であって、割当年度の前年度において次の㈠から㈢までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準活動量を割当年度の基準活動量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準活動量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の活動量を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの活動量を平均した量とする。

㈠　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準活動量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈡　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準活動量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈢　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

⑦　割当年度における基準燃料使用量は、次の㈠から㈨までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ㈠から㈨までに定める量とする。

㈠　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（⑧に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（⑧に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量

㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑦において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度の燃料使用量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準燃料使用量

㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度の燃料使用量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準燃料使用量

㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までの燃料使用量に当該年度の年間総日数を当該年度の４月１日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段であり、かつ、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段であり、かつ、直近平均エネルギー消費原単位が当該前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値より大きい工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの燃料使用量を平均した量

㈨　割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において㈡から㈧までの基準燃料使用量の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該前年度の基準燃料使用量

⑧　⑦の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準燃料使用量を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次のｲ及びﾛに掲げる場合に応じて、それぞれｲ及びﾛに定める量とする。

ｲ　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の燃料使用量を平均した量

ﾛ　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の燃料使用量

㈡　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準燃料使用量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた各年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。）

㈢　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における燃料使用量を、当該被害を受けた各年度における燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。）

㈣　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分の燃料使用量に、12を７で除した値を乗じた量を当該年度の燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、各年度でそれぞれ除く期間に応じて、燃料使用量を１年分に換算した量を各年度の燃料使用量とみなし、基準燃料使用量を算出する。

⑨　⑦の㈦及び㈧の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、⑦の㈦に該当する工場等若しくは輸送手段又は⑦の㈧に該当する工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の㈠から㈢までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準燃料使用量を割当年度の基準燃料使用量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準燃料使用量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の燃料使用量を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの燃料使用量を平均した量とする。

㈠　災害等により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準燃料使用量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈡　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準燃料使用量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈢　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

⑩　割当年度における基準エネルギー消費原単位は、次の㈠から㈨までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ㈠から㈨までに定める値とする。

㈠　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度に届出を行っていない工場等（⑪に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（⑪に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値

㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑩において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度のエネルギー消費原単位

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段　当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー消費原単位

㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度のエネルギー消費原単位

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー消費原単位

㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までのエネルギー消費原単位

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値以上である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値以下である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値

㈨　割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において㈡から㈧までの基準エネルギー消費原単位の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該前年度の基準エネルギー消費原単位

⑪　⑩の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準エネルギー消費原単位を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次のイ及びロに掲げる場合に応じて、それぞれイ及びロに定める量とする。

イ　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度のエネルギー消費原単位を平均した値

ロ　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度のエネルギー消費原単位

㈡　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー消費原単位の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。）

㈢　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。）

㈣　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分のエネルギー消費原単位を当該年度のエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、それぞれ当該期間を除いた期間のエネルギー消費原単位を当該期間が属する各年度のエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。

⑫　⑩の㈦及び㈧の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値以上である工場等若しくは輸送手段又は直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値以下である工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の㈠から㈢までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位を割当年度の基準エネルギー消費原単位とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準エネルギー消費原単位の算出に当たっては、当該影響を受けた年度のエネルギー消費原単位を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値とする。

㈠　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー消費原単位の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈡　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準エネルギー消費原単位の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈢　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

⑬　装置係数は、次の表の上欄に掲げる装置に応じて、それぞれ下欄に掲げる係数とする。

装置の種類	通油量、原料の投入量又は製品若しくは半製品の生産量	装置係数
常圧蒸留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.000
減圧蒸留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.705

ビスブレーカー	通油量（単位は、バレルとする。）	1.317
ディレードコーカー	通油量（単位は、バレルとする。）	1.900
ニードルコーカー	通油量（単位は、バレルとする。）	2.613
ユリカ	通油量（単位は、バレルとする。）	2.565
フレキシコーカー	通油量（単位は、バレルとする。）	15.211
流動接触分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	4.170
残留炭素分が2.25％から3.5％までの残油流動接触分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	4.772
残留炭素分が3.5％を超える残油流動接触分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	5.927
水素化分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	2.206
残油水素化分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	3.325
ガソリン脱硫装置及びナフサ脱硫装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.691
灯油脱硫装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.569
軽油脱硫装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.667
直接式水素添加脱硫装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.344
間接式水素添加脱硫装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.733
接触改質装置	通油量（単位は、バレルとする。）	2.762
超臨界溶剤脱れき装置	通油量（単位は、バレルとする。）	2.185
溶剤脱れき装置	通油量（単位は、バレルとする。）	2.078
アルキル化装置及び重合装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	3.750
ブタン異性化装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.950
ペンタン及びヘキサン異性化装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.208
コークスカルサイナー	製品又は半製品の生産量（単位は、米トンとする。）	62.030
メタンから水素を製造するための改質装置	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとする。）	4.002
ナフサから水素を製造するための改質装置	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとする。）	3.603
特殊分留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.608
プロピレン製造装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.655
アスファルト製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	1.900
ポリマー混合によるアスファルト改質装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	0.475
硫黄回収装置	製品又は半製品の生産量（単位は、英トンとする。）	112.390
エチルターシャリーブチルエーテル製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	3.640
ブテン転換装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	3.800
硫酸再生装置	製品又は半製品の生産量（単位は、米トンとする。）	28.500
芳香族溶剤抽出装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.425
水素化脱アルキル装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.900
トルエン不均化装置及びトランスアルキル化装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.425
シクロヘキサン製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	2.090
キシレン異性化装置	通油量（単位は、米トンとする。）	1.425
パラキシレン製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	4.275
エチルベンゼン製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	1.188
クメン製造装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	3.800
ベンゼン分留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	0.855
トルエン分留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	0.950
キシレン分留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	1.235
重質芳香族分留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	0.665
キシレン異性体の混合物の分留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	1.425
オルトキシレン再蒸留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	1.900
エチルベンゼン蒸留塔	通油量（単位は、バレルとする。）	2.850

フルフラール溶剤以外による溶剤抽出装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.657
フルフラール溶剤による溶剤抽出装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.710
クロロカーボン溶剤による溶剤脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	5.564
メチルエチルケトン及びトルエン混合溶剤による溶剤脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	4.662
メチルエチルケトン溶剤又はメチルエチルケトン及びメチルイソブチルケトン混合溶剤による溶剤脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	3.961
ベンゼン及びケトン混合溶剤による溶剤脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	4.399
フィルタープレス脱ろう装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	0.855
ワックス異性化装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.235
水素化脱ろう装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.045
潤滑油水素化分解装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.921
ワックス脱油装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	8.153
潤滑油水素化精製装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.862
ワックス水素化精製装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.855
溶剤水素化精製装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.950
溶剤分留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.665
販売の用に供するための燃料ガス処理及び圧縮装置	原料の投入量（単位は、0.99234仏馬力とする。）	1.900
水素の製造のための部分酸化装置	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとする。）	5.079
残油部分酸化装置	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとする。）	1.006
メタノール合成装置	製品又は半製品の生産量（単位は、バレルとする。）	－24.650
排煙脱硫装置	原料の投入量（単位は、立方フィートとする。）	0.015
ノルマルパラフィン製造装置	通油量（単位は、バレルとする。）	3.325
空気分離装置	製品又は半製品の生産量（単位は、立方フィートとする。）	1.425
炭酸ガス液化装置	製品又は半製品の生産量（単位は、米トンとする。）	－106.390
海水淡水化施設	製品又は半製品の生産量（単位は、ガロンとする。）	24.700
固体燃料を使用するボイラー	製品又は半製品の生産量（単位は、千ポンドとする。）	3.136

⑭　炉のサイズ及びチャージ数を踏まえた補正係数は、次の㈠に掲げる値を㈡に掲げる値で除した量をいう。

㈠　保有する全ての工場等における半製品（スラブ及びビレットをいう。㈡において同じ。）の生産量に0.205を乗じた値

㈡　炉ごとに、1.903に当該炉のサイズ（単位は、トンとする。）をマイナス0.241乗した値及び当該炉のチャージ数（単位は、回／年とする。）をマイナス0.210乗した値を乗じた値に、当該炉における半製品の生産量を乗じて得た量の合計量

⑮　非化石燃料の混焼比率を踏まえた補正係数は、発電設備ごとに、次の㈠又は㈡に掲げる量のいずれか小さい値とする。

㈠　１を１から混焼比率（発電の用に供する燃料の熱量（単位はギガジュールとする。）を発電の用に供した非化石燃料の熱量で除した量をいう。㈡において同じ。）を減じた量で除した量

㈡　１を１から混焼比率を減じた量で除した量に0.2を乗じ得た値に、１を加算した値

⑯　基準活動量を算出するに当たって、活動量が算定できない場合には、次の㈠から㈢までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ㈠から㈢までに定める方法により活動量の推計値（以下この⑯において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準活動量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の届出の日までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

㈠　特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものを除く。）の活動量を推計する場合であって、推計する期間（以下「推計期間」という。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できる場合　次のイから㈡までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれイから㈡までに定める方法

イ　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法

ロ　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法

ハ　推計値の算定の対象となる期間が１月以上１年未満の場合　当該年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を当該年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法

㈡　推計値の算定の対象となる期間が１年の場合　前年度における当該特定事業活動の活動量を当該前年度における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量及び0.925を乗じる方法

㈡　特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものを除く。）の活動量を推計する場合であって、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できない場合　次の㈠から㈢までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ㈠から㈢までに定める方法

㈠　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

㈡　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

㈢　推計値の算定の対象となる期間が１月以上の場合　推計期間が属する年度の前２か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

㈢　特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものに限る。）の活動量を推計する場合であって、推計期間における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を計測できない場合　次の㈠から㈢までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ㈠から㈢までに定める方法

㈠　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

㈡　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

㈢　推計値の算定の対象となる期間が１月以上の場合　推計期間が属する年度の前２か年度中の各年度ごとの活動量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

別表第２（第５条関係）

二酸化炭素の種類	算　　定　　式
エネルギー起源二酸化炭素	割当年度における基準エネルギー起源排出量に、１から0.017にエネルギー起源排出量届出継続年度数（工場等又は輸送手段に関して、継続して届出を行っている年度の数をいう。ただし、継続して届出を行っている期間において、基準エネルギー起源排出量に変更（割当年度における変更を含む。）がある場合には、最後に変更があった年度以降に継続して届出を行っている年度の数をいう。）を乗じた値を減じて得た値を乗じて得た量
原材料起源二酸化炭素	割当年度における基準原材料起源排出量に、１から0.003に原材料起源排出量届出継続年度数（工場等又は輸送手段に関して、継続して届出を行っている年度の数をいう。ただし、継続して届出を行っている期間において、基準原材料起源排出量に変更（割当年度における変更を含む。）がある場合には、最後に変更があった年度以降に継続して届出を行っている年度の数をいう。）を乗じた値を減じて得た値を乗じて得た量

（備考）

①　割当年度における基準エネルギー起源排出量は、次の㈠から㈨までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ㈠から㈨までに定める量とする。

㈠　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（②に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（②に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量

㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この①において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度のエネルギー起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー起源排出量

㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度のエネルギー起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー起源排出量

㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までのエネルギー起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の４月１日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、次の㈠から㈢までのいずれにも該当する工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量

㈠　割当年度の直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に1.075を乗じた量以上である場合

㈡　直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値未満である場合

㈢　基準エネルギー起源排出量の変更後の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）について第５条第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量が、基準エネルギー起源排出量の変更前の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）より大きい場合

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、次の㈠から㈢までのいずれにも該当する工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した量

㈠　直近平均燃料使用量が割当年度の前年度の基準燃料使用量に0.925を乗じた量以下である場合

㈡　直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた量より大きい場合

㈢　基準エネルギー起源排出量の変更後の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）について第５条第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量が、基準エネルギー起源排出量の変更前の割当年度の前年度の割当量（エネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）より小さい場合

㈨　割当年度の前年度において届出を行っている工場等であって、割当年度において㈡から㈧までの基準エネルギー起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該年度の前年度の基準エネルギー起源排出量

②　①の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準エネルギー起源排出量を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次の㈠及び㈡に掲げる場合に応じて、それぞれ㈠及び㈡に定める量とする。

㈠　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度のエネルギー起源排出量を平均した量

㈡　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度のエネルギー起源排出量

㈡　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。）

㈢　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー起源排出量を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。）

㈣　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分のエネルギー起源排出量に、12を７で除した値を乗じた量を当該年度のエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、エネルギー起源排出量を１年分に換算した量を各年度のエネルギー起源排出量とみなし、基準エネルギー起源排出量を算出する。

③　①の㈦及び㈧の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、①の㈦の㈠から㈢までのいずれにも該当する工場等若しくは輸送手段又は①の㈧の㈠から㈢までのいずれにも該当する工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の㈠から㈢までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準エネルギー起源排出量を割当年度の基準エネルギー起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準エネルギー起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度のエネルギー起源排出量を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとのエネルギー起源排出量を平均した値とする。

㈠　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈡　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準エネルギー起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈢　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

④　エネルギー起源排出量に係る割当量の設定に当たっては、別表第２のエネルギー起源二酸化炭素の項の第２欄の規定に基づき算出された量に、早期排出削減量（過去のエネルギー起源排出量の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量をいう。⑤において同じ。）に0.8を乗じて得た量に、１から0.017に制度開始経過年度数（令和８年度においては、１とし、令和９年度以降においては、１に令和８年度からの経過年度数を加算した年度の数をいう。）を乗じた値を減じた値を乗じて得た値を加算することができる。

⑤　④の早期排出削減量は工場等（小規模工場等は除く。）又は輸送手段ごとに、起点年度平均エネルギー起源排出量（⑥の規定に基づき算出される早期排出削減量の算出の基礎となる量をいう。⑥において同じ。）に１から0.017に早期排出削減年度数（起点年度（平成25年度以降であって、最初に特定工場等となった年度の翌々年度をいい、平成23年度時点において、特定工場等に指定されていた工場等については平成25年度とする。）から届出を初めて行う年度の前々年度までの年度の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た値を減じた値を乗じて得た量から、届出を初めて行う年度の前３年度のエネルギー起源排出量の各年度のエネルギー起源排出量の合計量を３で除した量を減じた量とする。

⑥　⑤の起点年度平均エネルギー起源排出量は、次の㈠及び㈡に掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じ、それぞれ㈠及び㈡に定める量の合計量とする。

㈠　平成23年度から届出を初めて行う年度まで継続して省エネ法定期報告を行っている特定工場等又は輸送手段　平成24年度から平成26年度までの各年度に省エネ法又は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下この㈠及び㈡において「温対法」という。）に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量を３で除した量に、令和５年度から令和７年度までの各年度の特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量の合計量を令和５年度から令和７年度までの各年度において省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量で除した値を乗じた値

㈡　平成24年度以降に初めて省エネ法定期報告を行った特定工場等又は輸送手段であって、届出を初めて行う年度まで継続して省エネ法定期報告を行っているもの　特定工場等に指定された年度の翌年度から当該翌年度の翌々年度までの各年度に省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量を３で除した量に、令和５年度から令和７年度までの各年度の特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量の合計量を令和５年度から令和７年度までの各年度において省エネ法又は温対法に基づき国に報告したエネルギー起源排出量の合計量で除した値を乗じた値

⑦　割当年度における基準原材料起源排出量は、次の㈠から㈨までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ㈠から㈨までに定める量とする。

㈠　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（⑧に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（⑧に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量

㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この⑦において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度の原材料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準原材料起源排出量

㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度の原材料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準原材料起源排出量

㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までの原材料起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の４月１日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した量

㈨　割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において㈡から㈧までの基準原材料起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該前年度の基準原材料起源排出量

⑧　⑦の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準原材料起源排出量を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設し

た若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合に応じて、それぞれ(イ)及び(ロ)に定める量とする。

(イ)　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の原材料起源排出量を平均した量

(ロ)　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の原材料起源排出量

(ニ)　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準原材料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。）

(三)　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における原材料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。）

(四)　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分の原材料起源排出量に、12を７で除した値を乗じた量を当該年度の原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、原材料起源排出量を１年分に換算した量を各年度の原材料起源排出量とみなし、基準原材料起源排出量を算出する。

⑨　⑦の(ヒ)及び(ハ)の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等若しくは輸送手段又は直近平均原材料起源排出量が割当年度の前年度の基準原材料起源排出量に0.925を乗じた量以下である工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の(一)から(三)までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準原材料起源排出量を割当年度の基準原材料起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準原材料起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の原材料起源排出量を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの原材料起源排出量を平均した値とする。

(一)　災害等により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準原材料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

(二)　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準原材料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

(三)　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

⑩　基準エネルギー起源排出量又は基準原材料起源排出量を算出するに当たって、エネルギー起源排出量又は原材料起源排出量が算定できない場合には、次の(一)及び(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に定める方法によりエネルギー起源排出量又は原材料起源排出量の推計値（以下この⑩において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準エネルギー起源排出量又は基準原材料起源排出量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の届出の日までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

(一)　特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を推計する場合　次の(イ)から(ハ)までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める方法

(イ)　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

(ロ)　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

(ハ)　推計値の算定の対象となる期間が１月以上の場合　推計期間が属する年度の前２か年度中の各年度ごとの当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

(二)　特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を推計する場合　次の(イ)から(ハ)までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める方法

(イ)　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

(ロ)　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

(ハ)　推計値の算定の対象となる期間が１月以上の場合　推計期間が属する年度の前２か年度中の各年度ごとの当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

別表第３（第５条関係）

二酸化炭素の種類	算定式
副生燃料起源二酸化炭素	割当年度における基準副生燃料起源排出量に、１から0.003に副生燃料起源排出量届出継続年度数（工場等又は輸送手段に関して、継続して届出を行っている年度の数をいう。ただし、継続して届出を行っている期間において、基準副生燃料起源排出量に変更（割当年度における変更を含む。）がある場合には、最後に変更があった年度以降に届出を行っている年度の数をいう。）を乗じた値を減じて得た値を乗じて得た量

（備考）

①　割当年度における基準副生燃料起源排出量は、次の(一)から(九)までに掲げる工場等又は輸送手段の区分に応じて、それぞれ(一)から(九)までに定める量とする。

(一)　設立後３か年度以上経過（年度の途中において設立した場合にあっては、当該設立の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している工場等であって、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等（②に掲げる場合を除く。）又は導入後３か年度以上経過（年度の途中において導入した場合にあっては、当該導入の日から最初の３月31日までの年度を１か年度とみなす。）している輸送手段であって、割当年度の前年度において届出を行っていない輸送手段（②に掲げる場合を除く。）　割当年度の前３年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量

㈡　割当年度の前年度において新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者（割当年度の前年度において届出を行った者を除く。以下この①において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等又は割当年度の前年度において新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者以外の者から譲渡された若しくは承継された輸送手段　当該前年度の副生燃料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈢　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者（当該事業譲渡等の時点において脱炭素成長型投資事業者でない者であって、割当年度の前年度において届出を行った者を含む。以下この㈢及び㈣において同じ。）から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　当該前年度において譲渡元又は承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準副生燃料起源排出量

㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度の副生燃料起源排出量に当該前年度の年間総日数を当該譲渡又は承継の日から当該前年度の３月31日までの日数で除した値を乗じた量

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準副生燃料起源排出量

㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までの副生燃料起源排出量に当該年度の年間総日数を当該年度の４月１日から当該承継の日までの期間で除した値を乗じた量

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に0.925を乗じた量以下である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した量

㈨　割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において㈡から㈧までの基準副生燃料起源排出量の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該前年度の基準副生燃料起源排出量

②　①の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準副生燃料起源排出量を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次のイ及びロに掲げる場合に応じて、それぞれイ及びロに定める量とする。

イ　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度の副生燃料起源排出量を平均した量

ロ　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度の副生燃料起源排出量

㈡　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準副生燃料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。）

㈢　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度における副生燃料起源排出量を、当該被害を受けた各年度における副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。）

㈣　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分の副生燃料起源排出量に、12を７で除した値を乗じた量を当該年度の副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、当該期間が属する各年度でそれぞれ除く期間に応じて、副生燃料起源排出量を１年分に換算した量を各年度の副生燃料起源排出量とみなし、基準副生燃料起源排出量を算出する。

③　①の㈦及び㈧の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等若しくは輸送手段又は直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に0.925を乗じた量未満である工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の㈠から㈢までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量を割当年度の基準副生燃料起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準副生燃料起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の副生燃料起源排出量を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した値とする。

㈠　災害等により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準副生燃料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈡　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準副生燃料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈢　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

④　副生燃料起源排出量は次の㈠及び㈡に掲げる量を合算した量から、㈢に掲げる量を減じた量とする。

㈠　特定事業活動（次の表の上欄に掲げるものに限る。）における副生燃料使用量（自社の他の工程又は他者から供給されたものに限る。）に、副生燃料の排出係数（施行規則第６条第１項の表の１の項の第２欄に掲げる副生燃料の使用の区分に応じて、それぞれ同表の第４欄に掲げる係数をいう。㈡及び㈢において同じ。）から業種平均排出係数（同表の上欄に掲げる特定事業活動の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める係数をいう。）に0.85を乗じて得た値を減じた値を乗じて得た量

特　定　事　業　活　動	業種平均排出係数
主務省令第２条第２項第１号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	0.0417
主務省令第２条第２項第２号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	0.0731
主務省令第２条第２項第３号のソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動	0.0840
主務省令第２条第２項第５号イのエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程に係る事業活動	0.0517
主務省令第２条第２項第６号の石油精製工程に係る事業活動	0.0634
主務省令第２条第２項第８号の板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動	0.0665
主務省令第２条第２項第９号のガラスびんの製造工程に係る事業活動	0.0501
主務省令第２条第２項第10号のセメントの製造工程に係る事業活動	0.0620
主務省令第２条第２項第11号の生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動（原材料起源二酸化炭素に係るものを除く。）	0.0547
主務省令第２条第２項第13号イの電気炉による粗鋼の製造工程に係る事業活動	0.0727
主務省令第２条第２項第14号イの電気炉による粗鋼の製造工程に係る事業活動	0.0782
主務省令第２条第２項第15号イの半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動	0.0520
主務省令第２条第２項第15号ロの半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動	0.0521
主務省令第２条第２項第16号の乗用自動車の製造工程のうち塗装工程に係る事業活動	0.0511
主務省令第２条第２項第17号の発電に係る事業活動（沖縄県において行われるもの及び離島において行われるものを除く。）	0.0702
主務省令第２条第２項第17号の発電に係る事業活動（沖縄県において行われるもの（離島において行われるものを除く。）に限る。）	0.0826

㈡　特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものに限る。）及び特定事業活動以外の事業活動における副生燃料使用量に、副生燃料の排出係数を乗じて得た量

㈢　特定事業活動（主務省令第２条第２項第４号のカーボンブラックの製造工程に係る事業活動及び主務省令第２条第２項第12号イの高炉による銑鉄の製造工程に係る事業活動に限る。）に伴い発生した副生燃料のうち他者に供給した副生燃料の量に、副生燃料の排出係数を乗じて得た量

⑤　基準副生燃料起源排出量を算出するに当たって、副生燃料起源排出量が算定できない場合には、次の㈠から㈢までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ㈠から㈢までに定める方法により副生燃料起源排出量の推計値（以下この⑤において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準副生燃料起源排出量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の届出の日までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

㈠　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動に伴う副生燃料起源排出量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

㈡　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動に伴う副生燃料起源排出量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

㈢　推計値の算定の対象となる期間が１月以上の場合　推計期間が属する年度の前２か年度中の各年度ごとの当該事業活動に伴う副生燃料起源排出量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法

○経済産業省国土交通省告示第一号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第三号）別表第一の二の項の規定に基づき、二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則別表第一の二の項の二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者は、次の表の上欄に掲げる貨物又は旅客の輸送の区分ごとに、二酸化炭素の排出量を算定する年度の末日における同表の中欄に掲げる貨物又は旅客の輸送能力が、それぞれ同表の下欄に掲げる基準以上である者（船舶による貨物の輸送及び船舶による旅客の輸送の区分については、同表の中欄第一号に掲げる輸送能力が、それぞれ同表の下欄に掲げる基準以上であり、かつ、同表の中欄第二号に掲げる輸送能力が、それぞれ同表の下欄に掲げる基準以上である者とする。）以外の者とする。

鉄道による貨物の輸送		
鉄道（軌道を含む。）による旅客の輸送	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する車両であって貨物の輸送の用に供するものの数	三百両
	鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業を含む。）の用に供する車両であって旅客の輸送の用に供するものの数	三百両
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する事業用自動車（以下「事業用自動車」という。）であって貨物の輸送の用に供するもの（以下「自家用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	事業用貨物自動車（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限り、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下同じ。）を除く。）の数	二百台
事業用自動車以外の自動車であって貨物の輸送の用に供するもの（以下「自家用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	自家用貨物自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の数 一　被けん引車 二　三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（被けん引車を除く。）	二百台
乗合自動車による旅客の輸送	道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数	二百台
乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送	道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数	三百五十台
船舶による貨物の輸送		
	一　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項第一号の内航運送をする事業の用に供する船舶の合計総トン数	二万トン
	二　内航海運業法第二条第二項第一号の内航運送をする事業の用に供する船舶の数	四十隻
船舶による旅客の輸送		
	一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）に限る。以下同じ。）の用に供する船舶の合計総トン数	二万トン
	二　海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶の数	四十隻
航空機による貨物又は旅客の輸送		
	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計	九千トン

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省国土交通省告示第二号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第三号）別表第一の備考の規定に基づき、旅客輸送密度及び旅客営業キロの算定に関し必要な事項を定める告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

旅客輸送密度及び旅客営業キロの算定に関し必要な事項を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（施行規則別表第一の四の項の旅客輸送密度の算定方法）

第二条　施行規則別表第一の四の項の旅客輸送密度は、発売乗車券を基礎として算定した当該区間における基準期間（法第三十三条第一項の規定による届出を行う年度の前三年度をいう。以下同じ。）の旅客輸送量（単位は、輸送人キロとする。）を、基準期間の日数に当該区間における旅客営業キロを乗じて得た値で除して算定するものとする。

2　前項の旅客営業キロは、基準期間の初日における当該区間の旅客営業キロとする。ただし、基準期間内において当該旅客営業キロの変更があったときは、当該変更前の旅客営業キロに基準期間のうち当該変更前の旅客営業キロに係る期間の日数を乗じて得た値と当該変更後の旅客営業キロに係る期間の日数を乗じて得た値を合計して得た値を、基準期間の日数で除して得た値とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十七号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
海事産業関連技術研究開発費補助金	機械及び装置	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六年
		（略）	（略）	（略）
造船業再生支援基金補助金	（略）	（略）	（略）	（略）
船舶生産関連技術研究開発費補助金				
（略）				

改正後

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
海事産業関連技術研究開発費補助金	機械及び装置	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備	六年
		（略）	（略）	（略）
（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）
船舶生産関連技術研究開発費補助金				
（略）				

改正前

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

その他告示

○金融庁法務省告示第一号

社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年大蔵省司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

金融庁長官　伊藤　豊

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　社債等登録法施行令第一条第一項第一号（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ト看做サルル債券ヲ発行スル法人ヲ含ム）ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ト看做サルル債券ヲ発行スル法人ノ名称	登録事務ヲ取扱フ場所 ［略］
一　社債等登録法施行令第一条第一項第一号（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ト看做サルル債券ヲ発行スル法人ヲ含ム）ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノ及ビ他ノ法令ニ依リ社債等登録法第十四条ノ規定ニ基ヅキ同法ガ準用サルル債券ト看做サルル債券ヲ発行スル法人ノ名称	登録事務ヲ取扱フ場所 ［同上］

株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都港区六本木一丁目 株式会社ＳＢＩ新生銀行法人事務部
［略］	
二　社債等登録法施行令第一条第一項第二号本文（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノヲ含ム）ノ会社ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノノ名称	登録事務ヲ取扱フ場所
［略］	
株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都港区六本木一丁目 株式会社ＳＢＩ新生銀行法人事務部
［略］	
四　社債等登録法施行規則第十二条第一項ノ登録機関及其ノ支店	登録機関ノ名称
［略］	
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 株式会社みずほ銀行資本市場部
株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都港区六本木一丁目 株式会社ＳＢＩ新生銀行法人事務部

備考　表中の［　］の記載は注記である。

株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目 株式会社ＳＢＩ新生銀行本店
［同上］	
二　社債等登録法施行令第一条第一項第二号本文（社債等登録法施行令第十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ会社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノヲ含ム）ノ会社ノ商号又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非サルモノノ名称	登録事務ヲ取扱フ場所
［同上］	
株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目 株式会社ＳＢＩ新生銀行本店
［同上］	
四　社債等登録法施行規則第十二条第一項ノ登録機関及其ノ支店	登録機関ノ名称
［同上］	
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 株式会社みずほ銀行資本市場部

○金融庁
財務省告示第一号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年金融庁財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

金融庁長官　伊藤　豊
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］		［同上］	
ウニクレジット　バンク　ゲーエム　ベーハー	ドイツ連邦共和国　ミュンヘン市　アラベラストラッセ　十二	ウニクレジット　バンク　アーゲー	ドイツ連邦共和国　ミュンヘン市　アラベラストラッセ　十二

［略］	
クリアストリーム　ヨーロッパアーゲー	ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　エシュボルン　メルゲンタラーアリー六十一
［略］	
インテサ　サンパオロ　バンク　ルクセンブルグ	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブールヴァール　ド　コッケルシュール　二十八
［略］	
シティコープ　トラスティ（シンガポール）リミテッド	シンガポール共和国　チャンギ　ビジネスパーク　クレセント　三　八階―〇〇
スタンダード　チャータード　バンク（タイワン）リミテッド	台湾　台北市　リャオニンストリート　百七十七番　一階及び　百七十九番　三階、四階、五階、六階、十八階
［略］	
プリンシパル　バンク	アメリカ合衆国　アイオワ州　デモイン市　九番通り　六百五十五
ドナー　ウンド　ロイシェル　アクティエンゲゼルシャフト	ドイツ連邦共和国　ハンブルグ市　バリンダム　二十七
グオタイ　ジュンアン　セキュリティーズ（ホンコン）リミテッド	中華人民共和国　香港特別行政区　クイーンズ　ロード　グランド　ミレニアム　プラザ　百八十一　二十六階―二十八階
ダイワ　キャピタル　マーケッツ　シンガポール　リミテッド	シンガポール共和国　ストレイツ　ビュー　七　マリーナ　ワン　イースト　タワー　十六―五　及び　十六―六
インダストリアル　アンド　コマーシャル　バンク　オブ　チャイナ（アジア）リミテッド	中華人民共和国　香港特別行政区　セントラル　ガーデン　ロード　三　アイシービーシータワー　三十三階
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

［同上］	
クリアストリーム　バンキングアーゲー	ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　エシュボルン　メルゲンタラーアリー六十一
［同上］	
インテサ　サンパオロ　バンク　ルクセンブルグ	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブールヴァール　プランス　アンリ　十九―二十一
［同上］	
シティコープ　トラスティ（シンガポール）リミテッド	シンガポール共和国　チャンギ　ビジネスパーク　クレセント　五　五階
スタンダード　チャータード　バンク（タイワン）リミテッド	台湾　台北市　リャオニンストリート　百七十七番　一階及び　百七十九番　三階、四階、五階、六階、十七階、十八階、十九階
［同上］	
プリンシパル　バンク	アメリカ合衆国　アイオワ州　デモイン市　九番通り　六百五十五

○総務省告示第百二十四号

個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）第六条第一項の規定に基づき、令和四年総務省告示第百五十三号（個人企業経済調査規則に基づく、調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年三月三十日

総務大臣　林　芳正

本則の次に次の附則を加える。

附　則

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省経済産業省令第一号）第四条に規定する経済センサス活動調査を実施する年に実施する個人企業経済調査の調査票の様式は、次のとおりとする。

令和８年３月30日　月曜日　官　報　（号外第73号）　278

経済センサス－活動調査
個人企業経済調査 調査票

令和　年６月１日 総務省・経済産業省

㊙ 基幹統計調査

・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。
・数字を記入する欄について、該当するものがない場合でも空欄にせず、「０」を記入してください。
・金額欄は、千円未満を四捨五入し千円単位で記入してください。

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。

フリガナ	
記入者氏名	
部署名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

1 名称及び電話番号
＊印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
＊屋号など通称名がある場合は「**通称名**」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地
＊印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
＊他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「**ビル・マンション名等**」欄に「（○○構内）」（○○は入居先の事業所名）と記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－　　－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期
＊○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数
＊６月１日現在の従業者数を記入してください。該当者がいない場合は、空欄にせず「０」と記入してください。

区分	（１）この事業所に所属する従業者数							（２）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人（個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人）	常用雇用者 ③無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ④有期雇用者（１か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑤有期雇用者（１か月未満、日々雇用）	⑥合計（①～③の合計）	⑦送出者（⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑧出向	⑨派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人

（２）受入者：①～⑦以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人

5・6 は、個人業主について記入してください。

5 事業主の年齢
＊該当する番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上

6 後継者の有無
＊該当する番号を○で囲んでください。

①	②
後継者がいる	後継者がいない

7 この事業所の主な事業の内容
『調査票の記入のしかた』20～22ページの記入例を参照し、できるだけ詳しく記入してください。
※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（１）主な事業の内容
＊この事業所で行っている事業のうち令和　年１月から12月までの１年間の収入額又は販売額の最も多い**事業について**、その事業の内容を具体的に記入してください。

（２）生産品、取扱商品又は営業種目
＊左記（１）の主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を**収入額又は販売額の多い順**に記入してください。

①	
②	
③	

（３）事業の業態
＊上記（１）の主な事業の内容が、製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設の場合は、該当する事業の業態を『調査票の記入のしかた』23ページに掲載されている「業態コード」から記入してください。必ず２桁で記入してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等
（１）単独事業所・本所・支所の別
＊○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
＊フランチャイズ・チェーン（ＦＣ）加盟店についてはＦＣ本部とは独立した組織となるため、ＦＣ本部の支所とはなりません。

① 単独事業所	② 本所・本社・本店	③ 支所・支社・支店
他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。	他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。	他の場所にある本所の統括を受けている事業所。

記入おわりです。

（２）企業全体の常用雇用者等数及び支所数
＊６月１日現在の常用雇用者等数及び支所数を記入してください。

個人業主の家族で無給の人
…個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人

常用雇用者
…期間を定めずに又は１か月以上の期間を定めて雇用している人

臨時雇用者
…雇用期間が１か月未満又は日々雇用している人

①常用雇用者等数　＊該当者がいない場合は、空欄にせず「０」と記入してください。

	個人業主の家族で無給の人	常用雇用者	臨時雇用者
男	人	人	人
女	人	人	人

常用雇用者	国内	海外（現地法人は除く）
	人	人

②支所数　＊国内又は海外に支所がない場合は、空欄にせず「０」と記入してください。

支所数	国内	海外（現地法人は除く）
	事業所	事業所

（３）企業全体の主な事業の内容
＊『調査票の記入のしかた』20～22ページの記入例を参照し、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容	生産品、取扱商品又は営業種目
	①
	②
	③

9～14は、行っている事業全体について記入してください。

9 主な事業以外の事業収入の有無
＊該当する番号を○で囲んでください。
例　主な事業として酒小売を行っているがそれ以外の事業としてクリーニングの取次も行っている。

7（１）又は 8（３）の主な事業以外に事業収入はありますか	
① ある	② ない

※主な事業とは、8（１）が、「単独事業所」の場合は 7（１）の「主な事業の内容」、「本所・本社・本店」の場合は 8（３）の「主な事業の内容」をいいます。

10 従業者の採用・離職状況
＊令和　年６月１日から令和　年５月31日までの常用雇用者の採用者と離職者の延べ人数を記入してください。
＊該当者がいない場合は、空欄にせず「０」と記入してください。

総採用者数　　人　　総離職者数　　人

11 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
＊**令和　年１月から12月までの１年間** の売上（収入）金額等について記入してください。（千円未満四捨五入）
＊消費税を含む金額を記入してください。
＊金額がない場合は、空欄にせず「０」と記入してください。
※『調査票の記入のしかた』12～15ページに掲載の確定申告との対応表などを参照して記入してください。

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	円
①売上（収入）金額								000
②仕入金額								000
③令和　年12月31日現在の棚卸高								000
④令和　年12月31日現在の棚卸高								000
⑤経費計								000
主な費用項目 ⑥租税公課								000
主な費用項目 ⑦損害保険料								000

主な費用項目	億	千万	百万	十万	万	千	円
⑧減価償却費							000
⑨福利厚生費							000
⑩給料賃金（専従者給与を除く）							000
⑪外注工賃							000
⑫利子割引料							000
⑬地代家賃							000
⑭専従者給与							000

12 相手先別収入割合

収入を得た相手先	①個人（一般消費者）	②個人以外	合計
収入額割合（％）			100

※11 ①「売上（収入）金額」を得た相手先別の収入額割合（％）の合計が100となるように記入してください。

個人企業経済

○総務省・経済産業省告示第一号

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第六条第一項の規定に基づき、次のように甲調査に係る調査票の様式を様式第一号から様式第二十一号まで及び乙調査に係る調査票の様式を様式第二十二号と定め、同条第二項の規定に基づき告示する。

なお、令和三年総務省・経済産業省告示第一号（経済センサス活動調査規則に基づき、調査票の様式を定める件）は廃止する。

令和八年三月三十日

総務大臣　林　芳正

経済産業大臣　赤澤　亮正

様式第1号

経済センサス－活動調査

【01】調査票（産業共通）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

秘 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
部署名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊	区分

1 名称及び電話番号

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
・この事業所が支所・支社・支店である場合は、法人名と事業所名（店舗名等）を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

・6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	① 個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	② 個人業主の家族で無給の人（個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人）	③ 有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④ 無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤ 有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥ 有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦ 合計（①～⑥の合計）	⑧ 送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人 ⑨ 出向	⑩ 派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容

・この事業所で行っている事業のうち過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。

（2）生産品、取扱商品又は営業種目

・左記（1）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。

①
②
③

（3）事業の業態

・上記(1)の主な事業の内容が、製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設の場合は、該当する事業の業態を『調査票の記入のしかた』4ページに掲載されている「業態コード」から記入してください。

6 経営組織

・経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
・法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

① 個人経営	② 株式会社 有限会社 相互会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外の法人	⑥ 外国の会社	⑦ 法人でない団体
⑧欄にお進みください。	会社（外国の会社を除く）				⑦欄のみ記入してください。	⑦欄のみ記入してください。
	法人（外国の会社を除く）					

7 法人番号

・指定されている法人番号13桁を記入してください。
不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

備考

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別

・○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

（1）単独事業所・本所・支所の別

① 単独事業所（他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。）
② 本所・本社・本店（他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。）
③ 支所・支社・支店（他の場所にある本所の統括を受けている事業所。）

6欄が「個人経営」の場合は記入おわりです。

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数

・常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
・工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容

・『調査票の記入のしかた』16～18ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
①
②
③

（4）本所の正式名称・所在地等

・法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　-

記入おわりです。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

・10欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。
ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。
・選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・令和　年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
・金融業、保険業の会社については、『調査票の記入のしかた』9ページを参照して記入してください。
・6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
・「②費用総額」：経常費用を記入
・「③うち売上原価」：記入不要
・「主な費用項目」：各欄に記入

※『調査票の記入のしかた』に掲載の確定申告との対応表などを参照して記入してください。

個人経営		個人経営以外	
	百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円		兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
① 売上（収入）金額	0,000	① 売上（収入）金額	0,000
② 費用総額（売上原価＋経費計）	0,000	② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	0,000
主な費用項目 ③ 給料賃金（専従者給与を除く）	0,000	③ うち売上原価	0,000
主な費用項目 ④ 地代家賃	0,000	主な費用項目 ④ 給与総額	0,000
主な費用項目 ⑤ 減価償却費	0,000	主な費用項目 ⑤ 福利厚生費（退職金を含む）	0,000
主な費用項目 ⑥ 租税公課	0,000	主な費用項目 ⑥ 動産・不動産賃借料	0,000
		主な費用項目 ⑦ 減価償却費	0,000
		主な費用項目 ⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	0,000

11 相手先別収入割合

・調査票上部の 区分 欄が「1」の場合は、記入不要です。

※10欄「①売上（収入）金額」を得た相手先別の収入額割合（%）の合計が100となるように記入してください。

収入を得た相手先	① 個人（一般消費者）	② 個人以外	合計
収入額割合（%）			1 0 0

12 設備投資の有無及び取得額

・令和　年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
・取得額（減価償却前の額）を記入してください。
・中古品は含めません。
・政治団体・宗教の事業所は記入不要です。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

新規設備取得額	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
有形固定資産（土地を除く）	0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）	0,000

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。
（万円未満四捨五入）

法人のみ記入

13 自家用自動車の保有台数

・業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車	（2）乗用自動車	（3）バス
台	台	台

※人員輸送のみの使用は除きます。

14 土地・建物の所有の有無

・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。

十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
0,000

（万円未満四捨五入）

（2）うち外国資本比率を記入してください。

　　.　　%（小数点第2位四捨五入）

16 決算月

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

※ 本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

　　月（　　月）

産業共通

令和8年3月30日　月曜日　官報　（号外第73号）　280

様式第2号

経済センサス－活動調査

【02】調査票（農業、林業、漁業）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

㊙ 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

農林漁業

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

1 名称及び電話番号

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

- ○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

- 6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	⑥臨時雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容

（2）生産品、取扱商品又は営業種目

- 上記（1）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を**収入額又は販売額の多い順**に記入してください。

① ② ③

6 経営組織

- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- **会社以外の法人**：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
- **法人でない団体**：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

①個人経営	②株式会社 有限会社	③合名会社 合資会社	④合同会社	⑤会社以外の法人	⑥外国の会社	⑦法人でない団体
	会社					⑧欄は記入不要です。
	法人					

7 法人番号

- 指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（1）単独事業所・本所・支所の別

- ○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所：他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。
② 本所・本社・本店：他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。
③ 支所・支社・支店：他の場所にある本所の統括を受けている事業所。

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数

- 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
- 工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容

- 『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
① ② ③

（4）本所の正式名称・所在地等

- 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　-

9欄にお進みください。10 欄②～⑧、12～16 欄及び第2面の 10 欄は記入不要です。

農林漁業

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- **令和　年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
- 6 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
  - 「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
  - 「②費用総額」：経常費用を記入
  - 「③うち売上原価」：記入不要
  - 「主な費用項目」：各欄に記入
- 6 欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は「①売上（収入）金額」のみを記入してください。

		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額										0,000
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）										0,000
	③ うち売上原価									0,000
主な費用項目	④ 給与総額									0,000
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）									0,000
	⑥ 動産・不動産賃借料									0,000
	⑦ 減価償却費									0,000
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									0,000

11 事業別売上（収入）金額

- 記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』7～10ページを参照してください。
- 10 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、10 欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 6 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
⑦ 不動産事業の収入									0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000	
⑭ 宿泊事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
合　計	10 欄①の売上（収入）金額									1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

6 欄が「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれでおわりです。第2面にお進みください。

12 設備投資の有無及び取得額

- **令和　年1月から12月までの1年間**に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
- 取得額（減価償却前の額）を記入してください。
- 中古品は含めません。

（1）設備投資を行った　（2）設備投資を行わなかった

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。（万円未満四捨五入）

新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く）									0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）									0,000

13 自家用自動車の保有台数

- **業務に使用する**自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車　台　※人員輸送のみの使用は除きます。
（2）乗用自動車　台
（3）バス　台

14 土地・建物の所有の有無

- それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない　※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（2）うち外国資本比率を記入してください。　　％（小数点第2位四捨五入）

16 決算月

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

月（　月）　※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

すべての事業所が 裏面（第2面）にお進みください。

281　令和8年3月30日　月曜日　官　報　（号外第73号）

経済センサス－活動調査

【02】調査票（農業、林業、漁業）

農林漁業

17 農業、林業、漁業の収入の内訳

- **第1面の** 11 **欄「①農業、林業、漁業の収入」**について、その**事業内容別の売上（収入）金額**を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、**第1面の** 10 **欄「①売上（収入）金額」に占める割合**を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 「各種団体・組合における賦課金・会費収入」（土地改良区の賦課金を除く）及び「寄付金、補助金、運営費交付金等」の売上（収入）金額は、18 欄「その他の事業収入額」に記入してください。

事業内容	番号	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
①農業、林業、漁業の収入											
農業 耕種農業 耕種農業（種苗業を除く）											
稲作、麦類・雑穀・豆類、いも類、野菜（きのこ栽培を含む）、果樹類、花き・花木、工芸農作物（油脂、甘味料、繊維、薬などの原料に供するもの）など	1									0,000	
種苗業											
耕種農業のうち野菜の種子、花きの種子、飼料作物の種子、花きの球根、野菜の苗、花きの苗、果樹の苗などの栽培	2									0,000	
農業 畜産農業 畜産農業（愛がん用動物、実験用動物の飼育を除く）											
酪農、肉用牛、養豚、養鶏、養蚕などの畜産、昆虫類、ヘビの飼育、農作物・森林の保護や種族保護を目的とする動物の飼育	3									0,000	
愛がん用動物の飼育											
家庭等における情操教育、生態観察などに供することを目的とする動物の飼育	4									0,000	
実験用動物の飼育											
教育、試験研究、生物学的製剤の製造など科学上の利用に供することを目的とする動物の飼育	5									0,000	
農業 農業サービス業（請負によるもの、農作業代行サービス業等を除く）											
共同乾燥施設サービス、土地改良区の賦課金（かんがい用水供給サービス）、航空機以外（ドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等）による航空防除サービス、共同選別場サービス、種付サービス（人工授精サービス）	6									0,000	
農作業代行サービス業等（請負によるもの）											
稲作・畑作・果樹・花き・工芸農作物農業の農作業の代行サービス、酪農ヘルパーサービス、家畜育成サービス、観光農園・体験農園サービスなど農業サービスのうち他に分類されないもの	7									0,000	
農業 造園・植木業（請負によるもの）											
請負による築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れ、芝張り、樹木医業	8									0,000	
林業 育林業											
自ら保育した材木に関する収入（立木、素材、製材の販売収入）	9									0,000	
林業 素材生産業											
購入した立木を伐木した素材の販売収入	10									0,000	
林業 林業サービス（請負によるもの）											
請負による造林、伐木・運搬、山林用苗木の育成、炭焼や山番など	11									0,000	
林業 特用林産物											
薪、木炭、その他の特用林産物の生産、きのこ採取、うるし採取など	12									0,000	
林業 その他の林業											
狩猟業、山林用種苗・苗木栽培など	13									0,000	
漁業 海面漁業（養殖を除く）											
底びき網、地びき網・船びき網、まき網、刺網、定置網、釣・はえ縄、捕鯨、採貝・採藻など	14									0,000	
漁業 内水面漁業（養殖を除く）											
河川、湖沼などの淡水において自然繁殖している（まき付、放苗、投石、耕うんなどいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む）水産動植物の採捕	15									0,000	
漁業 海面養殖業											
魚類養殖、貝類養殖、海藻類養殖、真珠養殖、種苗養育など	16									0,000	
漁業 内水面養殖業											
内水面において行う養殖業（池中養殖、ため池養殖、水田養魚、さけ、ます類養殖など）	17									0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

18 その他の事業収入額

- 下記のサービスの種類について、当てはまるものすべてを記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、**第1面の** 10 **欄「①売上（収入）金額」に占める割合**を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- **第1面** 6 **欄が「法人でない団体」**の場合は、記入不要です。

事業内容	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
⑦不動産事業の収入										
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）										
非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。）									0,000	
屋外広告スペース提供サービス										
屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス									0,000	
⑲上記以外のサービス事業の収入										
各種団体・組合における賦課金・会費収入										
各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス									0,000	
寄付金、補助金、運営費交付金等										
寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入									0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

農林漁業

備考

283　令和８年３月30日　月曜日　官　報　（号外第73号）

様式第3号

経済センサス－活動調査

【03】調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

㊙ 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

鉱業

1 名称及び電話番号
- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地
- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期
- ○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数
- 6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	⑥臨時雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきて事業所で働いている人）	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容
『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容

（2）生産品、取扱商品又は営業種目
- 上記（1）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。

① ② ③

6 経営組織
- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- 会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
- 法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

①個人経営	②株式会社 有限会社	③合名会社 合資会社	④合同会社	⑤会社以外の法人	⑥外国の会社	⑦法人でない団体（7欄、9欄及び10欄「①売上（収入）金額」のみ記入してください。）
	会社					
	法人					

7 法人番号
- 指定されている法人番号13桁を記入してください。
不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

第１面

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（1）単独事業所・本所・支所の別
- ○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所（他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。）
② 本所・本社・本店（他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。）
③ 支所・支社・支店（他の場所にある本所の統括を受けている事業所。）

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数
- 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
- 工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容
- 『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
① ② ③

（4）本所の正式名称・所在地等
- 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　－

9欄にお進みください。10 欄②～⑧、12～16 欄及び第２面の 18 欄は記入不要です。

鉱業

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- 令和　年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
- 6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
  - 「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
  - 「②費用総額」：経常費用を記入
  - 「③うち売上原価」：記入不要
  - 「主な費用項目」：各欄に記入

		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
①	売上（収入）金額									0,000
②	費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）									0,000
	うち売上原価									0,000
主な費用項目 ④	給与総額									0,000
⑤	福利厚生費（退職金を含む）									0,000
⑥	動産・不動産賃借料									0,000
⑦	減価償却費									0,000
⑧	租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									0,000

11 事業別売上（収入）金額
- 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7～10ページを参照してください。
- 10欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、10 欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 6 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
⑦ 不動産事業の収入									0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000	
⑭ 宿泊事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
合　計	10欄①の売上（収入）金額									1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

12 設備投資の有無及び取得額
- 令和　年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
- 取得額（減価償却前の額）を記入してください。
- 中古品は含めません。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く）									0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）									0,000

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具やそれらの手付金を含めます。（万円未満四捨五入）

13 自家用自動車の保有台数
- 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車	（2）乗用自動車	（3）バス
台	台	台

※人員輸送のみの使用は除きます。

14 土地・建物の所有の有無
- それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率
- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（万円未満四捨五入）

（2）うち外国資本比率を記入してください。

　　．　　％（小数点第２位四捨五入）

16 決算月
- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

月（　　月）

※本決算月を記入してください。年２回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

裏面（第２面）にお進みください。

経済センサス－活動調査

【03】調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）

17 生産数量及び生産金額

- 品目名に記載してある条件及び単位で、令和　年１月から12月までの１年間に日本国内で生産、採掘した数値を記入してください。（単位未満四捨五入）
- 「各種団体・組合における賦課金・会費収入」及び「寄付金、補助金、運営費交付金等」の売上（収入）金額は、18欄「その他の事業収入額」に記入してください。
- 生産数量には、他社に委託して生産した分も含めます。
- 生産金額は生産工程を経て製品になった時点の価格によるもので、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めません。

番号	品目名（条件）	生産数量（年間）	生産金額（年間） 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	番号	品目名（条件）	生産数量（年間）	生産金額（年間） 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
②鉱物、採石、砂利採取事業の収入							
鉱業サービス							
9000	鉱業サービス		0,000				
金属鉱物							
9111	金鉱（精含量）	g	0,000	9199	その他の金属鉱物		0,000
9112	銀鉱（精含量）	kg	0,000				
石炭・亜炭							
9211	石炭（精炭）	t	0,000	9221	亜炭・泥炭（精炭）	t	0,000
原油・天然ガス							
9311	原油	kl	0,000	9329	その他の原油・天然ガス		0,000
9321	天然ガス（基準状態）	千㎥	0,000				
採石、砂・砂利・玉石採取							
9411	花こう岩・同類似岩石（製品）	t	0,000	9471	粘板岩（製品）	t	0,000
9421	石英粗面岩・同類似岩石（製品）	t	0,000	9481	砂・砂利・玉石		0,000
9431	安山岩・同類似岩石（製品）	t	0,000	9491	かんらん岩	t	0,000
9451	ぎょう灰岩（製品）	t	0,000	9492	オリビンサンド	t	0,000
9461	砂岩（製品）	t	0,000	9499	その他の採石、砂・砂利・玉石		0,000
窯業原料用鉱物（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る）							
9511	木節・頁岩粘土	t	0,000	9561	人造けい砂（製品）	t	0,000
9513	がいろ目粘土	t	0,000	9562	天然けい砂（含むがいろ目けい砂）	t	0,000
9519	その他の耐火粘土		0,000	9571	石灰石	t	0,000
9521	ろう石・ろう石クレー、ドロマイト	t	0,000	9572	生石灰、消石灰、水硬性石灰	t	0,000
9541	長石・半花こう岩・風化花こう岩（含むサバ）	t	0,000	9591	陶石・陶石クレー	t	0,000
9551	軟けい石	t	0,000	9599	その他の窯業原料用鉱物		0,000
9552	白・炉材けい石	t	0,000				
その他の鉱物							
9921	ベントナイト	t	0,000	9999	その他の鉱物		0,000
9931	けいそう土	t	0,000				

18 その他の事業収入額

- 下記のサービスの種類について、当てはまるものすべてを記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、**第１面の10欄「①売上（収入）金額」に占める割合**を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業内容	売上（収入）金額（年間） 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
⑦不動産事業の収入		
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	0,000	
非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。）		
屋外広告スペース提供サービス	0,000	
屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス		
⑲上記以外のサービス事業の収入		
各種団体・組合における賦課金・会費収入	0,000	
各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス		
寄付金、補助金、運営費交付金等	0,000	
寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入		

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

備考

鉱業

285 令和8年3月30日 月曜日 官報 （号外第73号）

様式第4号

経済センサス－活動調査

政府統計

【04】調査票（製造業）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

秘 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

1 名称及び電話番号

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

・6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数 ① 個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④ 無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤ 有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥ 有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦ 合計（①～⑥の合計）	⑧ 送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	（2）受入者 ⑨ 出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	⑩ 派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

（3）この事業所に従事している人の男女計（⑦－⑥－⑧＋⑨＋⑩）　　人

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容

（2）生産品、取扱商品又は営業種目
・上記（1）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。

①
②
③

6 経営組織

・経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
・法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

① 個人経営　② 株式会社 有限会社　③ 合名会社 合資会社　④ 合同会社　⑤ 会社以外の法人　⑥ 外国の会社　⑦ 法人でない団体

会社　法人

⑧欄は記入不要です。

7 法人番号

・指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本部・支所の別等

（1）単独事業所・本部・支所の別

・○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所：他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。
② 本所・本社・本店：他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。
③ 支所・支社・支店：他の場所にある本所の統括を受けている事業所。

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数
・常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
・工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容
・『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
①
②
③

（4）本所の正式名称・所在地等
・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　－

9欄にお進みください。10 欄②～⑧、12 ～16 欄は記入不要です。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

・選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・令和　年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
・6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
　・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
　・「②費用総額」：経常費用を記入
　・「③うち売上原価」：記入不要
　・「主な費用項目」：各欄に記入
・6欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は「①売上（収入）金額」のみを記入してください。

		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額										0,000
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）										0,000
主な費用項目	③ うち売上原価									0,000
	④ 給与総額									0,000
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）									0,000
	⑥ 動産・不動産賃借料									0,000
	⑦ 減価償却費									0,000
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									0,000

11 事業別売上（収入）金額

・記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7～10ページを参照してください。
・10 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、10 欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
・6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。
事業別内訳③④⑤にかかる寄付金、補助金、運営費交付金等の記入については、『分類表（製造業）』93ページをご覧ください。

事業別内訳	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
⑦ 不動産事業の収入									0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000	
⑭ 宿泊事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
合　計	10 欄①の売上（収入）金額									1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

6欄が「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれでおわりです。第2面にお進みください。

12 設備投資の有無及び取得額

・令和　年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
・取得額（減価償却前の額）を記入してください。
・中古品は含めません。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、電気設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。（万円未満四捨五入）

新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く）									0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）									0,000

13 自家用自動車の保有台数

・業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車　台　※人員輸送のみの使用は除きます。
（2）乗用自動車　台
（3）バス　台

14 土地・建物の所有の有無

・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（2）うち外国資本比率を記入してください。　　％（小数点第2位四捨五入）

16 決算月

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

月（　　月）

※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

すべての事業所が裏面（第2面）にお進みください。

業務統計

製造業

経済センサス－活動調査

【04】調査票（製造業）

- 第１面4欄「この事業所の従業者数」の(3)が30人以上の場合は全項目を記入し、**29人以下の場合は★印の欄（黄色）のみ記入**してください。ただし、９人以下の場合は、19欄「有形固定資産」及び20欄「製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額」については、記入不要です。
- 第１面6欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は、17欄「人件費及び人材派遣会社への支払額」、18欄「原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額」及び19欄「有形固定資産」については、記入不要です。
- 金額、数量は、単位未満を四捨五入して記入してください。

製造業

17 人件費及び人材派遣会社への支払額

（令和　年１月から12月までの１年間）

	金額
（１）常用雇用者及び有給役員（第１面4欄「この事業所の従業者数」の③＋④＋⑤に該当する者のうち事業所に従事している者）に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額	0,000
（２）常用雇用者（④、⑤）及び有給役員（③）に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者（⑨）に係る支払額、臨時雇用者（⑥）に対する給与、送出者（⑧）に対する負担額など	0,000
（３）派遣受入者（⑩）に係る人材派遣会社への支払額	0,000
合　計　★	0,000

18 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

（令和　年１月から12月までの１年間）

		金額
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額	0,000
燃料使用額	石油、ガス、石炭など（貨物運搬用及び暖房用の燃料、自家発電用の燃料費を含む）	0,000
電力使用額	電灯用を含め、自家発電は除く	0,000
委託生産費（外注加工費）	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃又は支払うべき加工賃	0,000
製造等に関連する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関連する外注費（派遣、委託生産費などの外注費は除く）	0,000
転売した商品の仕入額	令和　年中に実際に売り上げた転売品（在庫は除く）に対応する仕入額（年初転売品在庫額＋当年転売品仕入額－年末転売品在庫額）	0,000
合　計　★		0,000

24 工業用地及び工業用水

ア 事業所敷地面積（令和　年6月1日現在）
事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。貸借を含めます。

面積（単位：平方メートル）

イ １日当たり水源別用水量（令和　年１月から12月までの１年間の１日当たりの使用量）

用水量（単位：立方メートル）

区分			
淡水	公共水道	1	工業用水道
		2	上水道
	3		井戸水（井戸、湧水から取水した水）
	4		その他の淡水
	5		回収水
	合　計		
海水			

25 作業工程★

21欄「製造品出荷額、在庫額等」に記入した製造品の製造又は加工に関するこの事業所の作業工程のあらましを記入してください。

備考★

19 有形固定資産

※第１面4欄「この事業所の従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、有形固定資産の内訳については記入不要です。（土地の欄及び有形固定資産（土地を除く。）の計欄のみ記入してください。）
※９人以下の事業所は、記入不要です。

		土地　★	有形固定資産（土地を除く。） 計　★	建物、構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）	機械、装置（附属設備を含む。）	船舶、車両、運搬具、耐用年数１年以上の工具、器具、備品等
年初現在高		0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
取得額（令和　年１月から12月までの１年間）	新規のもの	× × × × × × × ×	0,000	0,000	0,000	0,000
	中古のもの	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
除却・売却による減少額（令和　年１月から12月までの１年間）		0,000	0,000	建設仮勘定の増（令和　年１月から12月までの１年間）有形固定資産以外のもの及び土地は除いてください。		0,000
減価償却額（令和　年１月から12月までの１年間）減価償却額がない場合は「0」を記入してください。		× × × × × × × ×	0,000	建設仮勘定の減（令和　年１月から12月までの１年間）有形固定資産以外のもの及び土地は除いてください。		0,000

20 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

※第１面4欄「この事業所の従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、製造品①、半製品及び仕掛品②のみ記入してください。
※９人以下の事業所は、記入不要です。

（１）この事業所の所有するものについて記入してください。
（２）原材料を他企業に支給して製造させた委託生産品はここに含め、他企業から支給された原材料による受託加工品と仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含めないでください。
（３）30人以上の事業所は、製造品の年末在庫額☆と21欄イの製造品在庫額計☆は一致します。

区分	製造品①　★	半製品及び仕掛品②　★	原材料及び燃料③	合計　①＋②＋③
年初	0,000	0,000	0,000	0,000
年末☆	0,000	0,000	0,000	0,000

21 製造品出荷額、在庫額等

※「ア 品目別製造品出荷額」、「ウ 加工賃収入額」は、同封の『分類表（製造業）』４～89ページを参照し、記入してください。

ア 品目別製造品出荷額★
（令和　年１月から12月までの１年間）
（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む）

自己が所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの（委託生産品）はここに含めてください。
仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）はここに含めず、第１面11欄「事業別売上（収入）金額」のうち「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」欄に記入してください。

	番号	製造品名	数量単位名	数量	金額
⊗					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
		製造品出荷額　計			0,000

イ 品目別製造品在庫額
（令和　年12月31日現在）

数量	金額
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
製造品在庫額　計☆	0,000

ウ 加工賃収入額★
（令和　年１月から12月までの１年間）

他の企業（国内外にかかわらず）が所有する原材料又は製品に賃加工をして令和　年中に引き渡したものに対して受け取ったもしくは受け取るべき加工賃を記入してください。

	番号	賃加工品名	金額
⊗	9		0,000
	9		0,000
	9		0,000
	9		0,000
		加工賃収入額　計	0,000

エ 製造業以外の収入額★
（令和　年１月から12月までの１年間）

製造業以外の収入額がある場合は、同封の『分類表（製造業）』90～93ページを参照し、記入してください。

番号	その他収入の種類名	金額
		0,000
		0,000
		0,000
		0,000

22 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合★

（令和　年１月から12月までの１年間）
（直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。）

第１面10欄「①売上（収入）金額」に対する直接輸出額の割合を、小数点第２位まで記入してください。

割合（単位：%）

23 主要原材料名★

ア 購入したもの

イ 他の企業から支給されたもの（無償）

様式第5号

経済センサス－活動調査

【05】調査票（卸売業、小売業）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

秘 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

卸売・小売

1 名称及び電話番号

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

・6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所で働いている人）	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容

（2）生産品、取扱商品又は営業種目

・上記（1）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を**収入額又は販売額の多い順**に記入してください。

① ② ③

6 経営組織

・経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・**会社以外の法人**：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
・**法人でない団体**：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

①個人経営	②株式会社 有限会社	③合名会社 合資会社	④合同会社	⑤会社以外の法人	⑥外国の会社	⑦法人でない団体
	会社					8欄は記入不要です。
	法人					

7 法人番号

・指定されている法人番号13桁を記入してください。
不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

第１面

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（1）単独事業所・本所・支所の別

・○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所：他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。
② 本所・本社・本店：他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。
③ 支所・支社・支店：他の場所にある本所の統括を受けている事業所。

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数

・常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
・工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容

・『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
① ② ③

（4）本所の正式名称・所在地等

・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　－

9欄にお進みください。10欄②～⑧、12～16欄及び第２面の18～24欄は記入不要です。ただし、修理料収入額がある場合は、金額を18欄に記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

・選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・令和　年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
・6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
　・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
　・「②費用総額」：経常費用を記入
　・「③うち売上原価」：記入不要
　・「主な費用項目」：各欄に記入
・6欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は「①売上（収入）金額」のみを記入してください。

		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額										0,000
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）										0,000
	③ うち売上原価									0,000
主な費用項目	④ 給与総額									0,000
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）									0,000
	⑥ 動産・不動産賃借料									0,000
	⑦ 減価償却費									0,000
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									0,000

11 事業別売上（収入）金額

・記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』7～10ページを参照してください。
・10欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、10欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
・6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。
事業別内訳③④⑤にかかる寄付金、補助金、運営費交付金等の記入については、『分類表（卸売業、小売業）』22ページをご覧ください。

事業別内訳	売上（収入）金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入	0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額	0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	0,000	
⑤ 小売の商品販売額	0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）	0,000	
⑦ 不動産事業の収入	0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入	0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入	0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入	0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入	0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入	0,000	
⑭ 宿泊事業の収入	0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入	0,000	
⑰ 情報通信事業の収入	0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入	0,000	
合　計	10欄①の売上（収入）金額	1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

6欄が「法人でない団体」の場合は、第１面の記入はこれでおわりです。第２面にお進みください。

12 設備投資の有無及び取得額

・令和　年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
・取得額（減価償却前の額）を記入してください。
・中古品は含めません。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

新規設備取得額	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
有形固定資産（土地を除く）	0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）	0,000

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。（万円未満四捨五入）

13 自家用自動車の保有台数

・**業務に使用する**自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車	（2）乗用自動車	（3）バス
台	台	台

※人員輸送のみの使用は除きます。

14 土地・建物の所有の有無

・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（2）うち外国資本比率を記入してください。　　％（小数点第２位四捨五入）

16 決算月

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

月（　月）

※本決算月を記入してください。年２回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

すべての事業所が裏面（第2面）にお進みください。

卸売・小売

経済センサス－活動調査

【05】調査票（卸売業、小売業）

卸売・小売

17 年間商品販売額等

- **令和　年１月から12月までの１年間**（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間）の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入及び卸売販売額に占める国外販売（直接輸出）の割合について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第1面の11欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を１００％(分母)として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

（１）年間商品販売額

第1面の11欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の中から、年間商品販売額が多い順に、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。
なお、代理・仲立手数料は、「（2）商品売買に関する仲立手数料収入」欄に記入してください。

順位	分類番号	分類表の商品名	販売金額（年間） 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
第１位		（卸売・小売）	0,000	
第２位		（卸売・小売）	0,000	
第３位		（卸売・小売）	0,000	
第４位		（卸売・小売）	0,000	
第５位		（卸売・小売）	0,000	
第６位		（卸売・小売）	0,000	
第７位		（卸売・小売）	0,000	
第８位		（卸売・小売）	0,000	
第９位		（卸売・小売）	0,000	
第10位		（卸売・小売）	0,000	
第11位		（卸売・小売）	0,000	
第12位		（卸売・小売）	0,000	
第13位		（卸売・小売）	0,000	
第14位		（卸売・小売）	0,000	
第15位		（卸売・小売）	0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

（２）商品売買に関する仲立手数料収入

該当する番号を○で囲み、「１　ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

仲立手数料収入の有無	収入金額（年間） 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
１　ある →	0,000	
２　ない		

（３）卸売販売額に占める国外販売（直接輸出）の割合

代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める「国外販売（直接輸出）」の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

国外販売（直接輸出）	
	%

（・「国外販売（直接輸出）」とは、自社（自分）名義で通関手続を行って国外に商品を輸出した場合をいいます。）

18 その他の事業収入額

- 第１面の11欄のうち、「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」以外に売上（収入）があり、同封の『分類表（卸売業、小売業）』20, 21ページの中に該当するものがある場合は、金額の多い順に分類番号、事業内容及び売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、10欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 第１面5欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は、修理料収入額がある場合のみ記入してください。

順位	分類番号	事業内容	売上（収入）金額（年間） 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
第１位			0,000	
第２位			0,000	
第３位			0,000	

第１面6欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は、19欄「商品売上原価」及び20欄「年初及び年末商品手持額」については、記入不要です。

19 商品売上原価

令和　年１月から12月までの１年間の商品売上原価（年間商品販売額に対する仕入原価）を記入してください。（万円未満四捨五入）

千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
0,000

- 11欄の「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」、「⑤小売の商品販売額」に対する商品売上原価を記入してください。

20 年初及び年末商品手持額

令和　年の年初及び年末現在に、販売の目的で保有していたすべての商品手持額（商品棚卸高）を記入してください。（万円未満四捨五入）
記入困難な場合は、令和　年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日で記入してください。

	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
年初商品手持額	0,000
年末商品手持額	0,000

- 原則として仕入れた際の原価（困難な場合は時価）で記入してください。
- その場で製造し小売をする（製造小売）商品については、その原材料及び半製品を含めます。
- 営業用倉庫、他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品なども含めます。
- 商品手持額が無い（商品の在庫を持たない）場合は、０（ゼロ）を記入してください。

21～25欄については、第１面の11欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」が最も多い場合に記入してください。

21 小売販売額の商品販売形態別割合

第１面の11欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売（インターネット以外）	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
						100%

- ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

22 セルフサービス方式の採用

該当する番号を○で囲んでください。

１	セルフサービス方式を採用している（売場面積の50%以上）
２	採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の５０％以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
① 客が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること
② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】
総合スーパーマーケット、専門スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、均一価格店など

23 売場面積

単位は、平方メートル（１坪＝3.3㎡換算）で記入してください。（小数点以下四捨五入）

十万 万 千 百 十 一

平方メートル（㎡）

- 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
- 店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、０（ゼロ）を記入してください。

24 営業時間

該当する番号を○で囲んでください。
「１　開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

１	開店時刻及び閉店時刻がある（２４時間営業以外）								
	＜開店時刻＞				＜閉店時刻＞				
	１ 午前 / ２ 午後		時	分	～	１ 午前 / ２ 午後		時	分
２	終日営業（２４時間営業）								

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

	＜開店時刻＞				＜閉店時刻＞				
	１ 午前 / ２ 午後	1	0	時	3	0	分 ～ １ 午前 / ２ 午後	0	0	時	3	0	分

- 正午は午後００時００分、夜中の０時は午前００時００分になります。
- 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
- 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業者の勤務時間を記入してください。

25 店舗形態

この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

１ コンビニエンスストア	２ ドラッグストア	３ ホームセンター	４ 均一価格店

備考

289　令和８年３月30日　月曜日　官　報　（号外第73号）

様式第6号

経済センサス－活動調査

政府統計

【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

秘 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊	区分

1 名称及び電話番号

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・「正式名称」欄には登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

・6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容

（2）生産品、取扱商品又は営業種目
・上記（1）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。

①
②
③

6 経営組織

・経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
・法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等
・「法人でない団体」で、調査票上部の 区分 欄が「1」の場合は、8 欄以降の記入は不要です。

①個人経営	②株式会社 有限会社	③合名会社 合資会社	④合同会社	⑤会社以外の法人	⑥外国の会社	⑦法人でない団体
	会社					8 欄は記入不要です。
	法人					

7 法人番号

・指定されている法人番号13桁を記入してください。
不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（1）単独事業所・本所・支所の別

・○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・フランチャイズ・チェーン（ＦＣ）加盟店についてはＦＣ本部とは独立した組織となるため、ＦＣ本部の支所とはなりません。

① 単独事業所：他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。
② 本所・本社・本店：他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。
③ 支所・支社・支店：他の場所にある本所の統括を受けている事業所。

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数
・常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
・工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容
・『調査票の記入のしかた』2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
①
②
③

（4）本所の正式名称・所在地等
・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　-

調査票上部の 区分 欄が「1」の場合は、記入おわりです。
「2」の場合は、これ以降、9 欄、10 欄「①売上（収入）金額」及び第2面の 19 欄のみ記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

・選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・令和　年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
・6 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
　・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
　・「②費用総額」：経常費用を記入
　・「③うち売上原価」：記入不要
　・「主な費用項目」：各欄に記入
・6 欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は「①売上（収入）金額」のみを記入してください。

		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額										0,000
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）										0,000
	③ うち売上原価									0,000
主な費用項目	④ 給与総額									0,000
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）									0,000
	⑥ 動産・不動産賃借料									0,000
	⑦ 減価償却費									0,000
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									0,000

6 欄が「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれでおわりです。第2面の 19 欄にお進みください。

11 事業別売上（収入）金額

・記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7～10ページを参照してください。
・10 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、10 欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
・6 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
⑦ 不動産事業の収入									0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000	
⑭ 宿泊事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
合　計	10 欄①の売上（収入）金額									1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

12 設備投資の有無及び取得額

・令和　年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
・取得額（減価償却前の額）を記入してください。
・中古品は含めません。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。（万円未満四捨五入）

新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く）									0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）									0,000

13 自家用自動車の保有台数

・業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車　台　※人員輸送のみの使用は除きます。
（2）乗用自動車　台
（3）バス　台

14 土地・建物の所有の有無

・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（2）うち外国資本比率を記入してください。　　.　　% （小数点第2位四捨五入）

16 決算月

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

月（　月）　※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

裏面（第2面）にお進みください。

建設・不動産・物品賃貸

経済センサス－活動調査

【06】調査票（建設業、不動産業、物品賃貸業）

・第１面 6 欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は、17 欄「建設、サービス収入の内訳」及び 18 欄「業態別工事種類」については、記入不要です。

17 建設、サービス収入の内訳

・**第１面の 10 欄「①売上（収入）金額」の内訳**について『**分類表**』に記載している**分類**の中から**売上（収入）金額が大きい分類（上位の10種類まで）**を選び、その**分類番号、建設、サービスの種類及び売上（収入）金額**を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、**第１面の 10 欄「①売上（収入）金額」に占める割合**を記入してください。（小数点以下四捨五入）

	分類番号	建設、サービスの種類	売上（収入）金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合(%)
❶	－		0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
❷	－		0,000	
❸	－		0,000	
❹	－		0,000	
❺	－		0,000	
❻	－		0,000	
❼	－		0,000	
❽	－		0,000	
❾	－		0,000	
❿	－		0,000	

18 業態別工事種類

・**第１面の 11 欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑥建設事業の収入（完成工事高）」が最も多い場合**は、下表の中から**年間における完成工事高の多い順**に番号を記入してください。

1番目　　2番目

301	土木一式工事	310	屋根工事（311 金属製屋根工事を除く）	318	ほ装工事	326	熱絶縁工事
302	建築一式工事（303 木造建築一式工事を除く）	311	金属製屋根工事	319	しゅんせつ工事	327	電気通信工事
303	木造建築一式工事	312	電気工事	320	板金工事	328	造園工事
304	建築リフォーム工事	313	管工事	321	ガラス工事	329	さく井工事
305	大工工事	314	タイル・れんが・ブロック工事（315 築炉工事を除く）	322	塗装工事	330	建具工事
306	左官工事	315	築炉工事	323	防水工事	331	水道施設工事
307	とび・土工・コンクリート工事（308 はつり・解体工事を除く）	316	鋼構造物工事	324	内装仕上工事	332	消防施設工事
308	はつり・解体工事	317	鉄筋工事	325	機械器具設置工事	333	清掃施設工事
309	石工事						

19 相手先別収入割合

・**第１面の 10 欄「①売上（収入）金額」について、**その収入を得た相手先別の収入額割合（%）の合計が100となるように記入してください。（小数点以下四捨五入）
・第１面上部の 区分 欄が「１」の場合は、記入不要です。

収入を得た相手先	収入額割合（%）
① 個人（一般消費者）	
② 個人以外	
合 計	1 0 0

備考

様式第7号

経済センサス－活動調査

【07】調査票（飲食サービス業）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

秘 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

1 名称及び電話番号

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・「正式名称」欄には登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

・6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数 ① 個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④ 無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤ 有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥ 有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦ 合計（①～⑥の合計）	⑧ 送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	（2）受入者 ⑨ 出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	⑩ 派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容

（2）生産品、取扱商品又は営業種目

・上記（1）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を**収入額又は販売額の多い順**に記入してください。

① ② ③

6 経営組織

・経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・**会社以外の法人**：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
・**法人でない団体**：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外の法人	⑥ 外国の会社	⑦ 法人でない団体
	会社					⑧欄は記入不要です。
	法人					

7 法人番号

・指定されている法人番号13桁を記入してください。
不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（1）単独事業所・本所・支所の別

・○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・フランチャイズ・チェーン（ＦＣ）加盟店についてはＦＣ本部とは独立した組織となるため、ＦＣ本部の支所とはなりません。

① 単独事業所（他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。）
② 本所・本社・本店（他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。）
③ 支所・支社・支店（他の場所にある本所の統括を受けている事業所。）

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数

・常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
・工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容

・『調査票の記入のしかた』16・17ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
① ② ③

（4）本所の正式名称・所在地等

・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　-

これ以降、9欄、10欄「①売上（収入）金額」及び第2面の18欄のみ記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

・選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・**令和　年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
・6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
　・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
　・「②費用総額」：経常費用を記入
　・「③うち売上原価」：記入不要
　・「主な費用項目」：各欄に記入
・6欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は「①売上（収入）金額」のみを記入してください。

		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額										0,000
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）										0,000
	③ うち売上原価									0,000
主な費用項目	④ 給与総額									0,000
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）									0,000
	⑥ 動産・不動産賃借料									0,000
	⑦ 減価償却費									0,000
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									0,000

6欄が「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれでおわりです。第2面の18欄にお進みください。

11 事業別売上（収入）金額

・記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』7～10ページを参照してください。
・10欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、10欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
・6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
⑦ 不動産事業の収入									0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000	
⑭ 宿泊事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
合　計	10欄①の売上（収入）金額									1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

12 設備投資の有無及び取得額

・**令和　年1月から12月までの1年間**に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
・取得額（減価償却前の額）を記入してください。
・中古品は含めません。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。（万円未満四捨五入）

新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く）									0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）									0,000

13 自家用自動車の保有台数

・**業務に使用する**自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車　台　※人員輸送のみの使用は除きます。
（2）乗用自動車　台
（3）バス　台

14 土地・建物の所有の有無

・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（2）うち外国資本比率を記入してください。　　％（小数点第2位四捨五入）

16 決算月

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

月（　月）　※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

すべての事業所が裏面（第2面）にお進みください。

経済センサス－活動調査

【07】調査票（飲食サービス業）

17 サービス収入の内訳

- 下記のサービスの種類について、当てはまるものすべてを記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、**第１面の10欄「①売上（収入）金額」に占める割合**を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 第１面6欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は、記入不要です。

サービスの種類	番号	売上（収入）金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
⑨飲食サービス事業の収入			
店舗内飲食サービス（給食サービスを除く） 客の注文に応じて、店舗内で調理した各種飲食料品を、その場で飲食させるサービス	1	0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
持ち帰り飲食サービス 客の注文に応じて、店舗内（車両等を含む。）で調理した各種飲食料品を、持ち帰ることができる状態で提供するサービス	2	0,000	
配達飲食サービス（給食サービスを除く） 客の注文に応じて、事業所内で調理した各種飲食料品を、客の求める場所に配達するサービス	3	0,000	
給食サービス：学校向け 学校から委託を受け、継続的に生徒・教職員などに調理した飲食料品を提供するサービス	4	0,000	
給食サービス：医療・福祉施設向け 医療・福祉施設から委託を受け、継続的に患者・施設利用者などに調理した飲食料品を提供するサービス	5	0,000	
給食サービス：その他 その他の給食サービス	6	0,000	
⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入			
結婚式サービス 挙式、披露宴（二次会等も含む。）などの婚礼のための施設・サービスの提供を含む複合的なサービス	7	0,000	

サービスの種類	番号	売上（収入）金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
⑦不動産事業の収入			
住宅賃貸サービス 住宅賃貸サービス（旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含む。）	8	0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く） 非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。）	9	0,000	
屋外広告スペース提供サービス 屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス	10	0,000	
⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入			
フランチャイズ運営サービス（関連する商標の使用許諾サービスを含む） ロイヤリティ等を対価として、フランチャイザーがフランチャイジーに提供する商標の使用、ノウハウの利用、経営指導等のサービス	11	0,000	
⑲上記以外のサービス事業の収入			
各種団体・組合における賦課金・会費収入 各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス	12	0,000	
寄付金、補助金、運営費交付金等 寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入	13	0,000	

18 相手先別収入割合

- **第１面の10欄「①売上（収入）金額」**について、その収入を得た相手先別の収入額割合（%）の合計が100となるように記入してください。（小数点以下四捨五入）

収入を得た相手先	収入額割合（%）
① 個人（一般消費者）	
② 個人以外	
合 計	1 0 0

備考

（号外第73号）　官　報　令和8年3月30日　月曜日　293

様式第8号

経済センサス－活動調査

【08】調査票（医療、福祉）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

秘 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

1 名称及び電話番号

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

・6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容

（2）生産品、取扱商品又は営業種目
・上記（1）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を**収入額又は販売額の多い順**に記入してください。

①
②
③

6 経営組織

・経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・**会社以外の法人**：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
・**法人でない団体**：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

①個人経営	②株式会社 有限会社	③合名会社 合資会社	④合同会社	⑤会社以外の法人	⑥外国の会社	⑦法人でない団体（7欄、9欄及び10欄「①売上（収入）金額」のみ記入してください。）
	会社			法人		

7 法人番号

・指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（1）単独事業所・本所・支所の別

・○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所：他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。
② 本所・本社・本店：他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。
③ 支所・支社・支店：他の場所にある本所の統括を受けている事業所。

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数
・常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
・工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容
・『調査票の記入のしかた』20・21ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
①
②
③

（4）本所の正式名称・所在地等
・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　-

これ以降、9欄及び10欄「①売上（収入）金額」のみ記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

・選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・**令和　年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
・6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
・「②費用総額」：経常費用を記入
・「③うち売上原価」：記入不要
・「主な費用項目」：各欄に記入

		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
①	売上（収入）金額									0,000
②	費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）									0,000
	③うち売上原価									0,000
主な費用項目	④給与総額									0,000
	⑤福利厚生費（退職金を含む）									0,000
	⑥動産・不動産賃借料									0,000
	⑦減価償却費									0,000
	⑧租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									0,000

11 事業別売上（収入）金額

・記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』7～10ページを参照してください。
・10欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、10欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
・6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
⑦ 不動産事業の収入									0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000	
⑭ 宿泊事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
合　計	10欄①の売上（収入）金額									1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

12 設備投資の有無及び取得額

・**令和　年1月から12月までの1年間**に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
・取得額（減価償却前の額）を記入してください。
・中古品は含めません。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。（万円未満四捨五入）

新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く）									0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）									0,000

13 自家用自動車の保有台数

・**業務に使用する**自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車	（2）乗用自動車	（3）バス
台	台	台

※人員輸送のみの使用は除きます。

14 土地・建物の所有の有無

・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（2）うち外国資本比率を記入してください。（小数点第2位四捨五入）

　.　%

16 決算月

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

月（　月）

※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

裏面（第2面）にお進みください。

医療、福祉

経済センサス－活動調査

【08】調査票（医療、福祉）

17 サービス収入の内訳

- 下記のサービスの種類について、当てはまるものすべてを記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、**第１面の10欄「①売上（収入）金額」に占める割合**を記入してください。（小数点以下四捨五入）

サービスの種類	番号	売上（収入）金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
⑩医療、福祉事業の収入			
医療サービス（入院）　公的医療保険適用 病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス	1	0,000	
医療サービス（入院）　公的医療保険適用外 病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス	2	0,000	
医療サービス（外来（歯科を除く））　公的医療保険適用 病院、診療所などが外来患者（歯科を除く。）に対して行う公的医療保険適用の医療サービス（精神保健福祉センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含む。）	3	0,000	
医療サービス（外来（歯科を除く））　公的医療保険適用外 病院、診療所などが外来患者（歯科を除く。）に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス（臨床心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含む。）	4	0,000	
医療サービス（外来（歯科））　公的医療保険適用 病院、診療所などが外来患者（歯科に限る。）に対して行う公的医療保険適用の医療サービス	5	0,000	
医療サービス（外来（歯科））　公的医療保険適用外 病院、診療所などが外来患者（歯科に限る。）に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス	6	0,000	
保健予防活動サービス 病院、診療所などが行う各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防サービス	7	0,000	
産後ケアサービス 母子保健法に基づき、出産後一年を経過しない女子及び乳児に、短期間入所、通所又は訪問により、産後ケアを行うサービス	8	0,000	
助産サービス 助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス	9	0,000	
訪問看護サービス　公的医療保険適用 看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助（公的医療保険適用）を提供するサービス	10	0,000	
訪問看護サービス　公的医療保険適用外 看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助（公的医療保険適用外）を提供するサービス	11	0,000	
施術サービス　公的医療保険適用 国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用の医業類似行為である施術を提供するサービス	12	0,000	
施術サービス　公的医療保険適用外 国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用外の医業類似行為である施術を提供するサービス又は療術を提供するサービス	13	0,000	
医療附帯サービス 歯科技工、臓器等バンク、検体検査、医療用器材の滅菌サービス等の医療に附帯するサービス	14	0,000	
その他の医療に関連するサービス 医療サービスのうち、文書料など他に分類されないもの	15	0,000	
保健衛生サービス 水質検査（環境計量証明サービスに含まれるものを除く。）、動物愛護センターにおける動物保護、貯水槽水道の管理の検査などの保健衛生サービス	16	0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

サービスの種類	番号	売上（収入）金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
⑩医療、福祉事業の収入			
社会保険事業サービス 社会保険事業団体（健康保険組合、共済組合など）の掛金収入など	17	0,000	
保育サービス 保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス（保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含む。）	18	0,000	
その他の児童福祉サービス 放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス	19	0,000	
介護サービス　公的介護保険適用 公的介護保険が適用される介護サービス	20	0,000	
介護サービス　公的介護保険適用外 公的介護保険が適用されない介護サービス	21	0,000	
その他の社会福祉サービス 障害者向けなどのその他の社会福祉サービス	22	0,000	
⑦不動産事業の収入			
住宅賃貸サービス 住宅賃貸サービス（旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含む。）	23	0,000	
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く） 非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。）	24	0,000	
屋外広告スペース提供サービス 屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス	25	0,000	
⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入（⑩医療、福祉事業の収入）			
食料品検査サービス 食料品検査サービス	26	0,000	
⑲上記以外のサービス事業の収入			
各種団体・組合における賦課金・会費収入 各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス	27	0,000	
寄付金、補助金、運営費交付金等 寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入	28	0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

備考

医療、福祉

295 令和8年3月30日 月曜日 官 報 （号外第73号）

様式第9号

経済センサス－活動調査

【09】調査票（サービス関連産業A）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

㊙ 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

1 名称及び電話番号
- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地
- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－　　－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期
- ○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数
- 6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人） ⑨出向	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容
『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容

（2）生産品、取扱商品又は営業種目
- 上記（1）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を**収入額又は販売額の多い順**に記入してください

① ② ③

6 経営組織
- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- **会社以外の法人**：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
- **法人でない団体**：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

①個人経営	②株式会社 有限会社	③合名会社 合資会社	④合同会社	⑤会社以外の法人	⑥外国の会社	⑦法人でない団体
	会社					⑦欄のみ記入してください。
	法人					

7 法人番号
- 指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（1）単独事業所・本所・支所の別
- ○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所：他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。
② 本所・本社・本店：他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含まれます。
③ 支所・支社・支店：他の場所にある本所の統括を受けている事業所。

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数
- 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
- 工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容
- 『調査票の記入のしかた』20・21ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
① ② ③

（4）本所の正式名称・所在地等
- 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　-

記入おわりです。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目
- **令和　年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
- 6欄「経営組織」が「会社」で金融業、保険業の場合、又は「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
  - 「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
  - 「②費用総額」：経常費用を記入
  - 「③うち売上原価」：記入不要
  - 「主な費用項目」：各欄に記入

		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
①	売上（収入）金額									0,000
②	費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）									0,000
	うち売上原価									0,000
主な費用項目	④ 給与総額									0,000
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）									0,000
	⑥ 動産・不動産賃借料									0,000
	⑦ 減価償却費									0,000
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									0,000

11 事業別売上（収入）金額
- 記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』7～10ページを参照してください。
- 10欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、10欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入	0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額	0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	0,000	
⑤ 小売の商品販売額	0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）	0,000	
⑦ 不動産事業の収入	0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入	0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入	0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入	0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入	0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入	0,000	
⑭ 宿泊事業の収入	0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入	0,000	
⑰ 情報通信事業の収入	0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入	0,000	
合　計	10欄①の売上（収入）金額	1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

12 設備投資の有無及び取得額
- **令和　年1月から12月までの1年間**に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
- 取得額（減価償却前の額）を記入してください。
- 中古品は含めません。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

新規設備取得額	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
有形固定資産（土地を除く）	0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）	0,000

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。（万円未満四捨五入）

13 自家用自動車の保有台数
- **業務に使用する**自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車	（2）乗用自動車	（3）バス
台	台	台

※人員輸送のみの使用は除きます。

14 土地・建物の所有の有無
- それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率
- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（万円未満四捨五入）

（2）うち外国資本比率を記入してください。

　　.　　%（小数点第2位四捨五入）

16 決算月
- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

　月（　月）

※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

裏面（第2面）にお進みください。

サービスA

サービスA

令和8年3月30日　月曜日　官　報　（号外第73号）　296

経済センサス－活動調査

【09】調査票（サービス関連産業Ａ）

サービスＡ

17 サービス収入の内訳

- 第１面の 10 欄「①売上（収入）金額」の内訳について、『分類表』に記載している分類の中から売上（収入）金額が大きい分類（上位の10種類まで）を選び、その分類番号、サービスの種類及び売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、第１面の 10 欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

	分類番号	サービスの種類	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合(%)
❶	－										0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
❷	－										0,000	
❸	－										0,000	
❹	－										0,000	
❺	－										0,000	
❻	－										0,000	
❼	－										0,000	
❽	－										0,000	
❾	－										0,000	
❿	－										0,000	

備考

サービスＡ

様式第10号

経済センサス－活動調査

【10】調査票（サービス関連産業Ｂ）

令和　年６月１日 総務省・経済産業省

秘 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊	区分

1 名称及び電話番号

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・「正式名称」欄には登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

・6月１日現在の従業者数を記入してください。

区分	（１）この事業所に所属する従業者数								（２）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（１か月以上）（１か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（１か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（１）主な事業の内容

（２）生産品、取扱商品又は営業種目

・上記（１）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を**収入額又は販売額の多い順**に記入してください。

① ② ③

6 経営組織

・経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・**会社以外の法人**：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
・**法人でない団体**：法人格のない労働組合、後援会、協議会等
・「法人でない団体」で、調査票上部の［区分］欄が「１」の場合は、［8］欄以降の記入は不要です。

①個人経営	②株式会社 有限会社	③合名会社 合資会社	④合同会社	⑤会社以外の法人	⑥外国の会社	⑦法人でない団体
	会社					［8］欄は記入不要です。
	法人					

7 法人番号

・指定されている法人番号13桁を記入してください。
不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（１）単独事業所・本所・支所の別

・○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・フランチャイズ・チェーン（ＦＣ）加盟店についてはＦＣ本部とは独立した組織となるため、ＦＣ本部の支所とはなりません。

① 単独事業所（他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。）
② 本所・本社・本店（他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。）
③ 支所・支社・支店（他の場所にある本所の統括を受けている事業所。）

（２）企業全体の常用雇用者数及び支所数

・常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（１か月以上）の合計数です。
・工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（３）企業全体の主な事業の内容

・『調査票の記入のしかた』16・17ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
① ② ③

（４）本所の正式名称・所在地等

・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　-

調査票上部の［8］欄が「１」の場合は、記入おわりです。
「２」の場合は、これ以降、［9］欄、［10］欄「①売上（収入）金額」及び第２面の［18］欄のみ記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

・選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・**令和　年１月から12月までの１年間**の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
・［6］欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
　・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
　・「②費用総額」：経常費用を記入
　・「③うち売上原価」：記入不要
　・「主な費用項目」：各欄に記入
・［6］欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は「①売上（収入）金額」のみを記入してください。

		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額										0,000
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）										0,000
	③ うち売上原価									0,000
主な費用項目	④ 給与総額									0,000
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）									0,000
	⑥ 動産・不動産賃借料									0,000
	⑦ 減価償却費									0,000
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									0,000

［6］欄が「法人でない団体」の場合は、第１面の記入はこれでおわりです。第２面の［18］欄にお進みください。

11 事業別売上（収入）金額

・記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』８～11ページを参照してください。
・［10］欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、［10］欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
・［6］欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
⑦ 不動産事業の収入									0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000	
⑭ 宿泊事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
合　計	［10］欄①の売上（収入）金額									1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

12 設備投資の有無及び取得額

・**令和　年１月から12月までの１年間**に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
・取得額（減価償却前の額）を記入してください。
・中古品は含めません。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。（万円未満四捨五入）

新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く）									0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）									0,000

13 自家用自動車の保有台数

・**業務に使用する**自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（１）貨物自動車	（２）乗用自動車	（３）バス
台	台	台

※人員輸送のみの使用は除きます。

14 土地・建物の所有の有無

・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（１）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（２）うち外国資本比率を記入してください。　　％（小数点第２位四捨五入）

16 決算月

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

月（　月）

※本決算月を記入してください。年２回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

裏面（第２面）にお進みください。

297　令和８年３月30日　月曜日　官　報　（号外第73号）
サービスＢ
サービスＢ

令和８年３月30日　月曜日　官　報　（号外第73号）　298

経済センサス－活動調査

【10】調査票（サービス関連産業Ｂ）

サービスＢ

17 サービス収入の内訳

- **第１面の** 10 **欄「①売上（収入）金額」の内訳について『分類表』に記載している分類の中から売上（収入）金額が大きい分類（上位の10種類まで）を**選び、その**分類番号、サービスの種類及び売上（収入）金額**を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、**第１面の** 10 **欄「①売上（収入）金額」に占める割合**を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 第１面 6 欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は、記入不要です。

	分類番号	サービスの種類	売上（収入）金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合(%)
❶	－		0,000	
❷	－		0,000	
❸	－		0,000	
❹	－		0,000	
❺	－		0,000	
❻	－		0,000	
❼	－		0,000	
❽	－		0,000	
❾	－		0,000	
❿	－		0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

18 相手先別収入割合

- **第１面の** 10 **欄「①売上（収入）金額」について、**その収入を得た相手先別の収入額割合（%）の合計が100となるように記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 第１面上部の 区分 欄が「１」の場合は、記入不要です。

収入を得た相手先	収入額割合（%）		
① 個人（一般消費者）			
② 個人以外			
合 計	1	0	0

備考

サービスＢ

様式第11号

経済センサス－活動調査

【11】調査票（サービス関連産業C）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

秘 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊	区分

1 名称及び電話番号

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・「正式名称」欄には登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

・6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容

（2）生産品、取扱商品又は営業種目

・上記（1）主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。

① ② ③

6 経営組織

・経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
・法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等
・「法人でない団体」で、調査票上部の 区分 欄が「1」の場合は、8 欄以降の記入は不要です。

①個人経営	②株式会社 有限会社	③合名会社 合資会社	④合同会社	⑤会社以外の法人	⑥外国の会社	⑦法人でない団体
	会社					8 欄は記入不要です。
	法人					

7 法人番号

・指定されている法人番号13桁を記入してください。
不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 → 法人番号なし □

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（1）単独事業所・本所・支所の別

・○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所（他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。）
② 本所・本社・本店（他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含まれます。）
③ 支所・支社・支店（他の場所にある本所の統括を受けている事業所。）

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数

・常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
・工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容

・『調査票の記入のしかた』16・17ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目
① ② ③

（4）本所の正式名称・所在地等

・「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　-

調査票上部の 区分 欄が「1」の場合は、記入おわりです。
「2」の場合は、これ以降、9 欄、10 欄①売上（収入）金額」及び第2面の 18 欄のみ記入してください。
「3」の場合は、これ以降、9 欄、10 欄①売上（収入）金額」のみ記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

・選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・令和　年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
・6 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
・①売上（収入）金額」：経常収益を記入
・②費用総額」：経常費用を記入
・③うち売上原価」：記入不要
・「主な費用項目」：各欄に記入
・6 欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は①売上（収入）金額」のみを記入してください。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額									0,000
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）									0,000
主な費用項目 ③ うち売上原価									0,000
主な費用項目 ④ 給与総額									0,000
主な費用項目 ⑤ 福利厚生費（退職金を含む）									0,000
主な費用項目 ⑥ 動産・不動産賃借料									0,000
主な費用項目 ⑦ 減価償却費									0,000
主な費用項目 ⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									0,000

6 欄が「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれでおわりです。第2面の 18 欄にお進みください。

11 事業別売上（収入）金額

・記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7～10ページを参照してください。
・10 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、10 欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
・6 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
⑦ 不動産事業の収入									0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入									0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000	
⑭ 宿泊事業の収入									0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入									0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
合　計	10 欄①の売上（収入）金額									1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

12 設備投資の有無及び取得額

・令和　年1月から12月までの1年間 に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
・取得額（減価償却前の額）を記入してください。
・中古品は含めません。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。（万円未満四捨五入）

新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く）									0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）									0,000

13 自家用自動車の保有台数

・業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車　台　※人員輸送のみの使用は除きます。
（2）乗用自動車　台
（3）バス　台

14 土地・建物の所有の有無

・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない　※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（2）うち外国資本比率を記入してください。　　％（小数点第2位四捨五入）

16 決算月

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

月（　月）　※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

裏面（第2面）にお進みください。

299　令和8年3月30日　月曜日　官　報　（号外第73号）
サービスC　サービスC

経済センサス－活動調査

【11】調査票（サービス関連産業Ｃ）

17 サービス収入の内訳

- **第１面の** 10 **欄「①売上（収入）金額」の内訳**について、**『分類表』に記載している分類**の中から**売上（収入）金額が大きい分類（上位の10種類まで）**を選び、その**分類番号、サービスの種類及び売上（収入）金額**を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、**第１面の** 10 **欄「①売上（収入）金額」に占める割合**を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- **第１面** 6 **欄「経営組織」が「法人でない団体」**の場合は、記入不要です。

	分類番号	サービスの種類	売上（収入）金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合(%)
❶	－		0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
❷	－		0,000	
❸	－		0,000	
❹	－		0,000	
❺	－		0,000	
❻	－		0,000	
❼	－		0,000	
❽	－		0,000	
❾	－		0,000	
❿	－		0,000	

18 相手先別収入割合

- **第１面の** 10 **欄「①売上（収入）金額」について、**その収入を得た相手先別の収入額割合（%）の合計が100となるように記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 第１面上部の 区分 欄が「１」又は「３」の場合は、記入不要です。

収入を得た相手先	収入額割合（%）
① 個人（一般消費者）	
② 個人以外	
合　計	1 0 0

備考

サービスＣ

様式第12号

経済センサス - 活動調査

【12】調査票（政治団体、宗教）

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

秘 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

1 名称及び電話番号

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 法人の場合は登記上の名称を「**正式名称**」欄に記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「**通称名**」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「**ビル・マンション名等**」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

- ○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

- 6月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	① 個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	② 個人業主の家族で無給の人（個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人）	③ 有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④ 無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤ 有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	⑥ 有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦ 合計（①～⑥の合計）	⑧ 送出者（②合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨ 出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	⑩ 派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

6 政治団体、宗教の種類

- ○囲みの印字がない場合は、右表の中から、該当する番号を選択し、○で囲んでください。

政治団体	①	政治団体
宗教	②	神道系宗教
	③	仏教系宗教
	④	キリスト教系宗教
	⑤	その他の宗教

7 経営組織

- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- **会社以外の法人**：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
- **法人でない団体**：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外の法人	⑥ 外国の会社	⑦ 法人でない団体
9～11欄のみ記入してください。	会社（外国の会社を除く）					8欄のみ記入してください。
	法人（外国の会社を除く）					

8 法人番号

- 指定されている法人番号13桁を記入してください。
- 不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 □ 法人番号なし

備考

9 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（1）単独事業所・本所・支所の別

- ○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

① 単独事業所（他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。）

② 本所・本社・本店（他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみの場合に支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。）

③ 支所・支社・支店（他の場所にある本所の統括を受けている事業所。）

7欄が「個人経営」の場合は記入おわりです。

（2）企業全体の常用雇用者数及び支所数

- 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
- 工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容

- 『調査票の記入のしかた』4ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目

① ②

③

（4）本所の正式名称・所在地等

- 法人の場合は登記上の名称を「**正式名称**」欄に記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「**通称名**」欄に記入してください。

フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号（代表）	（　　）　－
本所の所在地	〒　-

記入おわりです。

10 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 11欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。
- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

11 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- **令和　年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
- 7欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
  - 「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
  - 「②費用総額」：経常費用を記入
  - 「③うち売上原価」：記入不要
  - 「主な費用項目」：各欄に記入

※『調査票の記入のしかた』に掲載の確定申告との対応表などを参照して記入してください。

	個人経営	個人経営以外
① 売上（収入）金額	0,000	0,000
② 費用総額（売上原価＋経費計）	0,000	0,000
③ うち売上原価		0,000
主な費用項目 ③ 給料賃金（専従者給与を除く）	0,000	0,000
主な費用項目 ④ 給与総額		0,000
主な費用項目 ④ 地代家賃	0,000	
主な費用項目 ⑤ 減価償却費	0,000	0,000
主な費用項目 ⑤ 福利厚生費（退職金を含む）		0,000
主な費用項目 ⑥ 租税公課	0,000	
主な費用項目 ⑥ 動産・不動産賃借料		0,000
主な費用項目 ⑦ 減価償却費		0,000
主な費用項目 ⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）		0,000

12 事業別売上（収入）金額

- 記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』14～17ページを参照してください。
- 11欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、11欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 7欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入	0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額	0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	0,000	
⑤ 小売の商品販売額	0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）	0,000	
⑦ 不動産事業の収入	0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入	0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入	0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入	0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入	0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入	0,000	
⑭ 宿泊事業の収入	0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入	0,000	
⑰ 情報通信事業の収入	0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入	0,000	
合　計	11欄①の売上（収入）金額	1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

法人のみ記入

13 自家用自動車の保有台数

- **業務に使用する**自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車	（2）乗用自動車	（3）バス
台	台	台

※人員輸送のみの使用は除きます。

14 土地・建物の所有の有無

- それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地	① ある	② ない	建物	① ある	② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

政治・宗教

政治・宗教

様式第13号

経済センサス－活動調査

【13】企業調査票

㊙ 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした「インターネット回答利用ガイド」をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

令和　年６月１日
総務省・経済産業省

フリガナ	
記入者氏名	
部署名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

1 名称及び電話番号

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・法人の場合は登記上の名称を「**正式名称**」欄に記入してください。
・**屋号など**通称名がある場合は「**通称名**」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・企業本所の所在地を記入してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「**ビル・マンション名等**」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 経営組織

・経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・**会社以外の法人**：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等

① 個人経営	② 株式会社 有限会社 相互会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外の法人	⑥ 外国の会社	⑦ 法人でない団体
	会社（外国の会社を除く）					
	法人（外国の会社を除く）					

4 法人番号

・指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。　法人番号なし □

5 企業全体の常用雇用者数及び支所等数

・工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。
・海外（現地法人）の出向者について給与が支払われている場合は国内の欄に含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所・支社・支店数	事業所	事業所

6 企業全体の主な事業の内容

・印字されている場合、内容に変更あれば、二重線で消して修正してください。
・『**調査票の記入のしかた**』６～９ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

（1）主な事業の内容	（2）生産品、取扱商品又は営業種目
	①
	②
	③

7 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

・8欄以降はできる限り「**1 税込み**」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「**2 税抜き**」で記入してください。
・選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

8 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・**令和　年１月から12月までの１年間**の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
・『調査票の記入のしかた』10・11ページを参照して記入してください。
・金融業、保険業の会社については、『調査票の記入のしかた』10ページを参照して記入してください。
・3欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
・「②費用総額」：経常費用を記入
・「③うち売上原価」：記入不要
・「主な費用項目」：各欄に記入

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額											0,000
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）											0,000
③ うち売上原価											0,000
主な費用項目 ④ 給与総額											0,000
主な費用項目 ⑤ 福利厚生費（退職金を含む）											0,000
主な費用項目 ⑥ 動産・不動産賃借料											0,000
主な費用項目 ⑦ 減価償却費											0,000
主な費用項目 ⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）											0,000

→ 9欄にお進みください。

9 企業全体の事業別売上（収入）金額

・記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』12～17ページを参照してください。
・8欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、8欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
・3欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入	0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額	0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	0,000	
⑤ 小売の商品販売額	0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）	0,000	
⑦ 不動産事業の収入	0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入	0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入	0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入	0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入	0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入	0,000	
⑭ 宿泊事業の収入	0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入	0,000	
⑰ 情報通信事業の収入	0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入	0,000	
合　計	8欄「① 売上（収入）金額」	1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

10 商品売上原価

・9欄「**④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）**」又は「**⑤小売の商品販売額**」に**記入がある場合**に記入してください。

※令和　年１月から12月までの商品売上原価（年間商品販売額に対する仕入原価）を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

11 年初及び年末商品手持額

・9欄「**④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）**」又は「**⑤小売の商品販売額**」に記入している金額が**最も多い場合**に記入してください。

※令和　年の年初及び年末現在（記入困難な場合は、最寄りの決算日・棚卸日）で記入してください。（万円未満四捨五入）

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
年初商品手持額											0,000
年末商品手持額											0,000

12 設備投資の有無及び取得額

・**令和　年１月から12月までの１年間**に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
・取得額（減価償却前の額）を記入してください。
・中古品は含めません。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

新規設備取得額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く）										0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）										0,000

（万円未満四捨五入）

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。

13 自家用自動車の保有台数

・**業務に使用する**自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車	（2）乗用自動車	（3）バス
台	台	台

※人員輸送のみの使用は除きます。

14 土地・建物の所有の有無

・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地　① ある　② ない　　建物　① ある　② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

（2）うち外国資本比率を記入してください。（小数点第２位四捨五入）

□□□.□ %

16 決算月

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

月　（　月）

※ 本決算月を記入してください。
年２回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

すべての企業が裏面（第２面）にお進みください。

【13】企業調査票

経済センサス－活動調査

【13】企業調査票

17 建設、サービス収入の内訳

- 第１面の8欄「①売上（収入）金額」の内訳について、『分類表（建設、サービス）』に記載している分類の中から売上（収入）金額が大きい分類（上位の15種類まで）を選び、その分類番号、建設、サービスの種類及び売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、第１面の8欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- なお、分類番号、建設、サービスの種類が印字されている場合は、記載内容を確認の上、該当しなければ二重線で消して修正してください。
（印字されたもの以外に、建設、サービスの種類の金額がある場合は、追加で分類番号、建設、サービスの種類及び売上（収入）金額を記入してください。）

	分類番号	建設、サービスの種類	売上（収入）金額 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合(%)
❶	－		0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
❷	－		0,000	
❸	－		0,000	
❹	－		0,000	
❺	－		0,000	
❻	－		0,000	
❼	－		0,000	
❽	－		0,000	
❾	－		0,000	
❿	－		0,000	
⓫	－		0,000	
⓬	－		0,000	
⓭	－		0,000	
⓮	－		0,000	
⓯	－		0,000	

18 業態別工事種類

- 第１面の9欄「企業全体の事業別売上（収入）金額」のうち「⑥建設事業の収入（完成工事高）」が最も多い金額である場合は、下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 ［　　］　2番目 ［　　］

301	土木一式工事	310	屋根工事（311 金属製屋根工事を除く）	318	ほ装工事	326	熱絶縁工事
302	建築一式工事（303 木造建築一式工事を除く）	311	金属製屋根工事	319	しゅんせつ工事	327	電気通信工事
303	木造建築一式工事	312	電気工事	320	板金工事	328	造園工事
304	建築リフォーム工事	313	管工事	321	ガラス工事	329	さく井工事
305	大工工事	314	タイル・れんが・ブロック工事（315 築炉工事を除く）	322	塗装工事	330	建具工事
306	左官工事	315	築炉工事	323	防水工事	331	水道施設工事
307	とび・土工・コンクリート工事（308 はつり・解体工事を除く）	316	鋼構造物工事	324	内装仕上工事	332	消防施設工事
308	はつり・解体工事	317	鉄筋工事	325	機械器具設置工事	333	清掃施設工事
309	石工事						

備考

【13】企業調査票

令和8年3月30日　月曜日　官　報　（号外第73号）　304

様式第14号

経済センサス－活動調査

【14】団体調査票（政治団体、宗教）

㊙ 基幹統計調査

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

令和　年6月1日
総務省・経済産業省

フリガナ	
記入者氏名	
部署名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

1 名称及び電話番号

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・「**正式名称**」**欄**には、登記上の名称を記入してください。
・**屋号など**通称名がある場合は「**通称名**」**欄**に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・団体本所の所在地を記入してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「**ビル・マンション名等**」**欄**に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 経営組織

・経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
・**会社以外の法人**：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等

① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外の法人
	会社			
	法人			

4 法人番号

・指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。

法人番号なし □

5 団体全体の常用雇用者数及び支所等数

・工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	人	人
支所・支社・支店数	事業所	事業所

6 政治団体・宗教の種類

・○囲みの印字がない場合は、右表の中から、該当する番号を選択し、○で囲んでください。

政治団体	①	政治団体
宗教	②	神道系宗教
	③	仏教系宗教
	④	キリスト教系宗教
	⑤	その他の宗教

→ 7 欄にお進みください。

7 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

・8欄以降はできる限り「**1 税込み**」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「**2 税抜き**」で記入してください。
・選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み　② 税抜き

8 団体全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・**令和　年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
・『調査票の記入のしかた』10・11ページを参照して記入してください。
・3欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
　・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
　・「②費用総額」：経常費用を記入
　・「③うち売上原価」：記入不要
　・「主な費用項目」：各欄に記入

		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額												0,000
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）												0,000
③ うち売上原価												0,000
主な費用項目	④ 給与総額											0,000
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）											0,000
	⑥ 動産・不動産賃借料											0,000
	⑦ 減価償却費											0,000
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）											0,000

9 団体全体の事業別売上（収入）金額

・記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』12～17ページを参照してください。
・8欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、8欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
・3欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入											0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額											0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）											0,000	
⑤ 小売の商品販売額											0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）											0,000	
⑦ 不動産事業の収入											0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入											0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入											0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入											0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入											0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入											0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入											0,000	
⑭ 宿泊事業の収入											0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入											0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入											0,000	
⑰ 情報通信事業の収入											0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入											0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入											0,000	
合　計	8欄「① 売上（収入）金額」											100

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

10 自家用自動車の保有台数

・**業務に使用する**自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車	（2）乗用自動車	（3）バス
台	台	台

※人員輸送のみの使用は除きます。

11 土地・建物の所有の有無

・それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地	① ある	② ない	建物	① ある	② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

備考

【14】団体調査票

【14】団体調査票

様式第15号

経済センサス－活動調査

政府統計

秘 基幹統計調査

【15】事業所調査票（農業、林業、漁業）

令和　年6月1日
総務省・経済産業省

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊	整理番号

農林漁業

1 事業所の名称及び電話番号

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・法人の場合は**登記上の法人名とこの事業所の名称（店舗名等）**を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は「**通称名**」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　　－

2 事業所の所在地

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「**ビル・マンション名等**」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－　　－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

・6月1日現在の従業者数を記入してください。
・別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

（1）主な事業の内容

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して訂正してください。
・『**調査票の記入のしかた**』32ページを参照してできるだけ詳しく記入してください。

（2）管理・補助的業務か否か

『調査票の記入のしかた』32ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 ☐

※管理・補助的業務：支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等

6 本所等の別

・本所等の別の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。
・一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。

① 本所・本社・本店（経営全体を統括している事業所）　② 支所・支社・支店

7 事業所の売上（収入）金額

・**令和　年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください。）（万円未満四捨五入）

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

8 事業別売上（収入）金額

・記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』33ページを参照してください。
・7欄「売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
・金額で記入できない場合は、7欄「売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業別内訳	売上（収入）金額 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入										0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）										0,000	
⑤ 小売の商品販売額										0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）										0,000	
⑦ 不動産事業の収入										0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入										0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入										0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入										0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入										0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入										0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入										0,000	
⑭ 宿泊事業の収入										0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入										0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入										0,000	
⑰ 情報通信事業の収入										0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入										0,000	
合　計	7欄「売上（収入）金額」										1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

すべての事業所が裏面（第２面）にお進みください。

経済センサス - 活動調査

【15】事業所調査票（農業、林業、漁業）

9 農業、林業、漁業の収入の内訳

- **第１面の**8**欄「①農業、林業、漁業の収入」**について、その**事業内容別の売上（収入）金額**を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、**第１面の**7**欄「売上（収入）金額」に占める割合**を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業内容			番号	売上（収入）金額 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
①農業、林業、漁業の収入					
農業	耕種農業	耕種農業（種苗業を除く） 稲作、麦類・雑穀・豆類、いも類、野菜（きのこ栽培を含む）、果樹類、花き・花木、工芸農作物（油脂、甘味料、繊維、薬などの原料に供するもの）など	1	0,000	
		種苗業 耕種農業のうち野菜の種子、花きの種子、飼料作物の種子、花きの球根、野菜の苗、花きの苗、果樹の苗などの栽培	2	0,000	
	畜産農業	畜産農業（愛がん用動物、実験用動物の飼育を除く） 酪農、肉用牛、養豚、養鶏、養蚕などの畜産、昆虫類、ヘビの飼育、農作物・森林の保護や種族保護を目的とする動物の飼育	3	0,000	
		愛がん用動物の飼育 家庭等における情操教育、生態観察などに供することを目的とする動物の飼育	4	0,000	
		実験用動物の飼育 教育、試験研究、生物学的製剤の製造など科学上の利用に供することを目的とする動物の飼育	5	0,000	
	農業サービス業（請負によるもの、農作業代行サービス業等を除く） 共同乾燥施設サービス、土地改良区の賦課金（かんがい用水供給サービス）、航空機以外（ドローン（マルチコプター）、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等）による航空防除サービス、共同選別場サービス、種付サービス（人工授精サービス）		6	0,000	
	農作業代行サービス業等（請負によるもの） 稲作・畑作・果樹・花き・工芸農作物農業の農作業の代行サービス、酪農ヘルパーサービス、家畜育成サービス、観光農園・体験農園サービスなど農業サービスのうち他に分類されないもの		7	0,000	
	造園・植木業（請負によるもの） 請負による築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れ、芝張り、樹木医業		8	0,000	
林業	育林業 自ら保育した材木に関する収入（立木、素材、製材の販売収入）		9	0,000	
	素材生産業 購入した立木を伐木した素材の販売収入		10	0,000	
	林業サービス（請負によるもの） 請負による造林、伐木・運搬、山林用苗木の育成、炭焼や山番など		11	0,000	
	特用林産物 薪、木炭、その他の特用林産物の生産、きのこ採取、うるし採取など		12	0,000	
	その他の林業 狩猟業、山林用種苗・苗木栽培など		13	0,000	
漁業	海面漁業（養殖を除く） 底びき網、地びき網・船びき網、まき網、刺網、定置網、釣・はえ縄、捕鯨、採貝・採藻など		14	0,000	
	内水面漁業（養殖を除く） 河川、湖沼などの淡水において自然繁殖している（まき付、放苗、投石、耕うんなどいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む）水産動植物の採捕		15	0,000	
	海面養殖業 魚類養殖、貝類養殖、海藻類養殖、真珠養殖、種苗養育など		16	0,000	
	内水面養殖業 内水面において行う養殖業（池中養殖、ため池養殖、水田養魚、さけ、ます類養殖など）		17	0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

備考

農林漁業

様式第16号

経済センサス－活動調査

秘 基幹統計調査

【16】事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）

令和　年6月1日
総務省・経済産業省

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊	整理番号

1 事業所の名称及び電話番号

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 法人の場合は**登記上の法人名とこの事業所の名称（店舗名等）**を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「**通称名**」**欄**に記入してください。

フリガナ
正式名称
通称名
電話番号（代表）（　　）　－

2 事業所の所在地

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「**ビル・マンション名等**」**欄**に記入してください。

郵便番号　－
都道府県名
市区町村名
町丁・字・番地・号
ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

- ○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①平成27年以前　②平成28年　③平成29年　④平成30年　⑤平成31年 令和元年　⑥令和2年　⑦令和3年　⑧令和4年　⑨令和5年　⑩令和6年　⑪令和7年　⑫令和8年

4 この事業所の従業者数

- 6月1日現在の従業者数を記入してください。
- 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	（①～⑧以外で別経営の事業所できてこの事業所で働いている人） ⑨出向	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

（1）主な事業の内容

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して訂正してください。
- 『**調査票の記入のしかた**』32ページを参照してできるだけ詳しく記入してください。

（2）管理・補助的業務か否か

『調査票の記入のしかた』32ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 □

※管理・補助的業務：支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等

6 本所等の別

- 本所等の別の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。
- 一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。

①本所・本社・本店（経営全体を統括している事業所）　②支所・支社・支店

7 事業所の売上（収入）金額

- **令和　年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

8 事業別売上（収入）金額

- 記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』33ページを参照してください。
- 7欄「売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、7欄「売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業別内訳	売上（収入）金額 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入										0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）										0,000	
⑤ 小売の商品販売額										0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）										0,000	
⑦ 不動産事業の収入										0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入										0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入										0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入										0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入										0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入										0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入										0,000	
⑭ 宿泊事業の収入										0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入										0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入										0,000	
⑰ 情報通信事業の収入										0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入										0,000	
合　計	7欄「売上（収入）金額」										1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

すべての事業所が裏面（第2面）にお進みください。

鉱業

経済センサス－活動調査

【16】事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）

9 費用総額及び給与総額

• 令和　年１月から12月までの１年間の費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）									0,000
うち給与総額									0,000

備考

10 生産数量及び生産金額

• 品目名に記載してある条件及び単位で、令和　年１月から12月までの１年間に日本国内で生産、採掘した数値を記入してください。（単位未満四捨五入）
• 生産数量には、他社に委託して生産した分も含めます。
• 生産金額は生産工程を経て製品になった時点の価格によるもので、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めません。

番号	品目名（条件）	生産数量（年間）	生産金額（年間）	番号	品目名（条件）	生産数量（年間）	生産金額（年間）
			千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円				千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
②鉱物、採石、砂利採取事業の収入							
鉱業サービス							
9000	鉱業サービス		0,000				
金属鉱物							
9111	金鉱（精含量）	g	0,000	9199	その他の金属鉱物		0,000
9112	銀鉱（精含量）	kg	0,000				
石炭・亜炭							
9211	石炭（精炭）	t	0,000	9221	亜炭・泥炭（精炭）	t	0,000
原油・天然ガス							
9311	原油	kl	0,000	9329	その他の原油・天然ガス		0,000
9321	天然ガス（基準状態）	千㎥	0,000				
採石、砂・砂利・玉石採取							
9411	花こう岩・同類似岩石（製品）	t	0,000	9471	粘板岩（製品）	t	0,000
9421	石英粗面岩・同類似岩石（製品）	t	0,000	9481	砂・砂利・玉石		0,000
9431	安山岩・同類似岩石（製品）	t	0,000	9491	かんらん岩	t	0,000
9451	ぎょう灰岩（製品）	t	0,000	9492	オリビンサンド	t	0,000
9461	砂岩（製品）	t	0,000	9499	その他の採石、砂・砂利・玉石		0,000
窯業原料用鉱物（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る）							
9511	木節・頁岩粘土	t	0,000	9561	人造けい砂（製品）	t	0,000
9513	がいろ目粘土	t	0,000	9562	天然けい砂（含むがいろ目けい砂）	t	0,000
9519	その他の耐火粘土		0,000	9571	石灰石	t	0,000
9521	ろう石・ろう石クレー、ドロマイト	t	0,000	9572	生石灰、消石灰、水硬性石灰	t	0,000
9541	長石・半花こう岩・風化花こう岩（含むサバ）	t	0,000	9591	陶石・陶石クレー	t	0,000
9551	軟けい石	t	0,000	9599	その他の窯業原料用鉱物		0,000
9552	白・炉材けい石	t	0,000				
その他の鉱物							
9921	ベントナイト	t	0,000	9999	その他の鉱物		0,000
9931	けいそう土	t	0,000				

様式第17号

経済センサス－活動調査

【17】事業所調査票（製造業）

㊙ 基幹統計調査

令和　年６月１日
総務省・経済産業省

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊	整理番号

製造業

1 事業所の名称及び電話番号

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 法人の場合は**登記上の法人名とこの事業所の名称（店舗名等）**を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「**通称名**」欄に記入してください。

フリガナ
正式名称
通称名
電話番号（代表）（　　）　－

2 事業所の所在地

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「**ビル・マンション名等**」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

- ○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

- ６月１日現在の従業者数を記入してください。
- 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（１か月以上）（１か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（１か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所からでてこの事業所で働いている人）	⑩派遣（①～⑧以外で別経営の事業所からでてこの事業所で働いている人）
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

（3）この事業所に従事している人の男女計（⑦－⑥－⑧＋⑨＋⑩）　　人

5 この事業所の主な事業の内容

（1）主な事業の内容

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して訂正してください。
- 『**調査票の記入のしかた**』32ページを参照してできるだけ詳しく記入してください。

（2）管理・補助的業務か否か

『調査票の記入のしかた』32ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 □

※管理・補助的業務：支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等

6 本所等の別

- 本所等の別の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。
- 一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。

① 本所・本社・本店（経営全体を統括している事業所）　② 支所・支社・支店

7 事業所の売上（収入）金額

- **令和　年１月から12月までの１年間**の売上（収入）金額について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

8 事業別売上（収入）金額

- 記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』33ページを参照してください。
- 7 欄「売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、7 欄「売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業別内訳	売上（収入）金額 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入										0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）										0,000	
⑤ 小売の商品販売額										0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）										0,000	
⑦ 不動産事業の収入										0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入										0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入										0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入										0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入										0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入										0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入										0,000	
⑭ 宿泊事業の収入										0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入										0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入										0,000	
⑰ 情報通信事業の収入										0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入										0,000	
合　計	7 欄「売上（収入）金額」										1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

すべての事業所が裏面（第２面）にお進みください。

経済センサス－活動調査

【17】事業所調査票（製造業）

＊第１面4欄「この事業所の従業者数」の（３）が30人以上の場合は全項目を記入してください。
＊第１面4欄「この事業所の従業者数」の（３）が29人以下の場合は★印の欄（黄色）のみ記入してください。ただし、９人以下の場合は、11欄「有形固定資産」及び12欄「製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額」については、記入不要です。
＊金額、数量は、単位未満を四捨五入して記入してください。

製造業

9 人件費及び人材派遣会社への支払額

（令和　年１月から12月までの１年間）

	金額
（１）常用雇用者及び有給役員（第１面4欄「この事業所の従業者数」の③＋④＋⑤に該当する者のうち事業所に従事している者）に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額	0,000
（２）常用雇用者（④、⑤）及び有給役員（③）に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者（⑨）に係る支払額、臨時雇用者（⑥）に対する給与、送出者（⑧）に対する負担額など	0,000
（３）派遣受入者（⑩）に係る人材派遣会社への支払額	0,000
合　計　★	0,000

10 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

（令和　年１月から12月までの１年間）

		金額
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額	0,000
燃料使用額	石油、ガス、石炭など（貨物運搬用及び暖房用の燃料、自家発電用の燃料費を含む）	0,000
電力使用額	電灯用を含め、自家発電は除く	0,000
委託生産費（外注加工費）	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃又は支払うべき加工賃	0,000
製造等に関連する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関連する外注費（派遣、委託生産費などの外注費は除く）	0,000
転売した商品の仕入額	令和　年中に実際に売り上げた転売品（在庫は除く）に対応する仕入額（年初転売品在庫額＋当年転売品仕入額－年末転売品在庫額）	0,000
合　計　★		0,000

16 工業用地及び工業用水

ア 事業所敷地面積（令和　年6月1日現在）
事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。貸借を含めます。

面積（単位：平方メートル）

イ 1日当たり水源別用水量（令和　年１月から12月までの１年間の１日当たりの使用量）

区分			用水量（単位：立方メートル）
淡水	公共水道	1 工業用水道	
		2 上水道	
	3	井戸水（井戸、湧水から取水した水）	
	4	その他の淡水	
	5	回収水	
	合　計		
海水			

17 作業工程★

13欄「製造品出荷額、在庫額等」に記入した製造品の製造又は加工に関するこの事業所の作業工程のあらましを記入してください。

備考★

11 有形固定資産

※第１面4欄「この事業所の従業者数」の（３）が10人以上29人以下の事業所は、有形固定資産の内訳については記入不要です。（土地の欄及び有形固定資産（土地を除く。）の計欄のみ記入してください。）
※９人以下の事業所は、記入不要です。

		土地　★	有形固定資産（土地を除く。） 計　★	建物、構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）	機械、装置（附属設備を含む。）	船舶、車両、運搬具、耐用年数１年以上の工具、器具、備品等
年初現在高		0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
取得額（令和　年１月から12月までの１年間）	新規のもの	×	0,000	0,000	0,000	0,000
	中古のもの	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
除却・売却による減少額（令和　年１月から12月までの１年間）		0,000	0,000	建設仮勘定の増（令和　年１月から12月までの１年間）有形固定資産以外のもの及び土地は除いてください。		0,000
減価償却額（令和　年１月から12月までの１年間）減価償却額がない場合は「０」を記入してください。		×	0,000	建設仮勘定の減（令和　年１月から12月までの１年間）有形固定資産以外のもの及び土地は除いてください。		0,000

12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

※第１面4欄「この事業所の従業者数」の（３）が10人以上29人以下の事業所は、製造品①、半製品及び仕掛品②のみ記入してください。
※９人以下の事業所は、記入不要です。

（１）この事業所の所有するものについて記入してください。
（２）原材料を他企業に支給して製造させた委託生産品はここに含め、他企業から支給された原材料による受託加工品と仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含めないでください。
（３）30人以上の事業所は、製造品の年末在庫額☆と13欄イの製造品在庫額☆は一致します。

区分	製造品①　★	半製品及び仕掛品②　★	原材料及び燃料③	合計　①＋②＋③
年初	0,000	0,000	0,000	0,000
年末☆	0,000	0,000	0,000	0,000

13 製造品出荷額、在庫額等

※「ア 品目別製造品出荷額」、「ウ 加工賃収入額」は、同封の『分類表（製造業）』4～89ページを参照し、記入してください。

ア 品目別製造品出荷額★
（令和　年１月から12月までの１年間）
（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む）

自己が所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの（委託生産品）はここに含めてください。
仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）はここに含めず、第１面8欄「事業別売上（収入）金額」のうち「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」欄に記入してください。

	番号	製造品名	数量単位名	数量	金額
⊗					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
					0,000
		製造品出荷額　計			0,000

イ 品目別製造品在庫額
（令和　年12月31日現在）

数量	金額
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
	0,000
製造品在庫額　計☆	0,000

ウ 加工賃収入額★
（令和　年１月から12月までの１年間）

他の企業（国内外にかかわらず）が所有する原材料又は製品に賃加工をして令和　年中に引き渡したものに対して受け取ったもしくは受け取るべき加工賃を記入してください。

	番号	賃加工品名	金額
⊗	9		0,000
	9		0,000
	9		0,000
	9		0,000
		加工賃収入額　計	0,000

エ 製造業以外の収入額（特掲）★
（令和　年１月から12月までの１年間）

以下に特掲した収入額がある場合は、同封の『分類表（製造業）』90～91ページを参照して、記入してください。

番号	その他収入の種類名	金額
750000	電気供給サービス（電気事業者向け、その他事業者向け、一般消費者向け）	0,000
780000	冷蔵・冷凍倉庫サービス	0,000
810000	製造小売収入	0,000
890000	自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス	0,000

14 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合★

（令和　年１月から12月までの１年間）
（直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。）

第１面7欄「事業所の売上（収入）金額」に対する直接輸出額の割合を、小数点第２位まで記入してください。

割合（単位：%）

15 主要原材料名★

ア 購入したもの

イ 他の企業から支給されたもの（無償）

様式第18号

経済センサス－活動調査

【18】事業所調査票（卸売業、小売業）

秘 基幹統計調査

令和　年6月1日
総務省・経済産業省

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊	整理番号

卸売・小売

1 事業所の名称及び電話番号

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 法人の場合は**登記上の法人名とこの事業所の名称（店舗名等）**を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「**通称名**」**欄**に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 事業所の所在地

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「**ビル・マンション名等**」**欄**に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

- ○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

- 6月1日現在の従業者数を記入してください。
- 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所で働いている人）	⑩派遣（①～⑧以外で別経営の事業所で働いている人）
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

（1）主な事業の内容

- 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して訂正してください。
- 『**調査票の記入のしかた**』32ページを参照してできるだけ詳しく記入してください。

（2）管理・補助的業務か否か

『調査票の記入のしかた』32ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 ☐

※管理・補助的業務：支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等

6 本所等の別

- 本所等の別の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。
- 一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。

① 本所・本社・本店（経営全体を統括している事業所）　② 支所・支社・支店

7 事業所の売上（収入）金額

- **令和　年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

8 事業別売上（収入）金額

- 記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』33ページを参照してください。
- 7 欄「売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、7 欄「売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業別内訳	売上（収入）金額	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入	0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額	0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	0,000	
⑤ 小売の商品販売額	0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）	0,000	
⑦ 不動産事業の収入	0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入	0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入	0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入	0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入	0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入	0,000	
⑭ 宿泊事業の収入	0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入	0,000	
⑰ 情報通信事業の収入	0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入	0,000	
合　計	7 欄「売上（収入）金額」	1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

すべての事業所が裏面（第２面）にお進みください。

経済センサス－活動調査

【18】事業所調査票（卸売業、小売業）

卸売、小売

9 年間商品販売額等

- **令和　年１月から12月までの１年間**（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間）の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入、卸売販売額に占める本支店間移動の割合、国外販売（直接輸出）の割合及び販売商品に関する修理料収入について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第１面の8欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を１００%(分母)として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

（１）年間商品販売額

第1面の8欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の中から、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。
ただし、代理・仲立手数料は、「（２）商品売買に関する仲立手数料収入」欄に記入してください。
なお、本店から支店への商品振替分などは「卸売」として記入してください。

分類番号	分類表の商品名	販売金額（年間） 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	
	（卸売・小売）	0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

（２）商品売買に関する仲立手数料収入

該当する番号を○で囲み、「１　ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

仲立手数料収入の有無	収入金額（年間） 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	又は割合（%）
① ある →	0,000	
② ない		

（３）卸売販売額に占める本支店間移動、国外販売（直接輸出）の割合

代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める「①本支店間移動」、「②国外販売（直接輸出）」の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①本支店間移動	②国外販売（直接輸出）
%	%

- 「①本支店間移動」とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。
- 「②国外販売（直接輸出）」とは、自社（自分）名義で通関手続きを行って国外に商品を輸出した場合をいいます。したがって、国外にある自企業の支店に商品を輸出した場合は「①本支店間移動」とはせず、「②国外販売（直接輸出）」とします。

（４）販売商品に関する修理料収入
（販売商品と同種商品の修理のみ）

該当する番号を○で囲み、「１ ある」の場合は、その収入金額を記入してください。
修理料収入額は、第１面の8欄「⑲上記以外のサービス事業の収入」の内数となります。

修理料収入の有無	収入金額（年間） 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
① ある →	0,000
② ない	

10～14欄については、第１面の8欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」が最も多い場合に記入してください。

10 小売販売額の商品販売形態別割合

第１面の8欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売（インターネット以外）	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
						100%

- ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

11 セルフサービス方式の採用

該当する番号を○で囲んでください。

① セルフサービス方式を採用している（売場面積の50%以上）
② 採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
① 客が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること
② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】
総合スーパーマーケット、専門スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、均一価格店など

12 売場面積

印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
単位は、平方メートル（１坪＝3.3㎡換算）で記入してください。(小数点以下四捨五入)

十万	万	千	百	十	一

平方メートル（㎡）

- 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
- 店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、０（ゼロ）を記入してください。

13 営業時間

該当する番号を○で囲んでください。
「１　開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

① 開店時刻及び閉店時刻がある（２４時間営業以外）

＜開店時刻＞ 1 午前 2 午後 ［　］時［　］分 ～ ＜閉店時刻＞ 1 午前 2 午後 ［　］時［　］分

② 終日営業（２４時間営業）

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜０時30分までの場合】

＜開店時刻＞ 1 午前 2 午後 10時30分 ～ ＜閉店時刻＞ 1 午前 2 午後 00時30分

- 正午は午後００時００分、夜中の０時は午前００時００分になります。
- 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
- 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業者の勤務時間を記入してください。

14 店舗形態

この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

① コンビニエンスストア	② ドラッグストア	③ ホームセンター	④ 均一価格店

備考

様式第19号

経済センサス－活動調査

【19】事業所調査票（建設業、サービス業）

㊙ 基幹統計調査

令和　年６月１日
総務省・経済産業省

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊	整理番号

1 事業所の名称及び電話番号

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 法人の場合は**登記上の法人名と**この事業所の名称（**店舗名等**）を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「**通称名**」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　　－

2 事業所の所在地

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「**ビル・マンション名等**」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

- ○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

建設、サービス

4 この事業所の従業者数

- ６月１日現在の従業者数を記入してください。
- 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（１か月以上）（１か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（１か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向	⑩派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して訂正してください。

（1） 主な事業の内容

- この事業所で行っている事業のうち**過去１年間の収入額又は販売額の最も多い事業**について、その事業の内容を具体的に記入してください。

（2） 生産品、取扱商品又は営業種目

- 左記（1）の**主な事業の内容**について、生産品、取扱商品又は営業種目を**収入額又は販売額の多い順**に記入してください。

	①
	②
	③

（3） 事業の業態

- 上記（1）で記入した主な事業の内容が、**製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設**の場合は、該当する事業の業態を右表から選択し、番号を○で囲んでください。

事業の内容	番号	事業の業態
製造品の出荷・加工	①	主に製造して出荷又は卸売
	②	主に製造して通信販売・ネット販売等で小売
	③	主に他の業者から支給された原材料により製造・加工
卸売	④	主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を卸売
	⑤	主に他企業の事業所（下請先も含む）で生産・加工した物品を卸売
小売	⑥	主に製造してその場所で小売
	⑦	主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で小売
	⑧	主に仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売
	⑨	主に調理済みの料理品を小売
飲食サービス	⑩	主に顧客の注文で調理する料理品を提供（配達を含む）
建設	⑪	土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上
	⑫	建築工事の施工額が、施工額全体の80%以上
	⑬	土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の80%未満

（4） 管理・補助的業務か否か

『調査票の記入のしかた』32ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 ➡ □

※管理・補助的業務：支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等

6 本所等の別

- 本所等の別の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。
- 一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。

① 本所・本社・本店（経営全体を統括している事業所）　② 支所・支社・支店

7 事業所の売上（収入）金額

- **令和　年１月から12月までの１年間**の売上（収入）金額について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和　年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

8 相手先別収入割合

- 7 欄「事業所の売上（収入）金額」について、収入を得た相手先別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

収入を得た相手先	①個人（一般消費者）	②個人以外	合計
収入額割合（%）			1 0 0

備考

建設、サービス

様式第20号

経済センサス－活動調査

【20】事業所調査票（政治団体、宗教）

㊙ 基幹統計調査

令和　年６月１日
総務省・経済産業省

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊	整理番号

1 事業所の名称及び電話番号

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・法人の場合は**登記上の法人名とこの事業所の名称（店舗名等）**を記入してください。
・屋号など通称名がある場合は**「通称名」欄**に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　　－

2 事業所の所在地

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を**「ビル・マンション名等」欄**に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
平成27年以前	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年

4 この事業所の従業者数

・６月１日現在の従業者数を記入してください。
・別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。

区分	（１）この事業所に所属する従業者数								（２）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（１か月以上）（１か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（１か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	⑩派遣（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 政治団体、宗教の種類等

（１）政治団体、宗教の種類

・○囲みの印字がない場合は、右表の中から、該当する番号を選択し、○で囲んでください。

政治団体	①	政治団体
宗教	②	神道系宗教
	③	仏教系宗教
	④	キリスト教系宗教
	⑤	その他の宗教

（２）管理・補助的業務か否か

『調査票の記入のしかた』32ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 □

※管理・補助的業務：支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等

6 本所等の別

・本所等の別の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。
・一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。

① **本所・本社・本店**（経営全体を統括している事業所）　② **支所・支社・支店**

備考

政治団体、宗教

政治団体、宗教

315　令和8年3月30日　月曜日　官　報　（号外第73号）

様式第21号

経済センサス－活動調査 個人企業経済調査 調査票

令和　年6月1日 総務省・経済産業省

秘 基幹統計調査

・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。
・数字を記入する欄について、該当するものがない場合でも空欄にせず、「0」を記入してください。
・金額欄は、千円未満を四捨五入し千円単位で記入してください。

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・インターネットでご回答いただく場合は、別にお配りした『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。

フリガナ	
記入者氏名	
部署名	
電話番号	（　　）　－　（内線：　　）

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	＊

1 名称及び電話番号

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号（代表）	（　　）　－

2 所在地

・印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に「○○構内」（○○は入居先の事業所名）と記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
－		

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

・○囲みの印字がない場合は、**この場所で事業を始めた時期**の番号を○で囲んでください。

①平成27年以前　②平成28年　③平成29年　④平成30年　⑤平成31年 令和元年　⑥令和2年　⑦令和3年　⑧令和4年　⑨令和5年　⑩令和6年　⑪令和7年　⑫令和8年

4 この事業所の従業者数

・6月1日現在の従業者数を記入してください。該当者がいない場合は、空欄にせず「0」と記入してください。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数							（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人（個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人）	常用雇用者 ③無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ④有期雇用者（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑤有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑥合計（①～⑤の合計）	⑦送出者（⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑧出向	⑨派遣
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人

（2）受入者：①～⑦以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人

5・6 は、個人業主について記入してください。

5 事業主の年齢

・該当する番号を○で囲んでください。

①30歳未満　②30～39歳　③40～49歳　④50～59歳　⑤60～69歳　⑥70～79歳　⑦80歳以上

6 後継者の有無

・該当する番号を○で囲んでください。

①後継者がいる　②後継者がいない

7 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』20～22ページの記入例を参照し、できるだけ詳しく記入してください。
※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

（1）主な事業の内容	（2）生産品、取扱商品又は営業種目
・この事業所で行っている事業のうち**令和　年1月から12月までの1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について**、その事業の内容を具体的に記入してください。	・左記（1）の主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を**収入額又は販売額の多い順**に記入してください。
	①
	②
	③

（3）事業の業態
・上記（1）の主な事業の内容が、製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設の場合は、該当する事業の業態を『調査票の記入のしかた』23ページに掲載されている「業態コード」から記入してください。必ず2桁で記入してください。

個人企業合同

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

（1）単独事業所・本所・支所の別
・○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
・フランチャイズ・チェーン（FC）加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

①単独事業所（他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。）
②本所・本社・本店（他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。）
③支所・支社・支店（他の場所にある本所の統括を受けている事業所。）

記入おわりです。

（2）企業全体の常用雇用者等数及び支所数
・6月1日現在の常用雇用者等数及び支所数を記入してください。

個人業主の家族で無給の人…個人業主の家族で賃金や給与を受けずに常時従事している人
常用雇用者…期間を定めずに又は1か月以上の期間を定めて雇用している人
臨時雇用者…雇用期間が1か月未満又は日々雇用している人

①常用雇用者等数　・該当者がいない場合は、空欄にせず「0」と記入してください。

	個人業主の家族で無給の人	常用雇用者	臨時雇用者
男	人	人	人
女	人	人	人

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者	人	人

②支所数　・国内又は海外に支所がない場合は、空欄にせず「0」と記入してください。

	国内	海外（現地法人は除く）
支所数	事業所	事業所

（3）企業全体の主な事業の内容
・『調査票の記入のしかた』20～22ページの記入例を参照し、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容	生産品、取扱商品又は営業種目
	①
	②
	③

9～14 は、行っている事業全体について記入してください。

9 主な事業以外の事業収入の有無

・該当する番号を○で囲んでください。
（例　主な事業として酒小売を行っているがそれ以外の事業としてクリーニングの取次も行っている。）

7（1）又は 8（3）の主な事業以外に事業収入はありますか	
①ある	②ない

※主な事業とは、8（1）が「単独事業所」の場合は 7（1）の「主な事業の内容」、「本所・本社・本店」の場合は 8（3）の「主な事業の内容」をいいます。

10 従業者の採用・離職状況

・令和　年6月1日から令和　年5月31日までの常用雇用者の採用者と離職者の延べ人数を記入してください。
・該当者がいない場合は、空欄にせず「0」と記入してください。

総採用者数　　人　　総離職者数　　人

11 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

・**令和　年1月から12月までの1年間** の売上（収入）金額等について記入してください。（千円未満四捨五入）
・消費税を含む金額を記入してください。
・金額がない場合は、空欄にせず「0」と記入してください。
※『調査票の記入のしかた』12～15ページに掲載の確定申告との対応表などを参照して記入してください。

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	円
①売上（収入）金額								000
②仕入金額								000
③令和　年12月31日現在の棚卸高								000
④令和　年12月31日現在の棚卸高								000
⑤経費計								000
主な費用項目 ⑥租税公課								000
主な費用項目 ⑦損害保険料								000

	億	千万	百万	十万	万	千	円
主な費用項目 ⑧減価償却費							000
主な費用項目 ⑨福利厚生費							000
主な費用項目 ⑩給料賃金（専従者給与を除く）							000
主な費用項目 ⑪外注工賃							000
主な費用項目 ⑫利子割引料							000
主な費用項目 ⑬地代家賃							000
⑭専従者給与							000

12 相手先別収入割合

収入を得た相手先	①個人（一般消費者）	②個人以外	合計
収入額割合（%）			100

※11 ①「売上（収入）金額」を得た相手先別の収入額割合（%）の合計が100となるように記入してください。

個人企業合同

13 設備投資の有無及び取得額

- 令和　年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
- 取得額（減価償却前の額）を記入してください。
- 消費税を含む金額を記入してください。
- 金額がない場合は、空欄にせず「0」と記入してください。

① 設備投資を行った　② 設備投資を行わなかった

	億	千万	百万	十万	万	千	円
新規設備取得額（土地を除く）							000
うち有形固定資産							000
うち車両・機械・工具・器具・備品							000
うち無形固定資産（ソフトウェアのみ）							000
中古設備取得額（土地を除く）							000

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。

（千円未満四捨五入）

取得額が最も多かった時期はいつですか

① 1～3月	② 4～6月
③ 7～9月	④ 10～12月

14 受託の状況

- 令和　年1月から12月までの1年間の受託（※）の状況について、該当する番号を○で囲んでください。

※受託とは、他社が行う製造・修理・役務提供等を請け負うことをいいます。ただし、コンビニエンスストアなど、フランチャイズ等の形態や建設工事の受託は除きます。

受託の有無

① 受託があった　② 受託がなかった →（設問15へ）

受託の内容に該当する番号すべてを○で囲んでください

① 製造の受託	他社が販売する物品・製造請負品・部品・原材料、他社の自己使用する物品・金型などの製造を請け負うこと
② 修理の受託	他社が請け負っている部品の修理、他社の自己使用する物品の修理を請け負うこと
③ 情報成果物作成の受託	他社が行うプログラム作成、テレビ番組作成、工業デザイン、グラフィックデザインの提供などを請け負うこと
④ 役務提供の受託（上記以外）	他社が行う運送・物品の倉庫保管、情報処理、メンテナンス（ビル、自動車、機械等）、顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を請け負うこと

受託額の売上げに占める割合（金額ベース）で該当する番号を○で囲んでください

① 50%未満
② 50%以上100%未満
③ 100%

その受託の大半は特定の1企業からですか

① はい　② いいえ

15～22 は、第1面 7（1）又は 8（3）の主な事業（※）について記入してください。

※主な事業とは、8（1）が、「単独事業所」の場合は7（1）の「主な事業の内容」、「本所・本社・本店」の場合は8（3）の「主な事業の内容」をいいます。

15 チェーン組織への加盟の有無

- 該当する番号を○で囲んでください。
- チェーン組織とは、フランチャイズチェーン又はボランタリーチェーンをいいます。

① 加盟している
② 加盟していない → チェーン組織への加盟の予定：① ある　② ない

16 パーソナルコンピュータの使用の有無

- 該当する番号を○で囲んでください。
- パーソナルコンピュータには、タブレット型端末を含みます。

事業でパーソナルコンピュータを使用していますか：① 使用している　② 使用していない

インターネットに接続しているパーソナルコンピュータはありますか：① ある　② ない

インターネットへの接続を考えていますか：① 考えている　② 考えていない

今後、事業でパーソナルコンピュータの利用を考えていますか：① 考えている　② 考えていない

17 営業（操業）日数及び時間

- 令和　年1月から12月までの1年間について記入してください。
- 複数の事業所がある場合は、収入額又は販売額の最も多い事業所について、記入してください。

（1）営業（操業）日数　1年間の営業日数で該当する番号を○で囲んでください

① 300日以上（週6日程度以上営業）	② 250日～299日（週5日程度営業）	③ 200日～249日（週4日程度営業）	200日未満 ④ 特定の季節だけ営業	200日未満 ⑤ （それ以外）

（2）1日の平均営業（操業）時間

□□ 時間　休憩時間は含めないでください

18 営業用土地・建物の所有形態

- 営業用に使用している土地・建物について、該当する番号を○で囲んでください。
- 複数の事業所がある場合は、収入額又は販売額の最も多い事業所について、記入してください。

（1）土地について	（2）建物について
① 自己所有	① 自己所有
② 借用	② 借用
〔無償の借用は、自己所有としてください〕	〔無償の借用は、自己所有としてください〕

19 営業用建物と自宅用建物の別

- 営業用に使用している建物と個人業主が住んでいる建物は別ですか。該当する番号を○で囲んでください。
- 複数の事業所がある場合は、収入額又は販売額の最も多い事業所について、記入してください。

① 建物は別
② 建物は同じ

20 事業経営上の問題点

- 当てはまる問題点は、該当する番号すべてを○で囲んでください。
- 大きな問題点は、該当するものを一つだけ選び○で囲んでください。

	当てはまる問題点（1～12のうち複数選択可）	大きな問題点（ア～シから一つだけ選択）
大手企業・同業者との競争の激化	①	ア
需要の停滞（売上の停滞・減少）	②	イ
製品・商品ニーズの変化への対応	③	ウ
建物・設備の狭小・老朽化	④	エ
資金繰りの悪化	⑤	オ
従業員の確保難・人材不足	⑥	カ
人件費の増加	⑦	キ
後継者難	⑧	ク
原材料価格・仕入価格の上昇	⑨	ケ
販売価格の低下・値引き要請	⑩	コ
家賃・地代の上昇	⑪	サ
コストの増加を販売価格に転嫁できない	⑫	シ

他に問題点があれば右の枠内に記入してください →

21 今後の事業展開

- 該当する主な項目の番号を一つだけ選び○で囲んでください。

① 事業拡大・店舗の増設を図りたい	⑥ 事業の規模を縮小したい
② 事業の共同化・協業化・チェーン組織への加盟を図りたい	⑦ 転業したい
③ 経営の多角化を図りたい	⑧ 休業したい
④ 事業の専門化を図りたい	⑨ 廃業したい
⑤ 現状のままを維持したい	⑩ 特に考えたことはない

⑪ その他　右の枠内に記入してください →

22 法人化の予定

- 該当する番号を○で囲んでください。

① ある　② ない　③ 未定

個人企業合同

様式第22号

㊙ 基幹統計調査

経済センサス－活動調査

【22】調査票（国、地方公共団体）

令和　年6月1日　　総務省・経済産業省

政府統計

※ ＃印の欄は、国（主管部局）、都道府県又は市区町村の統計主管課において、補正又は入力します。
※ ＊印の欄は、地方公共団体の事業所（機関）にあっては、都道府県又は市区町村の統計主管課が補正又は入力し、また、国の事業所（機関）にあっては、総務省統計局が補正又は入力します。
※「種類」、「府省・団体別コード」、「府省名及び主管部局名、地方公共団体名」、「府省・団体別一連番号」、「調査区番号」及び「産業分類番号」は、総務省統計局が補正又は入力します。

種類	府省・団体別コード	府省名及び主管部局名、地方公共団体名

（注１）「所在地」欄の「ビル名等」については、事業所（機関）がビルの中にある場合、そのビルの名称と階数を入力します。また、他の地方公共団体（企業）の構内にある場合、その地方公共団体（企業）の名称を入力します。

（注２）「無期雇用者」とは、雇用契約期間を定めずに雇用している人をいいます。（定年まで雇用されている場合を含む）

（注３）「有期雇用者」とは、１か月以上の期限を定めて雇用している人をいいます。（非常勤職員（事務補佐員）など）

（注４）「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、１か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人をいいます。

（注５）「左記以外で、この事業所で働いている人」とは、会社など別経営の民間の事業所から派遣されている人をいいます。

異動状況	府省・団体別一連番号	＊所在地区分	＊市区町村コード	調査区番号	産業分類番号	＃記入者の連絡先（担当部局等）	事業所（機関）の名称	電話番号（代表）			所在地					職員数										事業所（機関）の主な事業の内容（産業分類項目）
																男					女					
																常用雇用者		(3)	(4)	(5)	常用雇用者		(3)	(4)	(5)	
							正式名称	市外局番号	市内局番号	加入者番号	郵便番号	都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号	ビル名等（注1）	(1) 無期雇用者（注2）	(2) 有期雇用者（注3）	臨時雇用者（注4）	(1)～(3)の合計	左記以外で、この事業所で働いている人（注5）	(1) 無期雇用者（注2）	(2) 有期雇用者（注3）	臨時雇用者（注4）	(1)～(3)の合計	左記以外で、この事業所で働いている人（注5）	

○総務省・経済産業省告示第二号

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第五条第二項の規定に基づき、調査困難地域を次のように定め、告示する。

なお、令和三年総務省・経済産業省告示第二号（経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件）は廃止する。

令和八年三月三十日

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正

都道府県名	市町村名	経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）第八条の二第一項の規定に基づく令和七年四月一日現在の調査区の番号
福島県	南相馬市	○一〇八　○一七〇　○一七二
	富岡町	○〇〇二　○〇〇四　○〇二二～○〇二八　○〇三二
	大熊町	○〇〇一～○〇〇一四　○〇一七
	双葉町	○〇〇一～○〇〇九　○〇一二　○〇一四～○〇二五
	浪江町	○〇二三　○〇二六～○〇三二　○〇四二～○〇四六
	葛尾村	○〇〇五
	飯舘村	○〇二一　○〇二二

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
特定分別基準適合物	比率	
［略］	［略］	
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八八・四四	
［略］	［略］	
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九三・五一	

改正前		
特定分別基準適合物	比率	
［略］	［略］	
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八七・七〇	
［略］	［略］	
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九二・九九	

備考　表中の［　］は注記である。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

特定分別基準適合物	業種	比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の四六・二六
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一八・九四
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三〇・八四
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一・六二
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二・〇三
	規則別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の〇・三一
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の三・二八
	規則別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五一・五二
	規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一八・三六
	規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二五・一八
	規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇・六四
	規則別表第二の二の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の一・〇二

改正前

特定分別基準適合物	業種	比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の四七・〇〇
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一七・四一
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三二・三二
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一・三四
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一・五八
	規則別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の〇・三五
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の三・七七
	規則別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五二・一一
	規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一八・三九
	規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二四・一五
	規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇・七一
	規則別表第二の二の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の〇・八七

規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の六・〇〇
規則別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一五・〇三
規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の七八・二〇
規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇・〇三
規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇・六一
規則別表第二の三の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の〇・一三
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の四二・一四
規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の七・一六
規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一・五四
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇・九四
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二・四一
規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の一・八三
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一二・九八
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三一・〇〇
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の四・二九
規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九三・七一
規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二・〇〇

規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の六・四七
規則別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一三・九五
規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の七八・六五
規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇・〇八
規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の〇・八〇
規則別表第二の三の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の〇・〇五
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の四〇・七二
規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の六・七五
規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一・六九
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一・一〇
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二・一六
規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の一・八二
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一二・五五
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三三・二一
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の四・〇五
規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九三・九八
規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の一・九七